

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和8年6月30日
- 【計算期間】 第20期（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）
- 【発行者名】 ウィズダムツリー・コモディティ・
セキュリティーズ・リミテッド
（WisdomTree Commodity Securities Limited）
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ヴィノッド・ラジプット
（Director, Vinod Rajput）
- 【本店の所在の場所】 英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE1 1ST、
セント・ハリアー、IFC 5
（IFC 5, St. Helier, Jersey JE1 1ST, ChannellIslands）
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中川 秀宣
- 【代理人の住所又は所在地】 〒106-6123 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 秀宣
- 【連絡場所】 〒106-6123 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03-6438-5511
- 【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、スターリング・ポンド（以下「ポンド」といいます。）及びユーロ（以下「ユーロ」といいます。）の円貨換算は、令和8年5月1日午前0時（ロンドン時間2026年4月30日午後4時）現在のものとしてブルームバーグによって表示される為替レート（スポット・レート）（1米ドル = 156.56 円、1ポンド = 212.696円及び1ユーロ = 183.70円）によります。

（注2）発行体は、英国領チャンネル諸島ジャージーの法律に基づいて設立されていますが、発行体の基準通貨は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入がしてあります。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書に記載した語句については、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、別添の原語を翻訳したものをを用いており、その定義も別添に記載した通りとします。

（注5）本書において、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドを「発行体」又は「外国投資法人」ということがあります。

（注6）発行体は現在80種類の商品上場投資信託を発行しており、これには52種類の単一商品上場投資信託と28種類の商品指数上場投資信託があります。単一商品上場投資信託は、単一の商品価格（アルミニウム等）に連動するものとなっており、商品指数上場投資信託は、複数の商品のグループの価格（総合商品指数又はエネルギー等）に連動するものとなっています。WisdomTree 天然ガス上場投資信託、WisdomTree ニッケル上場投資信託、WisdomTree ガソリン上場投資信託

託、WisdomTree WTI原油上場投資信託、WisdomTree アルミニウム上場投資信託、WisdomTree 銅上場投資信託、WisdomTree とうもろこし上場投資信託、WisdomTree 大豆上場投資信託、WisdomTree 小麦上場投資信託、WisdomTree ブロード上場投資信託、WisdomTree エネルギー上場投資信託、WisdomTree 産業用金属上場投資信託、WisdomTree 農産物上場投資信託、及びWisdomTree 穀物上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

マイクロ・商品上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体による外国投資法人債券です。全投資口(以下「投資口」といいます。)は、親会社である投資口保有会社(以下に定義します。)により保有されています。投資者が投資口を取得することはできません。

発行体は、商品契約に裏付けられた商品上場投資信託を発行する目的で設立された特別目的会社です。

マイクロ・商品上場投資信託は、特定の商品指数(以下「商品指数」といいます。)の変動に対するエクスポージャーを提供します。当該指数は、7月1日以降、ブルームバーグにより管理、計算、配信及びライセンスされています。

	第16期 (2021年12月31日)	第17期 (2022年12月31日)	第18期 (2023年12月31日)	第19期 (2024年12月31日)	20期 (2025年12月31日)
(a) 営業収益(注1・注2)	29,256,988 (4,581.351百万円)	29,769,450 (4,661.598百万円)	42,856,333 (6,710.873百万円)	33,850,068 (5,300.582百万円)	30,512,967 (4,778.026百万円)
(b) 経常利益金額 又は経常損失額	0 (0百万円)	0 (0百万円)	0 (0百万円)	0 (0百万円)	0 (0百万円)
(c) 当期純利益金額 又は当期純損失額	-25,503,132 (-3,639.296百万円)	64,593,275 (10,114.660百万円)	-86,233,313 (-13,503.274百万円)	14,793,842 (2,316.567百万円)	-70,394,885 (-11,023.135百万円)
(d) 出資総額(注3・注4)	6,291,635 (897.816百万円)	70,884,911 (11,099.868百万円)	-15,348,402 (-2,403.406百万円)	-554,560 (-86.838百万円)	-70,949,445 (-11,109.974百万円)
(e) 発行済投資口総数	2口	2口	2口	2口	2口
(f) 純資産額	6,291,635 (897.816百万円)	70,884,911 (11,099.868百万円)	-15,348,402 (-2,403.406百万円)	-554,560 (-86.838百万円)	-70,949,445 (-11,109.974百万円)
(g) 総資産額	5,074,454,507 (794,608.831百万円)	5,570,386,278 (872,266.787百万円)	6,013,343,518 (941,629.461百万円)	4,239,746,297 (663,901.872百万円)	5,468,624,745 (856,331.949百万円)
(h) 1口当たり純資産 価格(注5・注6) 外国投資証券 1単位当たりの純 資産額	3,145,818 (492.603百万円)	35,442,456 (5,549.934百万円)	-7,674,201 (-1,201.703百万円)	-277,280 (-43.419百万円)	-35,474,723 (-5,554.987百万円)
(i) 1口当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額 (注7)	-12,751,566 (-1,996.767百万円)	32,296,638 (5,057.330百万円)	-43,116,657 (-6,751.637百万円)	7,396,921 (1,158.283百万円)	-35,197,443 (-5,511.568百万円)

(j) 分配総額	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)
(k) 1口当たり分配金	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)	0 (0万円)
(l) 自己資本比率 (注8)	0.1240%	1.2725%	-0.2552%	-0.01%	-1.30%
(m) 自己資本利益率 (注9)	-405.3498%	91.1242%	561.8390%	-2,667.67%	99.22%

(注1) 発行体は、商品契約に裏付けられた商品上場投資信託を発行する目的で設立された特別目的会社です。

(注2) 営業収益は発行体の管理及び運用にかかる費用、受託者の報酬を含む費用等に充てられます。

(注3) 資本及び負債合計から負債合計を控除して算出される投資主持分の額を記載しています。

(注4) ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(WisdomTree Management Jersey Limited)(以下「管理事務代行会社」ということがあります。)は、業務提供契約に基づき同社が提供する業務の対価として発行手数料及び償還手数料並びに管理事務代行報酬を受領します。発行体は、ウィズダムツリー・ホールディングス(ジャージー)リミテッド(WisdomTree Holdings (Jersey) Limited)(以下「投資口保有会社」ということがあります。)の完全子会社となっています。

(注5) マイクロ・商品上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体による外国投資法人債券です。全投資口は、親会社である投資口保有会社により保有されています。投資者が投資口を取得することはできません。

(注6) 1口当たり純資産価格は、純資産額を発行済投資口総数により除して計算されます。

(注7) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を発行済投資口総数により除したものです。

(注8) 自己資本比率は、純資産額を総資産額により除したものです。

(注9) 自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額により除したものです。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

A. 概要

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Commodity Securities Limited、以下「発行体」といいます。)は、14の異なる種類のETF商品上場投資信託を東京証券取引所に上場しています。上場している当該商品上場投資信託には、以下の二つの種類のものがあります。

- ・ 単一商品上場投資信託は、単一の商品価格に連動するものとなっています。
- ・ 商品指数上場投資信託は、複数の商品のグループの価格に連動するものとなっています。

東京証券取引所に上場している単一商品上場投資信託は9種類あり、商品指数上場投資信託は5つの種類があります。

発行体は、価格が商品又は商品指数に連動する債務証券の発行を目的としてジャージーにおいて設立された公開会社です。

発行体の株式は全て、ウィズダムツリー・ホールディングス(ジャージー)リミテッド(ジャージーの会社であり、エレクトラ・ターゲット・ホールドコ(Electra Target HoldCo、以下「Electra」といいます。)の完全子会社です。)が保有しており、管理事務代行会社が発行体の運用会社として行爲します。マイクロ・商品上場投資信託は期限の定めがない、遡求権の限定されている発行体の債務です。

マイクロ・商品上場投資信託の市場価格は、商品上場投資信託の売買を希望する投資者における需要と供給、及び、マーケット・メイカーが提示しようとする買値と売値のスプレッドの相関関係によって決定されます。

商品上場投資信託は、(発行限度額及び償還限度額を超過しない) 予め定められた条件に従い、認定参加者によって、いつでも、発行され、また、償還されます。発行及び償還にかかる仕組みは、商品上場投資信託が十分な流動性を持つように、また、ロンドン証券取引所において取引される価格が、関連する計算式によって算出される価格に連動することを確保するためのものです。認定参加者のみ(設定参加者がいない場合又は発行体が別途発表した場合を除きます。)が、商品上場投資信託の設定及び償還の申込みを行うことができます。それ以外の全ての投資者は、ロンドン証券取引所又は商品上場投資信託の取引が認められているその他の取引所において、商品上場投資信託の売買を行うこととなります。

商品上場投資信託の日本における売買は、東京証券取引所における取引を通じて行うことができます。

B. 外国投資法人の目的及び基本的性格

発行体は、適時に、商品上場投資信託(単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託のいずれか)及びマイクロ上場投資信託を発行するプログラムを設定しています。

(A) 募集される有価証券の種類及びクラス

発行体は、単一商品上場投資信託、商品指数上場投資信託、長期単一商品上場投資信託、及び長期指数上場投資信託の4つの種類のマイクロ・商品上場投資信託(それぞれ複数のクラスで発行されます。)を設定し、発行可能にしています。発行体は9種類の単一上場投資信託及び5種類の商品指数上場投資信託を東京証券取引所に上場しています。本書提出日現在、発行体は長期単一商品投資信託及び長期指数上場投資信託を東京証券取引所に上場していません。

マイクロ・商品上場投資信託の各クラスは、商品指数を追跡することにより、投資者に、様々な単一商品先物契約及び商品先物契約のバスケットのパフォーマンスに対するエクスポージャーを与えます。商品指数は単一の商品先物契約及び商品先物契約のバスケットの価格の変動を追跡します。単一商品上場投資信託は、対応するクラスの100万のマイクロ上場投資信託により構成されています。商品指数上場投資信託は、異なるクラスのマイクロ上場投資信託により構成されています。

マイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託は、その投資者に、特定の満期の先物契約における完全な現金担保付きのレバレッジのない買持ちポジションを維持している場合に得られるものから適用される手数料を控除した「総投資収益(トータル・リターン)」を提供するように設計されています。先物取引においてポジションを維持する場合は異なり、マイクロ・商品上場投資信託は、乗換え、追加証拠金、満期、又は先物取引の仲介手数料を伴いません。

発行体は、80種類の商品上場投資信託を設定し、現在発行可能にしています。かかる商品上場投資信託は、それぞれ、投資者に商品指数のうちの一指数の変動に対するエクスポージャーを与え、また、以下の2つの類型に分類されます。

- ・ 単一商品上場投資信託
- ・ 商品指数上場投資信託

これらは、(29の商品及び2つの異なる満期を表章する)52のクラスの単一商品上場投資信託及び(18種類の商品の組み合わせ及び2つの異なる満期を表章する)28種類の商品指数上場投資信託により、構成されます。

クラス及び種類の特性

マイクロ・商品上場投資信託から得られる利益は、以下の通り、各々の事例において、関連する商品指数のパフォーマンスに連動します。

- ・単一商品上場投資信託は、1ヶ月から3ヶ月の範囲内で引渡し期限が到来する、1種類の商品の先物契約の価額の変動に対するエクスポージャーを提供する商品指数に連動します。
- ・商品指数上場投資信託は、1ヶ月から3ヶ月の範囲内で引渡し期限が到来する、様々な商品の先物契約の価額の変動に対するエクスポージャーを提供する商品指数に連動します。
- ・長期単一商品上場投資信託は、4ヶ月から6ヶ月の範囲内で引渡し期限が到来する、1種類の商品の先物契約の価額の変動に対するエクスポージャーを提供する商品指数に連動します。
- ・長期指数上場投資信託は、4ヶ月から6ヶ月の範囲内で引渡し期限が到来する、様々な商品の先物契約の価額の変動に対するエクスポージャーを提供する商品指数に連動します。

いずれの場合も、関連ある先物契約における完全保証付ポジションに対して発生するリスクフリー金利に関する調整を伴います。

a. 単一商品上場投資信託

以下の9種類の単一商品上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。

WisdomTree 天然ガス上場投資信託

WisdomTree WTI 原油上場投資信託

WisdomTree ガソリン上場投資信託

WisdomTree アルミニウム上場投資信託

WisdomTree 銅上場投資信託

WisdomTree ニッケル上場投資信託

WisdomTree 小麦上場投資信託

WisdomTree とうもろこし上場投資信託

WisdomTree 大豆上場投資信託

下記の表1は、各項目において、入手可能な異なる商品上場投資信託を示しています。また、商品指数上場投資信託に含まれる商品をも示しています。

(注) 表1には東京証券取引所に上場されている商品以外も含まれています。

表1. 入手可能な商品上場投資信託及び長期商品上場投資信託

単一商品上場投資信託

天然ガス
WTI原油
ブレント原油
ガソリン
灯油
軽油

商品指数上場投資信託

	エネルギー商品指数		
		石油商品指数	

アルミニウム	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	産業用金属商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
銅				
亜鉛				
ニッケル				
鉛				
金	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	貴金属商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
銀				
生体牛	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	家畜商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
赤身豚肉				
小麦	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	農産物商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
カンザス小麦				
トウモロコシ				
大豆				
砂糖	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	農産物商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
綿花				
コーヒー				
大豆油	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	農産物商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
大豆ミール				
ココア	ブロード商品指数	ブロード商品指数及びエネルギー以外商品指数	農産物商品指数	ブロード商品指数及び農産物及び家畜以外商品指数
プラチナ				
錫				

各々の種類の単一商品上場投資信託の価格は、米ドルで計算され、
 価格 = 単一の商品にかかる指数 × 乗数 × プール因数 / 10
 となります。

乗数は、元本増加部分から利得を価格に含めるとともに、管理報酬及びライセンス料を反映させるために用いられる因子です。プール因数は、関連するマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託が分割されない限り、常に1となる数字です。

b. 商品指数上場投資信託

商品指数(Commodity Index)として現時点で指数化されている総合商品指数と5つのサブ指数にかかる商品指数に対応表示される9つの異なるコモディティに対応する以下の5種類の商品指数上場投資信託が東京証券取引所に上場されています。

WisdomTreeブロード上場投資信託

WisdomTree農産物上場投資信託

WisdomTree穀物上場投資信託

WisdomTreeエネルギー上場投資信託

WisdomTree産業用金属上場投資信託

表2. マイクロ上場投資信託による構成

各類型の商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託のクラス及び数は以下の表に記載されています。

マイクロ商品 上場投資信託 の種類	2026年1月14日時点でのマイクロ商品上場投資信託の数(これらは、次回の 2027年1月のリバランスまでの各基準証券における数です)			
	総合商品	エネルギー	石油	エネルギー以外
天然ガス	311,707,868	246,038,823		604,020,294
WTI原油	102,946	83,134	645,368	198,296
ブレント原油	23,475	18,983	147,314	45,237
無鉛ガソリン	5,715	4,607	35,761	11,008
灯油	12,582	10,129	78,619	24,221
軽油	11,724	9,439	73,282	22,580
		産業用金属		
アルミニウム	128,005	1,146,796		246,290
銅(COMEX)	16,170	144,834		31,171
亜鉛	27,340	244,925		52,732
ニッケル	18,372	164,603		35,361
鉛	6,946	62,046		13,415
		貴金属		
金	43,753	951,872		84,186
銀	8,059	174,074		15,510
		家畜		
生体牛	51,992	248,531		
赤身豚肉	531,895	2,534,901		
		農産物	穀物	
小麦	946,076	1,421,198	1,550,525	
カンザス小麦	124,420	186,860	203,863	
トウモロコシ	841,050	1,260,574	1,375,209	
大豆	26,673	40,560	44,263	
大豆粕	5,663	8,589		
			穀物以外農産物	
砂糖	39,510	59,179	230,299	
綿花	94,130	141,630	552,107	

コーヒー	117,445	178,603	695,396	
ココア	24,998	35,943	136,250	
大豆油	55,157	83,87		

マイクロ商品
上場投資信託
の種類

2026年1月14日時点でのマイクロ商品上場投資信託の数(これらは、次回の
2027年1月のリバランスまでの各基準証券における数です)

	エネルギー 以外	農産物以外	穀物以外	産業用金属 以外	家畜以外	石油以外	貴金属以外	穀物以外 農産物以外
天然ガス		488,147,980	712,621,047	554,228,100	663,229,109	652,495,022	479,929,406	432,151,436
WTI原油		160,316	234,760	183,167	219,025	-	161,574	142,327
ブレント原油		36,573	53,538	41,760	49,945	-	36,759	32,464
無鉛ガソリン		8,898	13,032	10,168	12,157	-	8,971	7,901
灯油		19,582	28,690	22,394	26,770	-	19,807	17,387
軽油		18,256	26,737	20,864	24,944	-	18,433	16,207
アルミニウム	213,649	199,117	291,912	-	272,322	266,553	201,027	176,821
銅(ニュー ヨーク証券取 引所)	27,068	25,197	36,898	-	34,398	33,726	25,389	22,352
亜鉛	45,804	42,622	62,402	-	58,162	57,054	42,920	37,803
ニッケル	30,739	28,582	41,901	-	39,086	38,272	28,856	25,378
鉛	11,653	10,843	15,859	-	14,774	14,508	10,837	9,611
金	73,028	68,064	99,783	77,904	93,084	91,115	-	60,442
銀	13,455	12,538	18,381	14,348	17,147	16,782	-	11,134
生体牛	87,010	80,937	118,563	93,811	-	108,368	81,652	71,817
赤身豚肉	891,584	829,765	1,214,253	946,612	-	1,110,373	832,922	735,795
		488,147,980						
小麦	1,588,440		-	1,682,963	2,012,911	1,977,074	1,470,043	1,310,127
カンザス小麦	208,945		-	221,325	264,718	260,041	193,271	172,306
トウモロコシ	1,415,425		-	1,496,132	1,789,426	1,760,097	1,303,129	1,165,271
大豆	44,734		-	47,489	56,741	55,669	41,889	36,844
大豆粕	9,522		-	10,080	12,049	11,845	8,868	7,839
砂糖	66,343		90,242	70,268	84,064	82,573	61,263	66,343
綿花	157,955		214,958	167,453	200,273	196,642	146,470	157,955
コーヒー	196,023		267,827	209,099	249,854	244,558	184,442	196,023
ココア	42,043					52,301		42,043
大豆油	92,063		125,786	98,206	117,344	114,858	86,623	76,194

(B) 日本における商品上場投資信託の位置付け

マイクロ・商品上場投資信託は期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、当該債務は上場されています。発行体の全ての株式は、本書提出日現在、親会社である投資口保有会社によって保有されています。

(C) 外国投資法人の目的及び基本的性格

発行体は、商品又は商品指数に価格が連動する債券の発行、並びにその他の種類又はクラスの商品上場投資信託に関する契約及び合意の締結を目的とするジャージーにおいて2005年8月16日に設立された公開会社です。

発行体は特別目的会社で、商品上場投資信託に帰属する唯一の資産は、ファシリティ契約及び商品契約、担保契約、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「シティグループ」といいます。)保証契約に基づく権利、並びにバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション(以下「BAC」といいます。)保証契約に基づく権利であり、発行体がマイクロ・商品上場投資信託を償還する義務を履行する権能は、シティグループからの又はシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク(以下「CGMH」といいます。)からの商品契約の解約に基づく支払金、又はシティグループ担保契約及びシティグループ担保管理契約に基づいてシティグループが提供した担保を現金化した場合の現金、商品契約の解約に基づくメリルリンチ・インターナショナル(以下「MLI」といいます。)からの支払金又はBAC保証契約に基づくBACからの支払金、並びにMLI担保契約及びMLI担保管理契約に基づきMLIが提供した担保を現金化した場合の現金を受領する権能に完全に依拠します。ファシリティ契約、それに基づく商品契約、担保契約、シティグループ保証契約及びBAC保証契約は、マイクロ・商品上場投資信託に関し支払われるべき金額を支払うための資金を設ける能力を示すという特質を有しており、各々の契約は、ニューヨーク州法に準拠する担保契約を除き、英国法に準拠します。

従前のUBSとの契約は終了し、メリルリンチ・コモディティーズ・インクとの契約はMLIに効力を有したまま承継されています。

C. 外国投資法人の特色**(A) 対象資産**

- 各クラスのマイクロ・商品上場投資信託の担保となり、保証される対象資産は、
- ・ 発行体が商品契約カウンターパーティと締結する同一のクラスの商品契約に基づく権利及び利益、
 - ・ 商品契約を締結するための(当該クラスに関する範囲における)ファシリティ契約に基づく権利及び利益、並びに、
 - ・ 当該クラスに関するファシリティ契約に基づくかかる商品契約カウンターパーティの発行体に対する義務に関して締結されるシティグループ担保契約、シティグループ担保管理契約並びに/又はMLI担保契約及びMLI担保管理契約に基づく権利及び利益です。

発行を担保する資産は、証券につき支払期限の到来したあらゆる支払いを行うための資金を拠出する能力を示す特性を有します。

担保する資産は、商品契約、ファシリティ契約、BAC保証契約、シティグループ担保契約、シティグループ担保管理契約、MLI担保契約、及びMLI担保管理契約です。各クラスのマイクロ・商品上場投資信託は、対応する条件の商品契約によって担保されており、マイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託が設定又は償還される毎に、商品契約の対応する金額分が、発行体に

より購入又は解約されます。商品契約は、一又は複数の商品契約カウンターパーティから購入されます。

発行体は、何らかの理由で、商品契約カウンターパーティとの間で関連する商品契約を締結できない場合、マイクロ・商品上場投資信託の申込みを断ることになります。

発行体は、本書提出日現在、2つの商品契約カウンターパーティ（シティグループ及びMLI）との取決めを締結しています。

ファシリティ契約に基づき、随時締結又は解約できる商品契約の数について、日次制限及び総額制限があります。マイクロ・商品上場投資信託の設定及び償還は、商品契約の制限に合致するように、日次制限及び総額制限を受けます。

(B) 担保にかかるストラクチャー

マイクロ・商品上場投資信託の償還にかかる上場投資信託保有者に対する発行体の支払義務を確保するために、担保にかかるストラクチャーが設定されています。

発行体は、個別の資産のために個別の合同管理資金（プール）を傘下に有する「包括的」又は「複数の区分された部門からなる」会社として設立されているため、発行体は、様々な種類の価格又は特徴に基づいた、様々な種類の上場投資信託を発行することが可能となっています。そのような個別の種類の上場投資信託は、当該種類に帰することのできる合同管理資金（プール）に対してのみ遡求権を有しており、その他の種類に帰することのできる合同管理資金（プール）に対しては遡求権を有していないとの条件の下で発行が可能となっています。

個々の種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託（及び、当該マイクロ上場投資信託から構成される範囲において、商品指数上場投資信託）に帰することのできる資産及び負債は、当該種類にかかる合同管理資金（プール）に対応するものとなります。

従って、全ての商品上場投資信託に対応して50の個別の合同管理資金（プール）が存在しています。一の合同管理資金（プール）は、一の種類に属する全てのマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託、並びに、当該マイクロ上場投資信託から構成される範囲で全ての商品上場投資信託を担保します。

商品上場投資信託は、信託約款に基づいて設定されています。受託者は、その保有者のために信託により、信託約款に基づく全ての権利及び受益権を保持しています。

更に、発行体と受託者は、各々の合同管理資金（プール）に関して、個別の担保証書を締結しています。担保証書に基づき、受託者によって保持されている権利及び受益権は、当該特定の種類のマイクロ上場投資信託、単一商品上場投資信託の保有者のための信託として受託者により保持されているものです。

各々の担保証書の条項に基づき、発行体は、ファシリティ契約に基づく当該種類に関連した発行体の契約上の権利を受託者に譲渡しています。また、受託者は、関連する合同管理資金（プール）に関連する各々の場合における、各々のファシリティ契約、ファシリティ契約に基づき設定された関連する種類の全ての商品契約、BACによる保証契約、並びに、各々の担保及び担保管理契約上の権利を含め、また、かかる権利に限定することなく、対応した合同管理資金（プール）に帰属する担保対象資産にかかる発行体の全ての権利を被担保債権として、第一順位の浮動担保の設定を受けています。

関連する担保対象資産から回収される額が、関連する合同管理資金（プール）にかかる全ての支払いに応じるために不十分である場合、その不足部分の弁済に応じるために利用可能なその他の発行体の資産は存在せず、当該種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託（及び、当該マイクロ上場投資信託を構成する範囲で商品指数上場投資信託）にかかる保有者のそれ以上の請求権は全て消滅することになります。

商品契約、シティグループとのファシリティ契約、シティグループとの担保契約、シティグループとの担保管理契約、MLIとの担保契約及びMLIとの担保管理契約は、マイクロ・商品上場投資信託につき支払期限の到来したあらゆる支払いを行うための資金を拠出する能力を示す特性を有します。

関連する担保資産から受領する金額が特定の合同管理資金（プール）に関する支払金額全額に満たない場合、発行体の他の資産を不足分に充てることはできず、これを超えるマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託（及び当該種類のマイクロ上場投資信託を構成する限度において商品指数上場投資信託も含まれます。）のクラスに関する保有者の請求権は消滅します。

(C) 外国投資法人の特色

発行体は特別目的会社で、商品上場投資信託に帰属する唯一の資産は、ファシリティ契約及び商品契約、担保契約及びBAC保証契約に基づく権利であり、発行体がマイクロ・商品上場投資信託を償還する義務を履行する権能は、シティグループからの商品契約の解約に基づく支払金、又はシティグループ担保契約及びシティグループ担保管理契約に基づいてシティグループが提供した担保を現金化した場合の現金、商品契約の解約に基づくMLIからの支払金又はBAC保証契約に基づくBACからの支払金、並びにMLI担保契約及びMLI担保管理契約に基づきMLIが提供した担保を現金化した場合の現金を受領する権能に完全に依拠します。ファシリティ契約、それに基づく商品契約、担保契約及びBAC保証契約は、マイクロ・商品上場投資信託に関し支払われるべき金額を支払うための資金を設ける能力を示すという特質を有しており、各々の契約は、ニューヨーク州法に準拠する担保契約を除き、英国法に準拠します。

なお、発行体の全出資口は、本書提出日現在、投資口保有会社によって保有されています。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

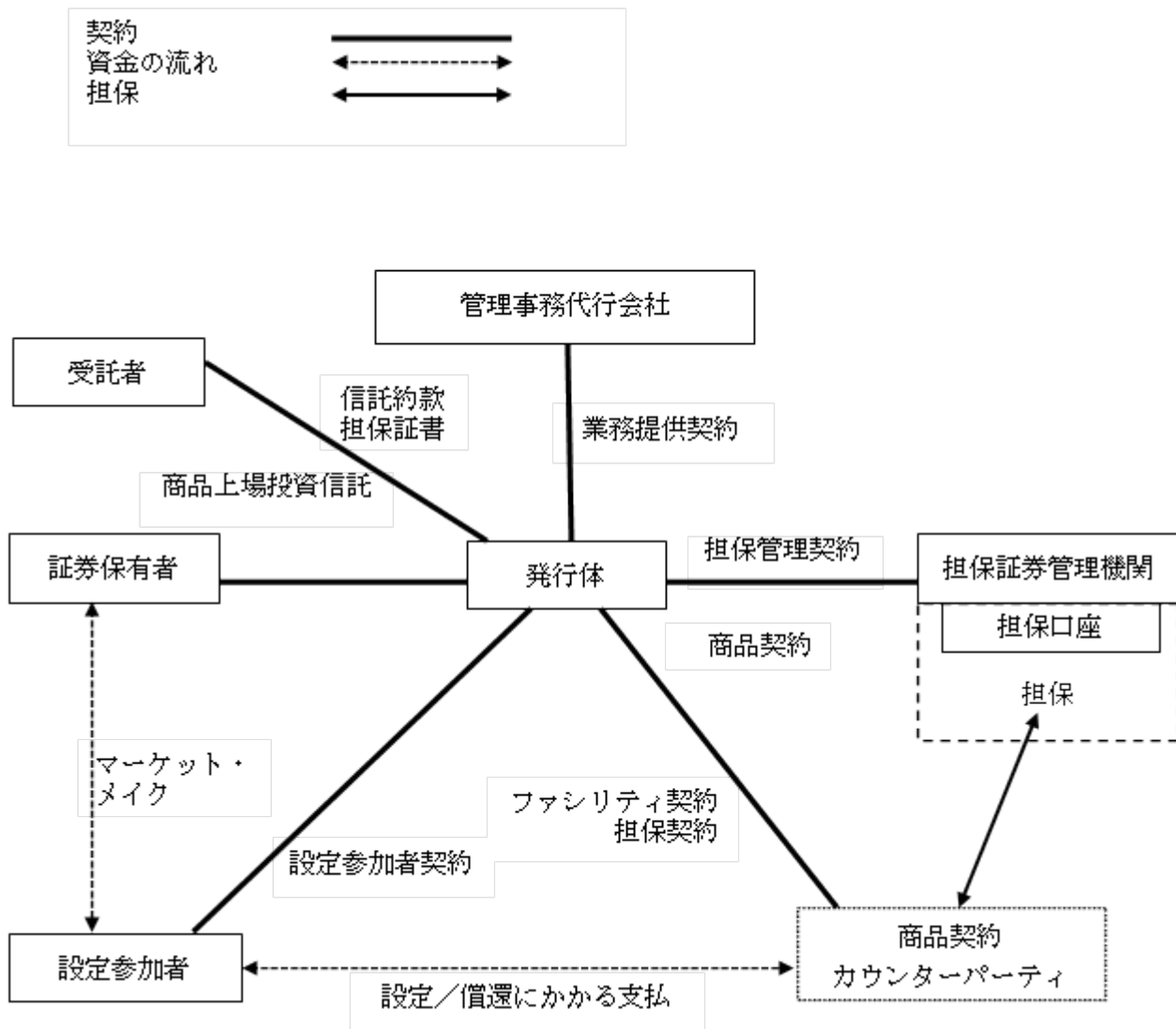
A. 外国投資法人の仕組み

発行体は、マイクロ・商品上場投資信託が随時発行されるプログラムを設定しました。マイクロ・商品上場投資信託は、発行体と認定参加者契約を締結した認定参加者に対して発行される可能性があり、又は当該認定参加者により日次ベースでの償還を求められる可能性があります。認定参加者は、その後、取引所又は市場外取引で他の投資者とマイクロ・商品上場投資信託を売買することがあります。

マイクロ・商品上場投資信託は、信託約款に基づいています。信託約款の条項に基づき、受託者は、(a)上場投資信託保有者の利益のために、マイクロ・商品上場投資信託に基づき決定を行い、権利を行使し、かつ、(b)上場投資信託保有者のために、発行体が担保証書に基づき付与する証券を信託し、これを発効させるために権利を行使し、かつ、（とりわけ）上場投資信託保有者に対し（受託者に支払われるべき全額の支払いの後に）手取金を分配するために、各々の種類のマイクロ・商品上場投資信託の保有者のための受託者として行動します。

マイクロ・商品上場投資信託の各クラスに関する発行体の義務は、ファシリティ契約及び関連契約に基づく商品契約の同等のクラスに課される手数料によって担保されます。

以下は、現在の主な契約の構成の概要を図示したものです。



B. 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要

(A) 概要

関係法人の名称	運営上の役割	契約等の概要
ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド (WisdomTree Management Jersey Limited)	運用会社	業務提供契約に基づき、運用会社は一定の運用及び管理事務代行サービス業務を発行体に対して提供し、また、発行体の運営及び管理事務代行にかかる費用の全てを支払います。
エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンド)・リミテッド (Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)	管理事務代行会社	管理事務契約に基づき、エイペックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンド)リミテッドは、特定の管理、会社秘書約業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。
ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー (The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.)	受託者	貴金属上場投資信託は、発行体及び各種類の上場投資信託保有者の受託者としてのザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー間の信託約款に基づいて設定されています。受託者は、上場投資信託保有者のために信託により、信託約款に基づく全ての権利及びエンタイトルメントを保持しています。 更に、発行体と受託者は、各々の合同管理資金(プール)に関して、別個の担保証書を締結しています。担保証書に基づき、受託者によって保持されている権利及びエンタイトルメントは、貴金属上場投資信託の特定クラスの保有者のための信託として、受託者により保持されています。
エイペックス・フィナンシャル・サービス(セクレタリーズ)・リミテッド (Apex Financial Services (Secretaries) Limited)	秘書役	管理事務契約に基づき、管理事務代行会社は、特定の管理、会社秘書約業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。管理事務代行会社は、エイペックス・フィナンシャル・サービス(セクレタリーズ)リミテッドに、会社秘書役業務を再委託しています。
コンピューターシェア・インベスター・サービスズ(ジャージー)リミテッド (Computershare Investor Services (Jersey) Limited)	登録名義書換事務代行会社	発行体、登録名義書換事務代行会社及び受託者との間の名義書換事務代行契約に基づき、登録名義書換事務代行会社として業務提供するために任命され、ジャージーで登録簿を管理します。

<p>シティグループ・グローバル・ マーケッツ・リミテッド (Citigroup Global Markets Limited) メリルリンチ・インターナシ ョナル(Merrill Lynch International)</p>	<p>商品契約カ ウンター パーティ</p>	<p>商品上場投資信託は、当該商品上場投資 信託の条件に対応した条件の商品契約に よって担保されています。商品上場投資 信託が発行又は償還される毎に、これに 対応する発行体と商品契約カウンター パーティとの間の商品契約が、発行体に より締結又は解約されます。発行体は、 シティグループ及びMLIとの間でそれぞれ ファシリティ契約を締結しており、これ らの契約に基づき、発行体は、継続して 商品契約の締結及び解約を行うことが できます。MLIファシリティ契約に基づく MLIの支払義務はバンク・オブ・アメリ カ・コーポレーションの保証により担保 されていますし、シティグループとの ファシリティ契約に基づくシティグルー プの支払義務はCGMHの保証により担保さ れています。</p>
<p>バンク・オブ・アメリカ・コー ポレーション (Bank of America Corporation) シティグループ・グローバル・ マーケッツ・ホールディング ス・インク (Citigroup Global Markets Holdings Inc.)</p>	<p>発行体に対 する債務に ついての信 用補完</p>	<p>MLIは、そのファシリティ契約に基づ き、同契約上の義務及び同契約に基づく 商品契約がバンク・オブ・アメリカ・ コーポレーションの信用補完を受けるこ とを義務づけられています。そのためバ ンク・オブ・アメリカ・コーポレーショ ンは、BAC保証契約を締結しています。 シティグループは、そのファシリティ契 約に基づき、同契約上の義務及び同契約 に基づく商品契約がCGMHの信用補完を受 けることを義務づけられています。その ためCGMHは、シティグループ保証契約を 締結しています。</p>

(4) 【外国投資法人の機構】

A. 外国投資法人の統治に関する事項

(A) 投資主総会

a. 投資主総会

年次投資主総会は、暦年に1回開催されます。但し、発行体が設立後18ヶ月以内に最初の年次投資主総会を開催する場合には、設立した年又はその翌年に年次投資主総会を開催する必要はありません。その他の全ての投資主総会は、臨時投資主総会と呼ばれます。投資主総会の日時及び場所(ジャージーの内外を問いません。)は、取締役会によって決定されます。

取締役会は、適切と考える時、及び、ジャージー会社法に基づき投資主からの書面による請求があった時には、臨時投資主総会の招集を決定します。

請求により招集される臨時投資主総会においては、招集通知において記載される議事以外は、上程されません。

年次投資主総会及び特別決議事項を議決するための投資主総会の招集は、21日以前までに通知されなければなりません。その他の投資主総会については、14日以前までに招集の通知がなされなければなりません。

b. 投資主総会の権能及び議事

年次投資主総会においては、必要に応じて発行体の決算並びに、取締役及び監査人からの報告を受領し、検討すること、取締役の選任及びその報酬の決定、監査人の選任及びその報酬の決定、配当の承認、及び、通知のあった全ての事項を処理します。

投資主総会においては、議事開始時点で定足数を満たさない場合、閉会の宣言を除き、いかなる議事も進行できません。

議決権を有する投資証券の所有者であるとして登録されていない者は、投資主総会に出席し、議事に参加し、又は、自身若しくは代理人により投票する権限を有しません。

投資主総会の決議は、法律又は定款に特段の定めがある場合を除き、多数決で行われます。

取締役及び監査人は、本投資法人のあらゆる投資主総会について招集通知を受領し、出席し、かつ発言する権利を有します。

挙手による決議の場合、各出席投資主が1個の議決権を有します。

B. 外国投資法人の運用体制

発行体は、コモディティ上場投資信託(ETC)をアセット・バック証券として後記「2 投資方針、(1) 投資方針」に従って発行します。投資方針を実行するに当り裁量はなく、また発行体は投資方針に関し変更を予定していません。従って、発行体の各取締役を除き、発行体には投資方針の遵守を確保する責任を負う監督機関はありません。

(A) 取締役

a. 取締役

発行体は、普通決議によって、取締役の定員の上限と下限を決定します。異なる決定が行われた場合、又は(法律によって別途定められない限り)基本定款の引受人若しくは通常定款の引受人の過半数により1名の取締役のみが選任された場合を除き、取締役の定員は最低2名です。発行体は、法律の求める方法により、取締役の登録簿を事務所に備える、又は、備えさせるものとしします。

取締役は、投資主である必要はありませんが、あらゆる投資主総会又はクラス投資主の種類投資主総会について招集通知を受け取り、出席し、また、発言する権利を有します。

取締役は、取締役会、若しくは、投資主集会に出席し、又は、発行体のその他の業務のために、その適正かつ必要に応じて支出した、旅費及びその他の費用について、発行体の資金から、償還を受けるものとしします。取締役は、その取締役としての業務の対価として、発行体の決議によって定められる報酬の支払いを受けるものとしします。その金額は、取締役の間で合意があればそれに従い、合意がなければ、平等に分配されるものとしします。

b. 取締役の権能

発行体の業務は、取締役により運営されます。取締役は、法律又は定款により投資主総会により行使されることが要求されていない発行体のあらゆる権限を行使することができるものとされており、不動産及び動産に関する取引、並びに、全てのその他の法的及び裁判上の取引、行為及び事柄において、また、全ての裁判所において、発行体を代表する権能及び権限は、取締役に授権されています。

c. 取締役会の議事

取締役会は、業務の遂行及び取締役会が適切と考える事項について開催されます。疑問が呈される場合には、多数決により決定されます。投票数が賛否同数の場合には議長が決定すると

ころによります。代理取締役を兼ねる取締役は、同人が代理する取締役が欠席している場合には、自身の投票に加えて、当該取締役に代わって投票する権限を有します。

取締役及び取締役の要求を受けた秘書役は、各取締役及び代理取締役に24時間前までに招集通知を送付することによりいつでも取締役会を招集することができます。但し、いかなる取締役会であっても、各取締役又は代理取締役が同意する場合、より短い時間の通知により、同意された方法により招集することができ、更に、取締役会で異なる決議が行われない限り、招集は書面で行う必要はありません。

(B) 業務執行取締役

取締役会は、随時、1名以上の取締役を、その定める条件及び期間に基づく業務執行者に任命することができます。取締役を業務執行者に選任する場合、同人が取締役でなくなる場合には、当該選任は終了します。但し、同人と発行体の間の業務契約違反に基づく損害賠償請求権に対し何らの影響を及ぼしません。

取締役は、業務執行取締役に対して、取締役によって執行される全ての権限を、適当と判断する条件により、及び、制限を付して、その権限に付随して、又は、その権限を除外して、委託又は授權することができます。また、取締役は、随時に、かかる権能の全部又は一部を破棄、撤回、修正、又は変更することができるものとされています。

(C) 秘書役

管理事務契約に基づき、管理事務代行会社であるエイベックス・フィナンシャル・サービス(オルタナティブ・ファンド)リミテッドが、特定の管理、会社秘書約業務及び登録サービスの提供又は調達のサービス業務を発行体に対して提供します。管理事務代行会社は、会社秘書役業務を、エイベックス・フィナンシャル・サービス(セクレタリーズ)リミテッド(Apex Financial Services (Secretaries) Limited)に再委託しています。

(D) 外国投資法人の運用体制

管理事務代行会社が、業務提供契約(サービス提供契約)に従って、発行体に対して、ある特定の運営及び管理にかかる業務を提供し、また、発行体(秘書役及び登録名義書換事務代行会社を含みます。)の管理及び運営にかかる費用の全てを支払います。その詳細については、本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況」をご参照ください。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

発行体である外国投資法人は、投資口保有会社の完全子会社であり、管理事務代行会社により運営されています。マイクロ・商品上場投資信託は期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、上場されています。発行体は、無額面投資口の無制限な資本を有しています。本書提出日現在、その発行済投資口は全て投資口保有会社によって保有されています。

発行体の2025年12月31日現在の発行済投資口総数及び出資総額は次のとおりです。

出資総額 -70,949,445米ドル(-11,109,973,593円)

発行済投資口総数 2口

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、次のとおりです。

	第16会計年度末 (2021年12月31日)	第17会計年度末 (2022年12月31日)	第18会計年度末 (2023年12月31日)	第19会計年度末 (2024年12月31日)	第20会計年度末 (2025年12月31日)
出資総額	6,291,635米ドル (985,207,124円)	70,884,911米ドル (11,099,868,213円)	-15,348,402米ドル (-2,403,406,269円)	-554,560米ドル (-86,838,550円)	-70,949,445米ドル (-11,109,973,593円)
発行済投資口総数	2口	2口	2口	2口	2口

(6) 【主要な投資主の状況】

発行体である外国投資法人は、投資口保有会社の完全子会社です。マイクロ・商品上場投資信託は期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体の債務で、上場されています。発行

体は、無額面投資口の無制限な資本を有しています。本書提出日現在、その発行済投資口は全て親会社である投資口保有会社によって保有されています。

(2025年12月31日現在)

名称	住所	所有投資口数	総投資口数に対する 所有投資口数の比率
ウィズダムツリー・ホールディングス(ジャージー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE1 1ST、セント・ハリアー、IFC 5	2口	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A. 本プログラム

ブルームバーグ商品指数SM及びサブ指数

全ての商品上場投資信託は、個別商品指数に基づいて、値付けされます。商品指数

2014年7月1日付で、ブルームバーグは、CME指数から、ブルームバーグ商品指数系と称される特定の単一商品指数(これらの指数は、2014年7月1日以前には、ダウ・ジョーンズ(Dow Jones) - ユービーエス商品指数SMと称されていました。)の管理、計算、公表及び使用許諾につき責任を引き継ぎ、全ての商品上場投資信託は、当該指数を参照して値付けされます。

商品指数及びそのサブ指数(単一商品指数を含みます。)は、ブルームバーグのウェブサイトである<http://www.bloombergindexes.com>(以下「ウェブサイト」といいます。)において、現在公表されています。

これらの指数の算出方法は、「指数の方法論 - ブルームバーグ商品指数系」と題する書面以下「ハンドブック」といいます。)に説明されており、本書提出日現在においては、ウェブサイトにて、入手が可能です。商品指数は、広く利用されている指数であって、ブルームバーグ商品指数及びこれに含まれる商品の単一商品指数の場合にあっては、1998年より、1991年1月まで計算されたシミュレートされた過去のデータとともに公表されており、ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SM及びこれに含まれる商品の3ヶ月物長期単一商品指数の場合にあっては、2006年7月より、1991年まで計算されたシミュレートされた過去のデータとともに公表されています。ココア単一商品指数は2006年2月より、鉛単一商品指数、プラチナ単一商品指数及びすず単一商品指数は2008年3月より、また、ブレンド原油単一商品指数及び軽油ガス単一商品指数は2011年12月より、並びにカンサス小麦単一商品指数及び大豆ミール単一商品指数については、それぞれ2012年12月及び2010年6月より、1991年まで計算されたシミュレートされた過去のデータとともに公表されています。1991年年初においては、各々の指数は100で始まり、相応の構成先物契約の価格を参照して、ハンドブックに記述された計算方法に基づき、毎日、増減しています。従って、単一商品指数は、エクセス・リターン指数です。

商品指数に用いられているものと同様の入力コンポーネントは、より少数の商品群及び単一商品指数を表章する指数を構築するために、ブルームバーグによっても用いられています。ココア、鉛、プラチナ、すず、軽油ガス、カンサス小麦及び大豆ミールは、現在、商品指数に含まれておりません。

ブルームバーグは、証券監督者国際機構(IOSCO)が発行する「金融指標に関する19の原則」を遵守するため、内部の指数監視委員会を設立しました。指数監視委員会は、ブルームバーグの各種

事業分野の上級代表者で構成されます。指数監視委員会の目的は、ベンチマーク・プロセスの全ての側面について協議し、検討し、吟味することです。

さらに、指数商品及びプロセスに関する投資業界からの指導及びフィードバックをブルームバーグに対して行うため、外部の指数諮問委員会が設立されました。指数諮問委員会は、指数の優先順位の設定を補助し、規則変更可能性につき議論し、新事業の商品に関するアイデアを提供します。

特に、指数監視委員会は、ハンドブックの改訂につき、(指数諮問委員会と協議の上)検討及び承認します。当該ハンドブックには、特に以下の事項につき決定するための手続が記述されています。

- ・ 商品指数に含まれる商品
- ・ 各単一商品指数の値付けのために用いられる取引所及び指定契約
- ・ 各指定契約の乗換え期間
- ・ 商品指数における各商品の加重値(ウェイト)
- ・ 市場混乱事象の発生時期及びその影響の判断
- ・ 各指数の計算式
- ・ 上記のいずれかの変更

ハンドブックに反映され、単一商品指数に影響を及ぼす、指数監視委員会が実施する変更は、当該変更が発行体に通知された後実務上可能な限り速やかに行われるRISを通じて、上場投資信託保有者に通知されます。

B. 指定契約

商品指数に含まれている各々の商品は、先物取引所における特定の先物契約が選定され、当該契約について、特定の限月が選定されています。ほとんどの商品については、指定されている契約は、米国における様々な取引所において取引されている先物契約であって、残余は、ロンドンにおけるLME(ロンドン金属取引所)において取引されている先物契約です。各々の指定契約のうち、様々な限月での受渡しとなる多数の先物契約があることとなります。その全てが、商品指数の算出に用いられているわけではありません。むしろ、若干数の指定限月契約が選定され、その間の先物契約は、この算定のためには無視されます。これによって、その価格はより流動性の高い期近物の一本の契約に基づくものとなることが可能となる一方で、各々の商品に必要な乗換え期間の数が少なくて済むこととなります。

単一商品指数が算出されている27の商品にかかる指定契約及び指定限月契約で、現在のところ、商品指数及び軽油ガスを含む以下のとおりです。

表2a 指定契約及び指定限月契約

商品	対応する取引所	指定契約及び(取引所コード)	指定限月(注1)						
			3月	5月	7月	9月	11月	1月	
天然ガス	NYMEX(注4)	Henry Hub Natural Gas (NG)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
WTI原油	NYMEX(注4)	Light, Sweet Crude Oil (CL)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
ブレント原油	ICE(注3)	Brent Crude Oil (B)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
無鉛ガソリン	NYMEX(注4)	RBOB Gasoline (RB)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
灯油	NYMEX(注4)	Heating Oil (HO)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
軽油	ICE(注3)	Low Sulphur Gas Oil (QS)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
アルミニウム	LME	High Grade Primary Aluminium (AL)	3月	5月	7月	9月	11月	1月	
銅	COMEX(注4)	Copper (HG)	3月	5月	7月	9月	12月		

亜鉛	LME	Special High Grade Zinc (ZN)	3月	5月	7月	9月	11月	1月		
ニッケル	LME	Primary Nickel (NI)	3月	5月	7月	9月	11月	1月		
金	COMEX(注4)	Gold (GC)	2月	4月	6月	8月	12月			
銀	COMEX(注4)	Silver (SI)	3月	5月	7月	9月	12月			
生体牛	CME(注2)	Live Cattle (LC)	2月	4月	6月	8月	10月	12月		
赤身挽肉	CME(注2)	Lean Hogs (LH)	2月	4月	6月	7月	8月	10月	12月	
小麦	CBOT(注2)	Soft Wheat (W)	3月	5月	7月	9月	12月			
カンザス小麦	KCBT	Kansas Wheat (KW)	3月	5月	7月	9月	12月			
とうもろこし	CBOT(注2)	Corn (C)	3月	5月	7月	9月	12月			
大豆	CBOT(注2)	Soybeans (S)	3月	5月	7月	11月	1月			
砂糖	NYBOT	World Sugar No. 11 (SB)	3月	5月	7月	10月				
綿花	NYBOT	Cotton (CT)	3月	5月	7月	12月				
コーヒー	NYBOT	Coffee (KC)	3月	5月	7月	9月	12月			
大豆油	CBOT(注2)	Soybean Oil (BO)	3月	5月	7月	12月	1月			
大豆ミール	CBOT(注2)	Soybean Meal (SM)	3月	5月	7月	12月	1月			
ココア	NYBOT	Cocoa (CC)	3月	5月	7月	9月	12月			
鉛	LME	Refined Standard Lead (LL)	3月	5月	7月	9月	11月	1月		
プラチナ	NYMEX(注4)	Platinum (PL)	4月	7月	10月	1月				
錫	LME	Refined Tin (LT)	3月	5月	7月	9月	11月			

(注1) 限月は、特定の受渡し期日とは無関係に、該当する取引所によって指定されています。

(注2) シカゴ商品取引所 (Chicago Board of Trade) とシカゴ商業取引所 (Chicago Mercantile Exchange) は、2007年に統合しました。

(注3) ICE Futures USを指します。

(注4) ニューヨーク商業取引所株式会社 (New York Mercantile Exchange, Inc) は、2008年にCMEグループと統合しました。

ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMに関する指定限月契約は、ブルームバーグ商品指数SMに関する指定限月契約と全く同じです。但し、ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMに関して、3暦月間でブルームバーグ商品指数の期近先物契約及び次期近先物契約となり得る先物契約は、代わりに、現暦月におけるブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMに関する期近先物契約及び次期近先物契約となります。現在のブルームバーグ商品指数SMに関する期近先物契約は、表2bに示されています。指定契約は、1年のうち毎月、期近先物として様々な商品指数の計算に用いられます。月名は、最上行に記載されています。関連する単一商品指数は、左側の列に記載されています。表の中欄の月名は、各列の最上段に表示された各月に適用する特定の期近先物契約を表します。本日が2020年6月12日である場合、ブルームバーグ天然ガス指数SMの期近先物契約は、2020年9月限の天然ガス先物契約となります。従って、ブルームバーグ天然ガス3ヶ月先渡指数SMの期近先物は、2020年9月にブルームバーグ天然ガス指数SMの期近先物契約となる期近先物契約、すなわち2020年11月限の天然ガス先物契約となります。

表2b ブルームバーグ商品指数SMの期近先物契約

商品	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
天然ガス	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
WTI 原油	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
無鉛ガソリン	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
灯油	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
生体牛	2月	4月	4月	6月	6月	8月	8月	10月	10月	12月	12月	2月
赤身豚肉	2月	4月	4月	6月	6月	7月	8月	10月	10月	12月	12月	2月
小麦	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
とうもろこし	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月

大豆	3月	3月	5月	5月	7月	7月	11月	11月	11月	11月	1月	1月
大豆油	3月	3月	5月	5月	7月	7月	12月	12月	12月	12月	1月	1月
アルミニウム	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
銅	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
亜鉛	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
ニッケル	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
鉛	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
すず	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
金	2月	4月	4月	6月	6月	8月	8月	12月	12月	12月	12月	2月
銀	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
プラチナ	4月	4月	4月	7月	7月	7月	10月	10月	10月	1月	1月	1月
砂糖	3月	3月	5月	5月	7月	7月	10月	10月	10月	3月	3月	3月
綿花	3月	3月	5月	5月	7月	7月	12月	12月	12月	12月	12月	3月
コーヒー	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
ココア	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
ブレント原油	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月	3月
軽油	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	11月	11月	1月	1月
カンサス小麦	3月	3月	5月	5月	7月	7月	9月	9月	12月	12月	12月	3月
大豆ミール	3月	3月	5月	5月	7月	7月	12月	12月	12月	12月	1月	1月

規定された取引所における先物契約の上場廃止又は銘柄入替は、滅多には起こりません。指定契約が上場廃止又は銘柄入替となった場合には、同様の先物契約が、利用可能であれば、指定契約の代替として選定されることとなります。

C. 乗換え手続

商品指数及び合成サブ指数は、期近限月先物契約の終値を用いて、各一般取引日において算出されます。

先物契約は、定期的に満期を迎えるため、商品指数の算出は、ある先物契約（以下「期近先物契約」といいます。）を用いての算出から、その次の先物契約（以下「次期近先物契約」といいます。）を用いての算出に変わっていく必要があります。この手続を「乗換え」と呼び、通常は、5日間（以下「乗換え期間」といいます。）をかけて、定率で行われていきます。乗換え期間は、通常は、月の6番目、7番目、8番目、9番目及び10番目の一般取引日となりますが、これは、当該日及びその前の一般取引日が当該商品に関して値付け日である場合に限られます。そうでない場合は、当該商品に関する変更は、翌値付け日まで延期され、当該日に実施される予定であった変更に加えて実施されることとなります。

現在の指定限月契約は、上記表2aの最も右側の列に一覧表記されています。

商品指数については、その月に、1ヶ月先立つ月が限月となる先物契約が期近契約となる（従って、天然ガスに関しては、1月限契約が12月における期近契約となります。）とともに、また、必要に応じて、それ以前の月においても、当該先物契約が期近契約となります（従って、1月限契約は、11月における期近契約ともなります。）。指数価格は、その月に1ヶ月先立つ月において、期近契約から次期期近契約への乗換えが行われます（従って、天然ガスについては、12月初旬に、1月限契約から3月限契約への乗換えが行われます。）。

ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMについては、期近先物契約及び次期近先物契約の商品指数の3ヶ月契約は期近先物契約及び次期近先物契約のブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMの最新の暦月の契約に代替されますが、それ以外は同様の手続を経ることとなります。

表2a及び2bにおいて示されているように、全ての商品が同じ限月となっている訳でもなければ、指定限月契約の数も一致していません。従って、各々の月で行われる乗換えは、月によって異なります。

D. 商品上場投資信託の値付け

認定参加者は、商品上場投資信託を保有することによって、（一定の条件に従い）商品上場投資信託の償還を、関連する値付け日（T日）において計算された当該商品上場投資信託にかかる価格によって行うよう請求し、償還支払日（標準的にはT+2日）において、米ドルで、その価額を受け取る権利を有することになります。

単一商品上場投資信託は、通常、指定契約が、関連する取引所において取引されている各々の日において値付けされ、その値付けは、CME指数によって、その日の終わりに公表される関連する単一商品指数に基づくものとなります（市場混乱事象が発生した場合には、値付けは、利用可能な翌値付け日まで延期されることとなります。）。商品指数上場投資信託は、関連する商品指数上場投資信託に包含されている各々の商品の全てが当該日において値付けされた日にのみ値付けされます。

全ての種類の単一商品上場投資信託が同じ値付け日となっているわけではありません（これは、単一商品指数を計算するために利用されている取引所が異なっているためです。）。従って、価格が計算され、公表される単一商品上場投資信託があれば、そうではない種類の単一商品上場投資信託もある日が生じることになり、その結果、商品指数上場投資信託についても、価格が計算され、公表されるものもあれば、そうでないものもあるという日があります。

各々の種類の商品上場投資信託の価格及び発行体による当該価格の算出は、当該商品上場投資信託の構成要素の値付け日である毎値付け日の終了後に計算され、発行体のウェブサイトである <http://etfs.wisdomtree.eu/retail/uk/en-gb/pricing.aspx> に掲載されます。

一定の場合、計算代理人は、ファシリティ契約に基づき、一つ、又は、それよりも多い単一商品上場投資信託指数について、特定の日が、市場混乱日であると宣言します。その場合には、当該単一商品指数を価格決定のために用いている単一商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託は、CME指数が当該日において、当該単一商品指数を公表したとしても、当該日には、値付けされません。

商品上場投資信託は、米ドルで値付けされ、決済されます。価格は発行体によって、各々の種類の単一商品上場投資信託について、当該種類にかかる値付け日である日毎に、計算されます。単一商品指数は、当該値付け日において、UBSセキュリティーズと共同して各CME指数により計算され、CME指数により、CME指数と共に、公表されるものです。指数は、現在のところ、小数点以下第4位まで公表されています。価格は、0.00000005以上を切り上げることによって小数点以下第7位まで計算されます。

E. 投資先証券の価額により影響を受ける投資対象の価格

価格

各マイクロ・商品上場投資信託の価格は、ブルームバーグ商品指数SM価格算定の変動を反映します。

単一商品上場投資信託のクラスの価格は、以下の計算式（以下「本計算式」といいます。）に従って計算されます。

$$\text{価格}_{(i,t)} = I_{(i,t)} \times M_{(i,t)} \times PF_{(i,t)} / 10$$

ここで、各記号は、以下を意味します。

i は、単一商品上場投資信託の関連クラスを指します。

t は、適用のある価格算定日を指します。

価格 (i, t) は、値付け日 t における i クラスの単一商品上場投資信託の価格を指します。

$I(i, t)$ は、価格算定日における単一商品上場投資信託の関連するクラスが基準とする商品指数のレベルを指します。

$M(i, t)$ は、価格算定日 t における単一商品上場投資信託の関連クラスに適用される乗数を指します。

$PF(i, t)$ は、価格算定日 t における単一商品上場投資信託の関連クラスに適用されるプール因数を指します。

適用される乗数は、発行体により、そのウェブサイトである<https://www.wisdomtree.eu/en-gb/pricing> で随時公表されます。

この値付け式は、適用される手数料及び関連ある投資先先物契約の価格を反映しています。

プール因数

プール因数は、関連するマイクロ・商品上場投資信託が分割されない限り、常に1となることとなっている数字です。

乗数

乗数 $M(i, t)$ は、以下の計算式に従い各日調整されます。

$$M(i, t) = M(i, t-1) \times (1 + CA(i, t))$$

ここで、各記号は、以下を意味します。

$M(i, t)$ は、乗数が算出される日における単一商品上場投資信託の関連クラスの乗数を指します。

i は、単一商品上場投資信託の関連クラスを指します。

t は、価格が算出される日を指します。

$M(i, t-1)$ は、乗数が算出される日の前日における単一商品上場投資信託の関連クラスの乗数を指します。

$CA(i, t)$ は、乗数が算出される日における単一商品上場投資信託の関連クラスに適用される元本調整を指します。

常に、特定のクラスのマイクロ上場投資信託は、単一商品上場投資信託の対応するクラスの価格の100万分の1に相当する価格を有します。

商品指数上場投資信託の価格は、当該商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託の価格の合計です。

元本調整

元本調整とは、商品契約カウンターパーティ及び発行体により随時合意される乗数の計算に含まれる調整係数です。元本調整は、かかる種別のマイクロ上場投資信託及び商品上場投資信託への投資の利子収益率並びに発行体が管理事務代行会社、商品契約カウンターパーティ及びインデックス・プロバイダーに支払うことができる手数料に影響します。いずれかの日にマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の各クラスに適用される元本調整は、発行体のウェブサイトである<https://www.wisdomtree.eu/en-gb/pricingdated> で公表されます。

収益の内容

各マイクロ・商品上場投資信託の価格は、適用される費用全ての控除により調整され、価格が計算された前日からの関連する商品指数の動きを反映します。従って、特定のクラス又はカテゴリーから得られる利益は主に、関連する商品指数のパフォーマンスに基づくこととなります。

これを達成するため、発行体が商品指数に対するエクスポージャーを得るところの個別上場投資信託及びマイクロ上場投資信託は、公式に沿って値付けされます。公式は、(a)関連する商品指数の動き、及び(b)発行体がファシリティ契約に基づき商品上場投資信託契約のカウンターパーティ又は管理事務代行会社に対して支払われるべき費用を反映します。ファシリティ契約に基づき商品上場投資信託契約のカウンターパーティ又は管理事務代行会社に対して支払われるべき費用の控除は、その公式において参照される資本調整において参照されます。

商品指数上場投資信託に関し、価格はそれを構成するマイクロ商品上場投資信託の価格の合計です。

各種類のマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の価格は、当該価格が計算される従前の日以来の関連する商品指数の変動を反映します(適用ある手数料の控除により調整されます。)。従って、特定のクラス又は種類に関するリターンは、主に、関連する商品指数のパフォーマンスに依拠します。

これを達成するため、発行体が商品指数へのエクスポージャーを得る単一商品上場投資信託及びマイクロ上場投資信託は、本計算式に従い値付けされます。本計算式は、(a)価格が計算された直近以来の関連する商品指数の変動、及び(b)発行体によってファシリティ契約に基づく商品契約カウンターパーティ及び管理事務代行会社に支払われるべき手数料を反映します。商品契約カウンターパーティ及び管理事務代行会社に支払われるべき手数料の減額は、本計算式で参照される元本調整において参照されます。

商品指数上場投資信託に関しては、その価格は、当該商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託の価格の合計となります。

マイクロ・商品上場投資信託の各種類の価格は、各値付け日の終了時点(当該日の先物市場価格が公表された後)に発行体により計算され、適用される乗数及び元本調整とともに発行体のウェブサイトである<https://www.wisdomtree.eu/en-gb/pricing> に掲載されます。

マイクロ・商品上場投資信託には、利息が発生しません。投資者の収益は、関連するマイクロ・商品上場投資信託が発行される(又はセカンダリー市場で購入される)価格と、当該マイクロ・商品上場投資信託が償還される(又は売却される)価格との差額となります。

最終価格/行使価格

マイクロ・商品上場投資信託の各種類の価格は、各値付け日に本計算式に従い計算され、また、発行体とのマイクロ・商品上場投資信託の償還は、(本計算式により決定される)償還請求の受付日における関連する価格で実施されます。

F. 商品指数上場投資信託

当初(旧商品指数上場投資信託を除きます。)は、マイクロ上場投資信託の数は、2006年1月17日のリバランス終了時において、商品指数上場投資信託の価格が、(WisdomTreeブロード商品指数上場投資信託のための)商品指数の価値の10分の1と、また、種々の(その他の商品上場投資信託のための)サブ指数(ドルで表示され、その10分の1)と等しくなるように、設定されていました。またマイクロ長期商品上場投資信託の数は2007年9月7日現在の長期指数上場投資信託の価格がブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SM(WisdomTree長期全商品指数上場投資信託用)の価格の10分の

1に相当し、サブ指数(他の長期指数上場投資信託用)(ドル建て表示、10で除します。)に相当します。

乗数の影響を除いたところで、商品指数上場投資信託は、CME指数によって公表されている関連する商品指数及びその様々なサブ指数に、近接して連動するよう設計されています。しかしながら、商品指数上場投資信託は、かかる指数から直接に値付けされているわけではなく、当該商品指数上場投資信託(乗数を除きます。)と公表されたブルームバーグ商品指数sm及びそのサブ指数には、差が生じる可能性があります。こうした差を最小化するため、商品指数上場投資信託は、適時に、リバランスが行われます。リバランスについては、後記「1. 商品指数上場投資信託にかかるリバランス」をご参照下さい。

G. 商品指数上場投資信託の値付け

値付け日に当たる各々の日における各々の種類の典型商品指数上場投資信託の価格については、当該種類の商品指数上場投資信託が構成されることになっている全ての種類のマイクロ上場投資信託に関して、発行体により計算されます。各々のマイクロ上場投資信託の価格は、当該種類の単一商品上場投資信託の価格の百万分の1となっています。各々の商品指数上場投資信託の価格は当該商品指数上場投資信託を構成する全てのマイクロ上場投資信託の価格の合計となります。価格は、発行体によって、0.00000005以上で切り上げられ、小数点第7位まで計算されます。

特定の商品指数上場投資信託について、関連する取引所において、市場混乱事象が発生した場合には、当該日は、対応する種類のマイクロ上場投資信託の値付け日とはならず、市場混乱メカニズムが発動されます。

H. 価格計算の例示

以下の表は、単一商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託にかかる価格がどのように計算されるのかを、2026年6月5日現在での単一商品指数を用いて、示したものです。:

	赤身豚肉	生体牛	家畜全体
単一商品上場投資信託：			
指数	3.58377315	93.3309707	
価格	29.756713	10.3325831	
商品指数上場投資信託：			
マイクロ上場投資信託の数	2,534,901	248,531	
マイクロ上場投資信託一単位当たりの価格(米ドル)	0.00000040	0.0000103	
総価値(米ドル)	1.005738	2.5679672	3.5737048

I. 商品指数上場投資信託にかかるリバランス

ブルームバーグ商品指数SMがウェイトされた場合（毎年1月に行われることが予想されます。）、ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMもリバランスされます。従って、ブルームバーグ商品指数のリバランスは商品指数上場投資信託の全てのカテゴリーのリバランスにつながります。

商品指数上場投資信託は、商品指数上場投資信託の類型を構成するマイクロ上場投資信託の数を変更することによりリバランスされます（義務的リバランス）。更に、当該年のいかなる時であっても、発行体は、総合商品指数又はそのいずれかのサブ指数のトラッキング・エラーを減少させるのに必要なリバランスを行うことができます（任意的リバランス）。リバランスによって、商品指数上場投資信託の価値には変化がありません。また、上場投資信託保有者は、そのために、いかなる行為も必要ありません。リバランスの結果として、リバランス後に当該商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託の数が増える場合もあれば、減る場合もあることとなります。リバランスは、商品指数上場投資信託の条件の変更としての効果を有しており、商品指数上場投資信託との交換のために提供されなければならないマイクロ上場投資信託の数及び種類も変更されることとなります。しかし、マイクロ上場投資信託が、現実に、設定、発行、解約又は償還されるわけではありません。

リバランスによって商品指数上場投資信託の価値が変わることはないため、発行体への、又は発行体からの現金の支払はありません。

発行体は、全てのリバランスについて、その少なくとも7日前には、RISを通じて、上場投資信託保有者に対して通知を行います。リバランスの終了後、終了後のリバランスの適用される最初の取引日において、取引が開始される前に、発行体は、各々の商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託の数を、RISを通じて、連絡します。

J. 申込み及び償還

商品上場投資信託の全ての申込み及び償還並びにマイクロ上場投資信託の償還、並びに一致する商品契約の締結及び解約は、上述の値付け計算式（様々な指定契約に関する一日の終わりの終値による値付けを用いて計算される指数に基づいています。）を用いて実施されることができません（以下「終値による値付け」といいます。）。

但し、認定参加者及び商品契約カウンターパーティに、当該者間で商品上場投資信託及びマイクロ上場投資信託（従って、一致する商品契約）の当日又はその他の値付けに合意する（以下「合意価格による値付け」といいます。）柔軟性を持たせるため、発行及び償還は、認定参加者と商品契約カウンターパーティとの間で合意される価格及び金額で実施され、発行体に通知することができます。全ての他の上場投資信託保有者の、自己のマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の償還につき終値による値付けを受理する権利は、何らの合意価格による値付けによっても影響を受けません。

認定参加者、発行体及び商品契約カウンターパーティにより遵守される申込み及び償還の手続は、認定参加者契約及びファシリティ契約に定められています。当該手続は、関連する当事者間の合意により、随時変更することができます。

発行体は、申込みがあっても、ファシリティ契約に基づいて関連する商品契約を締結できない場合にあっては、申込みを断ることとなります。

マイクロ・商品上場投資信託の発行及び償還に際して、認定参加者は発行体に対して手数料を支払わなければなりません。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」に記載の通りです。

(3) 【分配方針】

マイクロ上場投資信託、商品指数上場投資信託及び単一商品上場投資信託は、特定の満期を有しない外国投資法人債券であって、金利を支払いません。

(4) 【投資制限】

設定にかかる上限には、総額制限及び日次制限の2つがあります。商品契約カウンターパーティが別途同意する場合を除き、総額制限とは、建玉総額が70億米ドル(約1兆961億円)を超える限り、商品契約は商品契約カウンターパーティとのファシリティ契約に基づき設定することができないというものです。日次制限については、商品の種類ごとに決まっており、商品契約カウンターパーティが別途同意する場合を除き、特定の種類の商品契約は、任意の日に商品契約カウンターパーティとのファシリティ契約に基づき設定される全ての当該クラスの商品契約の価格の合計額が特定の金額を超える限り、当該ファシリティ契約に基づき当該日に設定されない可能性があります。かかる特定の金額とは、現在ブルームバーグ商品指数に含まれている商品に関する種類の商品契約及び長期商品契約については、250,000,000米ドル(約391億4,800万円)を当該日における当該商品にかかるCIP(商品指数にかかるパーセンテージ)で乗じた額(100万米ドル単位に切り上げられます。)に相当し、現在ブルームバーグ商品指数に含まれていない商品(ココア、鉛、プラチナ、錫、軽油ガス、カンサス小麦及び大豆ミール)に関する種類の商品契約及び長期商品契約については、7,500,000米ドル(約11億7,400万円)に相当します。但し、ブルームバーグ商品指数が、後に(2013年1月から発効するカンサス小麦、大豆ミールのような)いずれかのかかる商品を含む商品の価格を参照して計算される場合は、当該商品に関する上限は、7,500,000米ドル(約11億7,400万円)か又は250,000,000米ドル(約391億4,800万円)と当該日における当該商品のCIPとの積(100万米ドル単位に切り上げられます。)のいずれか高い方となりますし、ユーロ建て商品契約については合計150,000,000ユーロ(約275億5,500万円)となります。

償還にかかる上限も、日次制限として定められるとともに、種類ごとに定められており、(商品契約カウンターパーティが別途同意する場合を除き)種類ごとに日次の設定にかかる上限と同額となっています。

設定にかかる上限及び償還にかかる上限があるために、申込請求書及び償還請求書は、それらの受領の日時を参照し、厳格な時間優先の原則に従って処理されます。

ファシリティ契約における設定にかかる上限及び償還にかかる上限は、発行体と関連する商品契約カウンターパーティとの間の文書による合意により改定することができます。設定にかかる上限及び償還にかかる上限が改定された場合には、発行体がRISを通じて告知します。

3 【投資リスク】

マイクロ・商品上場投資信託への投資には、多大なリスクを伴います。投資予定者は、本書に記載される発行体及び発行体の業界、並びにマイクロ・商品上場投資信託に関するリスクが、マイクロ・商品上場投資信託への投資を検討するか否かを投資予定者が評価するために最も不可欠であると発行体が考える点に留意すべきです。発行体及びマイクロ・商品上場投資信託が直面するリスクは、将来生じる可能性があり、又は生じない可能性のある事象に関連し、及びそのような状況に影響を受けるため、投資予定者は、目論見書に要約された主要なリスクに関する情報だけでなく、とりわけ、目論見書及び以下に記載されたリスク及び不確定要素を考慮する必要があります。上場投資信託保有者は、商品上場投資信託に対する投資の全部又は一部を、以下に挙げられている理由(例えば、現時点では

発行体が重要だと考えていない理由、状況に基づくとは考えていない理由、又は発行体が現時点で認識していない事実に基づく理由)以外の理由によって失う可能性があります。投資するという決定をする前に、投資予定者は目論見書全体を注意深く読むべきです。

A. リスクの特性

リスク要因

過去のパフォーマンスは、将来的に期待されるパフォーマンスを示すものではなく、マイクロ・商品上場投資信託に対する投資のパフォーマンスは、大きく変動する可能性があります。その結果、マイクロ・商品上場投資信託への投資には、多大なリスクを伴います。

以下は、投資者がマイクロ・商品上場投資信託に対して投資するのかどうかを決定する前に、注意深く考慮すべきリスク要因の一部に過ぎません。

(A) 商品上場投資信託にかかるリスク要因

マイクロ・商品上場投資信託の価値は、一般的に商品価格の変動によって影響を受けるとともに、それらの価格及びその他の要因が、「乗換えに伴う収益」として以下に説明される指定契約の価格に影響を与えること(従って、単一商品指数の価格に影響を与えること)によっても影響を受けます。

商品の価格は一般的に幅広く変動する可能性があるものであり、多数の要因に影響を受ける可能性があります。そうした要因には、以下が含まれます。

- ・ 商品の主要な生産者である国からの供給の中断につながるような世界的及び地域的な政治、経済、又は、金融上の事象及び状況、特に、戦争、テロリズム、強制収用、及びその他の活動
- ・ 世界の供給及び需要に影響を及ぼすような、大規模商社、生産者、ユーザー、ヘッジ・ファンド、商品ファンド、政府、その他の投機家による投資取引、ヘッジ取引、又はその他の活動
- ・ 一部の商品に対し、短期的な需要又は供給に影響を及ぼすような天候
- ・ 特に商品の主要な消費国における経済活動やインフレの将来的な程度
- ・ 商品の大規模な資源の発見
- ・ 短期間に大きな価格変動を引き起こすインフラ又は商品の製造方法、販売手段、保管方法の破壊

指定限月契約の価格は、短期間に大幅に変動し、以下の要因によって影響を受けることがあります。

- ・ 一般的な商品価格
- ・ 先物契約の流動性に影響を与える可能性のある、関連する取引所における取引活動
- ・ 特定の先物契約及び満期に特有な取引活動

かかる価格変動により、マイクロ・商品上場投資信託の保有者が、当該上場投資信託の発行時価格よりも少ない価格で償還を受けることになる可能性があります。

地域及び国際金融市場における日々の有利又は不利な動向、並びに、投資環境及び投資者心理に影響を及ぼす要因は、全て、商品の取引の水準に影響を与える可能性があり、従って、マイクロ・商品上場投資信託の市場価格も影響を受ける可能性があります。かかる変動及び要因は、各マイクロ・商品上場投資信託に異なる影響を及ぼす可能性があり、その投資者が損失を負うおそれのある、マイクロ・商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託の市場価格の下落をもたらす可能性があります。投資者は、市場における一般的な動向並びに投資環境及び投資者心理に影響を及ぼす要因が各々のマイクロ・商品上場投資信託及び長期マイクロ・商品上場投資信託及び商

品指数上場投資信託及び商品指数上場投資信託に異なる影響を与えることに留意しなければなりません。投資者は、マイクロ・商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託の一部又は全てについて、価格が下落することも上昇することもあることを理解しなければなりません。投資者がその当初投資額を超える損失を被ることはありません。

認定参加者のみが商品上場投資信託、又は、マイクロ上場投資信託の設定・償還の申し込みが可能

原則として、認定参加者のみが、商品上場投資信託の申込み、及び、償還、又は、マイクロ上場投資信託の償還を取り扱うことができます。但し、いかなる場合であっても、認定参加者が存在しない場合又は発行体が発表するその他の場合においては、償還に関しては、その限りではありません。発行体は、いかなる時であっても、少なくとも二以上の認定参加者の存在を確保すべく合理的な努力を払うことに合意しています。しかしながら、発行体との間で商品上場投資信託の申込み若しくは償還を取り扱い、又は、マイクロ上場投資信託の償還を取り扱う認定参加者が常に存在するという保証はありません。

ファシリティ契約に基づき、商品契約カウンターパーティは、認定受領者が、商品契約カウンターパーティにとって、信用、コンプライアンス、一般的な事業方針、又は、世評を理由として認定受領者として受容できないと考える場合を含めて、特定の状況の下では受容可能ではなくなったことを通知(直ちに効力を有する、又は、後日効力を有することになります。)する権利を有しています。そうした権利の行使の結果として、いかなる時であっても、認定参加者が存在しなくなる可能性があり、そのために、商品上場投資信託が設定されないということになる可能性があります。そうした事象が生じた場合にあっては、そのために、マイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託を証券取引所において、その償還価格に近い価格で売り付けることが困難又は不可能となる可能性があります。但し、上場投資信託保有者は、そのマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託を償還する権利を有しています。

マイクロ・商品上場投資信託の早期償還

発行体は、いかなる時にあっても、上場投資信託保有者に対して、30日よりも少なくない(又は、ファシリティ契約が解約されるという事象が生じた場合にあっては7日の若しくは元本に関連する価格が下落した場合にあっては2日の)ロンドン証券取引所のRISを通じた事前通知を行うことによって、特定の種類の全ての単一商品上場投資信託若しくはマイクロ上場投資信託、又は、特定の種類の全ての指数上場投資信託を償還することができます。受託者は、いかなる時にあっても、発行体の債務不履行事象、又は、商品契約カウンターパーティの債務不履行が発生し、継続している場合にあっては、発行体に対する20営業日前の事前通知により、発行体に対して全てのマイクロ・商品上場投資信託の償還を要求することができます。その結果として、発行体は、当該上場投資信託を償還する権利を行使することになります。

CME指数は、単一商品指数の公表を中止する可能性があります。その場合には、当該単一商品指数に関連した種類の全てのマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託は償還されることとなります。

信託約款によって設定された条件によれば、特定の種類のマイクロ上場投資信託の終値による償還は、当該種類の元本又は適切な値付け日における終値のいずれか高い方となることになっています。各々の種類のマイクロ・商品上場投資信託は、信託約款によって設定された条件に記載されている限定された請求権のみを有するため、問題となる各々の種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が、元本を下回らないように確保することが、各々の種類の上場投資信託保有者の利益に合うこととなります。発行体は、次の方策により、ある種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が元本を下回ることを避けることを目指すこととしています。発行体は、()必要に応じて、ある種類のマイクロ上場投資信託の元本を(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託が商品上場投資信託を構成している限りで当該商品上場投資信託の元本を)償還価格以下まで減少させ

るために、債券保有者に特別決議による承認を求めることができます。()いずれかの値付け日にあって、いかなる種類のマイクロ上場投資信託であっても、当該マイクロ上場投資信託の元本の2.5倍、又は、それ以下まで下落する場合には、償還価格が当該額のままとなっている間、及び、その後の60日間の期間であれば、いかなる時にあって、発行体は、2日よりも少なくないRISを通じた事前通知によって、当該種類のマイクロ上場投資信託(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託に、その全体又は一部が構成される全ての種類の商品上場投資信託)を償還することを採択することができます。上記()に従う権利は、当該種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が元本の2.5倍又はそれ以下まで更に下落すること条件として、償還価格が元本の2.5倍以上よりも大きくなるように元本を減少させる特別決議がなされると、失効します。

ファシリティ契約に基づき、商品契約カウンターパーティは、いかなる理由であれ、(合理的に行動して)一、又はそれよりも多い種類のファシリティ契約又は商品契約に関連した義務のヘッジのために生じたヘッジにかかるポジションを維持できない場合には、特定の種類の商品契約の幾つか、又は全てを解約する権利を有しています。そうした場合にあっては、発行体は、当該種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託の償還にかかる権利を行使してきましたし、また、行使することになります。当該種類のマイクロ上場投資信託が指数上場投資信託を構成している場合には、発行体は指数上場投資信託の償還が必要となる場合もあります。

発行体は、7日より少なくなく14日より多くない文書による事前通知を行うことによって、いかなる時であっても、保有が禁止されている米国人又は保有が禁止されている年金投資者によって保有されている、並びに、信託約款に基づく条件に従って、又は、その条件において特定されたその他の状況において、その地位にかかる適切な証明書を提出しなかった上場投資信託保有者によって保有されている全てのマイクロ・商品上場投資信託を償還する可能性があります。

MLI及びシティグループは、効力発生日より10年間、発行体に対して、商品契約を提供することに合意しております(但し、各々の商品契約カウンターパーティは、そのファシリティ契約を3ヶ月前に通知することにより、解約することができます。)。関連する商品契約カウンターパーティが、商品契約を、かかる日を越えて提供することに同意しない場合にあっては、又は、いずれか、若しくは、双方の商品契約カウンターパーティが、ファシリティ契約の期限前解約を選択した場合にあっては、商品契約は解約されることとなり、別の商品契約カウンターパーティとの間の商品契約により置き換えられてない場合にあっては、発行体は、発行済みのマイクロ・商品上場投資信託を償還することを選択することになります。

従って、マイクロ・商品上場投資信託への投資が、望ましい時期よりも早い時期に、又は短期間の通知により償還される可能性があります。これらの状況においては、上場投資信託保有者は、マイクロ・商品上場投資信託の現金としての価値が、早期償還日ではなく上場投資信託保有者の選択した日に投資が償還されたであろう場合よりも下回った場合に、損失を被る可能性があります。上場投資信託保有者はまた、早期償還により、それがなければ負担することのなかった税金を課される可能性があります、及び/又は、マイクロ・商品上場投資信託の現金としての価値が、上場投資信託保有者の購入額を下回った時点において早期償還がなされた場合、上場投資信託保有者は損失を被る可能性があります。

為替

マイクロ・商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託の価格は、商品上場投資信託及び長期商品上場投資信託の場合には適用ある通貨である米ドル建てで、カーボン指数上場投資信託の場合にはユーロ建てとなっています。上場投資信託保有者が、マイクロ・商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託及び商品指数上場投資信託をそれ以外の通貨で評価する場合には(東京証券取引所では円建てで取引されます。)、その価値は、米ドル建ての場合には米ドルと、又はユーロ建ての場合にはユーロと、当該通貨(東京証券取引所での取引では円)の間の為替変動の影響を受けることとなります。

トラッキング・エラー及び流動性リスク

いかなる時点であっても、マイクロ上場投資信託、商品上場投資信託、マイクロ長期上場投資信託及び商品長期上場投資信託の東京証券取引所やロンドン証券取引所(又は、その相場が立っている、若しくは、取引されているその他の全ての取引所若しくは市場における)価格は、関連するマイクロ・商品上場投資信託の価格を正確に反映しない可能性があります。商品上場投資信託にかかる申込み及び償還の手続、及び、特定の認定参加者のマーケット・メイカーとしての役割は、こうした潜在的な乖離、又は、「トラッキング・エラー」を最小化するため点にあります。しかし、マイクロ・商品上場投資信託の市場価格は、商品上場投資信託の売買を希望する投資者における需要と供給、及び、マーケット・メイカーの提示しようとする売値/買値のスプレッドの相関関係によって決定されるものです。

新たなマイクロ・商品上場投資信託を発行する発行体の能力は、対応する商品契約と一致する新たなマイクロ・商品上場投資信託のエクスポージャーをヘッジする権能に服します。シティグループ及びMLIカウンターパーティは、それぞれ、建玉総額の価額で70億米ドル(7,000,000,000米ドル)(約1兆961億円)の商品契約及びショート・レバレッジ商品契約の提供に合意していますが、商品上場投資信託に対する需要がこの金額を越えて、発行体がそれ以上の商品上場投資信託を設定できない場合、又は、商品上場投資信託の発行に対する需要が日次制限を超える場合には、商品上場投資信託は、その内在的価値(価格)以上に、プレミアムがついて取引される可能性があります。投資者が、プレミアムを支払うこととなると、商品上場投資信託に対する需要が沈静化した場合、又は、発行体が更に商品上場投資信託を提供できることとなった場合には、そのプレミアムを失うリスクが生じます。商品上場投資信託は、発行体が償還にかかる上限(償還にかかる上限は日次制限となっています。)を越えて償還請求を受けた場合には、価格からディスカウントされて取引される可能性があります。

マイクロ・商品上場投資信託の各クラスは2006年9月以降の異なる日時に初めて発行されました。商品上場投資信託の流動性及び市場価格に影響を与えることになる商品上場投資信託の流通市場(もしあれば)の程度に関する保証はありません。

なお、いかなるマイクロ上場投資信託であっても、活発な流通市場が発展することは想定されていません。

商品先物市場に関するリスク要因

(a) 乗換えに伴う収益

各々の単一商品指数は、ある特定の満期の先物契約(以下「指定先物契約」といいます。)から値付けされますが、指定先物契約は、満期が近付くと、期先の先物契約に「乗り換える」必要が生じ、このプロセスは「乗換え(rolling)」と呼ばれます。単一商品指数を構成する取引所上場先物契約は、その満期が近付くと、満期前に期先の満期の同様の先物契約に入れ替えられます。従って、例えば、8月に買い付けられ、保有されている先物契約が10月に満期となる場合があります。時間が経過するにつれ、10月に満期を迎える先物契約は、11月限の先物契約に入れ替えられることとなります。もっとも期近の先物契約ともっとも期先の先物契約との差額は、「乗換えに伴う収益(roll yield)」と呼ばれ、これは利益となることもあれば損失となることもあります。この先物契約にかかる市場が(その他の要因は考慮しないものとします。)
「逆鞘(バックワーデーション:backwardation)」(期先の満期の先物契約の価格の方が期近の満期の先物契約の価格に比べて低いことを意味します。)である場合には、10月限先物契約の売却が、11月限先物契約よりも高い価格で行われ、「乗換えに伴う収益」が発生します。この指定先物契約乗換えでは、これまで往々にしてプラスの収益の認識が可能であることが可能でした。商品指数に含まれている先物契約の中には、過去に逆鞘の期間が持続することを示しているものもある一方で、逆鞘は常に存在している訳ではありません。

更に、金のような商品指数に反映されている一定の商品には、過去に、「順鞘(コンタンゴ:contango)」市場で取引されてきたものもあります。順鞘市場とは、先物契約の価格が期近限月のものよりも、期先限月のものの方が高くなっている市場のことです。すなわち、その

ような市場下においては、10月限の先物の売却価格が11月限の先物の購入価格より低いことにより、乗換えによって、マイクロ・商品上場投資信託においても、損を認識することになります。特定の商品市場において順鞘である場合の結果として、「乗換えに伴う収益」がマイナスとなり得ます。このため、商品指数及び単一商品指数の価値に悪影響が及び、その結果として、マイクロ上場投資信託、単一マイクロ上場投資信託、商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託の価値が下落するおそれがあります。更に、これにより、商品指数における期近先物契約及び次期近先物契約はブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMにおいて用いられているものとは異なるため、先物曲線の関連する部分が異なる量の逆鞘又は順鞘を示している場合、両指数に異なる形で影響を及ぼす逆鞘及び/又は順鞘がもたらされる可能性があります。しかし、特定の商品市場において順鞘(又は逆鞘)が存在することによって、自動的に「乗換えに伴う収益」がマイナスとなる(又はプラスとなる)ということではありません。潜在的な乗換えに伴う収益が実際に実現するかどうかは、先物曲線の形状に依存しています。「先物曲線」とは、異なる満期を有する先物契約に関し、先物契約の価格間の相関関係をグラフで表したものをいいます。商品先物曲線の関連する部分が逆鞘となっている(右下がりの先物曲線となっている)場合には、その他の要因が全て同じであるとすれば、相対的に低くなっている先物価格が相対的に高くなっているスポット価格に収束していくに従って、関連する指数は上昇する傾向があります。順鞘の場合には、反対の結果が生じます。

(b) 長期上場投資信託

長期上場投資信託は、商品指数又はそのサブ指数の一つではなく、ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SM又はそのサブ指数の一つに連動するよう設計されています。ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMは、特定の日の時点で、商品指数と同じ商品の先物契約を参照して決定されますが、ブルームバーグ商品3ヶ月SMに関しては、3暦月間で商品指数の期近先物契約及び次期近先物契約となり得る先物契約は、代わりに、現暦月におけるブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMに関する期近先物契約及び次期近先物契約となります。これにより、商品価格及び/又は両指数に影響を及ぼす逆鞘若しくは順鞘の変動に対する異なる感応度がもたらされる可能性があります。ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMを構成する先物契約の満期日の違いにより、ブルームバーグ商品3ヶ月先渡指数SMが、商品指数に比べて著しく良好か又は悪いパフォーマンス並びにより高いか又はより低いボラティリティを有する可能性があります。従って、上場投資信託保有者が長期上場投資信託への投資から得るリターンは、当該上場投資信託が商品指数に連動していた場合に得るリターンに比べて小さくも大きくもなる可能性があります。

(c) 長期商品指数の変動

ファシリティ契約は、全てのマイクロ先物・商品上場投資信託の値付けに用いられる商品指数の変動を考慮に入れています。商品契約カウンターパーティ及び発行体は、ハンドブックに従いICME指数と共同してブルンバーグ又はユービーエス・アーゲー(UBS AG)(又はそれに関連する者のいずれか)により計算され、CME指数が公表する別の長期商品指数を用いることに合意する可能性があります。但し、上場投資信託保有者に対して用いる指数の変更予定に関する通知を少なくとも30日以上前に行うことを条件とします。

(d) 指定契約及び/又は乗換え期間の変更

各々の単一商品指数の値付けを行うために用いられる指定契約、指定限月契約、及び乗換え期間の選択は、UBS証券と共にブルームバーグによって決定されており、商品指数管理委員会(Supervisory Committee)の承認により、適時に変更される可能性があります。指定契約、又は、指定限月契約のいずれかの削除又は代替、及び/又は、乗換え期間の変更は、単一商品指数の価値にマイナスの影響を与える可能性があります。

商品契約のカウンターパーティの信用リスクとその他サービス提供者の債務不履行リスク

商品契約カウンターパーティの信用リスク及び債務不履行

商品上場投資信託の価値、及び、発行体の償還額についての支払能力は、商品契約カウンターパーティからの受領額に依存しており、商品契約カウンターパーティ(又は、そのいずれか)の信用力の劣化、及び/又は、格付けの引下げによって影響を受ける可能性があります。商品契約カウンターパーティ(又は、そのいずれか)の信用力又は格付けのそのような劣化/引下げは、商品上場投資信託の取引価格の下落を引き起こす可能性があります、これにより上場投資信託保有者に損失が生じる可能性があります。

シティグループによって締結されている商品契約は、シティグループ以外のシティグループのグループ内のいかなる会社によっても、また、いかなる者によっても、保証が付されていません。MLIによって締結されている商品契約は、BAC以外のBACのグループ内のいかなる会社によっても、また、いかなる者によっても、保証が付されていません。その限度で、商品契約カウンターパーティ又は保証提供者が(それぞれに)関連する商品契約及びファシリティ契約、又は、保証契約に基づく支払義務を履行できない可能性がありますので、発行体が、上場投資信託保有者に対する義務を履行することができずに、結果として上場投資信託保有者に損失が生じる可能性があります。

発行体は何らかのリスク分散の方針に基づいて、運営を行っている訳ではなく、現在のところ、シティグループ及びMLIとの間でのみファシリティ契約を有しています。発行体は、その他の商品契約カウンターパーティとの間でファシリティ契約を締結する可能性があります、これは義務ではありません、又、発行体は、カウンターパーティにかかるリスクの分散を目的として、ファシリティ契約を締結する意図は有していません。

ある時点において、二又はそれよりも多い商品契約カウンターパーティが存在し、その一の信用格付けのより低い者について、その格付けの引下げ、又は、商品契約の償還にかかる義務にかかる債務不履行となった場合にあっては、合同管理資金(プール)の分離メカニズムにより、低格付けの者の商品契約にのみ裏付けられた新たなマイクロ・商品上場投資信託を発行することによって、低格付けの者を分離することができます。発行体は、かかる新たなマイクロ・商品上場投資信託を、その価格により償還できる、又は、完全に償還できるという保証はなく、新たに発行されたマイクロ・商品上場投資信託は、取引所における取引が認められない可能性もあります。従って、上場投資信託保有者は、売却することができず、価値が低いか又は無価値の新たなマイクロ・商品上場投資信託を保有することになる可能性があります。発行体が、合同管理資金(プール)の分離の実施権限を行使する場合には、商品契約を一又はそれ以上のカウンターパーティに配分するに際して、提案されてはいても、実施はなされていない合同管理資金(プール)の分離に関連付けることは必要ありません。従って、マイクロ・商品上場投資信託を受け取った上場投資信託保有者は、受け取って、間もなく、低格付けの者に裏付けられたマイクロ・商品上場投資信託を保有しているものとして扱われることになる可能性があります、当該マイクロ・商品上場投資信託の償還にかかる当該上場投資信託保有者の能力に影響する可能性があります。発行体が、特定の合同管理資金(プール)について、合同管理資金(プール)の分離の実施にかかる権限の行使を検討している場合には、発行体は、上場投資信託保有者に対する通知をもって、当該合同管理資金(プール)に裏付けられた種類のマイクロ・商品上場投資信託の償還権を停止することができます。従って、上場投資信託保有者はこれらのマイクロ・商品上場投資信託を売却できない可能性があります、当該停止の間、当該投資信託の価値が減じるか、若しくは無価値となる可能性があります。

発行体が、上記の合同管理資金(プール)の分割を決定した場合には、信託約款によれば、既存の有効な償還請求書であって、分離が有効となる以前に(分離が有効となる以前に、強制償還期日にかかる通知が発出され、そのために、それ以外の日程が適用になる場合を除きます。)提出されたものは、合同管理資金(プール)に関しては、その後の分離は、商品契約の

停止の対象となる商品契約カウンターパーティに裏付けられることになる当該商品契約に適用があるものとして取り扱われることとなります。この結果として、分離が効力を発する以前に、有効な償還請求書を提出した上場投資信託保有者は、分離後には、双方の合同管理資金（プール）ではなく、一つの合同管理資金（プール）に裏付けられたことになるマイクロ・商品上場投資信託を保有しているものとして、取り扱われることとなる可能性があります。この場合には、裏づけとなる合同管理資金（プール）は、低格付けの者を当事者とする商品契約が移転されたものとなる可能性があります。

UBSセキュリティーズ及びブルームバーグによる指数の計算

発行体は、ブルームバーグ又はUBSセキュリティーズとはいかなる意味でも（本書に記載されている契約及びライセンス契約を除いて）関連しておらず、商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の計算にかかる方法又は方針に関する開示についての間違い、又はその中断を含めて、その行動を管理又は予測する能力は有していません。商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の水準の計算、商品指数の構成要素の付加、削除、又は置換、及び、DJ-UBSCI商品指数の構成要素に影響を及ぼす変化を商品指数に反映させる方法に関するUBSセキュリティーズ及びブルームバーグの方針は、商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の価値に悪影響を与え、従って、マイクロ・商品上場投資信託の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

商品先物契約が追加されると、その契約は、商品指数に含まれるために相応しい基準を満たしている可能性がある一方で、現在商品指数に含まれている商品先物契約はそうした基準を満たしていない可能性があります。商品指数に含まれている各々の先物契約に適用される重み係数は、商品生産及び取引量統計に基づいて毎年変更される可能性があります。加えて、UBSセキュリティーズ及び/又はブルームバーグは、商品指数の構成及びウェイトを決定するための手順、商品指数が市場のパフォーマンスを適切に測るための適切な指標であることを確保するため、又は、その他の理由による、指数の構成及びウェイトの数値の計算のための手順、又は、商品指数又は関連した（単一商品指数を含む）指数の価の計算のための手順を変更する可能性があります。こうした変更は、いかなるものであっても、マイクロ・商品上場投資信託の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

MLIとのファシリティ契約及び計算代理人契約では、ブルームバーグがいずれかの単一商品指数の計算及び公表を中止した場合にあっては、MLIが、計算代理人として、各々の単一商品指数のために用いられてきたのと同じ方法及び過程を、商品指数の計算のために適時に用いられたように、用いて、当該単一商品指数の終値を毎値付け日ごとに計算するための合理的な努力を払うことに合意しています。しかし、当該指数の公表が継続されるという保証はありません。単一商品指数又はその中のいずれかの公表が中止された場合にあっては、発行体は代替指数の公表を確保すべく努力します。しかし、それが実現可能であるという保証はありません。その場合には、マイクロ・商品上場投資信託の幾つか又は全てが償還されます。

ファシリティ契約及び計算代理人契約では、単一商品指数に関して市場混乱事象が、5取引日か、それよりも多い連続した取引日にわたって生じた場合（これらの取引日において単一商品指数の公表があったか否かにかかわらず）を含めた一定の事情の下では、計算代理人は、そうした事情が継続している間は、毎取引日ごとに代替指数を計算することが必要とされています。計算代理人は、誠意をもって、また、取引通念上合理的な努力を払って行動することが必要とされていますが、計算代理人は、()その行った決定に関して、いかなる上場投資信託保有者又は受託者に対しても義務を負っていません、また、()当該代替指数のいずれかが、単一商品指数とは異なっている可能性があります。

現在、商品指数に含まれている商品は、時として、その中に含まれなくなる可能性があります。この場合にあっては、当該商品に関する単一商品指数は、公表が中止される可能性があります。そうしたことが生じた場合にあっては、その種類の全てのマイクロ上場投資信託及び商

品指数上場投資信託は償還されることとなります。その種類のマイクロ上場投資信託により構成されている全ての指数上場投資信託は、リバランスが行われ、その結果として、それらの指数上場投資信託は、その商品の価値に対するエクスポージャーを含まないこととなります。

計算代理人における利益相反

MLIは、ファシリティ契約の下での債務者であるとともに、MLIとのファシリティ契約及びMLIとのファシリティ契約及びシティグループとのファシリティ契約に基づく計算代理人です(しかし、信託約款に基づく条件、マイクロ・商品上場投資信託、又は、信託約款における債務者ではありません。)。計算代理人として行動する際には、MLIは、誠意をもって、また、取引通念上合理的な努力を払って行動するよう義務付けられています。しかし、それ以外には、その計算は、明らかな誤りがないことが義務付けられているものです。計算代理人としてのMLIの役割は、上場投資信託保有者の利益には反する利益相反を惹起する可能性があります。

ブルームバーグ、商品契約カウンターパーティ及び認定参加者の業務

商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、商品現物市場、(それぞれの証券取引所及びその他の商品取引所における)先物市場、並びに、商品スワップ、オプション及びその他のデリバティブ等の店頭市場を含む商品市場における活発なトレーダーです。こうした取引活動は、マイクロ・商品上場投資信託の保有者の利益と、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社が有している、その自己勘定にかかる利益、その顧客及びその管理下にある勘定のために、オプション及びその他のデリバティブ取引を含めた取引の支援にかかる利益との間で、利益相反が生じていることの現れである可能性があります。こうした取引活動は、商品指数及びその他のあらゆる単一商品指数の価値に影響を及ぼす場合にあっては、マイクロ・商品上場投資信託保有者の利益にとっては、マイナスとなる可能性があります。更に、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、幾つかの又は全ての商品指数又はその構成要素、及び、商品現物一般について、調査レポートを公表してきており、また、将来的にも、公表することが予期されます。この調査は、予告なく適時に改訂され、マイクロ・商品上場投資信託の買付け又は保有と不整合な意見又は推奨が表明される可能性があります。調査は、いかなる意味においても、マイクロ・商品上場投資信託に対する推薦又は承認であると看做されるべきではありません。投資家は、投資の利点について、自身による独立した調査を行わなければなりません。商品契約カウンターパーティ及びその関連会社によるこうした活動は、いずれも、商品指数又はその構成要素の市場価格、及び、商品指数の価値、従って、マイクロ・商品上場投資信託の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。加えて、商品契約カウンターパーティ及びその関連会社は、商品指数及び関連する指数にリンクしたその他の上場投資信託、又は、金融商品を引き受け、又は、発行する可能性があり、かつ/又はUBSセキュリティーズ及びブルームバーグは、商品指数又は関連する指数について、非関連の第三者による公表又は利用にかかるライセンスを付与する可能性があります。更に、認定参加者及びその関連する者は、商品市場の様々な分野で取引を行っています。こうした活動は、上場投資信託保有者の利益にはマイナスとなる利益相反を惹起する可能性があり、マイクロ・商品上場投資信託の価格にマイナスとなる影響を与えることがあり得ます。例えば、商品指数又は関連した指数のパフォーマンスにリンクした金融商品のマーケット・メイカーは、その金融商品における幾らか又は全てのポジションをヘッジしようとする可能性があります。金融商品におけるマーケット・メイカーが、そのポジションをヘッジするために、原資産となっている商品指数の構成要素を買い付ける(又は売り付ける)活動は、単一商品指数が基づいている先物契約の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、更に、これら指数の価値、従って、マイクロ・商品上場投資信託の価値に影響を及ぼします。

以上のような活動の全てに関して、UBS、UBSセキュリティーズ、ブルームバーグ、商品契約カウンターパーティ、シティグループ、BAC、認定参加者、又は、そのそれぞれの関連する者

は、そのいずれもが、いかなる時にあっても、いかなる買い手、売り手、又は、マイクロ・商品上場投資信託保有者にかかる必要性を考慮する義務を全く負っていません。

(B) オペレーション上のリスク

価格変動に対する取引所による制限

米国の先物取引所及びその他の先物取引所は、ある1営業日における先物契約価格の値幅制限にかかる規制を設けています。この制限は、一般的には、「日次値幅制限(daily price fluctuation limit)」と呼ばれており、こうした制限の結果として先物契約のある日の最高値又は最低値は、「制限値段(limit price)」と呼ばれます。制限値段にある特定の先物契約が達すると、いかなるトレーダーであっても当該制限を越えて取引を行うことはできず、又は、取引が予め決められた期間中は制限されます。制限値段は、特定の先物契約の取引を出来なくする、又は、潜在的に不利な時若しくは価格での先物契約の清算を強制されることになるという効果を有しています。このような出来事は、幾つかの、又は、全ての単一商品指数に悪影響を及ぼす可能性があり、そのため、マイクロ・商品上場投資信託の市場価値にも悪影響が及ぶ可能性があるとともに、マイクロ・商品上場投資信託の申込み及び償還、並びにその値付けを中断させる可能性があります。

同様に、先物契約に対するポジションの量に制限を付する規制が課されることになった場合(又は、かかる制限からの例外措置が削減される、若しくは、問題視された場合)には、マイクロ・商品上場投資信託の設定能力に悪影響が生じる可能性があります。ポジションに対する制限が課されることになれば、取引が行われなくなる、又は、取引が限定的なものとなる可能性があります。ポジションにかかる制限により、先物取引を排除する影響が生じる可能性があります。また、商品契約カウンターパーティが(そのポジションをヘッジすることが出来なくなるため)、商品契約を設定する能力に影響が生じる可能性があります。

シティグループ及びMLIの関係会社はそれぞれ、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(各々は、商品指数のヘッジ同等物に連動する上場投資信託に関連する発行体の関係会社です)とのファシリティ契約の当事者であり、当該契約及び類似の契約におけるエクスポージャー並びにこれらのエクスポージャーに関するUBS及びMLCIの関係会社のヘッジ活動は、これらの会社がファシリティ契約に基づいて商品契約を設定する能力に影響が生じる可能性があります。

市場の混乱

先物取引所は、取引所における取引不成立又は取引高若しくは価格に対する制限の付加によって、市場の混乱又は取引の中止が生じるという潜在的な可能性を有しています。そうした事態により、取引日が市場混乱日と分類されることになり、その結果として、当該日において、一つ、又は、それより多い種類又はタイプのマイクロ・商品上場投資信託の値付けが行い得ないということになります。このために、申し込みプロセス又は(終値が用いられる場合にあっては)償還プロセスに遅延が生じることになり、潜在的又は既存の上場投資信託保有者に不利益を及ぼす可能性があります。

(C) 法的リスク

規制の変更

発行体及び商品契約の相手方に適用される規制の範囲及び中身は進化し続けています。その結果、発行体又は商品契約の相手方が、現在意図されている方法でその機能を継続し続けるこ

とがより困難となったり若しくは不可能となるか、又はより高価になる可能性があるリスクがあります。そうしたリスクには例えば、商品先物市場の将来の規制が、商品契約の相手方のヘッジ費用の増加をもたらすとか、ヘッジ活動の許容範囲に制限が生じる可能性があります。これにより、今後、プログラムに適用される契約に変更が加えられることが必要となる場合があります。また、これにより、マイクロ・商品上場都市信託の商業条件が変更されたり(例、創造制限及び償還限度の縮小、及び/又は資本調整の減少、ひいては価格の低下をもたらすヘッジ費用をカバーするために商品契約相手方当事者が必要とする金額の増加など)、マイクロ・商品上場投資信託の一部又は全部の償還及びマイクロ・商品上場投資信託の償還及び/又は強制償還、及び/又はその価格が混乱する可能性があります。

その他の法的リスク

担保の実行

発行体が、担保契約及び担保管理契約に基づく権利を行使し、担保口座を支配する事態にあっては、担保口座にある担保は、投資者に支払うべき償還額の全てを賄うために十分な価値を有していない可能性があります。これは、()発行体による権利の行使は、商品契約カウンターパーティがそのエクスポージャーの価額に見合う担保を担保口座に預託できなかった結果である可能性があること、()担保口座は、計算及び評価が行なわれた直近営業日の終了時におけるエクスポージャーの価額に見合う資産を預託することが求められるに過ぎないため、評価が行われてから発行体が担保口座の管理を取得するまでに日にちがかかってしまい、その間に担保口座にある担保の価値とエクスポージャーの間に著しい差異が生じる可能性があること、()担保口座にある資産の価値が市場の状況により下落する可能性があること、()エクスポージャーが市場の状況により上昇する可能性があること、()エクスポージャーは、担保の預託という商品契約カウンターパーティの義務のために報告されているものであって、担保が最後に預託された際のエクスポージャーは、当該担保から実現される売却代金により上場投資信託保有者及びその他の者に支払われるべき総額よりも少ない可能性があること、()発行体(又は受託者)は、担保口座にある資産は、掛け目をもって担保の額が計算されていても、その評価された価格での売却が、その一部又は全部につき不可能である可能性があること、又は、()担保口座にある資産を発行体が売却する際には、一定の費用を要する可能性があること、によります。加えて、そうした行使の迅速性については、確実なものではない可能性があります。

担保証券管理機関は、各担保管理契約の条件に基づき、担保の保管に関して、預託機関、銀行又はその他の金融機関を利用することがあります。発行体が、担保契約及び担保管理契約に基づく商品契約カウンターパーティの担保口座を支配する権利を行使し、また、担保が、担保証券管理機関が手配した預託機関、銀行又はその他の金融機関に保管される場合、()発行体は、担保証券管理機関に支払うべき全ての金額を回復することができない可能性があり、従って、発行体の上場投資信託保有者に対する債務に資金を拠出するのに十分な金額を有しない可能性があり、及び/又は()担保の実行に長い時間がかかる可能性があります。従って、上場投資信託保有者が、支払われる金額を受領するのが遅れる可能性があります。発行体が担保の実行時に受領する金額(担保証券管理機関から実行されるか、担保証券管理機関により指揮される預託機関、銀行若しくはその他の金融機関から実行されるかを問いません。)が、発行体の上場投資信託保有者に対する債務を完全に補填するのに十分でない場合は、上場投資信託保有者は、重大なものとなりうる損失を被る可能性があります。

受託者による担保権の実行

受託者が自己の担保権を実行し、担保口座を支配する場合は、上記「担保の実行」に記載される要因も適用されます。更に、受託者は、発行体に依存し、受託者による商品上場投資信託

の価格の計算及びその結果として償還額の計算を実施するか又は実施させ、また、これを公表します。発行体が倒産した場合又はその他の理由により、発行体は、かかる計算を実施及び公表しない可能性があります。かかる状況において、受託者が、かかる計算を実施できるか又は受託者のためにかかる計算を実施することができ、これを実施する意思のある第三者を見つけることができるという保証はありません。全タイプの商品上場投資信託の価格は、計算式に基づき決定され、また、(一部の特定の要素に関する場合か又は市場の混乱の場合を除き)当該価格の最終決定を行う計算代理人に関する規定はありません。従って、発行体若しくは受託者によって若しくはそのために計算された価格若しくは償還額が、商品契約カウンターパーティにより計算された価格若しくは償還額と一致するか、又は、(強制償還の場合)商品契約カウンターパーティが発行体に対して支払うべき価格が関連あるファシリティ契約に基づき計算される日が、商品上場投資信託につき支払うべき価格若しくは償還額が計算される日と同じ日になるという保証もありません(よって、不一致がある可能性があります)。従って、商品契約カウンターパーティの債務不履行事由が発生した後、マイクロ・商品上場投資信託の特定の種類又はカテゴリーの価格設定に遅れが生じる場合があり、それにより、上場投資信託保有者が保有する上場投資信託につき償還を受けられない可能性があります。また、価格算出の誤りが生じる可能性もあり、これにより上場投資信託保有者に損失が生じる可能性があります。

EU銀行破綻処理指令

EU銀行再建・破綻処理指令(2014/59/EU)('BRAD')に基づき、EU加盟国は、銀行及び主要な投資会社('機関')の再建・破綻処理の枠組みを導入することを求められております。これにより、当該機関が破綻している、あるいは破綻する可能性が高いと判断された場合には、各国の所管・破綻処理当局が介入する権限が与えられています。とりわけ、BRRDは「ベイル・イン(介入)手法」の導入を規定しており、決議当局は、当該機関の株主や債権者の債権を記録したり、その債権を持分に転換したりすることができます。この例外には、担保付債務、顧客資産及び顧客資金が含まれます。ベイル・インの後、債権の減額や株式への転換がなされた株主や債権者が、通常の破産手続で清算された場合よりも大きな損失を被ったと決議後の評価に基づいて決定された場合、BRADは差額を支払う権利があると規定されています。この点、英国はEUの加盟国ではなくなりますが、BRRDは、2018年欧州連合(離脱)法に基づき、引き続き英国にも適用があります。

他のベイル・イン権限には、デリバティブのオープン・ポジションを閉鎖する権限、支払いまたは引渡し義務を一時的に停止する権限、担保権の執行を制限または停止する権限、終了権を停止する権限が含まれます。

MLIとCGMLは共に英国の機関であるため、BRRDの対象となっております。BRRDは欧州経済領域法(ファシリティ契約、商品契約等)が適用される契約の場合には自動的に適用され、他の法律が適用される契約には、BRRDの対象となる機関の債権者が当該債務を評価損及び転換権の行使の対象となる可能性があることを承認する条件を含むことを保証することが、BRRDにより機関に求められています。MLI担保契約、MLI支配契約、CGML担保契約、及びCGML支配契約はそれぞれニューヨーク州法に準拠しており、このような承認(または別々に組み込む)を含みます。

発行体の相手方又は債務者である機関について決議を行うことにより、発行体が当該機関に対して有する無担保債権について、ベイル・インが行使されるおそれがあります。その結果、当該債権の発行残高をゼロにするか、当該機関の普通株式又はその他の所有権証券に転換するか、または当該債権の条件を変更されることがあり得ます。

また、BRRDを機関に適用することにより、発行体が保有するデリバティブのポジション(商品取引契約を含む)が解消・終了し、担保等に関する発行体の権利行使が遅延する可能性があります。ベイル・インの結果、発行体の状況が悪化した結果、発行体が支払うべき補償金の支払いは、解決手続が完了するまで遅延する可能性が高く、予想される額又は予想を下回ることが判明した場合、又は紛争の対象となる場合があります。

米国SRR規定

米国の健全性規制当局は、グローバル・システム上重要な銀行組織として指定された銀行組織の一部である特定の企業に関して、規則(「米国SRR規定」)を採用しています。米国のSRR規定は、(1)世界的なシステム上重要な米国の銀行組織(「米国GSIB」)と見做されるか、または資産規模の基準を満たす銀行組織(集合的に「保証エンティティ」といいます。)、(2)米国GSIBの特定の子会社、および(3)システム上重要な非米国銀行組織の特定の米国業務に、直接適用されます。米国のSRR規定は、カバード・エンティティの破綻が無秩序なものとなり、健全性規制当局が懸念する破壊的な資産売却や清算が広範な金融危機を引き起こす可能性を減らそうとするものです。

米国のSRR規定の効力は、スワップ、為替先渡取引およびその他のデリバティブ並びにレボ形式の契約及び証券貸借契約など、特定の金融契約(「適格金融契約」)における一定の契約上の権利を排除することであり、これらの契約の相手方は、(a)対象エンティティが破綻処理手続に付されている場合には適格な金融契約を締結することができなくなるという一定期間の停止の対象となり、(b)対象エンティティの関連会社の管財人又は類似の手続により債務不履行に基づく権利の行使が禁止されます。場合によっては、決議を執行する米国のプルーデンシャル規制当局は、適格な金融契約を、破産手続にない他の金融機関に移転することができます。

発行体は、カウンターパーティ及びその保証人の各々が対象エンティティであり、自らが当事者となっている商品取引契約及び保証は米国SRR規定の適用を受ける適格金融契約であると考えます。

米国のSRR規定は、米国の法に準拠する適格金融契約及び米国人に直接適用されますが、カバード・エンティティに対しては、米国の法に準拠しないすべての適格金融契約(アメリカの法律の定義に拠ります。)において、発行体などのカウンターパーティが一定の条件の下で一定の一括清算、クロスデフォルト及び類似の権利を行使することを延期又は制限する米国SRR規定の要件を反映した契約規定を含めることも要求しています。

米国SRR規定は、2019年1月以降に順次施行され、それらは2019年7月1日までに全て施行されました。ファシリティ契約は英国の法律に準拠しているため、各カウンターパーティは発行体とのファシリティ契約を修正し、かかる条項を含める必要がありました。そうしないと、商品契約を継続できなくなる可能性があります。米国のSRR規定では、二国間協定又は標準的なISDAプロトコルへの準拠のいずれかによって遵守が可能です。発行体は、2019年6月28日に、このISDAプロトコルへの準拠を選択し合意しました。

これらの要件を実施することにより、マイクロ上場投資信託・商品上場投資信託の信用リスク、清算リスク及びその他のリスクが増加する可能性があります。なお、米国のSRR規定の条項については、有効なカバード・エンティティの決議が行われておらず、実際にどのように運用されるかは不明です。しかしながら、商品取引先のデフォルトが発生した場合、米国証券取引委員会規定に基づく権限又は必要な契約条項が行使されると、例えば以下のような理由により、上場投資信託保有者がこの期間中に損失を被るリスクがあります。

- (a) 上場投資信託保有者はマイクロ・商品上場投資信託を償還することができず、選択した時間と価値で投資を実現することができません。
- (b) 当該ファシリティ契約に基づく強制価格設定日の時点でのカウンターパーティである商品取引契約の相手方当事者に対し、特定の種類のマイクロ証券及び商品証券の全部を償還することとした場合に、当該マイクロ・商品上場投資信託を償還することができず、上場投資信託保有者による投資の実現が遅れるおそれがある旨の通知を行うことができないこと。及び
- (c) どのプールの資産でも減らすことができるため、上場投資信託保有者(対応するクラス)は、その後の償還または強制償還でマイクロ・商品上場投資信託の価格よりも低く受け取ることになります。

商品契約カウンターパーティによる源泉徴収

商品契約カウンターパーティが、商品契約の解約に関して支払うべき金額は、適用のあるべき米国のあらゆる法律によって求められる、又は、求められようとしているところに従って、相応の管轄区域、政治的出先機関、又は、課税権、（関連する政府歳入当局の慣行により変更されたところに従った）条例制定権を有する全ての当局によって、又は、そのために、課される、課税される、徴収される、又は、査定されることになる、全ての現在若しくは将来の税、公課、源泉徴収、控除、資産査定額、又は、あらゆる性質の行政手数料のための、又は、それらに代えての源泉徴収、又は、控除の対象となると考える一定の事情の下においては、商品契約カウンターパーティは、ファシリティ契約に基づき発行体に対して、30日前の事前通知を行い、当該通知の失効までの間に、商品契約カウンターパーティが（可能であれば）関連する金額を、控除、若しくは、源泉徴収なしに、又は、定率での減額の控除、若しくは源泉徴収なしに、支払うことができるよう、商品契約カウンターパーティは、（マイクロ・商品上場投資信託の実質上場投資信託保有者が認定参加者ではない場合には）一定の実質上場投資信託保有者証書の商品契約カウンターパーティへの交付があることを条件として、その支払うべき金額にかかる「グロスアップ（gross up）」を行わなければなりません。こうした事情の下にあっては、認定参加者ではない者への償還額の支払は、当該実質上場投資信託保有者証書を発行体及び商品契約カウンターパーティへの交付することが条件となります。当該30日前の事前通知の失効後にあっては、商品契約カウンターパーティは、その支払うべき金額についてグロスアップを行う義務はなく、発行体が差し引いた金額のみを支払ったとしても、それは債務不履行の対象となる債務とはなりません。

発行体及び保証された資産に限定された請求権

マイクロ・商品上場投資信託は、発行体だけの義務です。発行体によるマイクロ・商品上場投資信託の買戻代金の支払能力は、発行体が関連する商品契約カウンターパーティから支払金を受領できるか否かに完全に依拠します。マイクロ・商品上場投資信託は、受託者、登録名義書換事務代行会社、ブルームバーグ、UBSグループのいかなるメンバー、MLI又はBACグループのいかなるメンバー、シティグループ又はシティグループのグループのいかなるメンバー、発行体のいかなる直接的又は間接的投資主、又は、いかなる認定参加者にとっての、義務、責務、又は、保証対象ではありません。また、いずれの投資主も、これらの者に対して直接履行を強制する権利を有しません。発行体は、資産担保証券である上場商品（Exchange Traded Commodities; ETCs）を発行するために設立された特別目的会社です。

特定の合同管理資金（プール）に対して適用のある担保契約の実行の後、当該合同管理資金（プール）に関して、担保資産の売却による純売却代金が、発行体が、当該種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託、並びに当該種類のマイクロ上場投資信託によって構成される限りにおいて指数上場投資信託に関して、当該事情の下で支払うべき総額よりも少ない場合にあっては、当該マイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託、並びに当該種類のマイクロ上場投資信託によって構成されている限りにおいて当該商品指数上場投資信託にかかる発行体の義務は、担保資産の売却による純売却代金に限定されます。かかる状況の下にあっては、相応の合同管理資金（プール）に帰する資産以外の発行体の資産は（存在している場合には）、当該不足分の支払のために利用可能とはならず、相応の上場投資信託保有者が有している当該債務に関して更なる金額を受け取るという権利は消滅し、また、上場投資信託保有者又は受託者のいずれもが、当該金額の回復のために更なる行動を取ることとはできません。かかる場合において、上場投資信託保有者は損失を被る可能性があります。

発行体に対する全ての請求権は、信託約款に基づき、支払いの優先順位に従って、履行されます。支払いの優先順位に従った場合、上場投資信託が不完全なものとなり、発行体が上場投

資信託保有者に対し償還額全額を返還することができない可能性があり、その場合、上場投資信託保有者に損失が生じることになります。

限定された執行権限

受託者は、その裁量により、担保権の行使を行うことができます。しかし、それは上場投資信託保有者のために、以下の指示によって担保権の行使が必要とされる場合のみです。

- .) 発行体が債務不履行となっている上場投資信託保有者による指示、又は、
- .) 発行体が債務超過となっているか又は商品契約のカウンターパーティとの関係で何らかの債務不履行が生じ、それらが継続している場合において、)マイクロ・商品上場投資信託(全ての)当該時点における残高の価格の25%よりも少なくない上場投資信託(書面の最終の署名時において)を保有する上場投資信託保有者の書面による指示、若しくは、)特別決議による指示

それぞれの場合において、受託者が、免責されていること、及び/又は、その了解が得られていることが条件となります。受託者が上場投資信託を執行する義務を負わない場合、上場投資信託保有者は直接発行体に対して責任追及をする権利を有さないため、投資した分を現金化できない可能性があります。

その他の管轄地における担保の有効性

一定の管轄地における法律によっては、いずれかの合同管理資金(プール)に関連する担保資産を構成する一部又は全部の資産が影響を受けることがあります。担保契約に基づく担保が管轄地の法律によって承認されない場合にあつては、当該管轄地に所在する資産にかかる担保は有効ではない及び/又は、担保契約によって担保された権利よりも順位の低い権利の対象となる可能性があります。

発行体は、担保にかかるアレンジメントに関連した担保契約によって保証されている担保を有効なものとするために、以下の手段を講じています。(a)発行体は担保証券管理機関に対して、担保の提供にかかる通知を文書により行い、担保証券管理機関は、発行体及び受託者に対して、文書で当該通知の承認を行います。(b)担保管理契約においては、発行体が担保にかかる権利を承認されていることが、担保管理契約の下では担保証券管理機関は、担保を実行する受託者の指示に基づいて行動するとの条項によって明示されています。

発行体は、英国法に基づき、担保を有効とするために、必要であれば更なる手段をとることができます。しかし、いずれかの合同運用資金に関連した担保資産を構成する資産の一部又は全部が所在しているその他の管轄地の法律の下では、付与された担保権は、認識されない、又は、有効とはならない可能性があります。

金融取引税

2013年2月14日、欧州委員会は、特定の参加EU加盟国(ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシア、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキアを含む(以下「参加加盟国」といいます))。但し、エストニアは後に不参加の意思表示をしています。)において導入される金融取引税(「FTT」)に関する指令案(「委員会案」)を含む提案を提示しました。さらに、特定の国(フランス及びイタリア)は、自国のFTTを一方向的に導入又は発表しており、他国も同様の措置を講じる可能性があります。委員会案が現在の内容のまま採択されれば、FTTは、とりわけ金融機関(発行体が含まれます。)の金融取引(デリバティブ契約の設定又は変更及び、金融商品の移転を含みます。)に課される税金になります。

委員会案は、FTTの適用対象を、一定の場合に、参加加盟国の域内及び域外の両方の居住者としています。一般的には、その取引が、少なくとも一方当事者が金融機関で、且つ少なくとも一方当事者が参加加盟国内において設立された人との間でなされた場合に、FTTが適用されることとなります。そして、参加加盟国内における設立は広く解され、金融機関は参加加盟国内において設立されるか設立されたものとみなされます。少なくとも、金融機関は、(a)参加加盟国内において設立した人と金融取引を行う場合又は、(b)参加加盟国内において発行された金融商品の取引を行う場合は、参加加盟国内において設立した人と見做されます。

委員会案の採択により発行体は、商品契約に関する取引及びマイクロ・商品上場投資信託の取引(これにはある種の商品契約上のポジションのヘッジを目的とした取引を含みます)に関し、納税義務が発生するリスクが存在します。更に、金融機関である上場投資信託保有者は、当該証券に関するFTTの納税義務を直接的に負う可能性があります。

FTTに関する委員会案は参加加盟国による協議段階にあり、内容が変更されて採択される可能性があります。決定される時期は未定です。参加を希望するその他のEU加盟国が出てくる可能性もあります。最終的にFTTが導入されない可能性もあります。マイクロ・商品上場投資信託の取引を予定している場合は、予めFTTの専門家に相談することを推奨します。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)

UCITSである投資予定者(すなわち、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関連する法律、規則及び行政規定の調整に関する1985年12月20日付理事会通達(85/611/EEC)(以下「UCITS通達」といいます。)(その後の改正を含みます。))に服する、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託であるスキームにより構成される投資予定者)は、商品上場投資信託に対する投資が、UCITS通達に従い適用される規則及び/又はガイドライン並びに自己の設立法域の法律、規則又はガイドラインを遵守し、個別の投資目的に沿うことを満足する必要があります。上場投資信託保有者であるUCITSは、かかる制限を遵守しなかった場合、UCITS通達、自己の設立法域の法律、自己の投資目的及び投資方針に基づく義務の遵守に違反する可能性があります。ひいては自己の国家制度に基づき規制上の制裁を受ける可能性があります。

B. リスクの管理

発行体は、その活動から生じる多くのリスク(信用リスク、決済リスク流動性リスク、及び市場リスク等)にさらされています。取締役会は、リスク管理手法全般に対して並びにリスク管理に係る戦略及び原則を承認する責任を有しています。取締役会は頻繁に会議を開催し、発行体のリスク・エクスポージャーの検討及び適切な管理方針の決定を行っています。これらのリスク管理のため発行体が採用しているリスク管理方針は、下記の通りです。

コモディティ証券は、通常の市場の変動並びに有価証券及びその他の金融商品に対する投資に固有のその他のリスクにさらされています。有価証券の価値が上昇する保証はありませんし、投資家の当初投資の資本価値も保証されていません。投資の価値は下落及び上昇する可能性があり、投資家は当初投資金額を回収できない可能性があります。

以下に記載の情報は、コモディティ証券に関連する全てのリスクの包括的な要約を意図したのではなく、コモディティ証券に対する投資に固有のリスクの詳細な要約に関して、投資家は直近の目録見書を参照しなければなりません。提供された全ての情報は、将来予測または投資パフォーマンスの根拠として使用または解釈すべきではありません。

(a) 信用リスク

信用リスクは主に、指定参加者またはコモディティ契約の取引相手先が契約上の債務を履行できず財務上の損失が発生するリスクです。コモディティ証券の各クラスは、リミテッド・リコースの取決めに基づき発行しています。当該取決めにより保有者が遡求権を有するのは、関連コモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）に対してのみであり、他のクラスのコモディティ証券のコモディティ契約や発行体に対しては有していません。したがって、コモディティ証券の発行に関する発行体の信用リスクは限定的となっています。

特定の状況において、発行体またはコモディティ契約の取引相手先が発動可能となる強制償還条項が定められており、その概要は目論見書に記載されています。この場合、全ての発行済コモディティ証券の強制償還が行われます。さらに、ショート・レバレッジ型商品の一定のクラスにおいては、取引日中の関連指数に大きな変動がある場合に価格を強制的に再設定する、またはコモディティ証券の価格が特定日以内にゼロにまで下落したコモディティ証券の強制償還を発動し得るリストライクの仕組みも定められています。

コモディティ契約、未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権の帳簿価額の総額は、財政状態計算書日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表しています。報告日現在における発行体の未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権は、財政状態計算書上に詳述しています。

コモディティ証券の価値及び償還価格を支払う発行体の能力は、コモディティ契約の取引相手先からの当該金額の受領に依存しており、コモディティ契約の取引相手先に付された信用格付けによって影響を受ける可能性があります。発行体は現在、メリルリンチ・インターナショナル及びシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの2社をコモディティ契約の取引相手先としています。報告日現在のコモディティ契約の取引相手先に対するエクスポージャーは、それぞれ約58%及び42%（2024年度：63%及び37%）に分散されています。

コモディティ契約の取引相手先が債務不履行となった場合、発行体は、債務不履行の状態にないコモディティ契約の取引相手先とのみ取引を行うこととなります。さらに発行体は、担保（下記参照）の売却代金を利用し債務不履行の状態にないコモディティ契約の取引相手先と取引を行うことで、可能な場合影響を受けたコモディティ契約を入れ替えています。

コモディティ契約に基づく信用リスクをカバーするため、コモディティ契約の取引相手先は、ニューヨークメロン銀行（以下「担保カストディアン」）の第三者カストディアンに、エクスポージャーと同額以上の担保を差し入れることが義務付けられています。担保口座に預けられる担保の水準は、前取引日終了時におけるコモディティ契約の合計残高の価値に基づいて評価されます。2025年12月31日時点で、残高総額は5,505,854,555米ドル（862,161,764,767円）であり、担保口座に預けられた総額は5,710,927,112米ドル（894,274,076,468円）でした。

担保カストディアンに保管される担保は、コモディティ契約の取引相手先の名義で口座に保管されます。当社は、コモディティ契約の取引先が提供する担保を自社のウェブサイトで毎日公開しています（<http://www.wisdomtree.eu/pricing>）。コモディティ契約の取引相手先が支払い義務を怠った場合、当社は、この担保口座に差し入れられた担保に対し担保金額を管理する権利を有します。

価格は日内に（すなわち、エクスポージャー及び担保が評価された最終時点から）変動するため、当該担保の実現価値は、コモディティ契約の取引相手先が支払うべき金額とは異なる可能性があります。コモディティ契約の相手方が提供する担保には、最低格付けAAAの適格マネー・マーケット・ファンドに投資された現金、最低格付けA-の公開債券、または適格株式（要すると最低要件を満たすもの）が含まれます。当社の担保スキームでは、当該損失リスクを軽減するために、発行体

および地域ごとに厳格な担保余裕額及び担保集中制限を適用していますが、損失を完全に排除するものではありません。「適格担保」の詳細は、発行体の目論見書([https://www.wisdomtree.eu/-/media/eu-media-files/key-documents/prospectus/etf-securities/prospectus---etfs-commodity-securities-limited-\(classic-, -a-, -longer-dated\).pdf](https://www.wisdomtree.eu/-/media/eu-media-files/key-documents/prospectus/etf-securities/prospectus---etfs-commodity-securities-limited-(classic-, -a-, -longer-dated).pdf))に記載されております。

担保カストディアンに差し入れられた担保が、担保口座の担保の価値が未払いのコモディティ契約の価値に対して十分であることを確認し、担保の適格基準を日々継続的に満たすものとするため、日次で再評価されています。裏付けとなる担保の質が変化した場合には、当該担保を担保口座から除外し、現在の適格基準を満たす担保と入れ替えています。

取締役会は、当社の信用リスク・エクスポージャーを確実に管理すべく、(シティグローバル・マーケッツ・リミテッド：A+ (2024年：A+) (フィッチ、2025年8月15日) およびメリルリンチ・インターナショナル：AA (2024年：AA) (フィッチ、2025年6月3日))の信用格付を評価することを含めて、当該エクスポージャーを監視しており、ウクライナ危機に関連する潜在的影響または動向を注視しながら一層厳密に監視を継続しています。

(b) 決済リスク

決済リスクは、承認された申込者またはカストディアンが契約上の決済義務を履行しない可能性を指し、その結果として財務上の損失が生じる可能性があることをいいます

決済リスクは、発行体の取引相手方が決済日に現金、コモディティ契約またはコモディティ証券を受渡さないリスクのみによって生じるものであり、CRESTシステムを通じて現金またはコモディティ証券の決済を行うことにより軽減されると取締役は信じています。当該システムでは、取引の両当事者が契約上の債務をそれぞれ履行するまで、取引が決済されないようになっています。

未決済のポジションに関する残高は、後述「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」注記7及び8に開示されています。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、金融負債の満期時に関連する債務を履行する際に発行体が困難に直面するリスクです。発行体の未収金額及び未払金額は全て要求払いであり、通常は短期間で決済されます。さらに、管理・運用報酬及びライセンス料並びに設定及び償還手数料に関する金額は、関連する取引相手方からManJerに直接送金されるため、発行体を經由するキャッシュ・フローはありません。

コモディティ証券には契約上の満期日はなく、当該証券保有者からの請求(請求は常時可能)または強制償還の場合にのみ償還されます。通常は指定参加者のみが発行体に直接申込及び償還を申請できます。

さらに、コモディティ証券とコモディティ契約の償還時期が一致しているため、発行体の流動性リスクは低減されています。そのため発行体は、旧証券保有者への債務を支払うためにより長期の契約の満期を待つ必要はありません。さらに、コモディティ契約の取引相手先との契約には、コモディティ契約の発行及び解約に係る制限条項(日次制限及び総額制限の両方)が含まれていますが、証券の発行契約の条件に基づき、発行体はこれらの制限を超過してコモディティ証券を発行及び償還する義務を負っていません。

以上から、発行体は流動性リスクに関して定量的情報を表示していません。

(d) 自己資本管理

発行体の自己資本管理方針の主な目的は、業務上十分なリソースを確実に維持することです。管理の対象となる資本は資本変動計算書に記載の資本金です。資本変動計算書に記載の利益剰余金及び再評価剰余金は管理の対象となる資本ではありません。これは、これらの残高がコモディティ契約(コモディティ証券の裏付けとして保有)とコモディティ証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後のコモディティ証券の償還及び関連コモディティ契約の解約時に戻入れを行う(つまり実現しない)ためです。発行体は、規制当局によって課されている自己資本規制の対象となっておらず、当年度において自己資本管理への発行体のアプローチに変更はありません。

発行体の主要な活動は、コモディティ証券の発行及び上場です。これらのコモディティ証券は需要に応じて発行及び償還されます。発行体は発行済コモディティ証券の負債合計額と一致する数量のコモディティ契約を保有しています。ManJerは、発行体へのあらゆる運営・管理サービスの提供及び調整を行い、発行体の運営・管理費用を全て支払います。これらのサービスの見返りとして、発行体はManJerに対し、サービス契約の条件に従い稼得した管理・運用報酬、ライセンス料及び設定・償還手数料の総額と同額の報酬を支払う義務がある。

発行済コモディティ証券は全てコモディティ契約の取引相手先に保有されている同数のコモディティ契約によって裏付けられており、発行体の運営費用はManJerが支払っているため、発行体の取締役は、自己資本管理及び現在の自己資本の源泉がコモディティ証券の継続的な上場及び発行を維持するのに十分であると考えています。

(d) 市場リスク

市場リスクは、市場価格(指数価格、金利並びに為替レート等)の変動リスクであり、発行体の収益または保有・発行している金融商品の価値に影響を与えます。

i) 価格リスク

上述のように、コモディティ証券は、投資家に当該商品上場投資信託に関連する商品指数のパフォーマンスに対するロングまたはショートのエクスポージャーを提供します。

コモディティ証券に関する発行体の負債の価値は、基礎となるコモディティ指数のパフォーマンスに従って変動し、当該価格の変動リスクについて発行体は、コモディティ契約の取引相手先との間で、負債に対応するコモディティ契約を締結することによってこれを管理しています。コモディティ証券は公開市場で値付けされていますが、発行体の最終的な負債は各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。発行体は、コモディティ証券を契約上の価値(目論見書に記載)ではなく、IFRS第13号に従い公正価値で測定しています。コモディティ契約の価値とコモディティ証券の公正価値との差額である利得または損失は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解消時に戻入れを行います。公正価値に関する詳細については、後述「第5 外国投資法人の経理状況、1. 財務諸類、財務書類に対する注記」の注記8を参照してください。

したがって、発行体には、契約上、先物価格を参照したコモディティ価格、コモディティ指数または通貨の変動による財務リスクは残りません。さらに、価格の感応度による当財務諸表に対する影響に重要性はないと考えています。

しかしながら、コモディティの価値(すなわちコモディティ証券の価値)は、特に特定のコモディティの供給または需要の変動、政府及び金融上の政策や介入、金利水準、グローバルまたは地域の政治、経済または金融事象を要因として大幅に変動する可能性があるため、投資家の観点からは固有のリスクがあります。コモディティ証券の市場価格は、コモディティ証券の売買を望む投資家の供給と需要の働きによるものであり、マーケット・メイカーが自発的に値付けする買

呼値と売呼値の спреッド となります。これは注記15及び後述の公正価値ヒエラルキーの項より詳細に取り上げています。

ii) 金利リスク

コモディティ契約またはコモディティ証券の価格決定に用いられる乗数は、コモディティ証券の元本価値を増強する要素を考慮したものであり、これには金利の影響が含まれます。このコモディティ契約及びコモディティ証券の元本価値を増強する要素は、証券保有者に帰属するものです。このため、発行体は、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していません。

iii) 為替リスク

コモディティ証券に表象される負債に関する利得または損失が、対応するコモディティ契約に起因する損失または利得と経済的に一致するため、取締役は、世界中の多くの国々が直面している現在の景気の不透明性により生じる為替リスクに対し、発行体が重要なエクスポージャーを有していないと考えています。

(e) 感応度分析

IFRS第7号により、報告日現在発行体がさらされている市場リスクの種類ごとに感応度分析を開示し、合理的な可能性のある関連するリスク変数の変化によって純損益及び持分がどれだけ影響を受けるかを示す必要があります。

コモディティ証券及びコモディティ契約それぞれに関する発行体の義務及び負債は、各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。コモディティ証券の各設定及び各償還の公正価値は、ブルームバーグが算定し公表している商品指数の値を参照した価格を用いて計上しております。しかし、IFRS第13項では、負債は取引所での価格をもって公正価値で計上されており、その結果ミスマッチが生じています。注記15に記載のとおり、このミスマッチはカーレンシー証券の償還時に解消されます。

この結果、コモディティ証券の発行及び償還に関連する発行体の契約上及び金銭的な負債は、対応するコモディティ取引の変動に連動します。このミスマッチについては感応度分析を行おうと思えば行うことはできるでしょうけれども、発行体は市場価格リスクに対する正味エクスポージャーを有していません。さらに、当該数値の感応度の結果は重要ではないと取締役は考えており、取締役は、感応度分析を開示する必要はないと考えています。

(f) 公正価値ヒエラルキー

ヒエラルキーのレベルは次のように定義されています。

- ・ レベル1 同一の資産に関する活発な市場における相場価格に基づく公正価値
- ・ レベル2 相場価格以外の観察可能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値
- ・ レベル3 観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた評価技法に基づく公正価値

ヒエラルキーの分類は、各関連資産/負債の公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。

コモディティ証券は公開市場で取引及び売買されているため、発行体は利用可能な市場価格を用いる必要があります。コモディティ証券の価格付けを行う市場が関連する報告日現在活発であると判断される場合、当該コモディティ証券はレベル1の金融負債に分類されます。コモディティ証券の価格付けを行う市場が関連する報告日現在活発でないと判断される場合、当該コモディティ証券は

レベル2の金融負債に分類されます。発行体は、各報告日現在利用可能な直近の取引市場価格（無調整）を用いて、レベル2のコモディティ証券を評価しています。これは、報告日現在の取引価格を最も適切に反映する方法と考えられます。

コモディティ契約に関する発行体の権利は、各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。これらの価格は、合意された計算式（目論見書に記載）に基づいており、コモディティ証券の各クラスの公表NAVと同額です。したがって、その価値が、観察可能な検証できるインプットによって裏付けられる、第三者価格情報を用いて算出されていることから、コモディティ契約はレベル2の金融資産に分類されています。

発行体の公正価値で測定する資産及び（負債）の分類は下記の通りです。

	12月31日現在の公正価値			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
レベル1				
コモディティ証券	<u>(5,489,685,088)</u>	<u>(-859,629,787,929)</u>	<u>4,206,399,190</u>	<u>658,680,049,162</u>
レベル2				
コモディティ証券	-	-	(9,874,344)	(-1,546,223,526)
コモディティ契約	<u>5,418,735,641</u>	<u>848,519,814,024</u>	<u>4,205,844,628</u>	<u>658,593,210,298</u>
	<u>5,418,735,641</u>	<u>848,519,814,024</u>	<u>4,195,970,284</u>	<u>657,046,986,771</u>

コモディティ証券及びコモディティ契約は、発行体の会計方針に従って、当初認識時に公正価値で認識し、公正価値で再評価します。レベル3に分類されている資産または負債はありません。

コモディティ証券の価格付けを行う主要な市場が関連する報告日現在活発でないと判断された場合に、レベル間の振替を認識することもあります。発行体は、最終取引日と各報告日までの5営業日の取引量の双方を考慮して、特定のコモディティ証券の市場が活発であるかを判断しています。市場の活動水準の分析の結果行う振替は、各報告日に識別及び認識しています。

当年度または報告日現在、資産についてレベル1とレベル2間の振替及び区分の変更はありませんでした(2024年:なし)。2025年12月31日現在、コモディティ証券について公正価値0米ドル(0円)(2024年度:21,772,156米ドル(3,409,301,908円))をレベル1からレベル2に振り替えています。コモディティ証券について公正価値13,580,500米ドル(2,126,570,495円)(2024年度:0米ドル(0円))をレベル2からレベル1に振り替えています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、マイクロ・商品上場投資信託の発行の際に支払われなければなりません。東京証券取引所、ロンドン証券取引所等の流通市場でマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託を取得する投資者は、申込手数料は支払いません。

発行体は、申込みが行われるごとに、マイクロ・商品上場投資信託の発行される数にかかわらず、認定参加者に対して設定金額の0.08%を上限とした(又は、発行体が一般的又は特別の事情の下で、受け付ける相当の額)申込手数料を請求することになります。

(2)【買戻し手数料】

償還手数料は、マイクロ・商品上場投資信託の償還の際に支払われなければなりません。東京(大阪)証券取引所、ロンドン証券取引所等の流通市場でマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託を売却する投資者は、償還手数料は支払いません。

発行体は、償還が行われるごとに、マイクロ・商品上場投資信託の償還される数にかかわらず、認定参加者に対して(消費税を含め)500ポンド(106,348円)(又は、発行体が一般的又は特別の事情の下で、受け付ける相当の額)の償還手数料を請求します。

強制償還の場合、又は、認定参加者が存在していない状況において認定参加者ではない上場投資信託保有者が償還請求を提出する場合には、発行体は、償還手数料を当該請求に応じるための発行体における費用と同額まで減額します。この発行体における費用には、(500ポンド(106,348円)を超えない範囲で)、上場投資信託保有者の立場に関する照会にかかる費用及び償還請求様式の提供にかかる費用を含みます。発行体は、当該費用の金額については、償還金額からを差し引くことにより、徴収します。

(3) 【管理報酬等】

A. 管理・運用報酬及びライセンス料

管理事務代行会社が、発行体に対して、全ての管理事務代行業務を提供することの対価として、発行体は、業務提供契約に基づき、管理事務代行会社に対して、商品契約カウンターパーティが元本調整契約に基づき発行体に対して支払う管理・運用報酬と同額の手数料を支払う債務を負います。本書の提出日現在、管理・運用報酬は、当該日に残存する全てのマイクロ・商品上場投資信託の価格の年率0.49%であり、当該日に残存する全ての長期マイクロ上場投資信託及び長期商品上場投資信託の総額の年率0.49%です。また、ユーロ建て上場投資信託についてはその価格の総額の年率0.35%です。手数料率は、発行体により、時によって、変更されることがあります。

商品契約カウンターパーティは、各当事者が当事者である商品契約に関し、発行体に対して、管理・運用報酬及びライセンス料を支払います。これは、ライセンス契約に基づきブルームバーグに対して支払われるライセンス料(差額が生じる場合には、管理事務代行会社により、又は、管理事務代行会社に対して支払われます。)に充当されます。各々の商品契約カウンターパーティによって支払われるライセンス料は、当該商品契約カウンターパーティとの間で残存する払い込みが完全に終了した商品契約の全ての日々の価額の年率0.05%です。そして、この利率は、ライセンス契約の下でブルームバーグに対して支払われる手数料にほぼ対応するよう変更されることとなります。

発行体は、商品契約カウンターパーティから相応した額を受領した場合にのみ、ウィズダムツリー・マネジメント・カンパニー(ジャージー)リミテッドに対して手数料の支払義務を負います。

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッドは、ライセンス契約に基づく、ライセンス料の支払いを行います。

管理・運用報酬及びライセンス料の料率は、商品上場投資信託が最初に発行された時を始期として、日々の乗数の調整に反映されることとなります。

管理・運用報酬又はライセンス料が改定される場合にあっては、そのような改定は、RISを通じて通知されます。そして、RISの公表から少なくとも30日間は発効しません。

B. 商品契約カウンターパーティ手数料

商品契約カウンターパーティが、ファシリティ契約、担保契約、及び、担保管理契約に関連して、発行体又は管理事務代行会社に対して、いかなる費用も、又は、支出も、請求することはありません。しかしながら、商品契約カウンターパーティは、商品上場投資信託の設定(償還を差し引いた分)に対して、支払われる資金を取得することになり、そして、商品契約カウンターパーティがこの資金を取得することから生じる利得のために商品契約カウンターパーティから支払われる額は、商品契約カウンターパーティと発行体の間で適時に合意される元本調整率に反映されることとなります。米ドル建てのコモディティ契約に係る元本調整率は、現在のところ、4週間物米国財務

省証券金利から、長期商品契約の場合には年率0.45%のスプレッド(商品契約カウンターパーティの取るリスクを反映したものです。以下同じ。)を、管理・運用報酬及びライセンス料とともに、差し引いたものとなっています。ユーロ建てのコモディティ契約に係る元本調整率については、ユーロ短期レートから長期商品契約の場合には年率0.45%のスプレッドを、管理・運用報酬及びライセンス料とともに、差し引いたものとなっています。

各々の商品契約カウンターパーティが、エクスポージャーのヘッジ、及び、発行体がいかなる時であっても、購入し、また、解約することが可能である商品契約より生じるキャッシュの管理に伴う全ての費用について支払義務を負うこととなります(管理・運用報酬及びライセンス料の差し引き前)元本調整によって商品契約カウンターパーティに生じる費用が、商品契約カウンターパーティにおいて、エクスポージャーの管理、及び、キャッシュの取得からもたらされる価値と異なる限りにおいて、当該商品契約カウンターパーティは、その取引より利益を獲得し又は損失を被りません。

発行体が、いかなる合同管理資金(プール)に関しても、商品契約にかかる契約相手方が一よりも多く存在する商品契約を残存させている場合にあっては、当該合同管理資金(プール)(並びに、当該種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託、並びに、当該種類のマイクロ上場投資信託を構成する限りにおいて指数上場投資信託)にかかる元本調整は、当該合同管理資金(プール)に帰し得る全ての商品上場投資信託にかかる日次調整の加重平均となります。

元本調整は、投資者が、その資金をマネー・マーケットにおいて、オーバーナイト金利で預託することによって、又は、先物契約に対して完全に担保を差し入れて投資を行うことによって受け取る利率を下回る可能性もあれば、そうはならない可能性もあります。2026年6月5日時点では、元本調整率は、全てのマイクロ・商品上場投資信託について、0.00708%、また全ての長期マイクロ・商品上場投資信託について0.00667%でした。また、カーボン証券についての元本調整率は、0.0000304%でした。

(4) 【その他の手数料等】

A. 売買委託手数料

証券取引所等を通じて取引をする場合にあっては、証券会社が独自に定める売買委託手数料を投資者より徴収することがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

A. 日本における課税

下記は商品上場投資信託の譲渡等にかかる日本における税制上の取扱いについて、一定の限定された観点から要約したものです。また、これらは日本の現行における税務に関する法令に基づくものであり、今後の法改正等に伴い、遡及効をもって変更される可能性があります。なお、これらの取扱いは日本の居住者及び内国法人である一般的な商品上場投資信託保有者に関するものであり、非居住者等の課税関係については言及していません。さらに、下記の説明は、一般的な指針として意図されたものであって、関連する税務当局または裁判所が当該内容及び解釈に同意することを保証するものではありません。商品上場投資信託の取得を検討している投資家は、税務に関する専門家に相談されることを推奨します。

a. 個人に対する課税

商品上場投資信託は、外国投資法人の発行する投資法人債券であり、日本の税務上「上場株式等」として取り扱われることとなります。日本における商品上場投資信託保有者に対する課税は以下のようになります。

商品上場投資信託の譲渡時及び償還時

a) 譲渡所得等の課税方式

商品上場投資信託に係る譲渡益、償還差益等は、原則として日本における課税の対象となり、「上場株式等に係る譲渡所得等」として、その譲渡に係る譲渡益の20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%。）（なお、2038年以降は復興特別所得税の終了に伴い合計20%。）の税率による申告分離課税の対象となります。なお、原則として支払調書の提出が必要になります。

b) 損益通算と損失の繰越控除

商品上場投資信託の譲渡等から生じる譲渡損益は「上場株式等に係る譲渡所得等」に含まれることから、他の上場株式等の譲渡損益等との損益通算が可能であり、また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び3年間の繰越控除の対象となります。

c) 特定口座での取り扱い

2016年1月1日以後に取得した商品上場投資信託は、一定の要件の下、特定口座に受け入れることができます。なお、2015年12月31日以前に有価証券を取得し、一定の要件を満たせば、原則として2016年1月1日に特定口座に預託することができるほか、上記以外の場合であっても、特例として、2016年1月1日から2016年12月31日までの間、有価証券を特定口座に預託することができます。特定口座への受け入れに必要な手続き等の詳細は、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

利子

商品上場投資信託には、利子の支払いはありません。

新NISAの非対象

令和5年度税制改正により、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）に関して見直しが行われ、抜本的拡充・恒久化された新たな制度（新NISA）が2024年1月1日から開始されました。しかし、商品上場投資信託は、投資法人債券ですので、新NISAの投資対象には含まれません。

b. 法人に対する課税

商品上場投資信託の譲渡時及び償還時

投資家が内国法人（日本法人）である場合、商品上場投資信託に係る譲渡益、償還差益等は、法人税の課税所得を構成し、2018年4月1日以降開始事業年度においては、実効税率約31%

(東京都特別区の場合、中小法人は約35%)で法人税が課されます。なお、支払調書の提出は不要です。

利子

商品上場投資信託には、利子の支払いはありません。

B. 英国における税制

(a) 概説

以下のパラグラフでは、マイクロ・商品上場投資信託の保有にかかる英国における税制上の取扱いについて、一定の限定された観点から要約したものです。それらは、現在の英国法及び英国歳入庁及び税関の慣例に基づくものであって、今後、遡求効をもって変更される可能性があります。以下のパラグラフは、特に明示されない限りにおいて、英国法人税に服する者、英国居住者、又は、英国オープン・エンド型投資会社若しくは認定集団投資スキームである上場投資信託保有者に関するものです。この要約における説明は、一般的な指針として意図されたものであって、そして、適切な注意をもって取り扱われなければなりません。マイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の取得(本プログラムに従うか否かにかかわらず)を検討している全ての者は、特に、英国以外の地域の税制の対象となる者の場合には、直ちに、専門家である助言者と協議することを強く推奨します。

(b) 発行体

取締役は、発行体が、英国の税法上、英国の居住者とされることがないように、発行体の事務の管理及び遂行を行うべく意図しています。従って、また、英国法人税法上の目的のために位置づけられた恒久的施設又は発行体が英国所得税に服する結果となる英国内に所在する支店若しくは代理店を通じて英国において取引を行わないことを前提として、発行体は、発行体に発生する所得及びキャピタル・ゲインに対する英国法人税を課されることはありません。取締役は、その支配の及ぶ範囲では、そうした恒久的施設又は支店又は代理店とされることがないように、発行体の事務を遂行すべく意図している一方で、そうした恒久的施設又は支店又は代理店が常に存在することのないようにするための必要条件が常に満たされていることを保証することはできません。

(c) 源泉徴収税

発行体が上場投資信託保有者に対して行う支払いに関しては、英国の税制上の必要性から、あるいは、税制上の理由から、控除又は源泉徴収されることは必要とはされていません。

(d) 所得及び資本利得に対する法人税

一般的に、英国法人税の対象となる上場投資信託保有者は、上場投資信託保有者の公認された評価方法に従って計算され、法定会計における取扱いを反映した基準に則って、マイクロ・商品上場投資信託にかかる利益、利得又は損失を確定させるよう、税法上では取り扱われることとなります。これらの利益、利得、又は損失(マイクロ・商品上場投資信託の処分又は償還による利益、利得又は損失の全てを含みます。また、外国為替差益及び差損にかかる価値の変動を含む可能性があります。)は、上場投資信託保有者の英国法人税の計算上、益金又は損金として取り扱われます。

(e) 譲渡益課税(個人)

2009年12月1日以前取得分

マイクロ・商品上場投資信託が、英国の税法上、「大幅に減価した証券」として取り扱われるのであれば、英国の個人である上場投資信託保有者が、マイクロ・商品上場投資信託を譲渡し、又は、償還を受ける場合には、英国資産譲渡益税上のマイクロ・商品上場投資信託の処分となるのであって、利用可能な課税免除又は控除の適用を受けつつ、資産譲渡益税上の課税対象所得、又は、控除対象損失となる可能性があります。

発行体は、英国歳入・関税庁より、その見解として、マイクロ・商品上場投資信託は、「大幅に減価した証券」ではないとの、非法規的確認を取得しています。しかし、この確認は発行体に対するものであって、マイクロ・商品上場投資信託保有者に対する英国歳入・関税庁による対応を拘束するものではないため、投資者は、この点に関して、投資者自身の税に関する助言者に相談することを望むことになるかもしれません。

2009年12月1日以前の取得分にかかる課税上の取扱いは、下記の「オフショア・ファンド」に関する修正された定義によって影響を受けることはありません。

2009年12月1日以降取得分

発行体は、2009年12月1日より前の期間にあっては、英国税法上「オフショア・ファンド」とは看做されていません。しかし、2009年12月1日に、「オフショア・ファンド」にかかる新たな定義が発効し、発行体は「オフショア・ファンド」として取り扱われることになりました。従って、英国税法上、当該日又はそれ以降における取得分については、「オフショア・ファンド」に対する投資として、取り扱われる可能性があります。

その場合には、また、マイクロ・商品上場投資信託は、「大幅に減価した証券」として取り扱われることはなく、その他の例外規定の適用もなければ、発行体が「レポーティング・ファンド」としての証書を取得しなければ、投資者が2009年12月1日に、又は、それ以降に取得した上場投資信託の売却、償還、又はその他の処分により投資者に生じた利得は、譲渡所得ではなく、所得として課税されます。発行体は、英国歳入・関税庁より、全ての貴金属上場投資信託は、2009年1月1日又は当該上場投資信託が発行された日のいずれか遅い日より開始される会計期間から、「レポーティング・ファンド」制度への参加が認められているとの通知を受領しています。「レポーティング・ファンド」としての証書は今後全ての期間において維持されるものと予期されていますが、保証されているものではありません。

レポーティング・ファンドにかかる規則に従い、発行体はマイクロ・商品上場投資信託の関連する種類より生じた純所得の全てを投資者に報告しなければならないことに留意してください。いかなるマイクロ・商品上場投資信託からも、かかる報告されるべき所得が発生するものとは、考えられません。

レポーティング・ファンドにかかる規則に基づき投資者に報告することが必要されている年次報告書の写しは、発行体により、次のホームページの「WisdomTree Jersey Issuer Tax Information」のタブをクリックした先：<https://www.wisdomtree.eu/en-gb/resource-library/prospectus-and-regulatory-reports#tab-2A942D42-5AA1-4008-9080-3C2DADB050A7>において提供されます。

(f) 所得税(個人)

マイクロ・商品上場投資信託が、英国税法上、「大幅に減価した証券」として取り扱われることになり、また、英国税法上、「対象外指数」に該当しないのであれば、英国の個人である上場投資信託保有者に、マイクロ・商品上場投資信託の譲渡又は償還時に生じる利得は、英国所得税の対象となり、英国譲渡益課税の対象とはなりません。上記「譲渡益課税(個人)」において記載されているように、発行体は、英国歳入・関税庁より、マイクロ・商品上場投資信託は、大幅に減価した証券ではないとの非法規的確認を取得しています。

(g) 相続税(個人)

英国税法における相続税の適用上、マイクロ・商品上場投資信託又はコモディティ証券は、個人である証券保有者の相続財産の価値の一部を構成することがあり得、(一定の控除及び減免に従うことを条件としますが)相続税の支払いが、その個人である証券保有者による贈与又はその死亡に伴い、当該マイクロ・商品上場投資信託又はコモディティ証券の価値に関して、要求される可能性があります。当該相続税の課税は、適用される二重課税条約の適切な規定に依拠することが可能です。

(h) 英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキーム

英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームは、通常は、英国法人税の対象となりますが(但し、現在は20%の基礎所得税率によります。)、資本利得に対する課税は免除されています。2006年認定投資ファンド(税)規則(S.I. No.2006/964)(以下本項において「認可投資ファンド規則」といいます。)第二部により、債権者融資関係及び金融派生商品契約に対する英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームから生じる資本利得、利得、又は損失にかかる課税は免除されます。この観点からは、資本利得、利得、又は損失は、英国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って、全収益計算書において(「当該会計期間中における純投資利得/損失」の表題の下に)、適当な実務会計勧告書に沿って取り扱われるものとなります。しかしながら、認可投資ファンド規則は、所有権の純粹分散の条件に該当しない適格機関投資家スキームには適用がありません。加えて、2009年9月1日より、認可投資ファンド規則の第二部Bに基づき、所有権の純粹分散の条件に該当する英国オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームにおいて、「投資取引」(融資関係及びデリバティブ取引を含みます。)に生じた全ての譲渡所得、利得及び損失(上記のように、英国において一般に公正妥当と認められた会計原則によります。)は、非売買取引として取り扱われ、所得としては課税対象とはなりません。規制のかかる部分により、オープン・エンド型投資会社及び認定集団投資スキームである投資信託保有者に生じた利益、利得又は損失が、マイクロ・商品上場投資信託に関して、課税対象となるかどうか決定されます。

(i) 印紙税及び印紙税補完税

英国において、発行体によって、又は、発行体のために、登録が維持されていないことを前提として、非証書形態でのマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託での発行、又は、その後の譲渡、若しくは譲渡の合意に基づき、英国印紙税、及び、英国印紙税補完税のいずれも、支払いを要しません。

証書形態によって、マイクロ・商品上場投資信託が保有されている場合には、()英国において、発行体によって、又は、発行体のために、登録が維持されていないこと、()譲渡にかかる契約が英国において履行されないこと、及び、()譲渡にかかる契約が、英国において実施が求められる事柄に何らの関連もないことを前提として、マイクロ・商品上場投資信託の発行又はその後の譲渡に対して、英国印紙税、又は、英国印紙税補完税のいずれもが、支払いを要しません。

マイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の償還は、英国印紙税、又は、英国印紙税補完税の対象とはなりません。

(j) 経済協力開発機構(「OECD」)の共通報告基準

米国外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)を各国政府間で実施するアプローチを大幅に促進するため、OECDは、国外における脱税問題に世界規模で取り組むための共通報告基準(「CRS」)を策定しました。効率性を最大限に高めるため及び金融機関の費用削減のため、CRSにより、デューディリジェンス、報告及び金融口座の情報交換に関する共通基準が定められています。CRSに基づき、FATCAに参加する法域にある国は、共通のデューディリジェンス及び報告手順に基づき、金融機関が特定する全ての報告対象者の金融情報を、当該報告対象者が税務上の居住者である他のCRS参加税務当局との間で、毎年自動的に交換します。2017年9月にこ

の情報交換が始まり、ジャージーはCRSを実施しています。このため、発行体は、ジャージーが採択するCRSのデューディリジェンス及び報告義務を遵守することが必要になります。上場投資信託保有者は、発行体がCRS上の義務を履行するために必要な情報を発行体に対し追加で提供することが必要になる場合があります。必要な情報を提供しなかったときは、その結果課される罰金その他の課徴金及び/又は商品上場投資信託の強制償還について、投資家は責任を負わなければならない可能性があります。

C. ジャージーにおける税制

所得税

以下の記述は、マイクロもしくは、商品上場投資信託にかかるジャージーにおける税制上の取扱いの一定の限定的な側面を要約したものです。この要約に記載された取扱いは、一般的なガイドラインに止まり、また、適切な注意をもって参考にすることが望まれます。なお、以下の記述は、現在のジャージー州の法律及び慣行に基づいておりますが、場合によっては遡及的效果を有します。投資家になろうとする方は、マイクロ・上場投資信託又はコモディティ証券の購入、保有、売却及び償還並びにそれらに対する支払の受領に起因する特定の事情に関連する税務上の結果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

発行体は、1961年所得税法(ジャージー)(以下「ジャージー所得税法」といいます。)上は、ジャージーにおける居住者として看做されています(しかし、目論見書の日付において、ジャージー所得税法に基づき金融サービス会社、特定公益会社あるいは大規模小売事業者とは看做されていません。また、ジャージーへの炭化水素オイルの輸入事業者と看做されてもおりません。)。しかし、発行体は税率零パーセントの対象となります。

マイクロ・上場投資信託、単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託の保有者(ジャージー居住者を除きます。)は、マイクロ上場投資信託、単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託の保有、売却、又はその他の処分に関して、いかなるジャージーの課税の対象となることはありません。償還金(ジャージー居住者を除きます。)はジャージーにおける源泉徴収課税又は課税の対象とはなりません。

印紙税

現在のジャージーの法制上、相続又は遺産税、キャピタル・ゲイン税、贈与税、資産税、遺産承継又は資本譲渡税は、存在しません。ジャージーにおいては、マイクロ上場投資信託、単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託の発行、譲渡、所得、所有権、償還、売却、又は、その他の処分について、印紙税は課されません。マイクロ・商品上場投資信託の個人単独所有者の死亡の場合にあっては、保有されているマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の価値の0.75%までの税を、10万ポンドを上限として、死亡した個人単独保有者によって保有されていたマイクロ・商品上場投資信託の移転、又は、その他の処理のために必要とされる遺言検認、又は、遺言管理状の交付に際して、ジャージーにおいて支払わなければならないと見なされません。

物品サービス税

2007年物品サービス税法(ジャージー)(以下「GST法」といいます。)においては、発行体は、「国際サービス事業者」となります。現在、発行体は、

- .) GST法に則り、課税対象者として登録すること
- .) 発行体の提供するいかなる物品サービスに関してもジャージーにおける物品サービス税を課税すること、又は、
- .) (発行体に適用があるとは想定されていない限定された例外を除き) 発行体に対して提供されるいかなるサービスに関してもジャージーにおける物品サービス税を納付すること

は必要とされません。

ジャージーと米国との間の政府間協定

米国追加雇用対策法の結果として、外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)が米国で制定されました。発行体が発行する米国内のマイクロ・商品上場投資信託の直接又は間接保有者に関する身元その他の情報について、米国国税庁又はジャージー関連当局(なお、ジャージー関連当局により当該情報は米国国税庁に伝達されます。)に対する年次報告義務を発行体が遵守している場合を除き、FATCAに基づき、30パーセントの源泉徴収税が米国内源泉所得の支払及び米国内源泉所得を生じ得る不動産の売却益の特定の支払に対し課されることになりました。発行体が発行するマイクロ・商品上場投資信託の保有者が発行体に対して必要な情報提供を怠った場合、直接又は間接的に米国内源泉所得となる支払に対しては、30パーセントの源泉徴収税が課される可能性があり、また、発行体については、当該保有者の保有するマイクロ・商品上場投資信託の償還が必要になる場合もあります。

2013年12月13日にジャージーと米国との間でFATCAに関する政府間協定が締結され、2014年6月18日付で同協定は施行されました(課税施行規則(国際課税コンプライアンス)(米国)(ジャージー)規則2014)。

当該源泉徴収税の納税義務を免れるために課される義務を履行する努力は行うものの、発行体が当該義務を履行できるという確証はありません。FATCAの結果として、源泉徴収税が発行体に課されることになった場合、発行体により発行されるマイクロ・商品上場投資信託の一部又は全部の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。一定の状況下では、発行体は、一又は複数の保有者の一部又は全てのマイクロ・商品上場投資信託を強制的に償還し、及び/又はマイクロ・商品上場投資信託の保有者に対する償還金を減少する場合があります。

経済協力開発機構(OECD) 共通報告基準

米国外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)を各国政府間で実施するアプローチを大幅に促進するため、OECDは、国外における脱税問題に世界規模で取り組むための共通報告基準(「CRS」)を策定しました。効率性を最大限に高めるため及び金融機関の費用削減のため、CRSにより、デューディリジェンス、報告及び金融口座の情報交換に関する共通基準が定められています。CRSに基づき、FATCAに参加する法域の税務当局は、共通のデューディリジェンス及び報告手順に基づき、金融機関が特定する全ての報告対象者の金融情報を当該報告を行う金融機関から入手し、参加法域間で、毎年、自動的に情報交換します。

ジャージーはCRSを実施しています。このため、発行体は、ジャージーが採択するCRSのデューディリジェンス及び報告義務を遵守することを求められています。ジャージーは、2015年末及びそれ以降に開設された口座に関する情報交換(2017年に最初に行われました。)を実施する共通のスケジュールにコミットし、さらに各国との間で新グローバル基準の実施にコミットしました。

マイクロ上場投資信託もしくはコモディティ証券の保有者は、発行体がCRS上の義務を履行するために必要な情報を発行体に対し追加で提供することを要求される場合があります。必要な情報を提供しなかったときは、その結果課される罰金、その他の課徴金及び/又はマイクロ上場投資信託もしくはコモディティ証券の強制償還について、投資家は責任を負わなければならない可能性があります。

税源浸食と利益移転

税に関する法律その他の規則若しくは慣行、又は発行体、その資産及び発行体の投資に関する税の解釈は、発行体が存続する期間、変更する可能性があります。特に、世界規模で進められている税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトは、発行体の課税措置に著しい影響を及ぼす可能性があります。また、課税当局又は裁判所による発行体、その資産並びに投資家に対する課税規定及び慣行の解釈及び適用は、発行体が想定したものと異なる可能性があります。いずれも、投資家への利益に著しい影響を及ぼす可能性があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年12月31日現在)

資産の種類	国名	時価		投資比率 (%) (注2)
		米ドル	百万円	
商品契約 (注1)	スイス	5,418,735,642	848,520	99.09%
資産総額		5,468,624,745	856,332	100.00%
負債総額		5,539,574,190	867,442	101.30%
合計（純資産総額）		(70,949,445)	(11,109.974)	(0.013%)

(注1) 商品契約には、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドを発行体とする全ての商品上場投資信託にかかる商品契約を含んでいます。従って、東京証券取引所に上場されていない商品上場投資信託にかかる商品契約も含んでいます。

(注2) 投資比率とは、発行体の総資産に対する当該資産の時価の比率をいいます。マイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託（及び当該種類のマイクロ上場投資信託を構成する限度において商品指数上場投資信託も含まれます。）がプールされており、マイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託（及び当該種類のマイクロ上場投資信託を構成する限度において商品指数上場投資信託も含まれます。）の特定の種類に関する全資産は当該種類に関連する全債務を担保することができます。各合同管理資金（プール）については別途担保証券が必要となります。

(注3) 資産総額に対する負債総額の比率です。

(注4) 資産総額に対する純資産総額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当ありません。

【投資不動産物件】

該当ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2025年12月31日現在)

資産の種類	国名	数量	単価		価格（時価）		総資産に対する投資比率 (%)
			（米ドル）	（日本円）	（米ドル）	（百万円）	
天然ガス商品契約	スイス	17,101,872	5.94	930	101,610,774	15,911	1.86%
WTI原油商品契約	スイス	72,292,080	8.85	1,386	640,087,566	100,231	11.70%
ガソリン商品契約	スイス	89,272	49.50	7,751	4,418,681	692	0.08%
アルミニウム商品契約	スイス	16,440,254	3.92	614	64,411,534	10,086	1.18%
銅商品契約	スイス	28,865,846	49.63	7,772	1,432,714,662	224,349	26.20%
ニッケル商品契約	スイス	8,438,994	14.70	2,302	124,068,029	19,428	2.27%

小麦商品 契約	スイス	5,389,080	17.04	2,669	91,855,991	14,384	1.68%
とうもろ こし商品 契約	スイス	1,053,703	18.85	2,951	19,857,796	3,110	0.36%
大豆商品 契約	スイス	571,286	25.64	4,015	14,647,681	2,294	0.27%
総合商品 指数商品 契約	スイス	7,166,882	12.76	1,998	91,452,112	14,320	1.67%
エネル ギー商品 指数商品 契約	スイス	22,211,630	3.17	497	70,480,294	11,037	1.29%
産業用金 属商品指 数商品契 約	スイス	52,108,197	17.76	2,782	925,642,492	144,946	16.93%
農産物商 品指数商 品契約	スイス	25,134,828	5.86	917	147,269,680	23,061	2.69%
穀物商品 指数商品 契約	スイス	4,758,802	3.26	511	15,517,236	2,430	0.28%

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

下記会計年度末及び2026年4月末日から2026年3月末日までの期間における外国投資法人の純資産の推移は、以下のとおりです。

(注) 発行体は、その負債となる外国投資法人債券に一致する額の資産を保有しています。このため、各外国投資証券について、常に純資産額は、零となるため、併せて、1口当たりの資産額を記載しています。

WisdomTree 天然ガス上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	69,063,856.05	9,855			0.02	3
第18会計年度末 (2023年12月31日)	113,264,376.67	16,162	-	-	10.81	1,543
第19会計年度末 (2024年12月31日)	112,937,589.8	17,685			7.89	1,235
2025年4月末日	72,402,539.40	11,338	-	-	8.49	1,329
5月末日	69,136,034.56	10,826	-	-	8.07	1,264
6月末日	71,918,298.24	11,262	-	-	8.01	1,255
7月末日	80,030,382.11	12,532	-	-	7.15	1,120
8月末日	91,582,143.74	14,341	-	-	6.58	1,031

9月末日	103,579,447.41	16,220	-	-	6.54	1,024
10月末日	122,857,949.22	19,238	-	-	6.69	1,047
11月末日	123,842,435.65	19,392	-	-	7.44	1,165
12月末日	101,610,774.20	15,911	-	-	5.94	930
2026年1月末日	136,946,565.90	21,444	-	-	8.28	1,297
2月末日	109,991,578.26	17,224	-	-	5.66	886
3月末日	145,070,549.94	22,717	-	-	5.68	889

(注) 2023年12月1日(「基準日」)付で投資口1,783口を1口に併合しました。本上場投資信託に係る株式会社証券保管振替機構を通じて保有されている投資口につきまして、基準日時点における外国株券等実質株主及びその保有する投資口数を確定させた後、この併合により各外国株券等実質株主ごとに生じる端数を総合計して形成される整数の投資口数の投資口を、株式会社証券保管振替機構が市場にて売却換価いたしました。なお、この売却換価により得られた現金は、当該端数の各外国株券等実質株主に対し分配いたしました。また、この併合に伴い、2023年12月6日(水)の取引再開(ToSTNeTを含みます。)時から、売買単位が100投資口から1投資口に変更されました。これに伴い、2023年12月6日の取引開始時より、呼値は1円単位となりました。

WisdomTree WTI原油上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	852,304,914.88	121,623	-	-	9.25	1,440
第18会計年度末 (2023年12月31日)	730,777,417.61	113,756	-	-	9.01	1,403
第19会計年度末 (2024年12月31日)	112,937,589.80	17,685	-	-	2.05	322
2025年4月末日	503,719,681.69	78,877	-	-	8.32	1,302
5月末日	465,417,784.26	72,880	-	-	8.66	1,356
6月末日	541,094,770.57	84,730	-	-	9.36	1,466
7月末日	578,001,270.78	90,509	-	-	10.19	1,596
8月末日	537,289,613.34	84,134	-	-	9.61	1,505
9月末日	521,376,751.52	81,642	-	-	9.46	1,481
10月末日	598,973,018.91	93,793	-	-	9.29	1,454

11月末日	576,165,145.69	90,222	-	-	8.98	1,406
12月末日	640,087,566.02	100,231	-	-	8.85	1,386
2026年1月末日	941,640,282.01	147,451	-	-	10.02	1,569
2月末日	1,181,981,288.17	185,086	-	-	10.42	1,632
3月末日	1,074,970,349.63	168,330	-	-	14.22	2,227

WisdomTree ガソリン上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	6,381,748.92	910	-	-	46.51	7,240
第18会計年度末 (2023年12月31日)	4,004,807.74	571	-	-	49.22	7,662
第19会計年度末 (2024年12月31日)	4,641,195.13	727	-	-	52.28	7,461
2025年4月末日	4,848,167.90	759	-	-	47.59	7,452
5月末日	4,385,540.66	687	-	-	48.26	7,557
6月末日	4,413,991.55	691	-	-	50.17	7,857
7月末日	4,803,072.71	752	-	-	53.56	8,387
8月末日	4,562,985.38	715	-	-	52.59	8,234
9月末日	4,929,502.28	772	-	-	52.96	8,294
10月末日	5,342,000.52	837	-	-	53.33	8,351
11月末日	5,443,482.92	852	-	-	52.30	8,190
12月末日	4,418,680.53	692	-	-	49.50	7,751
2026年1月末日	8,339,636.23	1,306	-	-	55.31	8,661
2月末日	4,212,359.58	660	-	-	58.69	9,190
3月末日	9,653,851.14	1,512	-	-	82.18	12,869

WisdomTree アルミニウム上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	141,777,850.58	20,231			3.26	507
第18会計年度末 (2023年12月31日)	155,623,861.47	22,207	-	-	3.17	493
第19会計年度末 (2024年12月31日)	65,631,617.61	9,366			3.31	472
2025年4月末日	38,343,716.73	6,004	-	-	3.11	488
5月末日	26,717,378.30	4,184	-	-	3.17	497
6月末日	31,248,957.65	4,893	-	-	3.38	530
7月末日	31,950,308.12	5,003	-	-	3.35	524
8月末日	32,921,568.81	5,155	-	-	3.42	535
9月末日	37,034,712.68	5,799	-	-	3.51	550
10月末日	49,788,138.75	7,796	-	-	3.79	593
11月末日	45,606,274.46	7,141	-	-	3.76	589
12月末日	64,411,534.19	10,086	-	-	3.92	614
2026年1月末日	78,447,861.39	12,284	-	-	4.11	644
2月末日	87,047,100.41	13,631	-	-	4.11	644
3月末日	103,889,746.88	16,268	-	-	4.60	720

WisdomTree 銅上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	495,520,927.79	70,710	-	-	33.64	5,237
第18会計年度末 (2023年12月31日)	1,275,968,642.38	182,080	-	-	34.64	5,392
第19会計年度末 (2024年12月31日)	1,150,162,119.73	164,128	-	-	36.17	5,162

2025年4月末日	687,023,692.50	107,581	-	-	40.97	6,416
5月末日	724,475,917.14	113,446	-	-	41.70	6,530
6月末日	994,420,157.32	155,716	-	-	44.93	7,036
7月末日	798,812,933.11	25,086	-	-	38.60	6,045
8月末日	1,047,111,821.50	163,967	-	-	40.26	6,305
9月末日	1,236,578,297.74	193,636	-	-	42.70	6,687
10月末日	1,342,613,634.72	210,240	-	-	44.87	7,026
11月末日	1,412,850,371.96	221,238	-	-	45.94	7,194
12月末日	1,432,714,661.87	224,349	-	-	49.63	7,772
2026年1月末日	1,754,030,535.31	274,664	-	-	51.85	8,120
2月末日	1,734,696,258.82	271,636	-	-	52.61	8,239
3月末日	1,683,758,242.49	263,660	-	-	48.85	7,649

WisdomTree ニッケル上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	208,706,983.74	29,782	-	-	27.93	4,348
第18会計年度末 (2022年12月31日)	101,678,155.15	14,509	-	-	15.26	2,375
第19会計年度末 (2024年12月31日)	94,176,095.83	13,439	-	-	13.84	1,975
2025年4月末日	98,493,787.86	15,423	-	-	13.80	2,162
5月末日	96,363,013.33	15,089	-	-	13.61	2,131
6月末日	95,317,932.49	14,926	-	-	13.57	2,125
7月末日	93,690,246.55	14,671	-	-	13.29	2,081
8月末日	97,575,756.14	15,279	-	-	13.71	2,146
9月末日	100,820,856.07	15,788	-	-	13.52	2,117

10月末日	103,754,776.11	16,247	-	-	13.48	2,111
11月末日	99,350,694.87	15,557	-	-	13.10	2,052
12月末日	124,068,028.99	19,428	-	-	14.70	2,302
2026年1月末日	141,923,692.34	22,224	-	-	15.80	2,475
2月末日	145,512,157.54	22,786	-	-	15.69	2,456
3月末日	141,552,246.12	22,166	-	-	15.01	2,350

WisdomTree 小麦上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	103,835,910.20	14,817	-	-	0.78	121
第18会計年度末 (2023年12月31日)	151,910,775.80	21,677	-	-	25.94	4,038
第19会計年度末 (2024年12月31日)	79,591,662.71	11,358	-	-	20.76	2,963
2025年4月末日	81,222,943.94	12,719	-	-	19.23	3,011
5月末日	84,834,485.13	13,284	-	-	19.40	3,038
6月末日	87,162,442.16	13,649	-	-	19.08	2,988
7月末日	88,615,579.99	13,876	-	-	18.61	2,913
8月末日	93,458,833.51	14,635	-	-	18.30	2,866
9月末日	87,662,988.41	13,727	-	-	17.45	2,732
10月末日	94,116,291.49	14,738	-	-	18.39	2,880
11月末日	93,013,444.70	14,565	-	-	18.06	2,828
12月末日	91,855,991.26	14,384	-	-	17.04	2,669
2026年1月末日	100,502,551.19	15,738	-	-	18.12	2,838
2月末日	114,485,452.12	17,927	-	-	19.65	3,077
3月末日	166,763,278.02	26,113	-	-	20.51	3,212

(注) 2023年12月1日(「基準日」)付で投資口46口を1口に併合しました。本上場投資信託に係る株式会社証券保管振替機構を通じて保有されている投資口につきまして、基準日時点における外国株券等実質株主及びその保有する投資口数を確定させた後、この併合により各外国株券等実質株主ごとに生じる端数を総合計して形成される整数の投資口数の投資口を、株式会社証券保管振替機構が市場にて売却換価いたしました。なお、この売却換価により得られた現金は、当該端数の各外国株券等実質株主に対し分配いたしました。また、この併合に伴い、2023年12月6日(水)の取引再開(ToSTNeTを含みます。)時から、売買単位が100投資口から1投資口に変更されました。これに伴い、2023年12月6日の取引開始時より、呼値は1円単位となりました。

WisdomTree とうもろこし上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	30,416,875.62	4,340	-	-	1.35	210
第18会計年度末 (2023年12月31日)	39,123,115.48	5,582	-	-	23.98	3,733
第19会計年度末 (2024年12月31日)	30,374,353.05	4,334	-	-	21.12	3,014
2025年4月末日	17,558,482.14	2,749	-	-	21.27	3,331
5月末日	16,654,402.25	2,608	-	-	19.92	3,119
6月末日	19,230,838.58	3,011	-	-	18.90	2,960
7月末日	20,291,729.76	3,177	-	-	18.25	2,858
8月末日	20,964,305.74	3,283	-	-	18.41	2,883
9月末日	18,752,531.79	2,936	-	-	18.25	2,857
10月末日	19,189,024.03	3,005	-	-	19.00	2,975
11月末日	19,905,752.66	3,117	-	-	19.12	2,994
12月末日	19,857,795.81	3,110	-	-	18.85	2,951
2026年1月末日	19,524,641.44	3,057	-	-	18.37	2,876
2月末日	36,571,483.74	5,727	-	-	18.88	2,957
3月末日	77,946,119.31	12,206	-	-	19.31	3,024

(注) 2023年12月1日(「基準日」)付で投資口22口を1口に併合しました。本上場投資信託に係る株式会社証券保管振替機構を通じて保有されている投資口につきまして、基準日時点における外国株券等実質株主及びその保有する投資口数を確定させた後、この併合により各外国株券等実質株主ごとに生じる端数を総合計して形成される整数の投資口数の投資口を、株式会社証券保管振替機構が市場にて売却換価いたしました。なお、この売却換価により得られた現金は、当該端数の各外国株券等実質株主に対し分配いたしました。また、この併合に伴い、2023年12月6日(水)の取引再開(ToSTNeTを含みます。)時から、売買単位が100投資口から1投資口に変更されました。これに伴い、2023年12月6日の取引開始時より、呼値は1円単位となりました。

WisdomTree 大豆上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	17,227,567.94	2,458	-	-	30.91	4,812
第18会計年度末 (2023年12月31日)	10,823,743.90	1,544	-	-	31.01	4,827
第19会計年度末 (2024年12月31日)	12,197,982.21	1,741	-	-	24.75	3,532
2025年4月末日	11,469,681.56	1,796	-	-	25.17	3,941
5月末日	12,282,157.11	1,923	-	-	25.17	3,942
6月末日	14,058,058.49	2,201	-	-	25.40	3,977
7月末日	14,453,299.59	2,263	-	-	24.54	3,842
8月末日	16,667,825.63	2,610	-	-	26.22	4,106
9月末日	16,256,231.52	2,546	-	-	24.97	3,910
10月末日	17,313,195.97	2,711	-	-	27.43	4,296
11月末日	17,075,649.00	2,674	-	-	28.05	4,392
12月末日	14,647,680.61	2,294	-	-	25.64	4,015
2026年1月末日	15,366,226.06	2,406	-	-	26.10	4,087
2月末日	18,320,759.85	2,869	-	-	28.40	4,447
3月末日	20,686,467.61	3,239	-	-	28.47	4,458

WisdomTree ブロード上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	131,082,956.15	18,705	-	-	11.69	1,820
第18会計年度末 (2023年12月31日)	88,668,889.22	12,653	-	-	10.70	1,666
第19会計年度末 (2024年12月31日)	82,028,153.11	11,705	-	-	11.13	1,588
2025年4月末日	79,062,254.01	12,380	-	-	11.47	1,796

5月末日	78,836,127.41	12,345	-	-	11.40	1,785
6月末日	88,503,449.03	13,859	-	-	11.67	1,827
7月末日	83,009,973.61	12,999	-	-	11.64	1,823
8月末日	83,240,104.36	13,035	-	-	11.87	1,858
9月末日	84,655,121.29	13,256	-	-	12.11	1,896
10月末日	89,042,159.07	13,943	-	-	12.43	1,947
11月末日	91,645,897.95	14,351	-	-	12.76	1,998
12月末日	91,452,111.93	14,320	-	-	12.76	1,998
2026年1月末日	103,187,590.31	16,158	-	-	14.12	2,211
2月末日	105,431,217.16	16,509	-	-	14.23	2,229
3月末日	124,395,631.65	19,479	-	-	15.88	2,487

WisdomTree エネルギー上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	70,224,245.64	10,020	-	-	4.49	699
第18会計年度末 (2023年12月31日)	44,991,345.93	6,420			3.61	562
第19会計年度末 (2024年12月31日)	43,832,496.41	6,255			3.54	505
2025年4月末日	53,293,415.49	8,345			3.27	512
5月末日	43,390,177.53	6,794			3.29	515
6月末日	43,176,998.76	6,761			3.49	546
7月末日	48,498,633.57	7,594			3.60	564
8月末日	53,843,334.92	8,431			3.41	533
9月末日	48,307,824.38	7,565			3.40	532
10月末日	47,644,738.53	7,461			3.42	535
11月末日	42,362,616.79	6,634			3.43	537

12月末日	70,480,293.99	11,037			3.17	497
2026年1月末日	61,160,887.83	9,577			3.88	607
2月末日	72,546,483.95	11,360			3.65	571
3月末日	160,058,673.83	25,064			5.12	801

WisdomTree 産業用金属上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	611,423,256.86	87,250	-	-	16.17	2,517
第18会計年度末 (2023年12月31日)	449,592,745.28	64,156	-	-	14.44	2,248
第19会計年度末 (2024年12月31日)	490,715,837.22	70,025	-	-	14.79	2,111
2025年4月末日	495,893,246.59	77,652	-	-	14.89	2,332
5月末日	448,552,071.13	70,239	-	-	15.06	2,359
6月末日	472,131,360.34	73,931	-	-	15.91	2,491
7月末日	464,473,070.32	72,732	-	-	14.90	2,333
8月末日	432,329,281.39	67,698	-	-	15.36	2,404
9月末日	473,495,893.06	74,145	-	-	15.90	2,490
10月末日	612,733,402.80	95,948	-	-	16.65	2,608
11月末日	630,622,177.98	98,749	-	-	16.72	2,618
12月末日	925,642,492.30	144,946	-	-	17.76	2,782
2026年1月末日	1,123,500,943.75	175,929	-	-	18.74	2,935
2月末日	1,197,598,428.14	187,532	-	-	18.72	2,932
3月末日	1,117,987,117.53	175,066	-	-	18.52	2,901

WisdomTree 農産物上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	324,325,705.15	46,281	-	-	6.73	1,048
第18会計年度末 (2023年12月31日)	232,228,907.86	33,139	-	-	6.35	988
第19会計年度末 (2024年12月31日)	176,594,284.53	25,200	-	-	6.06	865
2025年4月末日	157,091,615.91	24,599	-	-	6.23	976
5月末日	164,525,289.46	25,763	-	-	6.02	943
6月末日	152,424,251.76	23,868	-	-	5.89	922
7月末日	150,443,581.29	23,558	-	-	5.81	909
8月末日	157,051,067.39	24,593	-	-	6.06	948
9月末日	149,984,851.22	23,486	-	-	5.85	915
10月末日	154,889,751.80	24,254	-	-	6.10	956
11月末日	158,637,438.06	24,841	-	-	6.21	972
12月末日	147,269,680.09	23,061	-	-	5.86	917
2026年1月末日	163,184,814.91	25,553	-	-	5.83	914
2月末日	172,028,675.73	26,938	-	-	6.00	940
3月末日	551,107,254.52	86,298	-	-	6.31	988

WisdomTree 穀物上場投資信託

	総資産額		純資産総額		外国投資証券1単位 当たりの純資産額	
	米ドル	日本円 (百万円)	米ドル	日本円	米ドル	日本円
第17会計年度末 (2022年12月31日)	31,793,938.86	4,536	-	-	4.92	766
第18会計年度末 (2023年12月31日)	21,371,901.42	3,049	-	-	4.23	658
第19会計年度末 (2024年12月31日)	16,209,357.32	2,313	-	-	3.52	502
2025年4月末日	15,832,572.86	2,479	-	-	3.47	544

5月末日	15,021,361.52	2,352	-	-	3.41	533
6月末日	15,124,980.09	2,368	-	-	3.34	523
7月末日	14,688,906.57	2,300	-	-	3.24	508
8月末日	15,402,388.73	2,412	-	-	3.31	519
9月末日	14,873,610.81	2,329	-	-	3.20	501
10月末日	15,900,880.78	2,490	-	-	3.42	535
11月末日	16,472,650.24	2,579	-	-	3.44	539
12月末日	15,517,235.54	2,430	-	-	3.26	511
2026年1月末日	16,104,307.60	2,522	-	-	3.31	519
2月末日	18,255,111.84	2,859	-	-	3.51	550
3月末日	36,442,279.37	5,706	-	-	3.61	566

(注) WisdomTree 天然ガス上場投資信託、WisdomTree WTI原油上場投資信託、WisdomTreeガソリン上場投資信託、WisdomTreeアルミニウム上場投資信託、WisdomTree銅上場投資信託、WisdomTreeニッケル上場投資信託、WisdomTree小麦上場投資信託、WisdomTreeとうもろこし上場投資信託、WisdomTree大豆上場投資信託、WisdomTreeブロード上場投資信託、WisdomTreeエネルギー上場投資信託、WisdomTree産業用金属上場投資信託、WisdomTree農産物上場投資信託、及びWisdomTree穀物上場投資信託は、2006年9月27日よりロンドン証券取引所において、2006年11月1日よりフランクフルト証券取引所において、2007年2月15日よりNYSE ユーロネクスト・パリにおいて、2006年12月15日よりユーロネクスト・アムステルダムにおいて、2007年4月20日よりイタリア証券取引所において、2010年3月19日より東京証券取引所において取引されています。

【分配の推移】

2025年1月1日から2025年12月31日までの期間について、分配は行われていません。マイクロ上場投資信託、商品指数上場投資信託及び単一商品上場投資信託は、特定の満期を有しない外国投資法人債券であって、金利を支払わないため、該当はありません。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

WisdomTree天然ガス上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	41.11%
2022年1月1日～2022年12月31日	17.51%
2023年1月1日～2023年12月31日	34.04%
2024年1月1日～2024年12月31日	27.01%
2025年1月1日～2025年12月31日	24.67%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間末の商品上場投資信託1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の計算期間末の商品上場投資信託1口当たり純資産価格(分配落の額)
以下同じです。

WisdomTree WTI原油上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	16.03%
2022年1月1日～2022年12月31日	29.33%
2023年1月1日～2023年12月31日	2.65%
2024年1月1日～2024年12月31日	10.06%
2025年1月1日～2025年12月31日	10.68%

WisdomTreeガソリン上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	23.83%
2022年1月1日～2022年12月31日	46.26%
2023年1月1日～2023年12月31日	5.82%
2024年1月1日～2024年12月31日	6.23%
2025年1月1日～2025年12月31日	5.33%

WisdomTreeアルミニウム上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	40.76%
2022年1月1日～2022年12月31日	16.46%
2023年1月1日～2023年12月31日	2.81%
2024年1月1日～2024年12月31日	4.33%
2025年1月1日～2025年12月31日	18.46%

WisdomTree銅上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	57.68%
2022年1月1日～2022年12月31日	14.93%
2023年1月1日～2023年12月31日	2.97%
2024年1月1日～2024年12月31日	4.41%
2025年1月1日～2025年12月31日	37.21%

WisdomTreeニッケル上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	58.66%
2022年1月1日～2022年12月31日	44.31%
2023年1月1日～2023年12月31日	43.35%
2024年1月1日～2024年12月31日	9.34%
2025年1月1日～2025年12月31日	6.24%

WisdomTree小麦上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	29.13%
2022年1月1日～2022年12月31日	4.24%
2023年1月1日～2023年12月31日	70.14%
2024年1月1日～2024年12月31日	19.95%
2025年1月1日～2025年12月31日	17.91%

WisdomTreeとうもろこし上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	30.27%
2022年1月1日～2022年12月31日	21.00%
2023年1月1日～2023年12月31日	76.47%
2024年1月1日～2024年12月31日	11.91%
2025年1月1日～2025年12月31日	10.77%

WisdomTree大豆上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	41.16%
2022年1月1日～2022年12月31日	26.79%
2023年1月1日～2023年12月31日	0.31%
2024年1月1日～2024年12月31日	20.18%
2025年1月1日～2025年12月31日	3.60%

WisdomTreeブロード上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	2.33%
2022年1月1日～2022年12月31日	25.27%
2023年1月1日～2023年12月31日	14.65%
2024年1月1日～2024年12月31日	8.51%
2025年1月1日～2025年12月31日	14.67%

WisdomTreeエネルギー上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	9.61%
2022年1月1日～2022年12月31日	36.36%
2023年1月1日～2023年12月31日	19.64%
2024年1月1日～2024年12月31日	1.82%
2025年1月1日～2025年12月31日	10.41%

WisdomTree産業用金属上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	50.90%
2022年1月1日～2022年12月31日	4.10%
2023年1月1日～2023年12月31日	10.67%
2024年1月1日～2024年12月31日	2.42%
2025年1月1日～2025年12月31日	20.10%

WisdomTree農産物上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	43.29%
2022年1月1日～2022年12月31日	14.04%
2023年1月1日～2023年12月31日	5.64%
2024年1月1日～2024年12月31日	4.56%
2025年1月1日～2025年12月31日	3.31%

WisdomTree穀物上場投資信託

期間	収益率(%) (注)
2021年1月1日～2021年12月31日	35.70%
2022年1月1日～2022年12月31日	17.03%
2023年1月1日～2023年12月31日	14.16%
2024年1月1日～2024年12月31日	16.70%
2025年1月1日～2025年12月31日	7.37%

第2【外国投資証券事務の概要】

a. 名義書換

マイクロ・商品上場投資信託は、登録債であって、個別に譲渡可能です。

マイクロ・商品上場投資信託は、規制に従って、クレスト(CREST)を通じて、非登録債として、保有され、また、譲渡されることが可能となっています。受託者は、上場投資信託保有者の同意を得ることなく、非登録債としてのマイクロ・商品上場投資信託の保有又は譲渡に関する規則又は適用される法律及び実務の変更を反映する目的で信託約款の規定を修正することにつき、発行体に同意することができます。上場投資信託保有者は、そのマイクロ上場投資信託、単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託を登録債とするよう要請することができます。その際には、当該マイクロ上場投資信託、単一商品上場投資信託又は商品指数上場投資信託はクレストから除外されます。

発行体は、常に、その登記上の事務所又は受託者が同意するジャージー内のその他の場所において、全ての発行済マイクロ上場投資信託、商品指数上場投資信託及び単一商品上場投資信託の発行日並びにこれらの所有権のその後の全ての移転日及び変更日と、上場投資信託保有者及びかかる上場投資信託保有者から権原を受ける者の氏名及び住所を記載した登録簿を保管するものとします。受託者及び上場投資信託保有者又はそのいずれか並びにかかる者により授権された者は、営業時間内のあらゆる合理的な時間において、自由に登録簿を閲覧し、その全部又は一部の謄本又は抄本を(無償で)作成することができます。受託者が上場投資信託保有者集会の招集又は上場投資信託保有者への通知を要求した場合、発行体は、受託者が要求する登録簿の謄本又は抄本を(無償で)受託者に提供するものとします。発行体は、発行体が適切と考える期間及び時期において(但し、1年につき全体で30日を超えないものとします。)登録簿を閉鎖することができます。

商品上場投資信託は、日本においては、株式会社証券保管振替機構が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する兼業業務として行っている外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において、決済されることとなり、株式会社証券保管振替機構は、現地保管機関において、株式会社証券保管振替機構名義で保管します。

b. 外国投資法人債権者に対する特典

該当事項はありません。

c. 外国投資証券の譲渡制限の内容

マイクロ・商品上場投資信託は、いかなる譲渡制限にも服しません。以下の売出し及び売付けに対する制限が適用されます。

米国

発行体は、下記の制約を課しているため、発行体が、マイクロ・商品上場投資信託を売出し及び売付けるに当たって、米国証券法に基づく登録を行う必要はありません。従って、発行体は、米国投資会社法及びその関連ルールに基づき、投資会社としての登録を行う必要はありません。また、米国1974年従業員退職所得保障法(the United States Employee Retirement Income Security Act of 1974、以下「ERISA法」といいます。)、米国1986年内国歳入法(United States Internal Revenue Code of 1986、以下「内国歳入法」といいます。)、及びその他の関連する事情に対応する必要はありません。こうした制約は、発行体はその独自の裁量により撤廃することを決定するまでは、有効であって、そのために、商品上場投資信託及び商品指数上場投資信託の保有者がその取引を行うに当たっての能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

マイクロ・商品上場投資信託は、米国投資会社法及び関連規則に基づき投資会社として登録を行っておらず、また、行う意図も有していません。マイクロ・商品上場投資信託並びに、それらを含む受益権は、米国内、又は、米国人に再募集、再売り付け、担保設定、又はその他の譲渡を行うことは出来ません。いかなる上場投資信託保有者であっても、発行体が保有を禁止されている米国人(投資会社におい

で定義された「適格購入者(qualified purchaser)」ではない米国人)であると判断した場合には、信託約款に従い、当該上場投資信託保有者によって保有されているマイクロ・商品上場投資信託を償還する可能性があります。

改正されたERISA法第3条第3項に規定される退職給付制度の制度資産、ERISA法第4部第1章副題Bにより内国歳入法第4975条の適用を受ける退職給付制度(以下「退職給付制度」と総称します。)、連邦規則集29第2510.3-101条(改正済み)若しくは、ERISA法第3(42)条(改正済み)に規定される上記制度の制度資産を投資先資産に含む全ての者、ERISA法若しくは内国歳入法の規定に基づき禁止される取引に類似するものであって米国連邦法、米国州法、現地法に服する政府制度資産若しくは教会制度資産(このような退職給付制度、制度資産、者を「禁止給付制度投資者」といいます。)は貴金属上場投資信託を購入することはできません。発行体が、上場投資信託保有者であったとしても、禁止給付制度投資者であると判断する場合には、信託約款の規定に従って、その上場投資信託保有者が保有する貴金属上場投資信託を償還することができます。

d. その他

該当事項はありません。

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

発行体は、1991年ジャージー会社法(Companies (Jersey) Law 1991。その後の改正を含みます。以下「ジャージー会社法」といいます。)に基づき、2005年8月16日に、公開有限責任会社として設立され、その後2006年9月15日付の書面による決議に従って、2006年9月15日に公開会社にその形態を変更しました。発行体は、ジャージー会社法及びその後の改正法規に基づいて運営されています。発行体は、ジャージーにおいて、登録番号90959で登録されています。発行体の名称は、2006年6月15日に「イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド」に変更され、その後2019年9月26日に「ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド」に変更されました。

2【役員の状況】

本書提出日現在における発行体の取締役は以下のとおりです。

エリザベス・キャズリー (Elizabeth Casely) 社外取締役

エリザベス・キャズリー氏は ManJer と投資口保有会社の取締役で、発行体、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッド及びウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドの社外取締役でもあります。同氏は、Apex Group 内の取締役でもあり、ローン管理業務の顧客を担当し、規制の遵守と業務の確実な実行を務めています。キャズリー氏は、債務および資本市場、証券化、ローン管理において強みを持つ、経験豊富な金融の専門家です。

キャズリー氏は30年以上にわたる金融業界での経験を有し、JPモルガンおよびパークレイズ・キャピタルにおいて上級職を歴任してきました。戦略的なビジョンと商業的な専門性を備え、投資銀行業務、不動産の証券化、そしてESGに関するプロジェクトにおいて重要な成果を上げてきました。同氏は、銀行・金融・経営分野における一級優等学士号(BSc (Hons))を取得し、さらにケンブリッジ大学にてビジネスおよび気候変動に関する修了証を取得しています。

ブライアン・ガヴァニー (Bryan Governey) 社外取締役

ブライアン・ガヴァニー氏は、2014年9月にWisdomTreeに加わり、2016年11月から2026年3月まで、欧州のWisdomTreeのゼネラル・カウンセルを務め、欧州のウィズダムツリーにて、同氏は、最高執行責任者に任命されました。同氏は、欧州の法務、コンプライアンス、人事部門の責任者です。同氏は、ManJer と投資口保有会社の取締役です。同氏は、また、発行体、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッド及びウィズダムツリー・イシューアール・エクス・リミテッドの社外取締役です。

ウィズダムツリーへの入社以前は、2012年から2014年までルネッサンス・アセット・マネージャーズの法律顧問を務め、2010年から2012年まではアヴィヴァ・インベスターズの法律顧問を務めました。それ以前は、ガヴァニー氏は、アイルランドのディロン・ユースタスの資産運用業務のソリシター弁護士でした。ガヴァニー氏は、2010年にアイルランド法学会によりソリシター弁護士として認められ、同年にイングランド・ウェールズ法学会のソリシター弁護士としても認められました。同氏は、ダブリン・トリニティ・カレッジの哲学・政治科学で学士号を取得しています。

ヴィノッド・ラジプット (Vinod Rajput) -取締役

ヴィノッド・ラジプット氏は、ManJerと投資口保有会社の取締役です。同氏は、また、発行体、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド及びウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッドの社外取締役です。同氏は、Apex Group内の取締役でもあり、公認会計士 (FCCA) の会員でもあります。金融サービス業界で20年以上の経験を持ち、豊富な知識と専門知識を提供します。彼のキャリアはアジア、中東、英国、ジャージーなど複数の地域に及び、地元と国際の両方の金融情勢について包括的な理解を与えています。上場顧客から規制および非規制のファンド、大企業構造に至るまで、さまざまな金融サービスの管理において実績を誇っています。

ティモシー・ダーシー (Timothy Darcy) - 社外取締役

ティモシー・ダーシー氏は、2023年11月にウィズダムツリーに加わり、欧州のETFオペレーションズ取締役を務めています。同氏は取引時間中におけるすべてのプロダクトのワークフロー管理を担当し、プラットフォームが効率的に運営されることを確実にしています。ダーシー氏はウィズダムツリー・ヨーロッパのETFオペレーション責任者に報告しており、2006年以降この業界で活動しています。同氏は、発行体、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド、ウィズダムツリー・フォーリン・イクスチェンジ・リミテッド及びウィズダムツリー・イシューアー・エクス・リミテッドの社外取締役です。

WisdomTree加入前、ダーシー氏はHAN ETFに在籍し、ETPのオペレーション、商品ローンチの管理、オペレーション体制の構築およびプロセス設計、さらには規制およびガバナンスの監督を担当していました。それ以前には、米国のETF業界において複数の職務を歴任しています。アイルランドのダブリン・ビジネス・スクールにてミューチュアル・ファンド・サービスのディプロマを取得しています。

(注) いずれの取締役も投資口は保有していません。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

ジャージーにおいては、共同ファンドの設定及び運営については、1988年に改正された共同投資ファンド法 (Collective Investment Funds (Jersey) Law)、及び、1947年に改正された借入管理法 (Control of Borrowing (Jersey) Law) という2つの法律により、規制されています。

さらに、ジャージー金融サービス委員会 (Jersey Financial Services Commission) (以下「金融サービス委員会」といいます。) は、共同投資ファンド法第15条により自己に付与される権限に基づき、許可証書取得済ファンドの行動基準 (以下「行動基準」といいます。) を発行しました。発行体は、行動基準の遵守を要求されます。

A. 共同投資ファンド法

a. 共同投資ファンドの適用

共同投資ファンド法 (Collective Investment Funds (Jersey) Law 1988) 第3条では、概ね、以下のいずれかに該当する共同投資にかかるスキーム又はアレンジメントを、投資ファンドとして規制しています。

・ 受益証券の引受け、売却、あるいは、転換による、「公衆に対する募集(下記参照)」によって得られた資金の共同投資を、その目的、又は、目的の一つとしていること、及び、

・ 投資ファンドが、リスク分散の原則の下で運営され、受益証券を発行し続けている、又は、上場投資信託保有者の要請により投資ファンドの資産から償還し続けることができること

共同投資ファンド法第3条第3項に基づき、受益証券の申込、売却又は転換は、限定された範囲の者に対する募集ではなく、一般公衆に対する募集を構成します。

募集は、以下の場合に該当しない限り、限定された範囲の者に対する募集とはみなされません。

識別可能な範囲の者に対して募集が行われた場合

募集者又は募集者が選任した代理人が直接募集について連絡した場合

当該範囲の者のみが募集を認めることができ、募集者を評価するに十分な情報を保持している場合

募集者が連絡を取った相手方が50名を超えない場合

募集が行われる前1年以内に受益証券が証券取引所に上場されていない場合

b. 分類されないファンド

ファンドの二つの分類

共同投資ファンド法は、ファンドの異なるクラスを設定することができる旨規定しています。現在、一つのクラス、すなわち分類投資ファンドのクラスのみが導入されています。共同投資ファンド法の下での他のファンドは全て未分類投資ファンドです。

未分類投資ファンドが証券を保有するための要件

共同投資ファンド法第8条第1項では、ジャージー会社法に基づいて設立され、ジャージーにおいて事業所を設立していることの要件に合致する未分類投資ファンドが、同法第8条Bに基づき、ファンドにかかる許可証書(certificate)を取得しないで、又は、許可証が無効となっているにもかかわらず投資ファンド事業を行うことを禁止しています。第8条第2項では、同第1項に違反した場合、刑事罰の対象となり、7年以下の禁固及び罰金が科せられると規定されています。

c. 許可証書の申請

共同投資ファンド法第8A条第1項により、投資ファンドに対する許可証書の付与を受けるためには、投資ファンドの運営者が、申請書、及び、法律で定められた要件に合致していることを証する書面等を金融サービス委員会に提出しなければなりません。

同法第8A条第2項により、許可証書の申請書は、金融サービス委員会の指定する様式である必要があり、集合投資信託、申請者が運営者、受託者、ジェネラル・パートナーを務めるファンドのクラス(もしあれば)を特定し、金融サービス委員会が要求する他の情報を含み、金融サービス委員会が要求する形態及び範囲で確認され、所定の費用を添えたものでなければなりません。

d. 許可証書の授与、拒絶、条件の賦課、許可証書の取消

共同投資ファンド法第8B条は、金融サービス委員会は未分類投資ファンドに関し許可証書を授与し、又は拒絶することができます。また、許可証書は無条件で、又は金融サービス委員会が適切とみなす条件の下で授与される場合がある旨も規定しています。共同投資ファンド法第8B条第7項は、金融サービス委員会は、以下のいずれかに該当する場合には、許可証書の付与を拒絶することができる旨規定しています。

(a) 以下について、金融サービス委員会が許可証書の付与が適切ではないとした場合

- ・ 申請者の健全性、能力、財務状況、構成及び組織
- ・ 申請者によって申請者の事業のために雇用、又は、協業する者
- ・ 投資ファンド事業の性質
- ・ 集合投資信託に関する申請者の役割

- ・申請者の評価
- ・その他、投資ファンド事業にかかる運営会社等

金融サービス委員会は、以下の場合には、申請者に対して許可証書を授与することが適切であるとは認めないものとします。

- (b) 申請者が、共同投資ファンド法に基づく情報の提供について、申請に関連するか否かを問わず、以下のいずれかに該当する場合

- ・これを提供しない場合
- ・虚偽又は不正確な情報を金融サービス委員会に提供した場合

- (c) 申請者が以下を遵守しない場合

- ・許可証書等の付与に当たって付された条件
- ・許可証書に付された条件

- (d) 申請者、又は、申請者の事業のために申請者に雇用された者、若しくは、協業する者が、以下のいずれかについて有罪を宣告された場合

- ・犯罪(ジャージーの内外を問わない)

- ・以下の法律違反

- a . 共同投資ファンド法
- b . 1991年ジャージー銀行業法
- c . 1998年ジャージー金融サービス法
- d . 1996年ジャージー生命保険業法
- e . 以上の法律に基づく規制又は規則

- ・ジャージー外における上記 . に規定する法律に類似する法律の違反

- ・住宅資金貸付組合、会社、消費者信用、消費者保護、商工組合、インサイダー取引、破産、マネーロンダリング、テロリスト・ファイナンスにかかる違反(ジャージーの内外を問わない)

- v . 裁判の公正を妨げる違反

- (e) 金融サービス委員会が共同投資ファンド法第8A条に基づき提供された情報又は他の方法で得られた情報に基づいて以下の判断を行った場合

- ・公共、又は、共同投資ファンドへの既存の参加者、若しくは、将来的に参加する可能性のある参加者の保護のために、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

- ・ジャージーにおける金融及び商務上の評価及び健全性維持のため、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

- ・ジャージーの経済的利益のために、許可証書の付与を拒絶すべきと判断した場合

- (f) 金融サービス委員会が、申請者が実務規則を遵守しないと判断した場合

- (g) 申請者が共同投資ファンド法第13条に基づく金融サービス委員会の指示を遵守しない場合

共同投資ファンド法第8B条第10項に基づき、金融サービス委員会は以下の場合には、集合投資信託に関する許可証書を取り消すことができます。

ファンドが運用を停止した場合

以下のいずれかの者により要求された場合

- ・ファンドが受益証券を発行する会社である場合、当該会社
- ・ファンドがユニット・トラストである場合、当該ユニット・トラストの受託者
- ・ファンドがリミテッド・パートナーシップ又はリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップの場合には、当該パートナーシップのジェネラル・パートナー

集合投資信託、ファンドのクラスに関する金融サービス委員会の要求が充足されないと金融サービス委員会が判断した場合

ファンドに代わり雇用されている者又はファンドに対してサービスを提供している者が共同投資ファンド法、その他の規制、共同投資ファンド法に基づき許可証書に定められた条件に違反

したと金融サービス委員会が考える場合又は金融サービス委員会に対して提供された情報が虚偽、不正確又は誤解を生じさせるものであった場合

共同投資ファンド法第8B条第7項に規定される一以上の条項について、申請者を許可証書の保有者と読み替えて適用される場合

許可証書の保有者が共同投資ファンド法第8B条第13項に規定される手数料の支払を怠った場合

行動基準

発行体が遵守することを要求される行動基準は、9つの基本方針及び各基本方針に関する具体的な義務で構成されています。

行動基準の9つの基本方針は、以下のとおりです。

1. ファンドは、誠実に自己の事業を実施しなければなりません。
2. ファンドは、常に受益者の最善の利益となるよう行動しなければなりません。
3. ファンドは、自己の活動の適切な履行のために自己の業務を効率的に組織及びコントロールし、かつ、十分なリスク管理システムの存在を示すことができなければなりません。
4. ファンドは、受益者との事業上の取決めにおいて透明性を有していなければなりません。
5. ファンドは、十分な金融資源及び十分な保険の両方を維持し、かつ、それらの存在を示すことができなければなりません。
6. ファンドは、金融サービス委員会及びジャージーのその他の当局に、率直かつ協力的に対応しなければなりません。
7. ファンドは、誤解を招くか、虚偽を含むか、又は詐欺的な表示を行ってはなりません。
8. ファンドは、常に、あらゆる適用ある指針を遵守し、これに従って運営されていなければなりません。
9. ファンドは、ジャージー金融サービス委員会が定めるオルタナティブ・インベストメント・ファンドとAIFサービス・ビジネスの実践規範のうち関連する箇所及び適用ある箇所を遵守しなければなりません。

B. 発行体

発行体は、共同投資ファンド法に基づき、証券にかかる業務を遂行するための許可証書を取得しています。

発行体の英文目論見書は、2012年共同投資ファンド（許可済ファンド 目論見書）（ジャージー）命令（Collective Investment Funds (Certified Funds – Prospectuses) (Jersey) Order 2012）に従って作成され、その写しは当該命令に従って金融サービス委員会に送付されています。

C. 借入管理法

借入管理法は、島内における、とりわけ、資金の借入れ及び調達、証券発行、法人の構成員の承認、並びに、証券の引受け、売却、又は、交換による募集の取扱いにかかる規制を規定しています。借入管理法に基づく下部法規が、1958年借入管理令（Control of Borrowing (Jersey) Order）（その後の改正を含みます。）（「借入管理令」）として制定されています。これにより、金融サービス委員会に投資元本の引き上げを含む監督権限が付与されています。

金融サービス委員会は、借入管理令第2条に基づき、発行体の証券を口数の制限なく発行することについて、一定の条件付で同意しており、この同意は撤回されていません。

4【監督官庁の概要】

ジャージー金融サービス委員会の主要目的と目標

監督官庁であるジャージー金融サービス委員会の主要目的は、以下によって、高度な規制水準を維持しつつ、ジャージーの国際金融センターとしての地位を維持することにあります。

- ・ 金融サービス提供者の虚偽、能力の欠如、誤った業務執行、又は、金融上の健全性の欠如に起因する公共の金融上の損失発生リスクを減少させること
- ・ ジャージーにおける商業上、及び、金融上の事象の評判及び健全性を維持及び増進すること
- ・ ジャージーの経済上の最善の利益を保護すること、並びに、
- ・ ジャージー及びその他の地域における金融犯罪に対処すること

以上の主要な目的の達成のため、ジャージー金融サービス委員会は以下を目標としています。

- ・ 認可された者の全てが、適切かつ適正な基準に合致すること
- ・ 全ての規制を受ける者が、優れた規制慣行にかかる受け入れられた基準の下で運営されるよう確保すること
- ・ 銀行、証券、信託業、及び保険規制、並びに、マネーロンダリング防止及びテロリスト・ファイナンス防止に関する国際基準に合致すること
- ・ 規制上の基準の悪用及び違反を認識し、防止すること、並びに、
- ・ 金融サービス委員会の有効かつ効率的な運営、及び首席大臣に対する適正な説明責任の遂行の確保

5【その他】

a. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

b. 発行体の役員の変更

発行体は公開有限責任会社であるため、ジャージー会社法（以下「会社法」ともいいます。）に基づき、常に2名以上の取締役を有していなければなりません。発行体の付属定款の規定に基づき、発行体の取締役は、いつでも、偶発的な欠員を補充するため又は現職の取締役の増員として、18歳以上で、制限行為能力者でなく、かつ、会社法その他の法令上の取締役欠格事由に該当しないあらゆる者を取締役に選任することができます。

発行体の付属定款に基づき、

発行体の取締役が退任するか、又は解任される投資主総会において、発行体は、取締役の定員を減らす旨を決定しない限り（但し、常に2名以上の取締役を有する必要があるとの会社法の要件に従います。）、欠員を補充するために取締役を選任することができます。

投資主総会において発行体が取締役の増員を決定した場合、発行体は、追加的に取締役を選任するものとします。

（発行体の投資主自身が全会一致で承認する場合を除き）特定の者を取締役に推薦する発行体の投資主の意図が記載された通知は、正味7日前までに発行体に対し提供されます。

発行体の付属定款に基づき、発行体の取締役は、以下のいずれかに該当しない限り、その退任時まで在職するものとします。

選任書又は選任決議に別途記載されている場合

当該取締役が発行体に対する通知をもって退任した場合

会社法の規定に基づき取締役が取締役でなくなったか、又は法律により取締役となることを禁じられ、若しくは取締役でいることが不適格とされた場合

当該取締役が破産した場合、又は一般的に債権者との間で任意整理若しくは債務免除を行った場合

当該取締役が発行体の投資主決議により解任された場合

1988年共同投資ファンド(ジャージー)法に基づき付与される許可証書により発行体に課される条件により、発行体のいかなる取締役の変更も、ジャージー金融サービス委員会の担当官の事前の同意を得ない限り行うことはできません。

c. 発行体の基本定款及び付属定款の変更

会社法に基づき、発行体は、特別決議を可決することにより(特別決議を提案する意図が明記された14日前までの通知により招集される投資主総会で少なくとも3分の2の過半数により可決されなければなりません。)、基本定款及び付属定款を変更することができます。

特別決議の写しは、可決後21日以内にジャージー会社登記所に提出されなければなりません。

d. 事業譲渡

発行体は投資口保有会社の完全子会社です。従って、投資口保有会社は、希望する場合には、第三者に対してその発行体の投資口の全部又は一部を譲渡することができます。発行体は、投資口保有会社が第三者に対して発行体の投資口の全部又は一部を譲渡する意図を有していることは把握しておりません。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

A. 申込みの手続及び決済等

日本国内においては、商品上場投資信託の設定にかかる申込みは取り扱っておりませんが、認定参加者による海外における申込みについては、以下のとおりです。なお、商品上場投資信託は、東京証券取引所に上場しておりますので、日本国内の証券会社等で購入することができます。

商品上場投資信託は、認定参加者により、いかなる時であっても、(設定にかかる上限及び償還にかかる上限を超過していないこと等の)条件に従って発行することができます。発行の仕組みは、商品上場投資信託が、十分な流動性を有し、また、東京証券取引所やロンドン証券取引所等においてその取引される価格が関連する価格計算式に連動するとの目的を確保すべく組み立てられています。認定参加者のみが商品上場投資信託を申し込むことができます。その他の全ての者は、商品上場投資信託の売買のためには、東京証券取引所、ロンドン証券取引所、又は、商品上場投資信託が上場されているその他の適切な取引所における取引を通じる必要があります。

商品上場投資信託は、対応する商品契約が締結されることが可能である場合に限り、発行されません。商品契約の締結には、上限が設定されており、従って、商品上場投資信託の発行にも上限が設定されています(発行にかかる制約の内容は、第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 (4)投資制限 に記載されています。)

B. 申込み

商品上場投資信託の全ての申込み及び一致する商品契約の締結は、上述の値付け計算式を用いて実施されることができます。

但し、認定参加者及び商品契約カウンターパーティに、当該者間で商品上場投資信託及びマイクロ上場投資信託(従って、一致する商品契約)の当日又はその他の値付けに合意する柔軟性を持たせるため、発行は、認定参加者と商品契約カウンターパーティとの間で合意される価格及び金額で実施され、発行体に通知されることができます。

認定参加者、発行体及び商品契約カウンターパーティにより遵守される申込みの手続は、認定参加者契約及びファシリティ契約に定められています。当該手続は、関連する当事者間の合意により、随時変更されることができます。

2【買戻し手続等】

A. 償還の手続及び決済等

日本国内においては、商品上場投資信託にかかる償還は取り扱っておりませんが、認定参加者による海外における償還については、以下のとおりです。なお、商品上場投資信託は、東京証券取引所に上場しておりますので、日本国内の証券会社等で売却することができます。

商品上場投資信託は、認定参加者により、いかなる時であっても、(設定にかかる上限及び償還にかかる上限を超過していないこと等の)条件に従って償還することができます。償還の仕組みは、商品上場投資信託が、十分な流動性を有し、また、東京証券取引所やロンドン証券取引所等においてその取引される価格が関連する価格計算式に連動するとの目的を確保すべく組み立てられています。認定参加者が存在していない場合及び発行体が別途発表する場合以外の場合には、認定参加者のみが商品上場投資信託を償還することができます。その他の全ての者は、商品上場投資信託の売買のためには、東京証券取引所、ロンドン証券取引所、又は、商品上場投資信託が上場されているその他の適切な取引所における取引を通じて行う必要があります。

商品上場投資信託は、対応する商品契約が解約されることが可能である場合に限り、償還されません。商品契約の解約には、上限が設定されており、従って、償還にも上限が設定されています(償還にかかる上限の内容は、第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (4) 投資制限 に記載されています。)。

B. 償還

商品上場投資信託の全ての償還及びマイクロ上場投資信託の償還、並びに一致する商品契約の解約は、上述の値付け計算式を用いて実施されることができます。

但し、認定参加者及び商品契約カウンターパーティに、当該者間で商品上場投資信託及びマイクロ上場投資信託(従って、一致する商品契約)の当日又はその他の値付けに合意する柔軟性を持たせるため、償還は、認定参加者と商品契約カウンターパーティとの間で合意される価格及び金額で実施され、発行体に通知されることができます。全ての他の上場投資信託保有者の、自己のマイクロ上場投資信託又は商品上場投資信託の償還につき終値による値付けを受理する権利は、何らの合意価格による値付けによっても影響を受けません。

認定参加者、発行体及び商品契約カウンターパーティにより遵守される償還の手続は、認定参加者契約及びファシリティ契約に定められています。当該手続は、関連する当事者間の合意により、随時変更することができます。

強制償還

信託約款に基づく条件に詳細に記載されるとおり、マイクロ・商品上場投資信託の全部又は一部が発行体により強制的に償還され得る場合があります。

発行体は、いかなる時でも、上場投資信託保有者に対して、30日以上前までの(又は、ファシリティ契約が解約された場合は7日以上前までの)RISを通じた上場投資信託保有者に対する通知を行うことによって、全ての特定の種類の単一商品上場投資信託若しくはマイクロ上場投資信託、又は、全ての特定の種類の指数上場投資信託を償還することができます。受託者は、いかなる時でも、発行体の債務不履行事象又は商品契約カウンターパーティの債務不履行事象が発生し、継続している場合は、発行体に対する20営業日前の通知により、発行体に対して全てのマイクロ・商品上場投資信託の償還を要求することができます。その結果として、発行体は、当該上場投資信託を償還する権利を行使することになります。

CME指数は、単一商品指数の公表を中止する可能性があります。その場合、発行体は、当該単一商品指数に関連する種類の単一商品上場投資信託及びマイクロ上場投資信託の全てを償還する権利を有し、これを行行使することができます。

信託約款に基づく条件によれば、特定の種類のマイクロ上場投資信託の終値による値付けに基づく償還時に支払うべき金額は、当該種類の元本又は適用ある値付け日におけるかかるマイクロ上場投資信託の価格のいずれか高い方となることになっています。各種類のマイクロ・商品上場投資信託は、遡求権の限定されている発行体による外国投資法人債券であるため、各当該種類のマイクロ上場投資信託の償還価格がその元本を下回らないように確保することが、各タイプの上場投資信託保有者の利益に適うこととなります。発行体は、次の方策により、ある種類のマイクロ上場投資信託の償還価格がその元本を下回ることを避けることを目指します。発行体は、()必要に応じて、ある種類のマイクロ上場投資信託の元本(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託を構成している限り、商品上場投資信託の元本)を償還価格よりも低い水準まで減少させるために、上場投資信託保有者に特別決議による承認を求めること、及び/又は、()いずれかの値付け日に、いずれかの種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が、当該マイクロ上場投資信託の元本の2.5倍以下まで下落する場合、発行体は、償還価格が当該額よりも低い間及びその後の60日間の間であればいつでも、2日以上前までのRISを通じた通知によって、当該種類のマイクロ上場投資信託(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託によりその全体又は一部が構成される全てのタイプの商品上場投資信託)を償還することを採択することができます。上記()に基づく権利は、いずれかの種類のマイクロ上場投資信託の償還価格が元本の2.5倍以下まで更に下落すること条件として、償還価格が元本の2.5倍よりも大きくなるように元本を減少させるための特別決議がなされると、失効します。

各ファシリティ契約に基づき、各商品契約カウンターパーティは、何らかの理由で、(合理的に行動して)一又は複数の種類のファシリティ契約又は商品契約に関連した自己の義務のヘッジのために生じたヘッジにかかるポジションを維持できない場合には、特定の種類の商品契約の一部又は全部を解約する権利を有しています。その場合、発行体は、かかる商品契約に対応する当該種類のマイクロ上場投資信託及び単一商品上場投資信託を償還する権利を有し、また、これを行行使します。これにより、一部の場において、発行体は、当該種類のマイクロ上場投資信託が指数上場投資信託に含まれている場合にかかる指数上場投資信託の償還を要求される可能性があります。発行体は、その状況においてどのタイプのマイクロ・商品上場投資信託を償還させるかを自己の絶対的な裁量により決定する権利を有しています。特定のタイプのマイクロ・商品上場投資信託の一部が償還される場合、当該償還は、当該タイプのマイクロ・商品上場投資信託を保有する全ての上場投資信託保有者に、その者の保有投資口数に比例して適用されます。

発行体は、7取引日以上14取引日以下前の文書による通知を行うことによって、いつでも、保有が禁止されている米国人若しくは保有が禁止されている年金投資者によって保有されているか、目論見書に基づく条件に従ってその地位にかかる適切な証明書を提出しなかった上場投資信託保有者によって保有されているか、又は、信託約款に基づく条件に明記された特定のその他の状況にあるあらゆるマイクロ・商品上場投資信託を償還する可能性があります。

MLI及びシティグループは、2017年10月24日より10年間、発行体に対して、商品契約を提供することにのみ合意しています(但し、各商品契約カウンターパーティは、そのファシリティ契約を、3ヶ月前までに通知することにより解約することができます。)。関連する商品契約カウンターパーティが、商品契約を、かかる日を過ぎた後に提供することに同意しない場合、又は、いずれか若しくは双

方の商品契約カウンターパーティが、ファシリティ契約の期限前解約を選択した場合にあっては、当該商品契約カウンターパーティとの商品契約は終了し、また、当該商品契約が別の商品契約カウンターパーティとの商品契約により置き換えられない限り、発行体は、発行済みのマイクロ・商品上場投資信託の一部又は全部を償還することを選択することになります。

強制償還が発生する場合、償還されるマイクロ・商品上場投資信託は、通常の方法で値付けされ、目論見書に基づく条件に更に詳細に記載される金利の調整を含めますが、償還されるマイクロ・商品上場投資信託の数に応じて、この値付けは、1日以上にわたり発生する可能性があります。

その際に、認定参加者以外の上場投資信託保有者が償還される商品上場投資信託を保有している場合、当該上場投資信託保有者に対して支払われるべき償還額は、商品契約カウンターパーティにより、関連する種類の上場投資信託保有者のために担保された発行体の口座又はかかる上場投資信託保有者のための受託者に対して支払われ、その後、発行体又は受託者により、上場投資信託保有者に対して支払われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

前記「2 投資方針、(1)投資方針、プログラム」をご参照ください。

(2)【保管】

発行体は、クレストに参加しており、マイクロ・商品上場投資信託はクレストに参加する証券です。従って、マイクロ・商品上場投資信託が非登録債として発行される限り、マイクロ・商品上場投資信託の決済は、クレストの中において生じます。

商品上場投資信託は、日本においては、株式会社証券保管振替機構が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する兼業業務として行っている外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において、決済されることとなり、株式会社証券保管機構は、現地保管機関において、株式会社証券保管振替機構名義で保管します。

(3)【存続期間】

発行体には、存続期間の定めはありません。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月1日から開始し、12月31日に終了します。

(5)【その他】

A. 増減資にかかる制限、解散又は償還条件

発行体は、特別決議をもって付属定款の規定を変更することにより、ジャージー会社法に基づいて、その出資総額を変更することができるものとされています。

外国投資法人債券の発行により増額された出資総額は、当該外国投資法人債券の発行の際の条件に別途定めがない限り、出資元本の一部とみなされ、かかる外国投資法人債券は払込請求、外国投資法人債券の譲渡、担保等の発行体の発行済外国投資法人債券に関する定款の定めに従います。

また、ジャージー会社法の規定に従い、発行体は、特別決議により、その出資総額を減額することができます。

発行体の清算の際には、定款又は出資証券の発行の際に明示されているところにより出資証券に付されている特別の権利又は制限に従って、投資主に分配することが可能な資産は、第一に、投資主に、それぞれのその出資証券にかかる払込み額の返済に充当されるものとし、かかる資産が、投

資主にその出資証券にかかる払込み額全額を返済するに足りる以上である場合にあっては、残額は、清算の開始時におけるその出資証券について実際に払い込まれた額のそれぞれに比例して投資主に配分されるものとされています。

また、発行体の清算の場合には、発行体は、特別決議による承認により、また、ジャージー会社法によって求められるその他の全ての承認により、発行体の資産の全部又は一部を現物により分割できるものとされています。清算人、又は、清算人の存在しない場合には、取締役は、そのために、資産を評価し、また、分割が投資主間で、又は、異なる種類の投資主間でどのように行われるべきかを決定するものとし、また、同様の承認により、資産の全部又は一部を受託者の下に、同様の承認によって、その決定するところに従って、投資主のための信託に付することができるものとされていますが、しかし、いかなる投資主も債務を有する資産を受け取るよう強制されることはないものとされています。

B. 規約の変更、関係法人の契約更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

ジャージー会社法に基づき、発行体は、特別決議を可決することにより（特別決議を提案する意図が明記された14日前までの通知により招集される投資主総会で少なくとも3分の2の過半数により可決されなければなりません。）、基本定款及び付属定款を変更することができます。

特別決議の写しは、可決後21日以内にジャージー会社登記所に提出されなければなりません。

2【利害関係人との取引制限】

A. 取締役との取引制限

取締役は、代理取締役を含め、その取締役としての役職に関連して、発行体内における他の役職又は地位に就くことができ（監査人としての役職を除きます。）、また、専門的職能により発行体に対して、取締役会の決定する在職期間、報酬その他の条件に従って行動することができるものとします。

ジャージー会社法に従い、また、取締役が、取締役会に対して、発行体の利益と大きく相反する、又は、相反する可能性のある、当該取締役の利益の性質及び程度を、取引が検討される最初の取締役会において、若しくは、当該取締役会后、出来る限り速やかに秘書役に対して文書により開示したことを条件として、又は、特定の者との取引に対するに利益を有しているものとみなされることを以前に開示していることを条件として、取締役は、その職務にもかかわらず、

- (a) 発行体との、又は、発行体が利益を有している取引又は取決めの相手方、又は、利害関係者となることができるものとします。
- (b) 発行体により発起された、又は、発行体が利益を有する法人の取締役若しくは社員となり、若しくは、当該法人に雇用され、又は、当該法人との間で取引若しくは取決めの相手方となる、若しくは、利害関係を持つことができるものとします。
- (c) その職務上の理由から、当該法人における当該役職、雇用、取引若しくは取決め、又は、利害関係より、取締役が受領する利益について、発行体に対して、責任があることはないものとし、かかる利害関係又は利益を根拠として、かかる取引又は取決めに忌避する責務はないものとします。

B. 利益相反

ガヴァニー氏、キャズリー氏とラジブット氏は発行体に対する業務提供を行う管理事務代行会社の取締役であり、またガヴァニー氏、キャズリー氏とラジブット氏は、発行体の唯一の株主である投資口保有会社の取締役でもあります。これらの役職により利益相反の可能性が生じますが、取締役は、取締役及び／又は発行体の運営・管理・監督機関が発行体に対して負う職務と私的な利益及び／又は職務との間で現実の又は潜在的な利益相反はないと考えています。

発行体の取締役は、投資口保有会社によって保有される他の取引所上場商品を発行する発行会社その他のウィズダムツリーのグループ会社（ウィズダムツリー・マルチ・アセットマネジメント・リミテッド（上場商品を発行するウィズダムツリー・マルチ・アセット・イシューアープlcにサービスを提供する会社））の取締役を兼任しています。

本書に特に記載されていない限り、発行体の外で取締役が行う主要な活動は、発行体にとって重要なものではなく、プログラムに重大な利益をもたらすものではありません。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

（１）【投資主・外国投資法人債権者の権利】

A. マイクロ・商品上場投資信託

マイクロ・商品上場投資信託は、期限の定めのない、遡求権の限定されている発行体による外国投資法人債券であって、金利を支払いません。

B. 外国投資法人債券保有者集会にかかる権利

発行体及び受託者は、それぞれ、上場投資信託保有者集会を招集することができます。但し、受託者は、当該時点における発行済マイクロ・商品上場投資信託の総額（サイン日現在の総額又は総額が決定されない場合若しくは価格が当該日に算出されない場合には、直近の価格の総額）の10分の1以上の登録保有者の書面による請求があった場合で、当該集会の招集及び開催に係る費用につき受託者が必要とする補償を受けたときは、上場投資信託保有者集会を招集しなければなりません。かかる集会はいずれも、受託者が決定又は承認するジャージー内の場所及び日時において開催されるものとしします。

全ての集会については、上場投資信託保有者に対し、14日以上前の通知、又は当該集会が特別決議を可決する目的で招集される場合は21日以上前の通知（いずれの通知の場合も、当該通知が送達された又は送達されたとみなされる日及び当該通知が行われた日は通知期間から除きます。）が行われるものとしします。かかる通知には、当該集会の開催場所及び日時並びに当該集会で審議される議題の要領を記載するものとししますが、特別決議の場合を除き、提案される決議事項を当該通知に記載することを要しないものとしします。かかる通知の写しは、受託者（当該集会を受託者により招集される場合を除きます。）及び発行体（当該集会が発行体により招集される場合を除きます。）に対し郵送されるものとしします。偶発的な事由によりいずれかの上場投資信託保有者に対する通知の送付漏れが生じた場合、又はいずれかの上場投資信託保有者が通知を受領しなかった場合でも、集会の議事が無効となるものではありません。

いずれの集会においても、決議の定足数は、特別決議を可決する目的による場合を除き、本人若しくは代理人又は（上場投資信託保有者が法人の場合は）その適法に授權された代表者により出席し、かつ、（合計で）当該時点における発行済マイクロ・商品上場投資信託の総額（関連する集会

日(若しくは延会日)現在の総額又は当該日に価格が算出されない場合には直近の価格の総額)の3分の1を保有又は代表する上場投資信託保有者である一又は複数の者とします。特別決議の可決に必要な定足数は、本人若しくは代理人又は(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席し、かつ、(合計で)当該時点における発行済マイクロ・商品上場投資信託の総額(関連する集会日(若しくは延会日)現在の総額又は当該日に価格が算出されない場合には直近の価格の総額)の4分の3を保有又は代表する上場投資信託保有者である一又は複数の者とします。集会においては、議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いかなる議事(議長の選出を除きます。)も審議してはならないものとします。

受託者により書面で指名された者は、全ての集会において議長を務めるものとします。但し、かかる者が指名されていない場合、又はある集会において、指名された者が当該集会の開催指定時刻後5分以内に出席しない場合には、出席している上場投資信託保有者は、その中から議長1名を選出するものとします。延会の議長は、延会が生じた集会の議長であった者と同一人物であることを要しないものとします。受託者、受託者の法律顧問及び財務顧問、これらの者の被信託人である法人の取締役、役員又は従業員、発行体の取締役、秘書役、法律顧問及び財務顧問、並びにかかる目的で受託者により授権されたその他の者が、集会に出席し、かつ、発言することができます。

集会において、集会の議決に付される決議は、挙手で採決するものとします。但し、(挙手表決の結果の宣言前又は宣言時に、)議長により、又は本人、代理人若しくは(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席し、かつ、当該時点における発行済マイクロ・商品上場投資信託の総額(関連する集会日現在の総額又は当該日に価格が算出されない場合には直近の価格の総額)の20分の1以上を保有若しくは代表する1名若しくは複数名の上場投資信託保有者により投票が要求された場合はこの限りではありません。かかるとおり投票が要求されない限り、決議が全員一致若しくは特別過半数により可決され、特別過半数により可決されず、又は否決された旨の議長による宣言がなされた場合は、当該決議に対する賛成又は反対として記録された議決権の数又は割合の証明を必要としない、当該事実の確定的証拠となるものとします。

挙手表決において、本人又は代理人若しくは(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により出席する各上場投資信託保有者は、1議決権を有するものとします。投票においては、かかるとおり出席する各上場投資信託保有者は、保有者又は代理人若しくは適法に授権された代表者として保有している上場投資信託に帰する価格(関連する集会日(若しくは延会日)現在の価格又は当該日に価格が算出されない場合には直近の価格)1.00米ドルにつき1議決権を有するものとします。

投票において、議決権は、本人又は代理人若しくは(上場投資信託保有者が法人の場合は)その適法に授権された代表者により行使することができ、2個以上の議決権を有する上場投資信託保有者は、(議決権を行使する場合、)自己の議決権全部を行使すること及び自己の議決権全部を同一の方法で行使することを要しないものとします。

日本においては、上場投資信託保有者の集会に関する通知及び議決権行使に関する業務は、株式会社証券保管振替機構が取扱い信託銀行に委託して行います。

C. 償還請求

認定参加者である上場投資信託保有者は、終値による値付け又は商品契約カウンターパーティと合意した場合には合意価格による値付けにより、マイクロ商品上場投資信託、商品指数上場投資信託又は単一商品上場投資信託の全部又は一部の償還を請求することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

ジャージーにおけるマネーロンダリング防止法及び規制、並びに/又は、その後の同等の法律による、身元証明にかかる証拠提出は、商品上場投資信託の発行にかかるプログラムにも適用され、商品上場投資信託の認定参加者は、身元証明が必要となる可能性があります。その他の

地域のマネーロンダリング防止法及び規制が、商品上場投資信託の発行にかかるプログラムにも適用され、商品上場投資信託の認定参加者は、身元証明が必要となる可能性があります。

(3) 【本邦における代理人】

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

TMI総合法律事務所

上記代理人は、発行体から日本国内において、

(a) 発行体に対する法律上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、及び

(b) 関東財務局長に対する届出及び継続開示並びに金融庁長官に対する届出等の代理人は、以下の通りです。

弁護士 中川 秀宣

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

TMI総合法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

マイクロ・商品上場投資信託、並びに、信託約款は、ジャージー法に準拠しています。担保契約は、イングランド法に準拠しています。担保契約には、英国裁判所への管轄権の受諾が含まれていますが、受託者がそれ以外の正当な権限のある管轄地において手続を開始することについて障害となることはありません。

(注) 上場投資信託保有者は、信託約款及び信託約款に基づき設定された条件に従って、正当な権限のある管轄地(日本を含みます。)において訴訟手続を開始することができます。

第4 【関係法人の状況】

1 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド

(WisdomTree Management Jersey Limited)

b. 資本金の額

2025年12月31日現在2,250,000ポンド(478,566,000円)

c. 事業の内容

管理事務代行会社の業務は、発行体、及びウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド(WisdomTree Foreign Exchange Limited)、ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Metal Securities Limited)、ゴールド・ブリオン・セキュリティーズ・リミテッド(Gold Bullion Securities Limited)、ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Hedged Metal Securities Limited)、ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(WisdomTree Hedged Commodity Securities Limited)及びウィズダムツリー・イシューアール・エックス・リミテッド(WisdomTree Issuer X Limited)等のその他のウィズダムツリー・グループに属する上場投資信託の発行体に対して、管理業務及びその他のサービスを提供することです。

(2) 【運用体制】

A. 統治に関する事項

(A) 株主総会

a. 株主総会

株主総会は、暦年に1回開催されます。但し、管理事務代行会社が設立後18ヶ月以内に最初の株主総会を開催する場合には、設立した年又はその翌年に株主総会を開催する必要はありません。その他の全ての株主総会は、臨時株主総会と呼ばれます。総会の日時及び場所(ジャージーの内外を問いません。)は、取締役会によって決定されます。取締役会は、適切と考える時、及び、ジャージー会社法に基づき株主からの書面による請求があった時には、臨時株主総会の招集を決定します。

請求により招集される臨時株主総会においては、招集通知において記載される議事以外は、上程されません。

年次株主総会及び特別決議事項を議決するための株主総会の招集は、24日以前までに通知されなければなりません。その他の株主総会については、14日以前までに招集の通知がなされなければなりません。

b. 株主総会の権能及び議事

年次株主総会において、決算、取締役会及び監査人の報告書の受領、検討、取締役の選任(必要であれば)、監査人の選任、及び監査人報酬の決定(相当であると判断される場合)配当の承認、並びに、招集通知に記載されたその他の全ての議事を処理することとされています。

株主総会においては、議事進行時に定足数が満たされていない場合には、集会の延期を除き、いかなる議事も集会において取り扱われないものとします。

ジャージー会社法又は定款に別の定めがある場合を除き、全ての決議は、投じられた投票の過半数によって採択されるものとします。

取締役及び監査人は、管理事務代行会社の全ての株主総会について、招集通知を受領し、出席し、かつ発言する権利を有するものとします。

株式に付されている特別議決権又は制限に従って、その発行条件又は定款において明記されているところにより、投票に際しては、自ら出席している各株主は、その保有する各株式につき一議決権を有するものとします。

B. 会社の運用体制

(A) 取締役

a. 取締役

管理事務代行会社は、普通決議によって、取締役の定員の上限と下限を決定します。管理事務代行会社は、ジャージー会社法の求める方法により、取締役の登録簿を事務所に備える、又は、備えさせるものとします。

取締役は、株主である必要はありませんが、しかし、管理事務代行会社のいかなる総会、又は、別個のいかなる株主集会であっても、その通知を受け取り、出席し、また、発言する権利を有します。

取締役は、取締役会、若しくは、株主集会に出席し、又は、管理事務代行会社のその他の業務のために、その適正かつ必要に応じて支出した、旅費及びその他の費用について、管理事務代行会社の資金から、償還を受けるものとします。取締役は、その取締役としての業務の対価として、管理事務代行会社の決議によって定められる報酬の支払いを受けるものとします。その金額は、取締役の間で合意があればそれに従い、合意がなければ、平等に、分配されるものとします。

b. 取締役の権能

管理事務代行会社の業務は、取締役により運営されます。取締役は、法律又は定款により管理事務代行会社により行使されることが要求されていない管理事務代行会社のあらゆる権限を行使することができるものとされており、不動産及び動産に関する取引、並びに、全てのその他の法的及び裁判上の取引、行為及び事柄において、また、全ての裁判所において、管理事務代行会社を代表する権能及び権限は、取締役に授権されています。

c. 取締役会の議事

取締役会は、業務の遂行及び取締役会が適切と考える事項について開催されます。疑問が呈される場合には、多数決により決定されます。

取締役及び取締役の要求を受けた秘書役は、各取締役及び代理取締役に24時間前までに招集通知を送付することによりいつでも取締役会を招集することができます。但し、いかなる取締役会であっても、各取締役又は代理取締役が同意する場合、より短い時間の通知により、同意された方法により招集することができ、更に、取締役会で異なる決議が行われたい限り、招集は書面で行う必要はありません。

定足数に達している取締役会は、取締役会の全ての権能及び判断を行うことができます。

d. 業務執行取締役

取締役会は、随時、1名以上の取締役を、その定める条件及び期間に基づく業務執行者に任命することができます。

取締役は、業務執行取締役に対して、取締役によって執行される全ての権限を、適当と判断する条件により、及び、制限を付して、その権限に付随して、又は、その権限を除外して、委託又は授権することができます。また、取締役は、随時に、かかる権能の全部又は一部を破棄、撤回、修正、又は変更することができるものとされています。

(3) 【大株主の状況】

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済み株式数に対する所有株式数の比率
エレクトラ・ターゲット・ホールドコ・リミテッド	英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE1 1STJE4 8PW、セント・ハリアー、IFC 5	300,000株	100%

(4) 【役員の状況】

(本書提出日現在)

ブライアン・ガヴァニー (Bryan Governey) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

ティム・ダーシー (Tim Darcy) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

エリザベス・キャズリー (Elizabeth Casely) 社外取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員 の状況」をご参照下さい。

ヴィノッド・ラジプット (Vinod Rajput) -取締役

本書「第二部 外国投資法人の詳細情報 第1 外国投資法人の追加情報 2 役員 の状況」をご参照下さい。

ヒラリー・ジョーンズ (Hilary Jones) 社外取締役

ジョーンズ氏は、1993年にジャージーへ移住するまでの15年間、故国北アイルランドに所在するノーザン・バンク (Northern Bank) に勤めていました。同氏は、1999年にアール・アンド・エイチ・ファンド・サービシーズ (ジャージー) リミテッド (R&H Fund Services (Jersey) Limited) に参加し、2009年から2019年までディレクターを務めました。同氏は、1993年から1999年まで、ロイズ・プライベート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (Lloyds Private Bank and Trust Company) の証券部門及びバークレイズ・プライベート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (Barclays Private Bank and Trust Company) において、リレーションシップ・マネージャー (relationship manager) として勤務していました。同氏は英国勅許公認会計士会のフェローメンバーであり、金融業界において40年以上の経験を有しており、法人顧客向けの不動産、プライベートエクイティ、特別目的事業体に関する業務について豊富な経験を有しており、同氏は、プライベートエクイティ及び不動産に特化した数多くの企業の取締役を務めております。同氏は、2020年4月まで、発行体の取締役を務め、現在は、ManJerの社外取締役です。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

管理事務代行会社が資産の運用を行っている外国投資法人は以下の通りです。

(2025年12月31日現在)

	名称	基本的性格	設立年月日	総資産額 (米ドル)
1	ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド	本書第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 1外国投資法人の概況(2)外国投資法人の目的及び基本的性格を参照ください。	2005年8月16日	(70,949,445) (11,109.974百万)
2	ウィズダムツリー・フォーリン・エクスチェンジ・リミテッド	保証付外国為替上場投資信託の上場及び発行です。	2009年7月1日	(1,150,851) (180.212百万円)
3	ウィズダムツリー・ヘッジド・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド	通貨ヘッジされた商品上場投資信託の上場及び発行です。	2011年11月11日	(11,608,500) (1,817.775百万円)
4	ウィズダムツリー・ヘッジド・メタル・セキュリティーズ・リミテッド	通貨ヘッジ貴金属上場投資信託の上場及び発行です。	2011年6月6日	31,125,909 (4,874.006百万円)

5	ウィズダムツリー・メタル・セキュリティーズ・リミテッド	WisdomTree 貴金属上場投資信託の上場及び発行です。	2007年2月22日	(419,620,298) (65,708.342百万円)
6	ゴールド・プリオン・セキュリティーズ・リミテッド	ゴールド・プリオン上場投資信託の上場及び発行です。	2004年3月17日	(1,061,158) (166.167百万円)
7	ウィズダムツリー・イシュアール・エクス・リミテッド	ビットコイン証券の上場及び発行です。	2019年9月17日	(17,402,972) (2,725.131百万円)

(注1) 2025年12月31日現在での情報を記載しています。全ての外国投資法人が、外国投資法人債券を発行し、上場させているため、外国投資法人の負債となる当該債券に一致する資産を保有しています。従って、純資産額ではなく、総資産額を記載しています。また、各投資法人とも多数の外国投資法人債券を発行しているため、その一口当たりの資産額にかかる記載は省略しています。マイクロ・商品上場投資信託については、本書「2 外国投資法人の運用状況 (3) 運用実績 純資産等の推移」をご参照ください。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー (The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.)

・ 資本金

発行・払込み済資本は、6,626,000ポンド(1,409,323,696円)です(2025年12月31日現在)。

・ 事業の概要

ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーは、100年以上前に設立されており、現在は、法人及び年金信託、手続サービス代理人、財務管理、並びに、特定目的事業体、ストラクチャード・ファイナンス管理、及び、公益通報等の企業サービスを含めた、以前よりも幅広いサービス業務を提供しています。

b. エイペックス・フィナンシャル・サービシズ(オルタナティブ・ファンズ)リミテッド (Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)

・ 資本金

発行・払込み済資本は、310,000ポンド(59,063,060円)です(2025年12月31日現在)。

・ 事業の概要

エイペックス・フィナンシャル・サービシズ(オルタナティブ・ファンズ)リミテッドは、2003年10月24日にジャージーにおいて設立された有限責任会社です。同社は、集団投資スキームの管理者及び運営者としての業務以外は行っておらず、エイペックス・グループ・リミテッドの完全子会社です。

c. コンピューターシェア・インベスター・サービシズ(ジャージー)リミテッド (Computershare Investor Services (Jersey) Limited)

・ 資本金

25,000ポンド(4,763,150円)です(2025年12月31日現在)。

・ 事業の概要

コンピューターシェア・インベスター・サービシズ(ジャージー)リミテッドは、ジャージー、JE1 1ES、セント・ハリアー、ヒルグローブ通り、クィーンズウェイ・ハウスに登記上の事務所を有します。同社はジャージー金融サービス委員会により規制されています。

同社は世界規模で登録業務や複数の管轄地域にわたる取引業務を提供し、同社グループ内の様々な公開市場へのアクセス、グローバルなマネジャー及び登録をカバーする総括報告書を提供します。さらに、同社は、ジャージーにおいて設立・秘書業務も提供します。

(2) 【関係業務の概要】

a. ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー (The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.)

マイクロ・商品上場投資信託は、(改訂された)信託約款に基づき発行されており、信託約款の条項に基づき、ザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーは、受託者として、各々の種類のマイクロ・商品上場投資信託の上場投資信託保有者のために、受託者として行動します。受託者は、上場投資信託保有者のために信託約款に基づく全ての権利及び受益権を信託により保持します。更に、発行体と受託者は、各々の合同運用資金にかかる個別の担保契約を締結しています。各々の担保契約に基づき受託者が保持している全ての権利及び受益権は、当該特定の種類のマイクロ・商品上場投資信託の上場投資信託保有者のために信託に基づき受託者が保持します。

b. エイペックス・フィナンシャル・サービス (オルタナティブ・ファンズ) リミテッド (Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited)

発行体は、エイペックス・フィナンシャル・サービス (オルタナティブ・ファンズ) リミテッドとの間で、会社管理契約を締結しており、その下で、エイペックス・フィナンシャル・サービス (オルタナティブ・ファンズ) リミテッドは、発行体のために一定の管理業務を遂行する秘書役としての業務を行います。

c. コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ (ジャージー) リミテッド (Computershare Investor Services (Jersey) Limited)

2012年12月14日、発行体との間で締結された名義書換事務代行契約に基づき、コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ (ジャージー) リミテッドは、発行体に対し、登録名義書換事務代行の営業所の提供を含む登録名義書換事務代行業務の提供及び調達につき責任を負い、当該業務につき発行体はコンピューターシェア・インベスター・サービシーズ (ジャージー) リミテッドに報酬を支払います。コンピューターシェア・インベスター・サービシーズ (ジャージー) リミテッドは、名義書換事務代行契約に基づいてその任務又は機能の一部を外部委託することができます。

(3) 【資本関係】

上記に掲げる会社は、いずれも発行体の間には、資本関係はありません。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務書類】

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドの財務書類（2024年及び2025年の各12月31日現在の財政状態計算書、2024年及び2025年の各12月31日に終了した2事業年度の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び財務書類に対する注記 - 以下「財務書類」といいます。）は、ジャージーにおける法令及びジャージーの法令に基づき使用されている国際会計基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類の翻訳文（日本語）です（但し、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定を適用して作成されています。

- a. 本書に記載されている財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査証明に相当すると認められている証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- b. 原文の財務書類は、米ドルで表示されています。翻訳文の財務書類における日本円による金額は、ブルームバーグにおいてロンドン外国為替市場のクローリング時（令和8年5月1日午前0時（ロンドン時間2026年4月30日午後4時）現在のものとしてブルームバーグによって表示される為替レート（スポット・レート）（1米ドル=156.59円、1ポンド=212.696円）で換算しています。なお、千円未満の金額は、四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
貸借対照表

	注記	12月31日現在			
		2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
コモディティ契約	7	5,418,735,641	848,519,814	4,205,844,628	658,593,210
未決済のコモディティ契約に係る未収金額	7	21,705,409	3,398,850	28,606,209	4,479,446
未決済のコモディティ証券に係る未収金額	8	24,169,443	3,784,693	3,021,690	473,166
売掛金及びその他の債権	6	4,014,252	628,591	2,273,770	356,050
資産合計		5,468,624,745	856,331,948	4,239,746,297	663,901,873
負債					
コモディティ証券	8	5,489,685,088	859,629,788	4,206,399,190	658,680,049
未決済のコモディティ証券に係る未払金額	8	21,705,409	3,398,850	28,606,209	4,479,446
未決済のコモディティ契約に係る未払金額	7	24,169,443	3,784,693	3,021,690	473,166
買掛金及びその他の債務	9	4,014,250	628,591	2,273,768	356,049
負債合計		5,539,574,190	867,441,922	4,240,300,857	663,988,711
資本					
資本金	10	2	0	2	0
再評価剰余金		(70,949,447)	(11,109,973.91)	(554,562)	(86,839)
資本合計		(70,949,445)	(11,109,973.59)	(554,560)	(86,839)
資本及び負債合計		5,468,624,745	856,331,948	4,239,746,297	663,901,873

上記の貸借対照表における資産及び負債は、流動性の最も高いものから低い順に表示しています。

19ページから38ページ(訳者注:原文のページ)の当財務諸表は、2026年4月24日に取締役会の承認を受けて公表が承認されたため、取締役会を代表して署名されました。

ヴィノード・ラジパット取締役

23ページから38ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(2) 【損益計算書】

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
純損益及びその他の包括利益計算書

	注記	12月31日終了年度			
		2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	3	30,512,967	4,778,026	33,850,068	5,300,582
費用	3	(30,512,967)	(4,778,026)	(33,850,068)	(5,300,582)
公正価値変動考慮前純損益	3	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
コモディティ契約の契約上の 価値及び公正価値の変動	7	835,439,079	130,821,405	532,834,351	83,436,531
コモディティ証券の公正価値 の変動	8	(905,833,964)	(141,844,540)	(518,040,509)	(81,119,963)
当期純(損失)/利益^{1,2}		<u>(70,394,885)</u>	<u>(11,023,135)</u>	<u>14,793,842</u>	<u>2,316,568</u>

取締役は、当社の事業は継続するものと考えています。

¹ コモディティ契約の価値とコモディティ証券の価格との差額の変動について調整を行った任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書は、注記15に記載しています。

² その他の包括利益の項目はないため、当期純(損失)/利益は当期包括利益合計額でもあります。

23ページから38ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(3)【株主資本等変動計算書】

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
株主資本等変動計算書

	資本金		利益剰余金		再評価剰余金		資本合計		
	注 記	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日 現在期首残高		2	0	-	-	(15,348,404)	(2,403,407)	(15,348,402)	(2,403,407)
当期純損益及 び包括利益合 計		-	-	14,793,842	2,316,568	-	0	14,793,842	2,316,568
再評価剰余金 への振替	15	-	-	(14,793,842)	(2,316,568)	14,793,842	2,316,568	-	-
2024年12月31 日現在残高 ³		2	0	-	-	(554,562)	(86,839)	(554,560)	(86,839)
2025年1月1日 現在期首残高		2	0	-	-	(554,562)	(86,839)	(554,560)	(86,839)
当期純損益及 び包括利益合 計		-	-	(70,394,885)	(11,023,135)	-		(70,394,885)	(11,023,135)
再評価剰余金 への振替	15	-	-	70,394,885	11,023,135	(70,394,885)	(11,023,135)	-	-
2025年12月31 日現在残高 ³		2	0	-	-	(70,949,447)	(11,109,974)	(70,949,445)	(11,109,974)

³ コモディティ契約の価値とコモディティ証券の価格との差額について調整を行った任意かつ非GAAPの資本変動計算書は、注記15に記載しています。

23ページから38ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書

	注記	12月31日終了年度			
		2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
当期純(損失)/利益		(70,394,885)	(11,023,135)	14,793,842	2,316,568
非資金調整項目					
コモディティ契約の公正価値の変動	7	(835,439,079)	(130,821,405)	(532,834,351)	(83,436,531)
コモディティ証券の公正価値の変動	8	905,833,964	141,844,540	518,040,509	81,119,963
		-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ収入		-	-	-	-
現金及び現金同等物の純増加額		-	-	-	-
現金及び現金同等物期首残高		-	-	-	-
現金及び現金同等物の純増加額		-	-	-	-
現金及び現金同等物期末残高		-	-	-	-

コモディティ証券の発行は、指定参加者からコモディティ契約の取引相手先に直接現金を送金することにより、またはコモディティ証券の償還は、コモディティ契約の取引相手先が指定参加者に直接現金を送金することにより行われます。このため、当社は資金取引の当事者ではありません。コモディティ証券の発行及び償還並びにコモディティ契約の設定及び解約は、当社にとって非資金取引であり、注記7及び8のコモディティ証券及びコモディティ契約の期首残高から期末残高への調整表にそれぞれ開示しています。

ManJerとの契約の条件に基づき、管理・運用報酬及びライセンス料は、コモディティ契約の条件に基づきコモディティ契約の取引相手先がManJerに直接送金されます。設定及び償還手数料は、各設定または償還の一部として、指定参加者とコモディティ契約の相手方間の取引に含めて決済され、コモディティ契約の相手方によって毎月ManJerに直接送金されます。したがって、当社を経由するキャッシュ・フローはありません。以上の手数料は、注記3に記載されております。

23ページから38ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の一部を構成します。

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド

財務諸表に対する注記

1. 一般情報

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド(以下「当社」といいます。)はジャージーで設立し、同地を本拠地とする会社です。登記上の本店の住所は、IFC 5, St. Helier, Jersey, JE1 1ST.です。

当社の主たる業務は、コモディティ証券(以下「コモディティ証券」といいます。)の発行及び上場です。コモディティ証券のポートフォリオには、クラシック、長期型、ショート、レバレッジ型のコモディティ証券が含まれます。コモディティ証券は、先物価格に連動するように設計された無日付の有担保リコース型金融商品であり、投資家は、手数料を差し引いて、期近の先物契約の全額現金担保付ポジションを管理することによって達成できると同様のエクスポージャーを得ることができます。しかし、先物ポジションの管理とは異なり、コモディティ証券は、先物契約から別の先物契約へロールする必要がなく、マージンコールもなく、先物契約の保有やロールする際の仲介手数料やその他の費用もかかりません(ただし、証券保有者はコモディティ証券の保有に費用が発生します。)。また、先物契約の取引や管理も必要ありません。コモディティ証券は、ロンドン証券取引所およびその証券が随時売買を認められているその他の取引所における証券の取引を通じて、投資家はその持分を売買することができます。

コモディティ証券は、コモディティ証券の契約条件に対応した契約条件を有するコモディティ契約(以下「コモディティ契約」といいます。)を裏付けとしています。コモディティ証券の各クラスは、リミテッド・リコースの取決めに基づき発行しています。当該取決めにより保有者が遡求権を有するのは、コモディティ証券の裏付けとして保有する関連コモディティ契約に対してのみであり、他のクラスのコモディティ証券のコモディティ契約や当社に対しては有していません。当社は、基礎となるコモディティ契約の売買からは利得を得ていません。結果として、(管理・運用報酬及びライセンス料の影響を除きます。)、商取引上、コモディティ契約に係る利得及び損失は対応するコモディティ証券に係る損失または利得と常に相殺されることから、当社には商取引上正味の利得・損失も正味のリスク・エクスポージャーも残りません。但し、コモディティ契約とコモディティ証券の評価額の差額が、当財務諸表で報告している通り価値のミスマッチとして生じます。この評価額の差額は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解約時に解消されます。詳細は会計方針及び注記15に、当社のリスクに関する追加的情報は注記12に記載しています。また、当社は、調整後の純損益及びその他の包括利益計算書並びに調整後の資本変動計算書を財務諸表注記15に開示しています。これらの計算書には、コモディティ契約とコモディティ証券の評価額の差額の解消という当社の経済的業績が反映されていません(当該利得または損失は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解約時に戻入れを行う(つまり実現しません。))ことを前提としています。)

上場投資商品は、一般的にアクティブ運用ではありません。アクティブ運用型の投資信託と比較すると極めて低コストなため、投資家が利用しやすい商品です。当社は、コモディティ証券が表象する資産と同等のエクスポージャーを第三者から取得する契約を締結しており、これによって当社のエクスポージャーの全額をヘッジしていることから、先物契約の売買や運用を行う必要がありません。

当社は、下記のものを受け取る権利を有しています。

- (1) 発行済コモディティ証券の契約上の価値に所定の率を適用し、日次で算出した管理・運用報酬及びライセンス料(以下「管理・運用報酬及びライセンス料」といいます。)
- (2) コモディティ証券の発行及び償還に関して設定及び償還手数料を適用すること

投資家がロンドン証券取引所などの上場市場でコモディティ証券を売買した場合、当社に対する設定・償還手数料の支払はありません。

ManJerとの契約の条件に基づき、当社の各期間の公正価値変動考慮前純損益の認識額はゼロ(なし)となっています。

2. 会計方針

当社の重要な会計方針は下記の通りです。

作成の基礎

当財務諸表は、国際会計基準審議会(以下「IASB」といいます。)が公表している国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)及びIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表している解釈指針に準拠して作成されています。当財務諸表は、特定の金融資産及び金融負債が純損益を通じて公正価値で再評価されているものによって修正された内容に基づき、取得原価主義に基づき作成されています。

取締役会は、物理的リスクと移行リスクを含む気候変動が、2025年12月31日現在の本財務諸表における資産と負債の認識と個別測定の見直しに対して重要な影響を及ぼさないという特別な結論を下しました。

この結論は、資産がIFRSの下公正価値で報告され、注12にあるように、合意された価格計算式(目論見書に記載)の中で第三者の情報源を使用するなど、観察可能で検証可能なインプットを使用しているためレベル2に分類されるという事実に基づいています。負債は期末時点の上場市場価格を利用して評価されています。これらの観察可能なインプットと市場価格は、気候変動の影響に関連する市場観が本質的に含まれる、より広い市場の景況感を反映することになります。

重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した財務諸表の表示において、特定の重要な会計上の見積りを使用する必要があります。また、当社の会計方針を適用する過程で、経営者は判断を行使する必要があります。当社は、資産及び負債の報告金額に影響を与える見積り及び仮定を行います。見積りは、過去の経験及びその他の要素(その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予測を含みます。)に基づき継続的に評価を行っています。

重要な見積り

取締役は、当財務諸表の作成にあたり重要な見積りは行っていないと考えています。

重要な判断

当財務諸表の作成に必要な重要な会計上の判断は、注記15に開示している純損益及びその他の包括利益計算書並びに資本変動計算書への任意かつ非GAAPの調整の表示に関するものです。

継続企業

当社の事業の性質上、発行済コモディティ証券は、指定参加者及び一定の状況下では個々の保有者による償還が随時可能であり、また一定の状況下では当社が強制的に償還することも可能です。コモディティ証券の償還では必ず同額のコモディティ契約の解除を同時に行い、流動性リスクは、流動性に対するエクスポージャーの最小化を企図したこのプロセスにより軽減されています。当社のその他の費用は全てManJerが負担しています。

取締役は、サービス契約に基づく義務の履行に関して、ManJerの財政状態と業績、同社の運用資産(すなわち関連収益源)を注視しています。

コモディティ契約はコモディティ証券を支えるために保有されているため、未実現ポジションに計上された赤字または黒字は、その後のコモディティ証券の償還および関連するコモディティ契約の解除により戻入されます。報告された赤字は、当社の支払能力に関連する問題を示すものではないと考えられ、取締役は、コモディティ証券に関連して生じるいかなる義務も、該当する目論見書の条項に従って管理可能であると判断しています。

取締役は、コモディティ契約に影響を与える価格変動を引き続き監視しています。2026年2月以降の中東における紛争の大幅な激化を含む地政学的動向の影響により、2026年初頭に市場のボラティリティが上昇しました。これにより地域的な不安定性が高まり、原油価格を中心とする世界的なコモディティ市場のボラティリティ上昇など、急速に変化する地政学的・経済的状況が引き続き生じています。これらの動向は市場センチメントやグローバルな経済活動に影響を与える可能性があり、取締役は当社の業務およびコモディティ契約への潜在的な影響を警戒し続けています。また、事実関係や状況は変化する可能性があり、投資や法域に固有のものである場合があるため、必要に応じて、または目論見書の条項に基づいて要求される、潜在的な対応を講じる予定です。

取締役は、当社が少なくとも2027年4月30日（評価期間）までは事業を存続する十分な資源を有していると合理的に予想していることから、当社の事業には継続性があると考えています。したがって、当財務諸表は継続企業の前提により作成しています。

会計基準

(a) 当年度に適用した基準、修正及び解釈指針：

以下は、2025年1月1日以降に開始する会計期間から適用された基準および修正は、当社の財務諸表に影響を与えたものではありません。

- ・ IAS第21号の修正「外国為替レート変動の影響：交換可能性の欠如」

当年度から適用されているその他の新基準、修正及び解釈指針のうち、当財務諸表に重要な影響を与えたものではありません。

(b) 公表済であるが未発効の新規及び改訂後のIFRS：

当社の財務諸表の発行日までに公表されているものの、未だ発効していない新基準、修正基準および解釈指針は以下の通りです。当社は、これらの新基準、修正基準および解釈指針が適用可能である場合、それらの発効時に採択する方針です。

- ・ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2027年1月1日以降開始される事業年度から適用される）
- ・ IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」（2027年1月1日以降開始される事業年度から適用される）
- ・ IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品の分類と測定 of 修正」（2026年1月1日以降開始される事業年度から適用される）
- ・ IFRS会計基準の年次改善 - 第11巻（2027年1月1日以降に開始される事業年度から適用される）

取締役は、上記の公表済であるが未発効の基準、修正及び解釈指針の適用による将来の期間における当社の財務諸表に対する重要な影響はないと見込んでいます。

コモディティ証券及びコモディティ契約

i) 発行及び償還

当社がコモディティ証券を発行または償還するたびに、対応する数及び価値のコモディティ契約が、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「シティグループ」といいます。)及びメリル・リンチ・インターナショナル(以下「メリル・リンチ」といいます。)(以下総称して「コモディティ契約の取引相手先」といいます。)によって設定または解約されます。このコモディティ契約は当社の金融資産であり、コモディティ証券は金融負債となります。当初認識時の公正価値は、目論見書に記載された計算式に基づき算出した価格を用いて計上しており、これを「契約上の価値」といいます。コモディティ証券の発行および償還は、その発行および償還に関して移転されたコモディティ契約の価値に対応する価値で記録されます。その結果、当社がコモディティ証券およびコモディティ契約の損益に対して受けるネットエクスポージャーはありません。

金融資産及び金融負債は取引(売買)日に認識及び認識の中止を行います。

ii) 純損益を通じて公正価値で測定するものへの分類

各コモディティ証券及びコモディティ契約は、その償還または解約価格が関連するコモディティ指数(適用される報酬及び費用の調整後)の実績に連動している金融商品から構成されています。

保有されるコモディティ契約は、IFRS第9号に従い純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類され、コモディティ証券は、組込デリバティブであるため、IFRS第9号に従い純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。またこれにより、資産若しくは負債の測定またはそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろうと測定または認識の不整合が大幅に低減されています。

iii) 価格決定

コモディティ契約は、ブルームバーグL.P.またはブルームバーグ・ファイナンスL.P.(以下合わせて「ブルームバーグ」といいます。)によって計算及び公表されるコモディティ指数の価値を参照した上で、当社が計算し、コモディティ契約の取引相手先が合意した乗数によって価格決定がなされています。当該乗数は、コモディティ証券の元本価値の調整要素だけでなく、管理・運用報酬及びライセンス料並びにスワップのスプレッドの日次発生額も考慮したものであり、同じ種類の全てのコモディティ証券について同一となります(つまり、全てのクラシック型コモディティ証券に同じ乗数が使用されます。)。当該価格(目論見書に記載された計算式に基づき算出した契約上の価値)を、コモディティ契約の公正価値とみなしています。

IFRS第13号は、当社が主要な市場を識別し、当該主要な市場において入手可能な価格を利用することを要求しています。取締役はコモディティ証券が上場されている証券取引所を主要な市場と考えており、その結果としてコモディティ証券の公正価値は、活発な取引を示している(価格を入手する各日において最も取引量が多い)証券取引所での取引価格であると考えています。コモディティ証券は、貸借対照表日現在の日付(またはそれ以前)に取引された最新の公正な中間価格を使用して価格決定しています。

その結果、貸借対照表上のコモディティ契約(コモディティ証券の裏付けとして保有)の価値とコモディティ証券の価値(市場価値)に差額が生じます。この差額は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解約時に解消されますが、これは証券の償還がIFRS第13号の公正価値ではなく、契約上の価値で行われるためです。

未決済のコモディティ契約及びコモディティ証券

コモディティ証券の発行及び償還並びにコモディティ契約の設定または解約は、取引日に計上されます。この取引は2営業日後まで決済されません。年度末現在で取引が未決済の場合、コモディティ契約及びコモディティ証券の決済予定金額は、貸借対照表上の関連する資産及び負債に区分表示されます。これらの未収金額及び未払金額の公正価値は、帳簿価額と同等と考えています。

その他の金融資産及び金融負債

その他の金融資産及び負債は非デリバティブ金融資産及び負債で、支払金額が固定の売掛金及びその他の債権並びに買掛金及びその他の債務等であり、活発な市場での相場価格がないものです。当初測定後、その他の金融資産及び負債は、実効金利法による償却原価（金融資産のみ予想信用損失引当金控除後）で事後測定します。実効金利法は、金融商品の償却原価を計算し、関係する期間に利息を配分する方法です。実効金利は、金融商品の予想期間、または場合によってはそれより短い期間を通じて、将来のキャッシュ・フローの見積額（実効金利の不可分の一部である全ての支払または受取手数料、取引費用及びその他のプレミアムまたはディスカウントを含みます。）を、当初認識時の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。減損損失（減損損失の戻入れ及び減損利得を含みます。）は、純損益に計上しています。

剰余金

再評価剰余金及び利益剰余金は純資産の部に計上しています。当期純損益は全て関連する会計期間末日現在の利益剰余金に振り替えています。また、会計上の価値のミスマッチに係る利得または損失は再評価剰余金に振り替えています。取締役は再評価剰余金を分配不能としていますが、これは当該差額がコモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）とコモディティ証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後のコモディティ証券の償還及び関連コモディティ契約の解約時に戻入れを行う（つまり実現しません。）ためです。

収益及び費用

当社は、WisdomTree Management Jersey Limited（以下「ManJer」または「マネージャー」）との間でサービス契約を締結しており、これに基づき、ManJerは当社が必要とするすべての管理・行政サービス（マーケティングを含む）の提供またはその手配及びにコモディティ証券の上場と発行に関する費用の支払いを担当しています。これらのサービスへの対価として、当社は、管理報酬、ライセンス許容額、および発行・償還手数料の合計額に相当する金額（以下「ManJer報酬」）をManJerに支払う義務を負っています。このうち管理報酬およびライセンス許容額は、コモディティ契約の条項に基づき、コモディティ契約の相手方当事者から直接ManJerに送金されます。

当社は、収益額を、一定の期間にわたり（管理・運用報酬の場合）、また一時点で（発行及び償還手数料の場合）、下記の通り算出しています。

i) 管理・運用報酬及びライセンス料

管理・運用報酬及びライセンス料は、発行済コモディティ証券の契約条件に従い、発行済証券の契約上の価値に一定の料率を適用し算出しています。

- ・クラシック・長期型・コモディティ証券の管理・運用報酬率は年率0.49%ですが、ウィズダムツリー・カーボン証券の管理・運用報酬率は年率0.35%で例外です。
- ・ショート・レバレッジ型・コモディティ証券の管理・運用報酬率は年率0.98%です。
- ・すべてのコモディティ証券には、年率0.05%のライセンス料が適用されます。

管理・運用報酬及びライセンス料は、日次で発生及び認識し月次で請求を行い、ManJerとコモディティ契約の取引相手先間で直接決済されます。

ii) 設定及び償還手数料

コモディティ証券の発行及び償還に関する手数料は、取引が法的拘束力を有する日に、対価の受取見込額の公正価値で認識しています。発行及び償還手数料は各発行・償還の一部として含まれ、指定参加者とコモディティ契約の取引先相手との間で決済され、コモディティ契約の取引先相手から月次ベースでManJerに直接送金されます。

外貨換算

当社の財務諸表は、当社のコモディティ証券の大部分を占める発行通貨（機能通貨）で表示されます。当財務諸表では、当社の経営成績及び財政状態は、当社の表示通貨でありかつ当財務諸表の表示通貨である米ドルで表示されています。

外貨建取引は、当初認識時に取引日現在の直物為替レートで記録されます。年度末日現在の外貨建貨幣性資産及び負債は、同日の実勢レートで換算されます。

セグメント報告

セグメントとは、識別可能な当社の構成単位であって、商品若しくはサービスの提供（事業別セグメント）、または特定の経済環境における商品若しくはサービスの提供（地域別セグメント）のいずれかに該当し、他のセグメントとは異なるリスク及び便益の影響を受けるものです。IFRS第8号では、資源をセグメントに配分し、それらのセグメント業績を評価するため、最高経営意思決定者（以下「CODM」といいます。）が定期的にレビューする当社の構成要素に関する内部報告書を基に、事業セグメントを識別することを要求しています。このCODMは、取締役会が決定しています。

当社は複数の異なるコモディティ証券を発行していますが、CODMが検討した財務情報は、これらの異なるコモディティ証券ごとに分別されておらず、クラシック・長期型とショート・レバレッジ型のコモディティ証券に分別されているため、取締役会は、これらの2つの構成要素がオペレーティング・セグメントの基準を満たすと判断しました。さらに、コモディティ証券のマーケティングは一元的に行われ、どのクラスのコモディティ証券も、証券取引所の上場にかかわらず、すべての点において同格とされています。さらに当社には、収益の10%超を生み出す単独の主要顧客も存在していません。

その結果、CODMは、当社がクラシック・長期型のコモディティ証券とショート・レバレッジ型のコモディティ証券の2つのセグメントまたは商品グループ、および欧州の1つの地理的セグメントを運営していると判断しました。したがって、当社は、事業別の各セグメントに係る事業の業績のみを注記5においてのみ、同等の形式で開示しています。

3. 公正価値変動考慮前純損益

当年度の公正価値変動考慮前純損益の内訳は下記の通りです。

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
管理・運用報酬	21,858,913	3,422,887	25,736,347	4,030,055
ライセンス料	2,050,704	321,120	2,465,866	386,130
設定及び償還手数料	6,603,350	1,034,019	5,647,855	884,398
収益合計	30,512,967	4,778,026	33,850,068	5,300,583
ManJerへの報酬	(30,512,967)	(4,778,026)	(33,850,068)	(5,300,583)
営業費用合計	(30,512,967)	(4,778,026)	(33,850,068)	(5,300,583)
公正価値変動考慮前純損益	-	-	-	-

当年度の監査報酬55,970英ポンド(2024年度: 61,433英ポンド)は、ManJerによって支払われます。

4. 課税

当社は、ジャージーの法人所得税が課されます。当年度に当社に適用されるジャージーの法人所得税率はゼロパーセント(2024年度: ゼロパーセント)です。

5. セグメント報告

当社は、クラシック・長期型とショート・レバレッジ型の2つの事業セグメントでコモディティ証券を発行しています。当社は、これらの事業セグメントのそれぞれから収益を得ています。

2025年12月31日終了年度：	クラシック・長期型 米ドル	ショート・レバレッジ型 米ドル	合計 米ドル
管理・運用報酬	18,118,679	3,740,234	21,858,913
ライセンス料	1,859,876	190,828	2,050,704
設定及び償還手数料	4,034,376	2,568,974	6,603,350
収益合計	24,012,931	6,500,036	30,512,967
営業費用合計	(24,012,931)	(6,500,036)	(30,512,967)
セグメント損益	-	-	-

2025年12月31日終了年度：	クラシック・長期型 千円	ショート・レバレッジ型 千円	合計 千円
管理・運用報酬	2,837,204	585,683	3,422,887
ライセンス料	291,238	29,882	321,120
設定及び償還手数料	631,743	402,276	1,034,019
収益合計	3,760,185	1,017,841	4,778,026
営業費用合計	(3,760,185)	(1,017,841)	(4,778,026)
セグメント損益	-	-	-

2024年12月31日終了年度：	クラシック・長期型 米ドル	ショート・レバレッジ型 米ドル	合計 米ドル
管理・運用報酬	22,205,393	3,530,954	25,736,347
ライセンス料	2,285,716	180,151	2,465,867
設定及び償還手数料	4,869,007	778,848	5,647,855
収益合計	29,360,116	4,489,953	33,850,069
営業費用合計	(29,360,116)	(4,489,953)	(33,850,069)
セグメント損益	-	-	-

2024年12月31日終了年度：	クラシック・長期型 千円	ショート・レバレッジ型 千円	合計 千円
管理・運用報酬	3,477,142	552,912	4,030,055
ライセンス料	357,920	28,210	386,130
設定及び償還手数料	762,438	121,960	884,398
収益合計	4,597,500	703,082	5,300,583

営業費用合計	(4,597,500)	(703,082)	(5,300,583)
セグメント損益	-	-	-

これらのコモディティ証券に関連した資産及び負債についての追加的な情報は、注記7及び8に開示されています。

6. 売掛金及びその他の債権

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
管理・運用報酬及びライセンス料	2,804,135	439,099	2,074,616	324,864
設定及び償還手数料	1,210,115	189,492	199,152	31,185
関連当事者に対する債権	2	0	2	0
	4,014,252	628,592	2,273,770	356,050

これらの債権の公正価値は帳簿価額と同額です。売掛金及びその他の債権は、当年度末から12ヶ月以内に回収予定です。

7. コモディティ契約

2025年12月31日現在	公正価値の変動		公正価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円
クラシック・長期型コモディティ契約	706,666,863	110,656,964	4,946,602,013	774,588,409
ショート・レバレッジ型コモディティ契約	128,772,216	20,164,441	472,133,628	73,931,405
コモディティ契約合計	835,439,079	130,821,405	5,418,735,641	848,519,814

2024年12月31日現在	公正価値の変動		公正価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円
クラシック・長期型コモディティ契約	455,660,205	71,351,832	3,886,655,204	608,611,338
ショート・レバレッジ型コモディティ契約	77,174,146	12,084,700	319,189,424	49,981,872
コモディティ契約合計	532,834,351	83,436,532	4,205,844,628	658,593,210

2025年12月31日現在、取引日が年度末前で決済日が翌年度である、証券の設定または償還が未決済の一定のコモディティ契約がありました。

- ・決済待ちのコモディティ証券の未収金額は、21,705,409米ドル(2024年度: 28,606,209米ドル)でした。
- ・決済待ちのコモディティ証券の未払金額は、24,169,443米ドル(2024年度: 3,021,690米ドル)でした。

コモディティ契約の増減に関する下記の調整には、非資金取引の増減のみが含まれています。

12月31日終了年度

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
コモディティ契約の期首残高	4,205,844,628	658,593,210	5,982,333,244	936,773,563
設定	6,082,801,254	952,505,848	5,499,742,410	861,204,664
解約	(5,681,439,703)	(889,656,643)	(7,780,863,164)	(1,218,405,363)
管理・運用報酬及びライセンス料	(23,909,617)	(3,744,007)	(28,202,213)	(4,416,185)
公正価値の変動	835,439,079	130,821,405	532,834,351	83,436,531
コモディティ契約の期末残高	5,418,735,641	848,519,814	4,205,844,628	658,593,210

8. コモディティ証券

コモディティ証券には公開市場での相場がありますが、当社の最終的な負債は、各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。これらの価格は、合意された計算式に基づいており、コモディティ証券の各クラスの公表純資産額（以下「NAV」といいます。）と同額です。したがって、契約上のコモディティ証券の実際の発行及び償還は、コモディティ契約の公正価値と対応する価格で行われます。この結果、当社はコモディティ証券及びコモディティ契約に係る利得または損失に対する正味エクスポージャーを有していません。

当社は、IFRS第13号に従って、契約上の価値（目論見書に記載）ではなく公正価値でコモディティ証券を測定しています。公正価値とは、コモディティ証券の上場または売買が行われる証券取引所またはその他の市場における価格です。

当財務諸表に認識されている、公開市場で入手可能な価格に基づく公正価値及び当該年度におけるその変動額は下記の通りです。

2025年12月31日	公正価値の変動		公正価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円
クラシック・長期型コモディティ証券	(745,945,703)	(116,807,638)	4,988,143,944	781,093,460
ショート・レバレッジ型コモディティ証券	(159,888,261)	(25,036,903)	501,541,144	78,536,328
コモディティ証券合計	(905,833,964)	(141,844,541)	5,489,685,088	859,629,788
2024年12月31日	公正価値の変動		公正価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円
クラシック・長期型コモディティ証券	(444,295,162)	(69,572,179)	3,888,918,295	608,965,716
ショート・レバレッジ型コモディティ証券	(73,745,347)	(11,547,784)	317,480,895	49,714,333
コモディティ証券合計	(518,040,509)	(81,119,963)	4,206,399,190	658,680,049

契約上の決済価額に基づく契約上の価値及び当該年度におけるその変動額は、下記の通りです。

2025年12月31日	契約上の価値の変動		契約上の価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円

クラシック・長期型コモディティ証券	(706,666,863)	(110,656,964)	4,946,602,013	774,588,409
ショート・レバレッジ型コモディティ証券	(128,772,216)	(20,164,441)	472,133,628	73,931,405
コモディティ証券合計	(835,439,079)	(130,821,405)	5,418,735,641	848,519,814

2024年12月31日

	契約上の価値の変動		契約上の価値	
	米ドル	千円	米ドル	千円
クラシック・長期型コモディティ証券	(455,660,205)	(71,351,832)	3,886,655,204	608,611,338
ショート・レバレッジ型コモディティ証券	(77,174,146)	(12,084,700)	319,189,424	49,981,872
コモディティ証券合計	(532,834,351)	(83,436,532)	4,205,844,628	658,593,210

コモディティ契約の価値とコモディティ証券の公正価値との差額である利得または損失は、コモディティ証券が償還され対応するコモディティ契約が解約されたときに戻入れを行います。この戻入れによる損益を反映した任意かつ非GAAPの調整については、注記15を参照してください。

2025年12月31日現在、取引日が年度末前で決済日が翌年度である、設定または償還が未決済の一定のコモディティ証券がありました。

- ・ コモディティ証券の未決済による未収金額は、24,169,443米ドル(2024年度:3,021,690米ドル)でした。
- ・ コモディティ証券の未決済による未払金額は、21,705,409米ドル(2024年度:28,606,209米ドル)でした。

コモディティ証券の増減に関する下記の調整は財務活動から生じる負債であり、非資金取引の増減のみが含まれています。

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
コモディティ証券の期首残高	4,206,399,190	658,680,049	5,997,681,648	939,176,969
証券の設定	6,082,801,254	952,505,848	5,499,742,411	861,204,664
証券の償還	(5,681,439,703)	(889,656,643)	(7,780,863,164)	(1,218,405,363)
管理・運用報酬及びライセンス料	(23,909,617)	(3,744,007)	(28,202,213)	(4,416,185)
公正価値の変動	905,833,964	141,844,540	518,040,508	81,119,963
コモディティ証券(公正価値)の期末残高	5,489,685,088	859,629,788	4,206,399,190	658,680,049

9. 買掛金及びその他の債務

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの未払報酬	4,014,250	628,591	2,273,768	356,049

これらの債務の公正価値は帳簿価額と同額です。ManJerへの未払報酬は、当年度末から12ヶ月以内に決済予定です。

10. 資本金

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
無額面投資証券2口(1株当たり1英ポンドで発行、全額払込済)	2	0	2	0

当社は、定款に従って、無額面投資証券を無制限に発行することができます。

当社が発行している投資証券は全て、投資証券1口当たり無制限議決権を1個有するとともに、分配の権利も有しています。投資証券は全て、ウィズダムツリー・ホールディングス・ジャージー・リミテッド(以下「HoldCo」といいます。)が保有しています。

11. 関連当事者についての開示

所有を通じて、または当社の取締役であることにより、当社に対して重要な影響力を有する事業体及び個人は、関連当事者とみなされます。さらに、当社と共通の所有者である事業体及び共通の取締役である事業体も、同様に関連当事者とみなされます。

当該年度中にManJerによって請求された報酬：

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの報酬	30,512,967	4,778,026	33,850,068	5,300,582

当該年度末現在、ManJerに対する債務残高は下記の通りでした。

	12月31日現在			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
ManJerへの未払報酬	4,014,250	628,591	2,273,768	356,049

2025年12月31日現在のManJerに対する債権は2米ドル（2024年度：2米ドル）で、これは資本金の未払込額に関するものです。

当社との間で契約を締結している取締役はいません。ウィズダムツリー・インク・グループの社員である当社の取締役は、当社の取締役としての役職に対する個別の報酬を受け取っていません。アベックスおよび過去にアール・アンド・エイチ・ファンド・サービス（ジャージー）リミテッドの社員であった当社の取締役も、当社の取締役としての役職に対する個別の報酬を受け取っていませんが、アベックスはManJerから報酬を受け取っており、その中にはアベックスの社員である取締役の提供を含め、当社に関するサービスへの対価が含まれています。

2025年2月4日に、アール・アンド・エイチ・ファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッド（「R&H」といいます。）が管理事務代行会社を辞任し、アベックス・フィナンシャル・サービスズ（オルタナティブ・ファンズ）リミテッドが管理事務代行会社に任命されました。ヴィノド・ラージブート、エリザベス・ケースリー、およびオリヴィア・ヴェユマン（辞任日まで）はアベックスの社員です。当期間中、アベックスはManJerに対して管理事務手数料を請求しました。これには、当社およびその他の関連事業体、ManJerがマネージャーを務め、R&Hおよびアベックスが管理事務代行会社を務める他のエンティティ分が含まれます。アベックスの報酬総額は1,324,915英ポンド（2024年12月31日：1,209,042英ポンド）、米ドル換算で1,799,630米ドル（2024年：1,642,240米ドル）に達し、そのうち429,076英ポンド（2024年：73,384英ポンド）、米ドル換算で582,813米ドル（2024年12月31日：99,677米ドル）が期末時点で未払いでした。

ティモシー・ダーシーは、ウィズダムツリー・インクの完全子会社であるウィズダムツリー・アイルランド・リミテッドの社員です。ピーター・ジーンバは、ウィズダムツリー・インクの業務執行取締役でした。また、ブライアン・ガバニーはウィズダムツリー・インク・グループのヨーロッパ地域のゼネラルカウンセルです。

12. 財務リスク管理

当社は、その活動から生じる多くのリスク（信用リスク、決済リスク、流動性リスク及び市場リスク等）にさらされています。取締役会は、リスク管理手法全般に対して並びにリスク管理に係る戦略及び原則を承認する責任を有しています。取締役会は頻繁に会議を開催し、当社のリスク・エクスポージャーの検討及び適切な管理方針の決定を行っています。これらのリスク管理のため当社が採用しているリスク管理方針は、下記の通りです。

コモディティ証券は、通常の市場の変動並びに有価証券及びその他の金融商品に対する投資に固有のその他のリスクにさらされています。有価証券の価値が上昇する保証はありませんし、投資家の当初投資の資本価値も保証されていません。投資の価値は下落及び上昇する可能性があり、投資家は当初投資金額を回収できない可能性があります。

以下に記載の情報は、コモディティ証券に関連する全てのリスクの包括的な要約を意図したのではなく、コモディティ証券に対する投資に固有のリスクの詳細な要約に関して、投資家は直近の目論見書を参照しなければなり

ません。提供された全ての情報は、将来予測または投資パフォーマンスの根拠として使用または解釈すべきではありません。

(a) 信用リスク

信用リスクは主に、当社との指定参加者またはコモディティ契約の取引相手先が契約上の義務不履行による財務上の損失が発生するリスクです。

特定の状況において、当社またはコモディティ契約の取引相手先が発動可能となる強制償還条項が定められており、その概要は目論見書に記載されています。この場合、全ての発行済コモディティ証券の強制償還が行われます。

コモディティ契約、未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権の帳簿価額の総額は、貸借対照表日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表しています。報告日現在における当社のコモディティ契約、未決済の未収金額並びに売掛金及びその他の債権は、貸借対照表上に詳述しています。

コモディティ証券の価値及び償還価格を支払う当社の能力は、コモディティ契約の取引相手先からの当該金額の受領に依存しており、コモディティ契約の取引相手先に付された信用格付けによって影響を受ける可能性があります。当社は現在、メリル・リンチ・インターナショナル及びシティグループ・グローバル・マーケットの2社をコモディティ契約の取引相手先としています。報告日現在のコモディティ契約の取引相手先に対するエクスポージャーは、それぞれ約58%及び42%（2024年度：63%及び37%）に分散されています。

コモディティ契約の取引相手先が債務不履行となった場合、当社は、債務不履行の状態にないコモディティ契約の取引相手先とのみ取引を行うこととなります。さらに当社は、担保（下記参照）の売却代金を利用し債務不履行の状態にないコモディティ契約の取引相手先と取引を行うことで、可能な場合影響を受けたコモディティ契約を入れ替えています。

コモディティ契約に基づく信用リスクをカバーするため、コモディティ契約の取引相手先は、ニューヨークメロン銀行（以下、「担保カストディアン」といいます。）の第三者カストディアンに、エクスポージャーと同額以上の担保を差し入れることが義務付けられています。担保口座に預けられる担保の水準は、前取引日終了時におけるコモディティ契約の合計残高の価値に基づいて評価されます。2025年12月31日時点で、残高総額は5,505,854,555米ドル(2024年度：4,232,813,234米ドル)でありましたので、担保口座に預けられた総額は5,710,927,112米ドル(2024年度：4,356,393,872米ドル)でした。

担保カストディアンに保管される担保は、コモディティ契約の取引相手先の名義で口座に保管されます。当社は、コモディティ契約の取引先が提供する担保を自社のウェブサイト上で毎日公開しています。（<http://www.wisdomtree.eu/pricing>）コモディティ契約の取引相手先が支払い義務を怠った場合、当社は、この担保口座に差し入れられた担保に対し担保金額を管理する権利を有します。

価格は日内に（すなわち、エクスポージャー及び担保が評価された最終時点から）変動するため、当該担保の実現価値は、コモディティ契約の取引相手先が支払うべき金額とは異なる可能性があります。コモディティ契約の相手方が提供する担保には、最低格付けAAAの適格マネー・マーケット・ファンドに投資された現金、最低格付けA-の公開債券、または適格株式（要すると最低要件を満たすもの）が含まれます。当社の担保スキームでは、当該損失リスクを軽減するために、発行者および地域ごとに厳格な担保余裕額及び担保集中制限を適用していますが、損失を完全に排除するものではありません。「適格担保」の詳細は、会社の目論見書に記載されています。

担保カストディアンに差し入れられた担保が、担保口座の担保の価値が未払いのコモディティ契約に対して十分であることを確認し、担保の適格基準を日々継続的に満たすものとするため、日次で再評価されています。裏付け

となる担保の質が変化した場合には、当該担保を担保口座から除外し、適格基準を満たす担保と入れ替えています。

取締役会は、当社の信用リスク・エクスポージャーを確実に管理すべく、(シティグループ：当社のエクスポージャーを確実に管理するため、コモディティ契約の取引相手先(シティグループ：A+(2024年：A+) (フィッチ、2025年8月15日)およびメリル・リンチ：AA(2024年：AA) (フィッチ、2025年6月3日))の信用格付を評価することを含めて、当該エクスポージャーを監視しており、ウクライナ危機に関連する潜在的影響または動向を注視しながら一層厳密に監視を継続しています。

(b) 決済リスク

決済リスクは主に、指定参加者またはコモディティ契約の取引相手先が契約上の義務を履行できず財務上の損失が生じるリスクです。

取締役は、決済リスクにおいて、当社の取引相手方が決済日に現金、コモディティ契約またはコモディティ証券を引き渡さないことのみから生じるものであり、CRESTシステムを通じて現金またはコモディティ証券の決済を行うことにより軽減されると考えています。当該システムでは、取引の両当事者が契約上の義務をそれぞれ履行するまで、取引が決済されないようになっています。

未決済のポジションに関する残高は、注記7及び8に開示されています。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、金融負債の満期時に、関連する債務を履行する際に当社が困難に直面するリスクです。当社の未払金額は全て要求払いであり、通常は短期間で決済されます。さらに、管理・運用報酬、ライセンス料、並びに設定及び償還手数料に関する金額は、関連する取引相手方からManJerに直接送金されるため、当社を経由するキャッシュ・フローはありません。

コモディティ証券には契約上の満期日はなく、当該証券保有者からの請求(請求は常時可能)または強制償還の場合にのみ償還されます。通常は指定参加者のみが当社に直接申込及び償還を申請できます。

さらに、コモディティ証券とコモディティ契約の償還時期が一致しているため、当社の流動性リスクは低減されています。そのため当社は、旧証券保有者への債務を支払うためにより長期の契約の満期を待つ必要はありません。さらに、コモディティ契約の取引相手先との契約には、コモディティ契約の発行及び解約に係る制限条項(日次制限及び総額制限の両方)が含まれていますが、証券の発行契約の条件に基づき、当社はこれらの制限を超過してコモディティ証券を発行及び償還する義務を負っていません。以上から、当社は流動性リスクに関して表形式の情報を表示していません。

(d) 自己資本管理

当社の自己資本管理方針の主な目的は、業務上十分なリソースを確実に維持することです。管理の対象となる資本は資本変動計算書に記載の資本金です。資本変動計算書に記載の利益剰余金及び再評価剰余金は管理の対象となる資本ではありません。これは、これらの残高がコモディティ契約(コモディティ証券の裏付けとして保有)とコモディティ証券に係る未実現の利得及び損失に関するものであり、その後のコモディティ証券の償還及び関連コモディティ契約の解約時に戻入れを行う(つまり実現しません。)ためです。当社は、規制当局によって課されている自己資本規制の対象となっておらず、当年度において自己資本管理への当社のアプローチに変更はありません。

当社の主要な活動は、コモディティ証券の発行及び上場です。これらのコモディティ証券は需要に応じて発行及び償還されます。当社は発行済コモディティ証券の負債合計額と一致する数量のコモディティ契約を保有しています。ManJerは、当社へのあらゆる運営・管理サービスの提供及び提供の手配を行い、当社の運営・管理費用を全て支払います。これらのサービスと引き換えに、当社は、サービス契約の条件に従い、稼得した管理・運用報酬、ライセンス料、並びに設定及び償還手数料の総額に等しい額の報酬をManJerに支払う義務を負います。

発行済コモディティ証券は全てコモディティ契約の取引相手先に保有されている同数のコモディティ契約によって裏付けられており、当社の運営費用はManJerが支払っているため、当社の取締役は、自己資本管理及び現在の自己資本の源泉がコモディティ証券の継続的な上場及び発行を維持するのに十分であると考えています。

(e) 市場リスク

市場リスクは、市場価格（指数及び株価価格、金利並びに為替レート等）の変動リスクであり、当社の収益または保有・発行している金融商品の価値に影響を与えます。

i) 価格リスク

前述の通り、コモディティ証券は、投資家に関連コモディティ指数のパフォーマンスに対する長期または短期のエクスポージャーを提供しています。

コモディティ証券に関する当社の負債の価値は、基礎となるコモディティ指数のパフォーマンスに従って変動し、当該価格の変動リスクについて当社は、コモディティ契約の取引相手先との間で、負債に対応するコモディティ契約を締結することによってこれを管理しています。コモディティ証券は公開市場で値付けされていますが、当社の最終的な負債は各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。当社は、コモディティ証券を契約上の価値（目論見書に記載）ではなく、IFRS第13号に従い公正価値で測定しています。コモディティ契約の価値とコモディティ証券の公正価値との差額である利得または損失は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解約時に戻入れを行います。公正価値に関する詳細については、財務諸表に対する注記8を参照してください。

したがって、当社には、契約上、先物価格を参照したコモディティ価格、コモディティ指数または通貨の変動による財務リスクは残りません。さらに、価格の感応度による当財務諸表に対する影響に重要性はないと考えています。

しかしながら、コモディティの価値（すなわちコモディティ証券の価値）は、特に特定のコモディティの供給または需要の変動、政府及び金融上の政策や介入、金利水準、グローバルまたは地域の政治、経済または金融事象を要因として大幅に変動する可能性があるため、投資家の観点からは固有のリスクがあります。コモディティ証券の市場価格は、コモディティ証券の売買を望む投資家の供給と需要の働きによるものであり、マーケット・メーカーが自発的に値付けする買呼値と売呼値のスプレッドとなります。これは注記15及び後述の公正価値ヒエラルキーの項でより詳細に取り上げています。

ii) 金利リスク

コモディティ契約またはコモディティ証券の価格決定に用いられる乗数は、コモディティ証券の元本価値を増強する要素を考慮したものであり、これには金利の影響が含まれます。このコモディティ契約及びコモディティ証券の元本価値を増強する要素は、証券保有者に帰属するものです。このため、当社は、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していません。

iii) 為替リスク

コモディティ証券に表象される負債に関する利得または損失が、対応するコモディティ契約に起因する損失または利得と経済的に一致するため、取締役は、世界中の多くの国々が直面している現在の景気の不透明性により生じる為替リスクに対し、当社が重要なエクスポージャーを有していないと考えています。

(f) 感応度分析

IFRS第7号により、報告日現在当社がさらされている市場リスクの種類ごとに感応度分析を開示し、合理的な可能性のある適切なリスク変数の変化によって純損益及び持分がどれだけ影響を受けるかを示す必要があります。

コモディティ証券及びコモディティ契約それぞれに関する当社の権利及び負債は、各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関連するものです。コモディティ証券の設定及び解約時の各公正価値は、ブルームバーグ又はソラクティブが算定・公表しているコモディティ指数の価値を参照した価格で計上しています。但し、当該負債はIFRS第13号に従い公正価値(証券取引所の取引価格)で計上するため、ミスマッチが生じます。このミスマッチは、注記15に記載の通りコモディティ証券の償還時に解消されます。

このように、コモディティ証券の発行及び償還に関する当社の契約上及び経済上の負債は、対応するコモディティ取引の変動に連動します。このミスマッチについて感応度分析の実施は可能ですが、当社は市場価格リスクに対する正味エクスポージャーを有していません。また、取締役は、数値による感応度の結果に重要性はないと判断し、感応度分析を開示する必要はないと考えています。

(g) 公正価値ヒエラルキー

ヒエラルキーのレベルは下記のように定義されています。

- ・ レベル1 同一の資産に関する活発な市場における相場価格に基づく公正価値
- ・ レベル2 相場価格以外の観察可能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値
- ・ レベル3 観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた評価技法に基づく公正価値

公正価値ヒエラルキーの区分は、各関連資産/負債の公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。

コモディティ証券は公開市場で取引及び売買されているため、当社は利用可能な市場価格を用いる必要があります。コモディティ証券の価格付けを行う市場が関連する報告日現在活発であると判断される場合、当該コモディティ証券はレベル1の金融負債に分類されます。コモディティ証券の価格付けを行う市場が関連する報告日現在活発でないと判断される場合、当該コモディティ証券はレベル2の金融負債に分類されます。当社は、各報告日現在利用可能な市場価格(無調整)を用いて、レベル2のコモディティ証券を評価しています。これは、報告日現在の取引価格を最も適切に反映する方法と考えられます。

コモディティ契約に関する当社の権利は、各取引日に所定の価格でコモディティ証券を発行及び償還する契約上の義務に関するものです。これらの価格は、合意された計算式(目論見書に記載)に基づいており、コモディティ証券の各クラスの公表NAVと同額です。したがって、その価値は、観察可能で検証可能なインプットの裏付けのある第三者価格情報を用いて算出していることから、コモディティ契約はレベル2の金融資産に区分しています。

コモディティ契約は、ブルームバーグ・エル・ピーまたはブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(総称して「ブルームバーグ」)によって算出・公表されるコモディティ指数の価値と、当社が算出し、コモディティ契約の相手方当事者と合意した乗数を基準に価格決定が行われます。この乗数は、管理報酬、ライセンス許容額、およ

びスワップ・スプレッドの日次発生額に加えて、コモディティ証券の資本調整項目を考慮したものであり、同じタイプのすべてのコモディティ証券において同一です(すなわち、すべてのクラシック・コモディティ証券は同じ乗数を使用します)。この価格(目論見書に記載された算式に基づいて算出される契約上の価値)が、コモディティ契約の公正価値と判断されています。

当社の資産及び(負債)のレベル区分は下記の通りです。

	12月31日現在の公正価値			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
レベル1				
コモディティ証券	<u>(5,489,685,088)</u>	<u>(859,629,788)</u>	<u>4,206,399,190</u>	<u>(658,680,049)</u>
レベル2				
コモディティ証券	-	-	(9,874,344)	(1,546,224)
コモディティ契約	5,418,735,641	848,519,814	4,205,844,628	658,593,210
	<u>5,418,735,641</u>	<u>848,519,814</u>	<u>4,195,970,284</u>	<u>657,046,986</u>

コモディティ証券及びコモディティ契約は、当社の会計方針に従って、当初認識時に公正価値で認識し、公正価値で再評価します。レベル3に分類されている資産または負債はありません。

レベル間の振替は、レベル1入力に関する公開情報の入手が不可能となるような状況の変化が生じた場合に認識されます。そのような振替は、当該状況の変化が発生した日付において認識されます。コモディティ証券の価格付けを行う主要な市場が関連する報告日現在活発でないと判断された場合に、レベル間の振替を認識することもあります。当社は、最終取引日と各報告日までの5営業日の取引量の双方を考慮して、特定のコモディティ証券の市場が活発であるかを判断しています。市場の活動水準の分析の結果行う振替は、各報告日に識別及び認識していません。

当年度または報告日現在、資産についてレベル1とレベル2間の振替及び区分の変更はありませんでした(2024年度:なし)。2025年12月31日現在、レベル1からレベル2に振り替えたコモディティ証券の公正価値は0米ドル(2024年度:21,772,156米ドル)でした。レベル2からレベル1に振り替えたコモディティ証券の公正価値は13,580,500米ドル(2024年度:0米ドル)でした。

13. 最終的な支配当事者

IFRSの開示に関する要求事項に従い、取締役は、直接の親会社または最終的な支配当事者の定義を満たす企業は存在しないと判断しています。発行済株式の所有者は、ジャージーで登記された企業であるHoldCoです。ウィズダムツリー・インク(元のウィズダムツリー・インベストメンツ・インク)は、HoldCoの最終的な支配当事者です。

14. 後発事象

取締役は、報告期日以降から本財務諸表の承認日までに発生した事象について評価を行い、2025年12月31日以降に財務諸表の修正または開示を必要とする後発事象はなかったと判断しました。当社の財政状態、業績、または本財務諸表の表示に重大な影響を及ぼすような事象は発生していません。

15. 任意かつ非GAAPの調整に関する情報

純損益及びその他の包括利益計算書に表示している当社の純損益及び包括利益には、コモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）とコモディティ証券の会計上の評価額（注記7及び8に開示）のミスマッチの結果であるコモディティ契約の価値とコモディティ証券の価格との累積差額の変動を表した利得及び損失が反映されています。

資本変動計算書にも、コモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）とコモディティ証券双方の公正価値の変動が反映されています。コモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）の価値とコモディティ証券の価格との差額である当該利得または損失は、その後のコモディティ証券の償還及び対応するコモディティ契約の解約時に戻入されます。

また、コモディティ証券の各クラスは、リミテッド・リコースの取決めに基づき発行しています。当該取決めに より保有者が遡求権を有するのは、この関連するコモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）に対してのみであり、他のクラスのコモディティ証券のコモディティ契約や当社に対しては有していません。結果として、当社は、この基礎となるコモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）の売買からも利得を得ておらず、また商取引上（管理・運用報酬及びライセンス料の影響を除き）、コモディティ契約（コモディティ証券の裏付けとして保有）に係る利得及び損失は対応するコモディティ証券に係る損失または利得と常に相殺されるため、当社には正味の利得または損失は残りません。

会計上の価値のミスマッチは下記の通りです。

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
コモディティ契約の公正価値の変動	835,439,079	130,821,405	532,834,351	83,436,531
コモディティ証券の公正価値の変動	(905,833,964)	(141,844,540)	(518,040,509)	(81,119,963)
	(70,394,885)	(11,023,135)	14,793,842	2,316,568

商取引上の成果を反映させるため、当社は、コモディティ証券の市場価値から契約上の価値（目論見書に記載）への調整及びこの利得または損失の分配不能な別個の剰余金への振替を反映した、当期の任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書並びに資本変動計算書を以下に開示しています。

(a) 任意かつ非GAAPの純損益及びその他の包括利益計算書

	12月31日終了年度			
	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益	30,512,967	4,778,026	33,850,068	5,300,582
費用	(30,512,967)	(4,778,026)	(33,850,068)	(5,300,582)
公正価値変動考慮前純損益	-	-	-	-
コモディティ契約の公正価値の変動	835,439,079	130,821,405	532,834,351	83,436,531
コモディティ証券の公正価値の変動	(905,833,964)	(141,844,540)	(518,040,509)	(81,119,963)
当期純利益	(70,394,885)	(11,023,135)	14,793,842	2,316,568

コモディティ証券の市場価値から契約上の価値(目論見書に記載)への調整	70,394,885	11,023,135	(14,793,842)	(2,316,568)
調整後純損益	-	-	-	-

[次へ](#)

(b) 任意かつ非GAAPの資本変動計算書

	資本金		利益剰余金		再評価剰余金 ⁴		資本合計		調整後資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在期首残高	2	0	-	-	(15,348,404)	(2,403,407)	(15,348,402)	(2,403,406)	2	0
当期純損益及び包括利益合計	-	-	14,793,842	2,316,568	-	-	14,793,842	2,316,568	14,793,842	2,316,568
再評価剰余金への振替	-	-	(14,793,842)	(2,316,568)	14,793,842	2,316,568	-	-	-	-
コモディティ証券の市場価値から契約上の価値(目論見書に記載)への調整	-	-	-	-	-	-	-	-	(14,793,842)	(2,316,568)
2024年12月31日現在残高	2	0	0	0	(554,562)	(86,839)	(554,560)	(86,839)	2	0
2025年1月1日現在期首残高	2	0	-	-	(554,562)	(86,839)	(554,560)	(86,839)	2	0
当期純損益及び包括利益合計	-	-	(70,394,885)	(11,023,135)	-	-	(70,394,885)	(11,023,135)	(70,394,885)	(11,023,135)
再評価剰余金への振替	-	-	70,394,885	11,023,135	(70,394,885)	(11,023,135)	-	-	-	-
コモディティ証券の市場価値から契約上の価値(目論見書に記載)への調整	-	-	-	-	-	-	-	-	70,394,885	11,023,135
2025年12月31日現在残高	2	0	0	0	(70,949,447)	(11,109,974)	(70,949,445)	(11,109,974)	2	0

これは、コモディティ契約の価値とコモディティ証券の価格との差額です。

[次へ](#)

WisdomTree Commodity Securities Limited


Statement of Financial Position
As at 31 December 2025

	Notes	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Assets			
Commodity Contracts	7	5,418,735,641	4,205,844,628
Amounts Receivable on Commodity Contracts Awaiting Settlement	7	21,705,409	28,606,209
Amounts Receivable on Commodity Securities Awaiting Settlement	8	24,169,443	3,021,690
Trade and Other Receivables	6	4,014,252	2,273,770
Total Assets		5,468,624,745	4,239,746,297
Liabilities			
Commodity Securities	8	5,489,685,088	4,206,399,190
Amounts Payable on Commodity Securities Awaiting Settlement	8	21,705,409	28,606,209
Amounts Payable on Commodity Contracts Awaiting Settlement	7	24,169,443	3,021,690
Trade and Other Payables	9	4,014,250	2,273,768
Total Liabilities		5,539,574,190	4,240,300,857
Equity			
Stated Capital	10	2	2
Revaluation Reserve		(70,949,447)	(554,562)
Total Equity		(70,949,445)	(554,560)
Total Equity and Liabilities		5,468,624,745	4,239,746,297

The assets and liabilities in the above Statement of Financial Position are presented in order of liquidity from most to least liquid.

The financial statements on pages 19 to 38 were approved and authorized for issue by the board of directors and signed on its behalf on 24 April 2026.

Vinod Rajput
Director

The notes on pages 23 to 38 form part of these financial statements

WisdomTree Commodity Securities Limited


Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income
For the year ended 31 December 2025

	Notes	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Income	3	30,512,967	33,850,068
Expenses	3	(30,512,967)	(33,850,068)
Result Before Fair Value Movements	3	-	-
Change in Contractual and Fair Value of Commodity Contracts	7	835,439,079	532,834,351
Change in Fair Value of Commodity Securities	8	(905,833,964)	(518,040,509)
(Loss) / Profit for the Year^{1, 2}		(70,394,885)	14,793,842

The directors consider the Company's activities as continuing.

1. A non-statutory and non-GAAP Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income reflecting adjustments representing the movement in the difference between the value of the Commodity Contracts and the price of Commodity Securities is set out in note 15 to the financial statements.

2. There are no items of Other Comprehensive Income, therefore the (Loss)/Profit for the Year also represented the Total Comprehensive (Expense)/ Income for the Year.

The notes on pages 23 to 38 form part of these financial statements

WisdomTree Commodity Securities Limited


Statement of Changes in Equity
For the year ended 31 December 2025

	Notes	Stated Capital USD	Retained Earnings USD	Revaluation Reserve USD	Total Equity USD
Balance at 1 January 2024		2	-	(15,348,404)	(15,348,402)
Profit and Total Comprehensive Income/(Expense) for the Year		-	14,793,842	-	14,793,842
Transfer to Revaluation Reserve	15	-	(14,793,842)	14,793,842	-
Balance at 31 December 2024³		2	-	(554,562)	(554,560)
Balance at 1 January 2025		2	-	(554,562)	(554,560)
Loss and Total Comprehensive Income/(Expense) for the Year		-	(70,394,885)	-	(70,394,885)
Transfer to Revaluation Reserve	15	-	70,394,885	(70,394,885)	-
Balance at 31 December 2025³		2	-	(70,949,447)	(70,949,445)

3. A non-statutory and non-GAAP Statement of Changes in Equity reflecting adjustments representing the difference between the value of Commodity Contracts and the price of Commodity Securities is set out in note 15 to the financial statements.

The notes on pages 23 to 38 form part of these financial statements

WisdomTree Commodity Securities Limited



Statement of Cash Flows

For the year ended 31 December 2025

		Year ended 31 December 2025	Year ended 31 December 2024
	Notes	USD	USD
(Loss) / Profit for the Year		(70,394,885)	14,793,842
Non-cash Reconciling Items			
Change in Contractual and Fair Value of Commodity Contracts	7	(835,439,079)	(532,834,351)
Change in Fair Value of Commodity Securities	8	905,833,964	518,040,509
Cash Generated from Operating Activities		-	-
Net Movement in Cash and Cash Equivalents		-	-
Cash and Cash Equivalents at the Beginning of the Year		-	-
Cash and Cash Equivalents at the End of the Year		-	-

Commodity Securities are issued through a direct transfer of cash from the Authorised Participants to the Commodity Contract Counterparties or redeemed by the direct transfer of cash by the Commodity Contract Counterparties to the Authorised Participants. As such the Company is not a party to any cash transactions. The creations and redemptions of Commodity Securities and creations and cancellations of Commodity Contracts, which are non-cash transactions for the Company, are disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements, in the reconciliation of opening to closing Commodity Securities and Commodity Contracts.

Under the terms of service agreement with ManJer, the management fee and licence allowance are transferred directly to ManJer by the Commodity Contract Counterparties under the terms of the Commodity Contracts. Creation and redemption fees are included and settled between the Authorised Participants and the Commodity Contract Counterparties as part of each creation or redemption, and are transferred directly to ManJer by the Commodity Contract Counterparties on a monthly basis. Accordingly, there are no cash flows through the Company. These fees are disclosed in note 3 to the financial statements.

The notes on pages 23 to 38 form part of these financial statements

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements For the year ended 31 December 2025

1. General Information

WisdomTree Commodity Securities Limited (the "Company") is a company incorporated and domiciled in Jersey. The address of the registered office is IFC 5, St Helier, Jersey, JE1 1ST.

The Company's principal activity is the issue and listing of commodity securities ("Commodity Securities"). The Company's portfolio of Commodity Securities includes classic, longer dated, short and leveraged Commodity Securities. Commodity Securities are undated secured limited recourse financial instruments designed to track the price of commodity futures, and give investors an exposure similar to that which could be achieved by managing a fully cash-collateralised position in near-term futures contracts, less applicable fees. However, unlike managing a futures position, Commodity Securities involve no need to roll from one futures contract to another, no margin calls, and no other brokerage or other costs in holding or rolling futures contracts (although security holders incur costs in holding Commodity Securities). No trading or management of futures contracts is required by the Company. Commodity Securities allow investors to buy and sell their interest through the trading of a security on the London Stock Exchange and any other exchange to which that security may be admitted to trading from time to time.

Commodity Securities are backed by commodity contracts ("Commodity Contracts") with terms corresponding to the terms of Commodity Securities. Each class of Commodity Security is issued under limited recourse arrangements whereby the holders have recourse only to the relevant Commodity Contracts held to support the Commodity Securities and not to the Commodity Contracts of any other class of Commodity Security or to the Company. The Company does not make gains from trading in the underlying Commodity Contracts. As a result, (and with the exception of the impact of management fees and licence allowance), from a commercial perspective, gains and losses on the Commodity Contracts are fully offset by corresponding losses or gains on the Commodity Securities, because the Securities are issued and redeemed at their contractual value rather than at fair value. Accordingly, the Company does not retain any net gains, losses, or risk exposures, other than the impact of management fees and licence allowance, which represent amounts contractually retained by the Company. However, the difference in valuation between Commodity Contracts and Commodity Securities creates a mis-match between values reported within these financial statements. This difference in valuation would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and cancellation of the corresponding Commodity Contracts. Further details are disclosed within the Accounting Policies and in note 15 to the financial statements, with additional information regarding the risks of the Company disclosed in note 12 to the financial statements. Furthermore, the Company presents an adjusted Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income and an adjusted Statement of Changes in Equity in note 15 to the financial statements to reflect the economic results of the Company through the reversal of the difference in valuation between Commodity Contracts and Commodity Securities given the gain or loss would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and transfer of the corresponding Commodity Contracts, and therefore will not be realised.

Exchange-traded products are not typically actively managed, are significantly lower in cost when compared to actively managed mutual funds and are easily accessible to investors. No trading or management of futures contracts is required of the Company because the Company has entered into arrangements to acquire an equivalent asset exposure from a third parties which fully hedges the exposure of the Company.

The Company is entitled to:

- (1) a management fee and a licence allowance which are calculated by applying a fixed percentage to the Contractual Value of Commodity Securities in issue on a daily basis (the "Management Fee and Licence Allowance"); and
- (2) apply creation and redemption fees on the issue and redemption of the Commodity Securities.

No creation or redemption fees are payable to the Company when investors trade in the Commodity Securities on a listed market such as the London Stock Exchange.

As a result of service agreement with ManJér, the Company recognizes a result before fair value movements of nil for each year.

2. Material Accounting Policy Information

The material accounting policies of the Company are described below.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information(continued)

Basis of Preparation

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"), and interpretations issued by the IFRS Interpretations Committee of the IASB. The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of certain financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

The Board has concluded specifically that climate change, including physical and transition risks, does not have a material impact on the recognition and separate measurement considerations of the assets and liabilities in these financial statements as at 31 December 2025.

This conclusion is based on the fact that assets are reported at fair value under IFRS, are short dated, and as set out in note 12 to the financial statements are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy due to the use of observable, verifiable inputs, including use of third party information sources within the agreed pricing formulae (set out in the Prospectus). The liabilities are valued utilising listed market prices at the period end. These observable inputs and market prices will reflect wider market sentiment, which inherently includes market perspectives relating to the impact of climate change.

Critical Accounting Estimates and Judgements

The presentation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Company's accounting policies. The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Significant Estimates

The directors do not consider that any significant estimates have been applied in the preparation of these financial statements.

Significant Judgements

The key accounting judgement required to prepare these financial statements is in respect of the presentation of non-statutory and non-GAAP adjustments to the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income and the Statement of Changes in Equity, as disclosed in note 15 to the financial statements.

Going Concern

The nature of the Company's business dictates that the outstanding Commodity Securities may be redeemed at any time by Authorised Participants and in certain circumstances by individual holders and also, in certain circumstances, may be compulsorily redeemed by the Company. As the redemption of Commodity Securities will always coincide with the cancellation of an equal amount of Commodity Contracts, liquidity risk is mitigated through this process which is considered to minimize exposure to liquidity risk. All other expenses of the Company are met by ManJer.

The directors closely monitor the financial position and performance of ManJer, its assets under management, and therefore its related revenue streams, in respect of fulfilling the obligations under the services agreement.

As Commodity Contracts are held to support Commodity Securities, any deficit or surplus reported on unrealised positions would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and the related cancellation of Commodity Contracts. A reported deficit is not considered indicative of any issues relating to solvency of the Company and the directors are satisfied that any obligations arising in respect of the Commodity Securities can be managed in accordance with the terms of the applicable prospectus.

The directors continue to monitor price changes impacting the Commodity Contracts. Market volatility increased at the beginning of 2026 due to the impact of geopolitical developments, including the recent significant escalation of conflict in the Middle East since February 2026, which has heightened regional instability and continues to create rapidly evolving geopolitical and economic conditions including the increased volatility in global commodity markets particularly oil prices. These developments may influence market sentiment and global economic activity, and the directors remain alert to any potential implications for the Company's operations and Commodity Contracts and, will take any potential actions needed or as required under the terms of the prospectus, as facts and circumstances are subject to change and may be specific to investments and jurisdictions.

The directors consider the operations of the Company to be ongoing, with a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence until 30 April 2027 (being the period of assessment), and accordingly these financial statements have been prepared on the going concern basis.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
2. Material Accounting Policy Information (continued)
Accounting Standards
(a) Standards, amendments and interpretations adopted in the year:

The following are standards and amendments effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2025 but which did not have any effect on the financial statements of the Company.

- Amendments to IAS 21 - The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: lack of exchangeability.

There were no other new standards, amendments and interpretations adopted in the current year that resulted in a significant effect on these financial statements.

(b) New and revised IFRS in issue but not yet effective:

The new and amended standards and interpretations that are issued, but not yet effective, up to the date of issuance of the Company's financial statements are disclosed below. The Company intends to adopt these new and amended standards and interpretations, if applicable, when they become effective.

- IFRS 18 - Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027)
- IFRS 19 - Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures (effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027)
- Amendments to IFRS 9 and IFRS 7 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026)
- Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11 (effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027)

The directors do not expect the adoption of the above standards, amendments and interpretations that are in issue but not yet effective will have a material impact on the financial statements of the Company in future periods.

Commodity Securities and Commodity Contracts
i) Issues and Redemption

Each time a Commodity Security is issued or redeemed by the Company a corresponding number and value of Commodity Contracts are created or cancelled with Citigroup Global Markets Limited ("Citigroup") and Merrill Lynch International ("Merrill Lynch") (collectively the "Commodity Contract Counterparties"). The Commodity Contracts represent the financial assets of the Company and the Commodity Securities give rise to the financial liabilities. Upon initial recognition, the fair value is recorded using the price calculated based on the formula set out in the Prospectus, referred to as the "Contractual Value". The issue and redemption of Commodity Securities is recorded at a value that corresponds to the value of the Commodity Contracts transferred in respect of the issue and redemption. As a result, the Company has no net exposure to gains or losses on the Commodity Securities and Commodity Contracts.

Financial assets and liabilities are recognised and de-recognised on the transaction (trade) date.

ii) Classification at fair value through Profit or Loss

Each Commodity Security and Commodity Contract comprises a financial instrument whose redemption or cancellation price is linked to the performance of the relevant commodity index adjusted by the applicable fees and expenses.

The Commodity Contracts held are classified as financial assets at fair value through profit or loss under IFRS 9 and the Commodity Securities are classified as financial liabilities measured at fair value through profit or loss under IFRS 9 due to an embedded derivative. This also significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities, or recognising the gains and losses on them, on different bases.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Commodity Securities and Commodity Contracts (continued)

iii) Pricing

The Commodity Contracts are priced by reference to the value of the commodity indices calculated and published by Bloomberg L.P. or Bloomberg Finance L.P. (together "Bloomberg") and a multiplier calculated by the Company and agreed with the Commodity Contract Counterparties. The multiplier takes into account the daily accrual of the Management Fee and Licence Allowance and swap spread as well as the capital adjustment component of the Commodity Security, and is the same across all Commodity Securities of the same type (i.e. all classic Commodity Securities use the same multiplier). This price (the Contractual Value calculated based on the formula set out in the Prospectus) is considered to be the fair value of the Commodity Contracts.

IFRS 13 requires the Company to identify the principal market and to utilise the available price within that principal market. The directors consider the stock exchanges where the Commodity Securities are listed to be the principal market and as a result the fair value of the Commodity Securities is the on-exchange price as quoted on the stock exchange demonstrating active trading with the highest trading volume. The Commodity Securities are priced using the latest traded mid-market price on (or before) the reporting date, or the most recent available price if the reporting date falls on a non-trading day.

Consequently, a difference arises between the value of Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and Commodity Securities (at market value) presented in the Statement of Financial Position. This difference is reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and cancellation of the corresponding Commodity Contracts where the redemption of securities are at the contractual value and not at their IFRS 13 fair value.

Commodity Contracts and Securities Awaiting Settlement

The issue and redemption of Commodity Securities, and the creation or cancellation of Commodity Contracts, is accounted for on the transaction date. The transaction will not settle until two days after the transaction date. Where transactions are awaiting settlement at the year end, the value of the Commodity Contracts and the Commodity Securities due to be settled is separately presented within the relevant assets and liabilities on the Statement of Financial Position. The fair value of these receivables and payables is considered equivalent to their carrying value.

Other Financial Assets and Liabilities

Other financial assets and liabilities are non-derivative financial assets and liabilities including trade and other receivables and trade and other payables with a fixed payment amount and are not quoted in an active market. After initial measurement the other financial assets and liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for expected credit losses (in respect of financial assets only). The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of an instrument and of allocating interest over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash flows (including all fees paid or received that form an integral part of the effective interest rate, transaction costs and other premiums or discounts) through the expected life of the instrument, or, where appropriate, a shorter period, to the net carrying amount on initial recognition. Impairment losses, including reversals of impairment losses and impairment gains, are recorded through profit or loss.

Reserves

A revaluation reserve and a retained earnings reserve are maintained within equity. All profit or loss is taken to the retained earnings reserve at the end of the accounting period to which it relates and the gain or loss relating to the mis-match of accounting values is transferred to the revaluation reserve, which the directors have deemed to be non-distributable, as the balance relates to unrealised gains and losses on Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and Commodity Securities, which will be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and the related cancellation of Commodity Contracts and will therefore not be realised.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued)

For the year ended 31 December 2025

2. Material Accounting Policy Information (continued)

Income & Expense

The Company has entered into a service agreement with WisdomTree Management Jersey Limited ("ManJer" or the "Manager"), whereby ManJer is responsible for supplying or procuring the supply of all management and administration services required by the Company (including marketing), as well as the payment of costs relating to the listing and issue of Commodity Securities. In return for these services, the Company has an obligation to remunerate ManJer with an amount equal to aggregate of the management fee, licence allowance and the creation and redemption fees (the "ManJer Fee"). The management fee and licence allowance are transferred directly to ManJer by the Commodity Contract Counterparties under the terms of the Commodity Contracts.

The Company derives its income over time (in respect of management fees), and at a point in time (in respect of creation and redemption fees) as follows:

i) Management Fees and Licence Allowance

Management Fees and Licence Allowance are calculated by applying a fixed percentage to the Contractual Value of Commodity Securities in issue in accordance with the terms of the securities issued

- classic and longer dated Commodity Securities have a management fee rate of 0.49% per annum, with the exception of WisdomTree Carbon Securities which has management fee rate of 0.35% per annum,
- short and leveraged Commodity Securities have a management fee rate of 0.98% per annum, and
- all Commodity Securities are subject to the licence allowance of 0.09% per annum.

The Management Fees and Licence Allowance are accrued and recognised on a daily basis and are invoiced on a monthly basis and settled directly between ManJer and the Commodity Contract Counterparties.

ii) Creation and Redemption Fees

Fees for the issue and redemption of Commodity Securities are recognised at the fair value of the consideration expected to be received, on the date on which the transaction becomes legally binding. Creation and redemption fees are included as part of each creation or redemption and settled between the Authorized Participants and the Commodity Contract Counterparties, and transferred directly to ManJer by the Commodity Contract Counterparties on a monthly basis.

Foreign Currency

The financial statements of the Company are presented in the currency in which the majority of the Commodity Securities issued by the Company are denominated (its functional currency). For the purpose of the financial statements, the results and financial position of the Company are expressed in United States Dollars ("USD"), which is the functional currency of the Company, and the presentation currency of the financial statements.

Transactions in foreign currencies are initially recorded at the spot rate at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the year-end date are translated at rates ruling at that date.

Segmental Reporting

A segment is a distinguishable component of the Company that is engaged either in providing products or services (business segment), or in providing products and services within a particular economic environment (geographical segment), which is subject to risks and rewards that are different from those of other segments. IFRS 8 requires operating segments to be identified on the basis of internal reports about components of the Company that are regularly reviewed by the Chief Operating Decision Maker ("CODM") in order to allocate resources to the segments and to assess their performance. The CODM has been determined as the Board of Directors.

Whilst the Company has a number of different Commodity Securities in issue, the financial information reviewed by the CODM is not segregated by those different Commodity Securities, but is segregated between classic and longer dated Commodity Securities and short and leveraged Commodity Securities and therefore the board of directors have concluded that these two components meet the criteria of operating segments. Furthermore, marketing of the Commodity Securities is undertaken on a centralised basis and the terms of the Commodity Securities of any class rank pari passu in all respects irrespective of stock exchange listing. In addition, the Company has no single major customer from which greater than 10% of income is generated.

As a result, the CODM determined that the Company is operating two segment or product group, classic and longer dated Commodity Securities and short and leveraged Commodity Securities, and one geographical segment which is Europe. Therefore the Company discloses its results on an equivalent form on its operations for each of the Company's business segments only, in note 5 to the financial statements.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
3. Result Before Fair Value Movements

Result Before Fair Value Movements for the year comprised

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Management Fees	21,858,913	25,736,347
Licence Allowance	2,050,704	2,465,866
Creation and Redemption Fees	6,603,350	5,647,855
Total Income	30,512,967	33,850,068
ManJer Fees	(30,512,967)	(33,850,068)
Total Operating Expenses	(30,512,967)	(33,850,068)
Result Before Fair Value Movements	-	-

Audit Fees for the year amounting to GBP 55,970 will be met by ManJer (2024: GBP 61,433).

4. Taxation

The Company is subject to Jersey Income Tax. During the year, the Jersey Income Tax rate applicable to the Company is zero percent (2024: zero percent).

5. Segmental Reporting

The Company has two operating segments, classic & longer dated and short & leveraged Commodity Securities in issue. The Company earns income from each of these sources.

For the year ended 31 December 2025	Classic & Longer Dated USD	Short & Leveraged USD	Total USD
	Management Fees	18,118,679	3,740,234
Licence Allowance	1,859,876	190,828	2,050,704
Creation and Redemption Fees	4,034,376	2,568,974	6,603,350
Total Income	24,012,931	6,500,036	30,512,967
Total Operating Expenses	(24,012,931)	(6,500,036)	(30,512,967)
Segmental Result	-	-	-
For the year ended 31 December 2024	Classic & Longer Dated USD	Short & Leveraged USD	Total USD
Management Fees	22,205,393	3,530,954	25,736,347
Licence Allowance	2,285,716	180,151	2,465,867
Creation and Redemption Fees	4,869,007	778,848	5,647,855
Total Income	29,360,116	4,489,953	33,850,069
Total Operating Expenses	(29,360,116)	(4,489,953)	(33,850,069)
Segmental Result	-	-	-

Additional information relating to the assets and liabilities associated with these Commodity Securities is disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
6. Trade and Other Receivables

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Management Fee and Licence Allowance	2,804,135	2,074,616
Creation and Redemption Fees	1,210,115	199,152
Receivable from Related Party	2	2
	4,014,252	2,273,770

The fair value of these receivables is equal to the carrying value. The Trade and Other Receivables are due to be recovered within 12 months of the year end.

7. Commodity Contracts

31 December 2025	Change in Fair Value USD	Fair Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Contracts	706,666,863	4,946,602,013
Short & Leveraged Commodity Contracts	128,772,216	472,133,628
Total Commodity Contracts	835,439,079	5,418,735,641

31 December 2024

	Change in Fair Value USD	Fair Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Contracts	455,660,205	3,886,655,204
Short & Leveraged Commodity Contracts	77,174,146	319,189,424
Total Commodity Contracts	532,834,351	4,205,844,628

As at 31 December 2025, there were certain Commodity Contracts awaiting settlement in respect of the creation or redemption of Securities with transaction dates before the year end and settlement dates in the following year:

- The amount receivable on Commodity Contracts awaiting settlement is USD 21,705,409 (2024: USD 28,606,209).
- The amount payable on Commodity Contracts awaiting settlement is USD 24,169,443 (2024: USD 3,021,690).

The below reconciliation of changes in the Commodity Contracts includes only non-cash changes.

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Opening Commodity Contracts	4,205,844,628	5,982,333,244
Subscriptions	6,082,801,254	5,499,742,410
Redemptions	(5,681,439,703)	(7,780,863,164)
Management Fee and Licence Allowance	(23,909,617)	(28,202,213)
Change in Fair Value	835,439,079	532,834,351
Closing Commodity Contracts	5,418,735,641	4,205,844,628

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
8. Commodity Securities

Whilst the Commodity Securities are quoted on the open market, the Company's ultimate liability relates to its contractual obligations to issue and redeem Commodity Securities at set prices on each trading day. These prices are based on agreed formulae, and are equal to the published net asset values ("NAV") of each class of Commodity Security. Therefore, the actual contractual issue and redemption of Commodity Securities occur at a price that corresponds to the fair value of the Commodity Contracts. As a result, the Company has no net exposure to gains or losses on the Commodity Securities and Commodity Contracts.

The Company measures the Commodity Securities at their fair value in accordance with IFRS 13 rather than at the Contractual Value (as described in the Prospectus). The fair value is the price quoted on stock exchanges or other markets where the Commodity Securities are listed or traded.

The fair values and changes thereof during the year based on prices available on the open market as recognised in the financial statements are:

31 December 2025	Change in Fair Value USD	Fair Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Securities	(745,945,703)	4,988,143,944
Short & Leveraged Commodity Securities	(159,888,261)	501,541,144
Total Commodity Securities	(905,833,964)	5,489,685,088
31 December 2024	Change in Fair Value USD	Fair Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Securities	(444,295,162)	3,888,918,295
Short & Leveraged Commodity Securities	(73,745,347)	317,480,895
Total Commodity Securities	(518,040,509)	4,206,399,190

The Contractual Values and changes thereof during the year based on the contractual settlement values are:

31 December 2025	Change in Contractual Value USD	Contractual Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Securities	(706,666,863)	4,946,602,013
Short & Leveraged Commodity Securities	(128,772,216)	472,133,628
Total Commodity Securities	(835,439,079)	5,418,735,641
31 December 2024	Change in Contractual Value USD	Contractual Value USD
Classic & Longer Dated Commodity Securities	(455,660,205)	3,886,655,204
Short & Leveraged Commodity Securities	(77,174,146)	319,189,424
Total Commodity Securities	(532,834,351)	4,205,844,628

The gain or loss on the difference between the value of the Commodity Contracts and the fair value of Commodity Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and cancellation of the corresponding Commodity Contracts. Refer to note 15 to the financial statements for the non-statutory and non-GAAP adjustments which reflect the results of this reversal.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
8. Commodity Securities (continued)

As at 31 December 2025, there were certain Commodity Securities awaiting settlement in respect of creations or redemptions with transaction dates before the year end and settlement dates in the following year:

- The amount receivable on Commodity Securities awaiting settlement is USD 24,169,443 (2024: USD 3,021,690).
- The amount payable on Commodity Securities awaiting settlement is USD 21,705,409 (2024: USD 28,606,209).

The below reconciliation of changes in the Commodity Securities, being liabilities arising from financing activities, includes only non-cash changes.

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Opening Commodity Securities	4,206,399,190	5,997,681,648
Securities Created	6,082,801,254	5,499,742,411
Securities Redeemed	(5,681,439,703)	(7,780,863,164)
Management Fee and Licence Allowance	(23,909,617)	(28,202,213)
Change in Fair Value	905,833,964	518,040,508
Closing Commodity Securities at Fair Value	5,489,685,088	4,206,399,190

9. Trade and Other Payables

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Manager Fees Payable	4,014,250	2,273,768

The fair value of these payables is equal to the carrying value. The Manager Fee Payable is due to be settled within 12 months of the year end.

10. Stated Capital

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
2 Shares of Nil Par Value, Issued at GBP 1 Each and Fully Paid	2	2

The Company can issue an unlimited capital of nil par value shares in accordance with its Memorandum of Association.

All Shares issued by the Company carry one vote per Share without restriction and carry the right to dividends. All Shares are held by WisdomTree Holdings Jersey Limited ("HoldCo").

11. Related Party Disclosures

Entities and individuals which have significant influence over the Company, either through ownership or by virtue of being a director of the Company are considered to be related parties. In addition, entities with common ownership to the Company and entities with common directors are also considered to be related parties.

WisdomTree Commodity Securities Limited

Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025



11. Related Party Disclosures (continued)

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
<i>Fees charged by ManJer during the year:</i>		

ManJer Fees	30,512,967	33,850,068
-------------	------------	------------

The following balances were due to ManJer at the year end:

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
ManJer Fees Payable	4,014,250	2,273,768

At 31 December 2025, USD 2 is receivable from ManJer (2024: USD 2).

No director has a service contract with the Company. The directors of the Company who are employees within the WisdomTree, Inc. group do not receive separate remuneration in their capacity as directors of the Company. The directors of the Company who are employees of Apex and previously R&H Fund Services (Jersey) Limited do not receive separate remuneration in their capacity as directors of the Company, however Apex receives a fee from ManJer which includes services in respect of the Company, including for the provision of directors who are employees of Apex.

On 4th February 2025 R&H Fund Services (Jersey) Limited ("R&H") resigned as Administrator, and Apex Financial Services (Alternative Funds) Limited were appointed as Administrator. Vinod Rajput, Elizabeth Casely, and Clivia Vuillemin (up to her date of resignation) are employees of Apex. During the period, Apex charged ManJer administration fees which include the Company and other entities for which the ManJer is the Manager and R&H and Apex are the Administrators. Apex total fees amounting GBP 1,324,915 (31 December 2024: GBP 1,209,042) translated in USD 1,781,746 (2024: USD 1,515,534), of which GBP 429,076 (2024: GBP 73,384) translated in USD 577,021 (31 December 2024: USD 91,987) was outstanding at the period end.

Timothy Darcy is an employee of WisdomTree Ireland Limited, a wholly owned subsidiary of WisdomTree, Inc. Peter Ziemba was an executive officer of WisdomTree, Inc. group and Bryan Governey is European General Counsel for the WisdomTree, Inc. group.

12. Financial Risk Management

The Company is exposed to a number of risks arising from its activities, including credit risk, settlement risk, liquidity risk and market risk. The Board is responsible for the overall risk management approach and for approving the risk management strategies and principles. The Board meets frequently to consider the risk exposures of the Company and to determine appropriate management policies. The risk management policies employed by the Company to manage these are discussed below.

The Commodity Securities are subject to normal market fluctuations and other risks inherent in investing in securities and other financial instruments. There can be no assurance that any appreciation in the value of securities will occur, and the capital value of an investor's original investment is not guaranteed. The value of investments may go down as well as up, and an investor may not get back the original amount invested.

The information provided below is not intended to be a comprehensive summary of all the risks associated with the Commodity Securities and investors should refer to the most recent Prospectuses for a detailed summary of the risks inherent in investing in the Commodity Securities. Any data provided should not be used or interpreted as a basis for future forecast or investment performance.

(a) Credit Risk

Credit risk primarily refers to the risk that Authorised Participants or the Commodity Contract Counterparties will default on their contractual obligations resulting in financial loss.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

12. Financial Risk Management (continued)

(a) Credit Risk (continued)

There are compulsory redemption provisions as outlined in the prospectus that can be triggered by the Company or the Commodity Contract Counterparties in certain circumstances whereby a compulsory redemption of all Commodity Securities in issue would be undertaken.

The total carrying amounts of the commodity contracts, amounts receivable awaiting settlement and trade and other receivables best represent the maximum credit risk exposure at the Statement of Financial Position date. At the reporting date the Company's commodity contracts amounts, receivable awaiting settlement and trade and other receivables are detailed on the Statement of Financial Position.

The value of Commodity Securities and the ability of the Company to repay the redemption price is dependent on the receipt of such amount from the Commodity Contract Counterparties and may be affected by the credit rating attached to each Commodity Contract Counterparty. Currently the Company has two Commodity Contract Counterparties, Merrill Lynch International and Citigroup Global Markets Limited. At the reporting date the exposure to the Commodity Contract Counterparties was split approximately 58% and 42% (2024: 63% and 37%), respectively.

In the event that a Commodity Contract Counterparty was to default, the Company would only transact with the non-defaulting Commodity Contract Counterparty. Furthermore, the Company could use the proceeds resulting from the sale of the collateral (see below) to transact with the non-defaulting Commodity Contract Counterparty to replace the affected Commodity Contracts where possible.

To cover the credit risk under the Commodity Contracts, the Commodity Contract Counterparties are obliged to place an amount of collateral, equal to or greater than the exposure, into a pledged account with a third party custodian, being the Bank of New York Mellon (the "Collateral Custodian"). The level of collateral deposited into the pledged account is assessed against the total outstanding value of the Commodity Contracts outstanding at the end of the previous trading day, which on the 31 December 2025 totalled USD 5,505,854,555 (2024: USD 4,232,813,234), with collateral pledged with a total value of USD 5,710,927,112 (2024: USD 4,356,393,872).

The collateral held with the Collateral Custodian is held in accounts in the names of the Commodity Contract Counterparties. The Company publishes the collateral posted by the Commodity Contract Counterparties each day on its website (<http://www.wisdomtree.eu/pricing>). In the event that a Commodity Contract Counterparty defaults on its payment obligations, the Company is entitled to exercise control over the collateral amounts placed in the pledged account.

The realised value of the collateral may differ from the amount owed by the Commodity Contract Counterparties, as prices fluctuate intraday (i.e. from the last point the exposure and collateral were valued). The collateral posted by the Commodity Contract Counterparties can include cash invested in Eligible Money Market Funds with a minimum rating of AAA, publicly traded debt securities with a minimum rating of A- or in eligible equities (that in summary also meet these minimum requirements). These collateral schemes also apply strict margins and concentration limits (both by Issuer and Jurisdiction) to reduce the risk of such a loss, but do not completely remove it. Full details of "Eligible Collateral" can be found in the Company's prospectus.

The collateral pledged with the Collateral Custodian is re-assessed on a daily basis to ensure that the value of the collateral in the pledged account is sufficient relative to value of the Commodity Contracts outstanding and to ensure that the eligibility criteria for the collateral continues to be met on a daily basis. Should the quality of the underlying collateral change on any day, it is removed from the collateral account and replaced with collateral that meets the eligibility criteria.

The Board monitors credit risk exposure, including through an assessment of the credit rating of the Commodity Contract Counterparties (Citigroup: A+ (2024: A+) (Fitch, 15 August 2025) and Merrill Lynch: AA (2024: AA) (Fitch, 03 June 2025)), in order to ensure the Company's exposure is managed, and has continued to do so more closely with a focus on any potential impact of, or developments relating to geopolitical uncertainty.

(b) Settlement Risk

Settlement risk refers to the possibility that an Approved Applicant or the Custodian may fail to honour their contractual settlement obligations, which could result in financial loss.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

12. Financial Risk Management (continued)

(b) Settlement Risk (continued)

The directors believe that settlement risk would only be caused by the risk of the Company's trading counterparty not delivering cash, Commodity Contracts or Commodity Securities on the settlement date. The directors believe that this risk is mitigated as a result of the cash or Commodity Securities settling through the CREST system. The system ensures that the transaction does not settle until both parties have fulfilled their contractual obligations. Amounts outstanding in respect of positions yet to settle are disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements.

(c) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities as they fall due. The Company's payables are all payable on demand and generally settled on a short-term basis. In addition, amounts in respect of the Management Fee, Licence Allowance and creation and redemption fees are transferred from the relevant counterparties directly to ManJer and there are no cash flows through the Company.

The Commodity Securities do not have a contractual maturity date and will only be redeemed at the request of the holder of the security, which may be requested at any time, or in the case of a compulsory redemption. Generally, only Authorised Participants can submit applications and redemptions directly with the Company.

Furthermore, liquidity risk of the Company is mitigated because the timing of redemptions of the Commodity Securities and Commodity Contracts are matched, therefore the Company does not have to wait for a longer-term contract to mature in order to pay its debts to ex-security holders. Furthermore, while the agreements with the Commodity Contract Counterparties include limits (both daily and in the aggregate) on the issue and cancellation of Commodity Contracts, the Company is not obliged to issue and redeem Commodity Securities in excess of those limits under the terms of the security agreement. Consequently, the Company has not presented any quantitative information in respect of liquidity risk.

(d) Capital Management

The primary objective of the Company's capital management policy is to ensure that it maintains sufficient resources for operational purposes. The capital being managed is the Stated Capital as presented in the Statement of Changes in Equity. Retained Earnings and the Revaluation Reserve, as presented in the Statement of Changes in Equity, are not considered managed capital as these balances relate to unrealised gains and losses on Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and Commodity Securities, which are reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and the related cancellation of Commodity Contracts and will therefore not be realised. The Company is not subject to any capital requirements imposed by a regulator and there were no changes in the Company's approach to capital management during the year.

The Company's principal activity is the issue and listing of Commodity Securities. These Commodity Securities are issued and redeemed as demand requires. The Company holds a corresponding number of Commodity Contracts which matches the total liability of the Commodity Securities issued. ManJer supplies or arranges for the supply of all management and administration services to the Company and pays all management and administration costs of the Company. In return for these services the Company has an obligation to remunerate ManJer, which under the terms of the service agreement is equal to the aggregate of the Management Fee, Licence Allowance and creation and redemption fees earned.

As all Commodity Securities in issue are supported by an equivalent number of Commodity Contracts held with the Commodity Contract Counterparties and the running costs of the Company are paid by ManJer, the directors of the Company consider the capital management and its current capital resources are adequate to maintain the ongoing listing and issue of Commodity Securities.

(e) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices (such as index and equity prices, interest rates and foreign exchange rates) will affect the Company's income or the value of its financial instruments held or issued.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

12. Financial Risk Management (continued)

(e) Market Risk (continued)

i) Price Risk

As described above, Commodity Securities provide investors with long or short exposure to the performance of the relevant commodity index. The value of the Company's liability in respect of the Commodity Securities fluctuates according to the performance of the underlying commodity index and the risk of such change in price is managed by the Company by entering into Commodity Contracts with the Commodity Contract Counterparties which match the liability. Whilst the Commodity Securities are quoted on the open market, the Company's ultimate liability relates to its contractual obligations to issue and redeem Commodity Securities at set prices on each trading day. The Company measures the Commodity Securities at their fair value in accordance with IFRS 13 rather than at the Contractual Value (as described in the Prospectus). The gain or loss on the difference between the value of the Commodity Contracts and the fair value of Commodity Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and cancellation of the corresponding Commodity Contracts. Refer to note 8 to the financial statements for the further details regarding fair values.

The Company therefore bears no residual financial risk on a contractual basis from a change in the value of a commodity, commodity index or currency by reference to the futures price. Furthermore, the impact of price sensitivity is considered immaterial to these financial statements.

However, there is an inherent risk from the point of view of investors as the values of commodities, and thus the value of the Commodity Securities, may vary widely due to, amongst other things, changing supply or demand for a particular commodity, government and monetary policy or intervention, interest rate levels and global or regional political, economic or financial events. The market price of Commodity Securities is (and will remain) a function of supply and demand amongst investors wishing to buy and sell Commodity Securities and the bid-offer spread that the market makers are willing to quote. This is highlighted further in note 15 to the financial statements, and below under the Fair Value Hierarchy.

ii) Interest Rate Risk

The multiplier used in the pricing of the Commodity Contracts or the Commodity Securities takes into account the incremental capital enhancement component of the Commodity Security, which includes the impact of interest rates. This incremental capital enhancement component of the Commodity Contracts and Commodity Securities is attributable to the security holder. As a result, the Company does not have significant exposure to interest rate risk.

iii) Currency Risk

The directors do not consider the Company to have a significant exposure to currency risk arising from the current economic uncertainties facing a number of countries around the world as the gains or losses on the liability represented by the Commodity Securities are matched economically by corresponding losses or gains attributable to the Commodity Contracts.

(f) Sensitivity Analysis

IFRS 7 requires disclosure of a sensitivity analysis for each type of market risk to which the Company is exposed to at the reporting date, showing how profit or loss and equity would have been affected by a reasonably possible change to the relevant risk variable.

The Company's obligations and liability in respect of Commodity Contracts and Commodity Securities, respectively, relates to its contractual obligations to issue and redeem Commodity Securities at set prices on each trading day. The fair value of each creation and redemption of Commodity Securities is recorded using the price by reference to the value of the commodity indices calculated and published by Bloomberg. However, under IFRS 13, the liability is recorded at fair value (being the on-exchange price) which results in a mismatch. As described in note 15 to the financial statements this mismatch is reversed on the redemption of Commodity Securities.

As a result, the Company's contractual and economic liability in connection with the issue and redemption of Commodity Securities is matched by movements in corresponding Commodity Contracts. Whilst sensitivity analysis could be performed on this mismatch, the Company does not have any net exposure to market price risk. Furthermore the result of the numeric sensitivity is considered not material by the directors and in their opinion, no sensitivity analysis is required to be disclosed.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025
12. Financial Risk Management (continued)*(g) Fair Value Hierarchy*

Level 1 fair value based on quoted prices in active markets for identical assets.

Level 2 fair values based on valuation techniques using observable inputs other than quoted prices.

Level 3 fair values based on valuation techniques using inputs that are not based on observable market data.

Categorisation within the hierarchy is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement of each relevant asset/liability.

The Company is required to use the available on-market price as the Commodity Securities are quoted and traded on the open market. Where the market on which the Commodity Securities prices are quoted is determined to be active at the relevant reporting date, the Commodity Securities are classified as Level 1 financial liabilities. Where the market on which the Commodity Securities prices are quoted is determined to be inactive at the relevant reporting date, the Commodity Securities are classified as Level 2 financial liabilities. The Company values the Level 2 Commodity Securities using the unadjusted market price available at each reporting date. This is considered to most appropriately reflect the price at which transactions would occur as at the reporting date.

The Company's rights in respect of Commodity Contracts relate to its contractual obligations to issue and redeem Commodity Securities at set prices on each trading day. These prices are based on an agreed formula (set out in the Prospectus), and are equal to the published NAVs of each class of Commodity Security. Therefore, Commodity Contracts are classified as Level 2 financial assets, as the value is calculated using third party pricing sources supported by observable, verifiable inputs.

The Commodity Contracts are priced by reference to the value of the commodity indices calculated and published by Bloomberg L.P. or Bloomberg Finance L.P. (together "Bloomberg") and a multiplier calculated by the Company and agreed with the Commodity Contract Counterparties. The multiplier takes into account the daily accrual of the Management Fee and Licence Allowance and swap spread as well as the capital adjustment component of the Commodity Security, and is the same across all Commodity Securities of the same type (i.e. all classic Commodity Securities use the same multiplier). This price (the Contractual Value calculated based on the formula set out in the Prospectus) is considered to be the fair value of the Commodity Contracts.

The categorisation of the Company's assets and (liabilities) are as shown below:

	Fair Value as at 31 December	
	2025	2024
	USD	USD
Level 1		
Commodity Securities	<u>(5,489,685,088)</u>	<u>(4,206,399,190)</u>
Level 2		
Commodity Securities	-	(9,874,344)
Commodity Contracts	<u>5,418,735,641</u>	<u>4,205,844,628</u>
	<u>5,418,735,641</u>	<u>4,195,970,284</u>

The Commodity Securities and the Commodity Contracts are recognised at fair value upon initial recognition and revalued to fair value in line with the Company's accounting policy. There are no assets or liabilities classified in Level 3. Transfers between levels would be recognised if there was a change in circumstances that prevented public information in respect of Level 1 inputs from being available. Any such transfers would be recognised on the date of the change in circumstances that cause the transfer. Transfers between levels may also be recognised if the primary market on which the Commodity Securities prices are quoted was determined to be inactive at the relevant reporting date. The Company considers both the last trade date and trading volumes during the 5 trading days leading up to each reporting date to determine if the market for a particular Commodity Security is active. Transfers as a result of the analysis of the activity levels of the market are identified and recognised at each reporting date.

There were no transfers or reclassifications between Level 1 and Level 2 for any of the assets during the year or at the reporting date (2024: none). As at 31 December 2025, Commodity Securities with a fair value of USD nil (2024: USD 21,772,156) were transferred from Level 1 to Level 2 and Commodity Securities with a fair value of USD 13,580,500 (2024: nil) were transferred from Level 2 to Level 1.

WisdomTree Commodity Securities Limited



Notes to the Financial Statements (continued) For the year ended 31 December 2025

13. Ultimate Controlling Party

In accordance with the disclosure requirements of IFRS the directors have determined that no entity meets the definition of immediate parent or ultimate controlling party. The holder of issued equity shares is Electra Target HoldCo Limited, a Jersey registered company. WisdomTree, Inc (formerly WisdomTree Investments, Inc) is the ultimate controlling party of HoldCo.

14. Subsequent Events

The Directors have evaluated events occurring after the reporting date up to the date of approval of these financial statements and have determined that there were no events subsequent to 31 December 2025 that require adjustment to, or disclosure in, the financial statements. No matters have arisen that would materially affect the Company's financial position, performance, or the presentation of these financial statements.

15. Non-GAAP and Non-Statutory Information

As a result of the mis-match in the accounting valuation of Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and Commodity Securities (as disclosed in notes 7 and 8 to the financial statements) the profits and losses and comprehensive income of the Company presented in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income reflect gains and losses which represent the movement in the cumulative difference between the value of the Commodity Contracts and the price of Commodity Securities.

The Statement of Changes in Equity also reflects the fair value movements on both the Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and the Commodity Securities. These gains or losses on the difference between the value of the Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and the price of Commodity Securities would be reversed on a subsequent redemption of the Commodity Securities and cancellation of the corresponding Commodity Contracts.

Furthermore, each class of Commodity Security is issued under limited recourse arrangements whereby the holders have recourse only to the relevant Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and not to the Commodity Contracts of any other class of Commodity Security or to the Company. As a result, the Company does not make gains from trading in the underlying Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) and, from a commercial perspective (with the exception of the impact of Management Fees and Licence Allowance) gains and losses in respect of Commodity Contracts (held to support the Commodity Securities) will always be offset by a corresponding loss or gain on the Commodity Securities and the Company does not retain any net gains or losses.

The mismatched accounting values are as shown below:

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Change in Fair Value of Commodity Contracts	835,439,079	532,834,351
Change in Fair Value of Commodity Securities	(905,833,964)	(518,040,509)
	(70,394,885)	14,793,842

To reflect the commercial results, the Company has presented below a non-GAAP and non-Statutory Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income and Statement of Changes in Equity for the period which reflect an Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Commodity Securities, together with those gains or losses being transferred to a separate reserve which is deemed non-distributable.

WisdomTree Commodity Securities Limited


Notes to the Financial Statements (continued)
For the year ended 31 December 2025

15. Non-GAAP and Non-Statutory Information (continued)

(a) Non-GAAP and Non-Statutory Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income

	Year ended 31 December 2025 USD	Year ended 31 December 2024 USD
Income	30,512,967	33,850,068
Expenses	(30,512,967)	(33,850,068)
Result Before Fair Value Movements	-	-
Change in Fair Value of Commodity Contracts	835,439,079	532,834,351
Change in Fair Value of Commodity Securities	(905,833,964)	(518,040,509)
(Loss) / Profit for the Year	(70,394,885)	14,793,842
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Commodity Securities	70,394,885	(14,793,842)
Adjusted Result	-	-

(b) Non-GAAP and Non-Statutory Statement of Changes in Equity

	Stated Capital USD	Retained Earnings USD	Revaluation Reserve ⁴ USD	Total Equity USD	Adjusted Total Equity USD
Balance at 1 January 2024	2	-	(15,348,404)	(15,348,402)	2
Result and Total Comprehensive Income(Expense) for the Year	-	14,793,842	-	14,793,842	14,793,842
Transfer to Revaluation Reserve	-	(14,793,842)	14,793,842	-	-
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Commodities Securities	-	-	-	-	(14,793,842)
Balance at 31 December 2024	2	-	(554,562)	(554,560)	2

	Share Capital USD	Retained Earnings USD	Revaluation Reserve ⁴ USD	Total Equity USD	Adjusted Total Equity USD
Balance at 1 January 2025	2	-	(554,562)	(554,560)	2
Result and Total Comprehensive Income(Expense) for the Year	-	(70,394,885)	-	(70,394,885)	(70,394,885)
Transfer to Revaluation Reserve	-	70,394,885	(70,394,885)	-	-
Adjustment from Market Value to Contractual Value (as set out in the Prospectus) of Commodities Securities	-	-	-	-	70,394,885
Balance at 31 December 2025	2	-	(70,949,447)	(70,949,445)	2

⁴ This represents the difference between the value of Commodity Contracts and the price of Commodity Securities.

(5) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当ありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当ありません。

【投資不動産明細表】

該当ありません。

【その他投資資産明細表】

保有単一商品契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
アルミニウム	16,440,254	60,801,083.81	9,520,841.71	36,100,450.38	565,360.43	64,411,534	10,086,202.14
ブレント原油	13,103,028	624,790,420.16	97,835,931.89	13,206,254.13	2,067,967.33	611,584,166	95,767,064.56
金	2,639,713	68,423,280.73	10,714,401.53	45,289,566.07	7,091,893.15	113,712,847	17,806,294.68
カーボン	2,145,683	45,551,952.47	7,132,980.24	23,531,711.55	3,684,830.71	69,083,664	10,817,810.95
カルフォルニアカーボン	187,379	5,100,323.87	798,659.71	334,249.26	52,340.09	5,434,573	850,999.81
生体牛	273,290	2,055,583.08	321,883.76	549,340.45	86,035.31	2,605,014	407,919.07
ココア	2,881,152	45,251,403.81	7,085,917.32	15,228,249.91	2,384,591.65	30,023,154	4,701,325.67
コーヒー	631,813	29,885,359.72	4,679,748.48	13,687,392.14	2,143,308.74	43,572,752	6,823,057.21
銅	28,865,846	959,560,706.67	150,257,611.06	473,153,955.20	74,091,177.84	1,432,714,662	224,348,788.90
とうもろこし	1,053,703	21,621,417.31	3,385,697.74	1,763,621.50	276,165.49	19,857,796	3,109,532.25
綿花	4,550,192	11,310,618.26	1,771,129.71	1,277,006.26	199,966.41	10,033,612	1,571,163.30
原油	72,292,080	692,875,103.93	108,497,312.52	52,787,537.90	8,266,000.56	640,087,566	100,231,311.96
灯油	156,652	3,517,011.04	550,728.76	116,997.33	18,320.61	3,634,008	569,049.37
赤身豚肉	104,304	3,149,296.79	493,148.38	275,259.52	43,106.02	3,424,576	536,254.40
鉛	87,022	1,516,634.98	237,489.87	6,619.92	1,036.61	1,523,255	238,526.48
天然ガス	17,101,872	111,089,549.52	17,395,512.56	9,478,775.32	1,484,281.43	101,610,774	15,911,231.13
ニッケル	8,438,994	117,000,450.30	18,321,100.51	7,067,578.69	1,106,712.15	124,068,029	19,427,812.66
銀	2,275,991	56,960,620.71	8,919,463.60	74,811,078.28	11,714,666.75	131,771,699	20,634,130.34
大豆	571,286	14,117,864.49	2,210,716.40	529,816.12	82,963.91	14,647,681	2,293,680.31
大豆油	276,059	1,511,913.61	236,750.55	298,470.55	46,737.50	1,810,834	283,488.05
砂糖	1,213,483	13,811,208.86	2,162,697.20	1,826,159.19	285,958.27	11,985,050	1,876,738.93
錫	79,693	4,971,906.57	778,550.86	2,424,112.90	379,591.84	7,396,091	1,158,142.69
ガソリン	89,272	4,618,692.62	723,241.08	200,012.09	31,319.89	4,418,681	691,921.18
小麦	5,389,080	109,064,397.80	17,078,394.05	17,208,406.54	2,694,664.38	91,885,991	14,383,729.67
農産物及び家畜以外	251,394	3,495,216.20	547,315.90	460,111.31	72,048.83	3,955,328	619,364.73
亜鉛	1,334,617	13,136,416.14	2,057,038.45	1,065,526.15	166,850.74	14,201,987	2,223,889.19
小計		3,025,188,478	473,714,264	534,236,323	83,656,066	3,559,424,801	557,370,330

保有マイクログ商品

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
アルミニウム	1	3	0.52	1	0	4	1
ブレンド原油	1	51	7.93	(4)	(1)	47	7
金	1	27	4.20	16	3	43	7
カーボン	1	24	3.76	8	1	32	5
生体牛	1	7	1.15	2	0	10	1
ココア	1	18	2.82	(8)	(1)	10	2
コーヒー	1	54	8.51	15	2	69	11

銅	1	36	5.66	13	2	50	8
とうもろこし	1	21	3.31	(2)	(0)	19	3
綿花	1	2	0.39	(0)	(0)	2	0
原油	1	10	1.55	(1)	(0)	9	1
灯油	1	22	3.20	1	0	23	4
赤身豚肉	1	31	4.83	2	0	33	5
鉛	1	18	2.74	(0)	(0)	18	3
天然ガス	1	8	1.24	(2)	(0)	6	1
ニッケル	1	14	2.17	1	0	15	2
プラチナ	1	24	3.70	-	-	24	4
銀	1	25	3.84	33	5	58	9
大豆	1	25	3.88	1	0	26	4
大豆油	1	6	0.87	1	0	7	1
砂糖	1	12	1.88	(2)	(0)	10	2
錫	1	65	10.14	28	4	93	15
ガソリン	1	52	8.19	(3)	(0)	49	8
小麦	1	21	3.25	(4)	(1)	17	3
亜鉛	1	10	1.53	1	0	17	3
より長期のマイ クロ ココア	1,000,000	10	0.00	1	0	11	2
カルフォルニア カーボン	1,000,000	4	0.58	(4)	(1)	0	0
小計		588	92	94	15	682	107

保有商品指数契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
農産物商品指数	25,134,828	152,285,905.09	23,846,449.88	5,016,225.00	785,490.67	147,269,680	23,060,959.20
総合商品指数	7,166,882	79,921,176.89	12,514,857.09	11,530,935.06	1,805,629.12	94,452,112	14,320,486.21
エネルギー商品 指数	22,211,630	76,783,787.62	12,023,573.30	6,303,493.62	987,064.007	70,480,294	2,429,843.91
穀物商品指数	4,758,802	16,723,631.00	2,618,753.38	1,206,395.46	188,909.46	15,517,236	2,429,843.91
産業用金属商品 指数	52,108,197	829,783,748.20	129,935,837.13	95,858,744.10	15,010,520.74	925,642,492	144,946,357.87
畜産物商品指数	425,459	1,248,198.35	195,455.38	213,305.20	36,220.08	1,479,504	231,675.46
石油商品指数	322,161	6,076,976.63	951,593.77	148,254.06	23,215.10	5,928,723	928,378.67
貴金属商品指数	2,304,403	58,692,442.89	9,190,649.63	57,474,416.40	8,999,876.58	116,166,589	18,190,526.22
穀物以外農産物 商品指数	668,382	4,548,434.73	712,239.39	2,262.45	354.28	4,546,172	711,885.12
小計		1,226,062,301	191,989,409	152,418,500	23,867,213	1,378,482,802	215,856,622
保有商品契約合 計		4,251,263,368	665,703,765	686,654,917	107,523,294	4,937,908,285	773,227,058

年度末における未決済単一商品契約

契約	締結済み契約 数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
アルミニウム	38,000	148,139	23,297.12	(59)	9.27	148,080	23,187.84
ブレント原油	15,400	725,114	113,545.66	(801)	125.48	724,313	113,420.17
金	-	-	-	-	-	-	-
カーボン	-	-	-	-	-	-	-
生体牛	-	-	-	-	-	-	-
ココア	21,100	219,886	34,432.01	(132)	20.65	219,755	34,411.37
コーヒー	-	-	-	-	-	-	-
銅	68,400	(3,358,443)	525,898.63	(2,924)	458.82	(3,361,367)	526,356.46
とうもろこし	7,500	141,478	22,154.08	(85)	13.29	141,393	22,140.79
綿花	-	-	-	-	-	-	-
原油	175,500	1,568,268	245,575.08	(627)	98.19	1,567,641	245,476.89
灯油	-	-	-	-	-	-	-
赤身豚肉	-	-	-	-	-	-	-
鉛	-	-	-	-	-	-	-
天然ガス	46,700	282,724	44,271.70	(430)	67.28	282,294	44,204.42
ニッケル	(77,200)	(1,146,782)	179,574.55	(459)	71.92	(1,147,241)	179,646.47

銀	(22,000)	(1,347,735)	211,041.85	(809)	126.66	(1,348,544)	211,168.50
大豆	4,200	109,246	17,106.86	(66)	10.26	109,181	17,098.60
大豆油	-	-	-	-	-	-	-
砂糖	-	-	-	-	-	-	-
錫	-	-	-	-	-	-	-
ガソリン	-	-	-	-	-	-	-
小麦	-	-	-	-	-	-	-
農産物及び家畜 以外	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛	-	-	-	-	-	-	-
小計		(2,658,104)	(416,233)	(6,391)	(1,001)	(2,664,495)	(417,233)

年度末における未決済商品指数契約

契約	締結済み契約 数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
農産物商品指数	-	-	-	-	-	-	-
総合商品指数	123,500	1,606,883	251,621.74	(643)	100.61	1,606,240	251,521.13
エネルギー商品指 数	-	-	-	-	-	-	-
穀物商品指数	-	-	-	-	-	-	-
産業用金属商品指 数	736,000	13,079,427	2,048,107.55	(5,230)	818.92	13,074,198	2,047,288.63
生体牛商品指数	-	-	-	-	-	-	-
石油商品指数	-	-	-	-	-	-	-
貴金属商品指数	-	-	-	-	-	-	-
穀物以外農産物商 品指数	-	-	-	-	-	-	-
		14,686,310	2,299,729	(5,872)	(920)	14,680,438	2,298,810
決済予定の商品契 約合計		12,028,206	1,883,497	(12,264)	(1,920)	12,015,942	1,881,576
商品契約合計		4,263,281,573	667,587,262	686,642,654	107,521,373	4,949,924,227	775,108,635

保有期先単一商品契約

契約	締結済み 契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期先ブレント原油	15,535	816,546.06	127,862.95	11,234.45	1,759.20	827,781	129,622.15
期先原油	42,080	2,672,015.09	418,410.84	442,172.12	69,239.73	2,229,843	349,171.11
小計		3,488,561	546,274	(430,938)	(67,481)	3,057,623	478,793

保有期先マイクロ商品契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期先原油	1	61	9.61	(8)	(1)	53	8
より長期間の 期先鉛	1,000,000	(0)	0.05	0	0	0	0
期先灯油	1	46	7.14	-	-	46	7
期先赤身豚肉	1	8	1.19	-	-	8	1
期先生体牛	1	13	1.99	-	-	13	2

期先天然ガス	1	2	0.38	-	-	2	0
小計		129	20	(8)	(1)	122	19

保有期先商品指数契約

契約	締結済み 契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期先エネルギー商品指数	26,224	712,834.99	111,662.83	74,519.40	11,668.99	638,316	99,953.84
期先農産物商品指数	167,854	1,917,402.11	300,246.00	17,667.40	2,766.54	1,899,735	297,479.46
期先総合商品指数	56,008	1,486,893.81	232,832.70	346,694.95	54,288.96	1,833,589	287,121.66
期先産業用金属商品指数	47,129	1,054,444.29	165,115.43	209,828.36	32,857.02	1,264,273	197,972.45
小計		5,171,575	809,817	464,337	72,710	5,635,912	882,527
保有期先契約合計		8,660,266	1,356,111	33,391	5,229	8,693,657	1,361,340

年度末における未決済保有期先契約

契約	締結済み 契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期先ブレント原油	-	-	-	-	-	-	-
期先原油	-	-	-	-	-	-	-
期先エネルギー	-	-	-	-	-	-	-
期先農産物	-	-	-	-	-	-	-
期先総合商品	-	-	-	-	-	-	-
期先産業用金属商品	-	-	-	-	-	-	-
決済予定の商品契約 合計		-	-	-	-	-	-
保有期先契約合計		8,660,266	1,356,111	33,391	5,229	8,693,657	1,361,340

保有ショート単一商品契約

契約	締結済み 契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
ショートブレント原油	281,512	4,076,622.58	638,358.33	535,251.11	83,814.97	4,611,874	722,173.30
ショート金	892,269	9,569,512.32	1,498,491.34	2,329,606.49	364,793.08	7,239,915	1,133,698.26
ショート銅	61,367	891,061.17	139,531.27	180,812.41	28,313.42	710,249	111,217.85
ショート天然ガス	8,063	1,420,736.31	222,473.10	2,752,468.39	431,009.03	4,173,205	653,482.12
ショートニッケル	75,466	456,929.32	71,550.56	26,385.03	4,131.63	483,314	75,682.19
ショート原油	578,207	9,343,313.44	1,463,069.45	1,413,148.40	221,284.91	10,756,462	1,684,354.36
ショート銀	2,613,393	9,607,132.43	1,504,380.87	3,029,893.63	474,451.04	6,577,239	1,029,929.82
小計		35,365,317	5,537,855	(813,060)	(127,317)	34,552,257	5,410,538

保有ショート商品指数契約

契約	締結済み 契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の 公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
ショート総合 商品指数	13,259	763,909.05	119,620.52	80,971.28	12,679.29	682,938	106,941.23
ショート産業 用金属商品指 数	17,260	498,999.05	78,138.26	77,687.39	12,165.07	421,312	65,973.19
小計		1,262,908	197,759	(158,659)	(24,844)	1,104,249	172,914
保有ショート商品契約合計		36,628,225	5,735,614	(971,718)	(152,161)	35,656,506	4,483,452

年度末における未決済ショート商品契約		購入時における公正価格				公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
契約	締結済み契約数	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
ショートブレンド原油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ショート金	29,500	236,985	37,109.56	(95)	14.84	236,891	37,094.72		
ショート銅	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ショート天然ガス	(590)	(286,390)	44,845.79	(274)	42.91	(286,664)	44,888.70		
ショートニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ショート原油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ショート銀	342,000	832,506	130,362.13	(333)	52.12	832,173	130,310.01		
ショート総合商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ショート産業用金属商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決済予定のショート商品契約		783,102	112,626	(702)	(110)	782,400	122,516		
ショート商品契約合計		72,776,643	11,396,095	(1,785,480)	(279,588)	70,991,163	11,116,506		

保有レバレッジ単一商品契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
レバレッジアルミニウム	2,681,882	6,120,673.49	958,436.26	1,163,632.07	182,213.15	7,284,306	1,140,649.41
レバレッジブレンド原油	432,583	19,051,763.72	2,983,315.68	1,683,802.37	263,666.61	17,367,961	2,719,649.07
レバレッジ金	285,035	26,828,003.95	4,200,997.14	33,901,666.94	5,308,662.03	60,729,671	9,509,659.16
レバレッジコーヒー	2,271,816	4,773,238.43	747,441.41	4,022,199.67	629,836.25	8,795,438	1,377,277.65
レバレッジココア	745,407	48,894,939.39	7,656,458.56	22,124,587.54	3,464,489.16	26,770,352	4,191,969.40
レバレッジ銅	1,382,820	6,892,903.95	1,079,359.83	8,646,018.07	1,353,879.97	15,538,922	2,433,239.80
レバレッジとうもろこし	4,136,287	4,964,148.64	777,336.04	470,438.46	73,665.96	4,493,710	703,670.08
レバレッジ天然ガス	469,666,920	16,262,813.83	2,545,028.12	4,153,865.20	650,453.75	12,098,949	1,894,574.37
レバレッジニッケル	623,192	9,196,162.96	1,440,025.59	759,537.41	118,935.96	9,955,690	1,558,961.56
レバレッジ原油	10,583,821	100,449,101.99	15,729,324.88	11,944,497.20	1,870,399.82	88,504,605	13,858,936.06
レバレッジプラチナ	5,324,405	6,139,428.34	961,373.08	24,553,425.34	3,844,820.87	30,692,854	4,806,193.96
レバレッジ銀	3,218,715	14,503,412.05	2,271,089.29	105,075,151.12	16,453,717.91	90,571,739	14,182,628.62
レバレッジ砂糖	1,216,906	3,703,003.92	579,853.38	1,034,746.33	162,030.93	2,668,258	417,822.45
レバレッジ小麦	2,252,506	8,781,320.21	1,375,066.93	2,944,569.67	461,090.16	5,836,751	913,976.77
小計		247,544,081	38,762,928	133,765,124	20,946,281	381,309,205	59,709,208

保有レバレッジ商品指数契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
レバレッジ農産物商品指数	242,926	1,928,546.56	301,991.11	253,108.14	39,534.20	1,675,438.42	262,356.90
レバレッジ石油商品指数	44,148	1,662,150.93	260,276.21	284,765.94	44,591.50	1,377,384.99	215,684.72
小計		3,590,697	562,267	(537,874)	(84,226)	3,052,823	478,042
保有レバレッジ商品契約合計		251,134,778	39,325,195	133,227,250	20,862,055	384,362,028	60,187,250

年度末における未決済保有レバレッジ証券

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
レバレッジアルミニウム	-	-	-	-	-	-	-
レバレッジブレンド原油	(72,000)	(288,960)	45,248.29	(116)	18.12	(289,076)	45,266.41
レバレッジ金	(2,200)	(478,165)	74,875.80	(382)	59.88	(478,547)	74,935.67
レバレッジコーヒー	-	-	-	-	-	-	-
レバレッジココア	(10,500)	(376,248)	58,916.67	(560)	87.70	(376,808)	59,004.36
レバレッジ銅	15,800	184,004	28,813.12	(147)	23.03	183,856	28,790.08
レバレッジとうもろこし	-	-	-	-	-	-	-
レバレッジ天然ガス	(13,581,800)	(359,682)	56,322.60	(144)	22.55	(359,826)	56,345.15
レバレッジニッケル	(25,000)	(407,914)	63,875.31	(327)	51.15	(408,241)	63,926.46
レバレッジ原油	(316,900)	(2,667,065)	417,635.66	(1,067)	167.13	(2,668,132)	417,802.79
レバレッジプラチナ	235,200	1,623,796	254,270.25	(1,298)	203.29	1,622,498	254,066.96
レバレッジ銀	(222,500)	(7,129,692)	1,116,438.47	(5,708)	893.81	(7,135,400)	1,117,332.29
レバレッジ砂糖	(12,500)	(26,770)	4,191.96	(22)	3.40	(26,792)	4,195.36
レバレッジ小麦	19,200	50,258	7,912.21	(40)	6.32	50,488	7,905.89
レバレッジ農産物	-	-	-	-	-	-	-
レバレッジガソリン	-	-	-	-	-	-	-
小計		(9,876,168)	(1,546,509)	(9,812)	(1,536)	(9,885,980)	(1,548,046)
レバレッジ商品契約合計		241,258,610	37,778,686	133,217,438	20,860,519	374,476,048	58,639,204

保有3倍レバレッジ商品指数契約

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
3倍ロングコーヒー	1,377,169	9,510,611.92	1,489,266.72	11,658,405.57	1,825,589.73	21,169,017	3,314,856.45
3倍ショートニッケル	37,182,893	-	-	-	-	-	-
3倍ロングニッケル	55,725	-	-	-	-	-	-
3倍ロング砂糖	4,017,709	21,989,605.62	3,443,352.34	6,907,746.37	1,081,684.00	15,081,859	2,361,668.34
3倍ロング小麦	142,440,818	28,209,254.55	4,389,100.97	12,165,036.64	1,904,923.09	15,864,218	2,484,177.88
小計		59,529,472	9,321,720	(7,414,377)	(1,161,017)	52,115,095	8,160,703

年度末における未決済保有3倍レバレッジ証券

契約	締結済み契約数	購入時における公正価格		公正価格の増減		財政状態計算書日現在の公正価格	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
3倍ロングコーヒー	(8,000)	(124,409)	19,481.16	(99)	15.54	(124,508)	19,406.71
3倍ロング砂糖	(86,600)	(323,562)	50,666.51	(259)	40.62	(323,821)	50,707.13
3倍ロング小麦	-	-	-	-	-	-	-
		(447,970)	(70,148)	(359)	(56)	(448,329)	(70,204)
3倍レバレッジ商品契約合計		59,081,502	9,251,572	(7,414,736)	(1,161,074)	51,666,766	8,090,499
契約合計		4,607,206,108	721,442,404	811,529,463	127,077,399	5,418,735,571	848,519,803
決済予定の商品契約合計		2,487,169	389,466	(23,135)	(3,623)	2,464,034	385,843
商品契約総合計		4,609,693,277	721,831,870	811,506,327	127,073,776	5,421,199,605	848,905,646

【借入金明細表】

該当ありません。

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(注)発行体は、その負債となる外国投資法人債券に一致する額の資産を保有しています。このため、各外国投資証券について、常に純資産額は、零となるため、併せて、1口当たりの資産額を記載しています。

WisdomTree天然ガス上場投資
信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	145,070,549.94	22,716,597
負債総額	145,070,549.94	22,716,597
純資産総額	-	-
発行済数量	25,556,704口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	5.68	888.87

WisdomTree WTI原油上場投資
信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	1,074,970,349.63	168,329,607
負債総額	1,074,970,349.63	168,329,607
純資産総額	-	-
発行済数量	75,574,136口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	14.22	2,227.34

WisdomTreeガソリン上場投資
信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	9,653,851.14	1,511,697
負債総額	9,653,851.14	1,511,697
純資産総額	-	-
発行済数量	117,472口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	82.18	12,868.57

WisdomTreeアルミニウム上場
投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	103,889,746.88	16,268,095
負債総額	103,889,746.88	16,268,095
純資産総額	-	-
発行済数量	22,604,057口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	4.60	719.70

WisdomTree銅上場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	1,683,758,242.49	263,659,703

負債総額	1,683,758,242.49	263,659,703
純資産総額	-	-
発行済数量	34,469,646口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	48.85	7,649.04

WisdomTreeニッケル上場投資
信託

(2025年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	141,552,246.12	22,165,666
負債総額	141,552,246.12	22,165,666
純資産総額	-	-
発行済数量	9,431,684口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	15.01	2,350.13

WisdomTree小麦上場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	166,763,278.02	26,113,462
負債総額	166,763,278.02	26,113,462
純資産総額	-	-
発行済数量	8,129,346口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	20.51	3,212.25

WisdomTreeとうもろこし上場
投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	77,946,119.31	12,205,583
負債総額	77,946,119.31	12,205,583
純資産総額	-	-
発行済数量	4,035,994	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	19.31	3,024.18

WisdomTree大豆上場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	20,686,467.61	3,239,294
負債総額	20,686,467.61	3,239,294
純資産総額	-	-
発行済数量	726,686口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	28.47	4,457.63

WisdomTreeブロード上場投資
信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	124,395,631.65	19,479,112
負債総額	124,395,631.65	19,479,112
純資産総額	-	-
発行済数量	7,832,082口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	15.88	2,487.09

WisdomTreeエネルギー上場投
資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	160,058,673.83	25,063,588
負債総額	160,058,673.83	25,063,588
純資産総額	-	-
発行済数量	31,271,667口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	5.12	801.48

WisdomTree産業用金属上場投
資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	1,117,987,117.53	175,065,603
負債総額	1,117,987,117.53	175,065,603
純資産総額	-	-
発行済数量	60,356,293口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	18.52	2,900.54

WisdomTree農産物上場投資信
託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	103,889,746.88	16,268,095
負債総額	103,889,746.88	16,268,095
純資産総額	-	-
発行済数量	22,604,057口	
1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	4.60	719.70

WisdomTree穀物上場投資信託

(2026年3月31日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
総資産額	36,442,279.37	5,706,497
負債総額	36,442,279.37	5,706,497
純資産総額	-	-
発行済数量	10,087,105口	

1単位当たりの純資産額 (/)	-	-
1単位当たりの資産額	3.61	565.72

第6【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における商品上場投資信託の発行及び償還の実績並びに下記の会計年度末現在の発行口数は、以下のとおりです（本邦内における発行及び償還はありません。）。

WisdomTree天然ガス上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2021年12月31日終了）	8,740,192,500	9,989,707,000	3,062,813,038
第17会計年度（2022年12月31日終了）	9,681,458,500	8,859,565,600	3,884,705,938
第18会計年度（2023年12月31日終了）	24,268,120,398	28,142,345,572	10,480,764
第19会計年度（2024年12月31日終了）	17,784,744	(13,947,344)	14,318,164
第20会計年度（2025年12月31日終了）	25,289,400	(22,505,692)	17,101,872

（注1）本邦内における発行口数、償還口数及び発行済口数はありません。以下同じです。

（注2）発行・償還口数については、会計年度末時点の未決済上場投資信託を含んでいません。以下同じです。

WisdomTree WTI原油上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2021年12月31日終了）	252,385,846	361,904,310	220,374,175
第17会計年度（2022年12月31日終了）	114,744,108	243,007,310	92,110,973
第18会計年度（2023年12月31日終了）	104,218,788	115,200,417	81,129,344
第19会計年度（2024年12月31日終了）	73,865,067	(100,028,085)	54,966,326
第20会計年度（2025年12月31日終了）	93,633,791	(76,308,037)	72,292,080

WisdomTreeガソリン上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2021年12月31日終了）	147,150	264,826	192,211
第17会計年度（2022年12月31日終了）	339,900	394,900	137,211
第18会計年度（2023年12月31日終了）	-146,800	-202,639	-81,372
第19会計年度（2024年12月31日終了）	63,100	(55,700)	88,772
第20会計年度（2025年12月31日終了）	68,900	(68,400)	89,272

WisdomTreeアルミニウム上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度（2021年12月31日終了）	54,065,722	54,849,241	13,485,361
第17会計年度（2022年12月31日終了）	67,747,393	37,767,463	43,465,291
第18会計年度（2023年12月31日終了）	35,393,873	29,770,460	49,088,704
第19会計年度（2024年12月31日終了）	12,927,663	(42,172,572)	19,843,795
第20会計年度（2025年12月31日終了）	26,085,299	(29,488,840)	16,440,254

WisdomTree銅上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第15会計年度（2020年12月31日終了）	20,189,277	18,059,691	10,765,746
第16会計年度（2021年12月31日終了）	29,283,004	26,508,554	13,540,196
第17会計年度（2022年12月31日終了）	16,112,323	14,924,300	14,728,219

第18会計年度(2023年12月31日終了)	52,956,413	30,854,212	36,830,420
第19会計年度(2024年12月31日終了)	43,083,102	(48,117,182)	31,796,340
第20会計年度(2025年12月31日終了)	33,503,884	(36,434,378)	28,865,846

WisdomTreeニッケル上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	14,411,042	33,197,538	10,600,129
第17会計年度(2022年12月31日終了)	9,039,458	12,166,500	7,473,087
第18会計年度(2023年12月31日終了)	4,610,323	5,421,936	6,661,474
第19会計年度(2024年12月31日終了)	3,478,484	(3,334,336)	6,805,622
第20会計年度(2025年12月31日終了)	3,069,267	(1,435,895)	8,438,994

WisdomTree小麦上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	154,408,306	160,918,100	70,569,099
第17会計年度(2022年12月31日終了)	164,068,100	101,488,700	133,148,499
第18会計年度(2023年12月31日終了)	94,636,080	223,939,089	3,845,490
第19会計年度(2024年12月31日終了)	1,195,690	(1,208,000)	3,833,180
第20会計年度(2025年12月31日終了)	2,345,500	(789,600)	5,389,080

WisdomTreeとうもろこし上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	98,562,536	113,036,128	23,750,447
第17会計年度(2022年12月31日終了)	94,377,300	95,518,900	22,608,847
第18会計年度(2023年12月31日終了)	14,361,351	36,036,277	933,921
第19会計年度(2024年12月31日終了)	808,770	(304,594)	1,438,097
第20会計年度(2025年12月31日終了)	946,053	(1,330,447)	1,053,703

WisdomTree大豆上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	1,898,642	1,804,000	581,819
第17会計年度(2022年12月31日終了)	2,316,700	2,341,200	557,319
第18会計年度(2023年12月31日終了)	150,350	358,583	349,086
第19会計年度(2024年12月31日終了)	196,300	(52,500)	492,886
第20会計年度(2025年12月31日終了)	403,000	(324,600)	571,286

WisdomTreeブロード上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	13,709,100	9,495,083	14,835,732
第17会計年度(2022年12月31日終了)	4,686,300	8,313,100	11,208,932
第18会計年度(2023年12月31日終了)	3,027,500	5,949,068	8,287,364
第19会計年度(2024年12月31日終了)	1,090,900	(2,006,743)	7,371,521
第20会計年度(2025年12月31日終了)	1,531,561	(1,736,200)	7,166,882

WisdomTreeエネルギー上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	29,307,229	19,787,011	23,021,432
第17会計年度(2022年12月31日終了)	21,857,500	29,236,000	15,642,932

第18会計年度(2023年12月31日終了)	37,300,470	40,471,172	12,472,230
第19会計年度(2024年12月31日終了)	9,839,500	(9,936,100)	12,375,630
第20会計年度(2025年12月31日終了)	25,695,000	(15,859,000)	22,211,630

WisdomTree産業用金属上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	39,690,109	14,243,880	40,352,874
第17会計年度(2022年12月31日終了)	24,286,201	26,818,119	37,820,956
第18会計年度(2023年12月31日終了)	11,013,758	17,702,624	31,132,090
第19会計年度(2024年12月31日終了)	29,945,278	(27,901,586)	33,175,782
第20会計年度(2025年12月31日終了)	48,095,673	(29,163,258)	52,108,197

WisdomTree農産物上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	31,715,648	23,120,691	38,983,291
第17会計年度(2022年12月31日終了)	59,579,521	50,361,300	48,201,512
第18会計年度(2023年12月31日終了)	17,000,781	28,624,599	36,577,694
第19会計年度(2024年12月31日終了)	15,941,334	(23,375,700)	29,143,328
第20会計年度(2025年12月31日終了)	6,364,000	(10,372,500)	25,134,828

WisdomTree穀物上場投資信託

	発行口数	償還口数	発行済口数
第16会計年度(2021年12月31日終了)	4,500,000	5,109,000	7,941,406
第17会計年度(2022年12月31日終了)	10,072,900	11,555,500	6,458,806
第18会計年度(2023年12月31日終了)	316,000	1,717,304	5,057,502
第19会計年度(2024年12月31日終了)	1,064,500	(1,517,300)	4,604,702
第20会計年度(2025年12月31日終了)	2,509,400	(2,355,300)	4,758,802

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

1. 概要

- 1.1 このサマリーは、一以上の投資者による資金のプールの要素を含む投資ストラクチャー（以下「資金プール型投資ストラクチャー」といいます。）の設立及び運営を規制するジャージーにおける規制にかかる制度の概要を提供するものです。（ジャージーと何らかの関連のある）資金プール型投資ストラクチャーは、1998年共同投資ファンド法（ジャージー）（Collective Investment Funds(Jersey) Law 1998、以下「CIF法」といいます。）、又は、1958年借入管理令（ジャージー）（Control of Borrowing (Jersey) Order 1958、以下「借入管理令」といいます。）のいずれかによって規制されています。資金プール投資型ストラクチャーが、借入管理令のみによって規制されている場合には、ジャージー金融サービス委員会（Jersey Financial Services Commission、以下「委員会」といいます。）は、投資ファンドとして規制するか、又は、ただ単に、顕著な規制上の調査は伴わない借入管理令の下での同意のみを要求します。以上は下記2.1より2.3の параグラフにより詳細に概説されています。

2. 投資ファンドの定義

- 2.1 いかなる法律又は規制においても、その法律等の適用のための投資ファンドにかかる公式の定義は置かれていません。その結果、より高度な程度の規制上の調査及び監督が適用されることとなります。しかし、一般的に、資金プール型投資ストラクチャーは、当該ストラクチャーの投資口の売り付けにかかる申込みが、潜在的投資者に対して、当該ストラクチャーによって、又は、そのために行われる場合には、投資ファンドとして取り扱われます。そこで、売り付けの申込みがあったとされるためには、通常は、資金プール型投資ストラクチャーによって、又は、そのために発行された、売り付けの申込みのための文書、目論見書、情報メモランダム等の性質を有する何らかの文書がなければなりません。

そのような売り付けの申込みがなされていない場合であっても、委員会は、以下の一又はそれより多くが当てはまる場合には、資金プール型投資ストラクチャーは、投資ファンドであるとの検討を開始します。

- (a) 15以上の投資者が存在する場合、特にその全ての投資者が当該ストラクチャーの設立時において既知の者ではない場合
- (b) 投資者が、以前から家族、事業、又はその他の関係にない場合
- (c) 第三者が投資管理者又は投資助言者として任命され、原ポートフォリオの構成が随時に変更される場合、又は、
- (d) 資金プール型投資ストラクチャーがオープン・エンド型であって、特に、そのローンチの後に、新規の投資者が投資することを予定している場合

従って、事業の共同経営者、又は、家族の構成員などのような何らかの関係を有する個人の集団が、一緒になって、ジャージーにおけるビークルを通じて、投資する場合にあっては、当該ビークルによって、当該ビークルのために、発行された売り付けのための文書という形態が存在しなければ、また、上記の要因についての検討に従って、このような取り決めは、委員会によっては、規制上の目的のためには、投資ファンドとなると見られることはなく、容易に、また、短期間での設立が可能となるに違いないものと考えられます。

2.2 CIF法

資金プール型投資ストラクチャーは、「共同投資ファンド」となり、当該資金プール型投資ストラクチャーが、投資口の引受、売却、若しくは交換にかかる公衆に対する申込みにより、取得された資金を共同投資することを、その目的、又は、その目的の一つとする、金銭の投資のためのスキーム又は取り決めである場合であって、以下の基準が、資金プール型投資ストラクチャーに当てはまる場合にあっては、CIF法に従うこととなります。

- (a) 投資口が、継続して、若しくは、短期間の内に一塊として、その所有者の要請があった際には、当該ファンドの資産によって、買い戻され、若しくは、償還される、又は、買い戻されることとなっている、又は、償還されることとなっている、又は、
- (b) 投資口が、継続して、若しくは、短期間のうちに一塊として、発行されている、又は、発行されることになっている、又は、
- (c) 資金プール型投資ストラクチャーが、リスク分散の原則に基づいて運営されている。

上記の基準に該当することに加えて、資金プール型投資ストラクチャーは、公衆に対して、売り付けの申込みをするものでなければなりません。この趣旨から、売り付けの申込みは、以下となる場合以外は、公衆に対する申込みとなります。

- (a) 投資者は、申込みにかかる合理的な評価を行うために十分な情報を提供されている。
- (b) 申込みが伝達された者の数が50を超えない、及び、
- (c) 申込みの対象となる投資口が、申込みがなされてから一年以内において、いかなる株式取引所においても上場されていない。

以上の趣旨に鑑みると、重要なのは、「申込み」の数であって、最終的な投資者の数ではありません。従って、特定の資金プール型投資ストラクチャーがCIF法の下での共同投資ファンドであるか否かを判断するに際しては、最終的な投資者の数のみならず、行われた「申込み」の数を分析することが必要となります。

資金プール型投資ストラクチャーが、共同投資ファンドである場合にあっては、その資金プール型投資ストラクチャーが、非規制ファンドに分類されない限り(下記パラグラフ5.2を参照してください。)、CIF法に基づく許可が必要となります。

2.3 借入管理令

資金プール型投資ストラクチャーが、共同投資ファンドではない(即ち、50又はそれよりも多い投資者に対して申込みがなされない、及び、上場されていない)場合にあって、なおかつ、投資ファンド(上記パラグラフ2.1を参照してください。)である場合には、資金プール型投資ストラクチャーが、ジャージーと何らかの関わりがあるのであれば、借入管理令に基づく同意が必要とされる可能性があります。

このような投資ファンドは、一般的に、「借入管理令ファンド」とよばれており、借入管理令ファンドは、3週間から6週間の期間の委員会による詳細な調査に服することとなります。この中には、目論見書の検査も含まれます。しかしながら、その各々の場合にあって、委員会はファンドのプロモーターが要件に適合していることを求めることとなります。

ファンドに対するファンド設立後の規制は、借入管理令に基づく同意において規定された条件に対する遵守によるものとなります。

プロモーターが、委員会のプロモーターに対する規制を満たすためには、委員会は、所有権の分散、及び、金融資産といった事柄だけでなく、プロモーターとしての、その過去の遵守の状況、評価、及び、経験についても、適合していると判断する必要があります。

各投資者が、専門的投資者である場合、又は、少なくとも250,000ポンド以上の投資を行っている場合にあつて、及び、それぞれの場合にあつて、規定された警告を正式に認識している場合にあつては、当該スキームに対する業務提供者に対する監督については、大きな柔軟性が存在しており、これは、業務提供者の行為にかかる1998年金融サービス法(ジャージー)(Financial Services (Jersey) Law 1998、以下「FSL法」といいます。)に基づく規制の適用除外によることとなります。

借入管理令ファンドにかかる重大な変更は、委員会の事前の同意が必要となります。

3. FSL法の適用

ジャージーのファンドは、CIF法の下において規制されています。ジャージーに拠点を有するファンド、及び、ジャージーに拠点を有さないファンドの双方について、その担当機関は、現在、FSL法の規定に従って規制されています。

FSL法に基づくファンドサービス業務にかかる規制は、その業務が、ジャージーにおいて、若しくはジャージー内から、又は、世界中のいずれかに所在するジャージーの会社によって遂行される、非分類ファンド、並びに、非規制、専門、及び上場ファンドに対して適用されます。

ジャージーからジャージーに所在していないファンドに対するファンドサービスの提供は、同様に、FSL法の規定に基づく規制に服します。

規制により、一又はそれよりも多い種類のファンドサービス業務の提供にかかるファンドサービス業務については、登録が必要とされます。適用のある種類については、FSL法において掲げられており、一般的に、ファンドにかかるストラクチャーに対して提供される主要な機能が含まれます。

実務規則(以下「規則」といいます。)が、最近の法改正に伴って、制定されており、ファンドサービス業務を遂行する、FSL法の下で登録を受けた者がその遵守が求められる実務原則及び基準が定められています。特定の種類のファンドサービス業務に登録を受けると、ファンドサービス業務は、ジャージーに拠点を有するファンド、及び、ジャージーに拠点を有さないファンドの双方に対して、提供ができます。しかし、後者のファンドの場合にあつては、記録及び統計上の目的から、ジャージーに拠点を有さないファンドの詳細を委員会に対して通知しなければなりません。

ある種類のファンドサービス業務にかかる登録を受けた者は、当該種類の業務の提供について、新規のファンドの各々にかかる承認を申請する必要はありません。

4. 管理対象者及び管理対象者管理者

管理対象者(managed entity)とは、ジャージーにおいて、第三者のサービス提供者によって、管理又は運営されている投資ファンドの担当機関です。当該者は、当該第三者であるサービス提供者との間で、ファンドサービス業務の提供について、規則の全て又は一部の遵守に関する契約を締結することができます。かかる第三者によるサービス業務の提供自体が、ある種類のファンドサービス業務であつて、別の登録が必要とされます。この種類は、「管理対象者管理者(manager of a managed entity)」又は「MoME」とよばれ、既に規制対象となっているファンドサービス業務提供者によって遂行されるのが通常です。

専門ファンド、非規制ファンド、又は、実質的に同等のファンド(以下を参照してください。)のために活動することを目的として設立された管理対象者は、規則の主要な原則を満たすことのみが求められています。

専門ファンド、関連する専門ファンド、又は、実質的に同等のファンド以外の非分類ファンドとして設立された管理対象者は、規則を完全に遵守しなければなりません。

5. ファンドの種類

5.1 非規制ファンド

非規制ファンドは、CIF法に基づく共同投資ファンドとしての規制の適用除外となっています。これは、以下のいずれかとして設立されたスキーム又は取り決めに明記する適用除外令に基づくものです。

- (a) ジャージーにおいて、設立されたスキーム又は取り決めであって、クローズド・エンド型ファンドであり、かつ、株式取引所若しくは市場に上場されている、又は、その出資証券又は投資口にかかる上場についての承認を申請している非規制の上場ファンド、又は、
- (b) ジャージーにおいて、設立されたスキーム又は取り決めであって、(最初の申込みを通じてか、若しくは、その後の取得を通じてか、にはかかわりなく)最低初期投資が百万米ドル若しくは他の通貨で同等の額の投資を行う投資者、又は、令において定義された機関投資者若しくは専門的投資者である適格投資者のみが、投資を行うことができる非規制適格投資者ファンド。非規制適格投資者ファンドは、オープン型であってもクローズド型であってもよく、その受益権の移転がその他の適格機関投資者に限って可能となっているものでなければなりません。非規制適格投資者ファンドの株式取引所への上場は、上記の譲渡制限の適用があることを条件として、可能です。

いずれかの種類の非規制ファンドは、ジャージーの会社(セル会社を含みます。)として、少なくとも一のジャージーにおける会社一般パートナーを有するジャージーの有限責任パートナーシップとして、又は、ジャージーにおける会社受託者又は管理者を有するユニット型投資信託として、ジャージーの法に基づいて認定され得る、いかなる形態をも取ることができます。

法を遵守したストラクチャーであることを条件として、かかる非規制ファンドの設立条件又は行為に関しては、規制上の調査、監督は行われません。従って、その設立にかかる手続についても、非規制ファンドに関する適用除外令に従って、行われるところに依ることになります。

非規制ファンドの売り付けの申込み及び/又は上場書類には、ファンドは、指示された形態による投資警告とともに、規制されていないことが、顕著に記述されなければなりません。

非規制ファンドとしての提供除外を主張するためには、完全に記載された通知が、ジャージー会社登記所に登録されなければなりません。

5.2 専門ファンド

投資ファンドが、共同投資ファンドとして規制されている場合には、無制限の数の投資者に対して、無制限の数の売り付けの申込みがなされる可能性があることを意味することになりますが、全ての投資者が専門投資者としての有資格者であって、明確に投資警告を理解する場合にあっては、当該ファンドは、委員会の専門ファンド規準書のもとにおける専門ファンドとしての有資格であるということになり、軽減された規制の対象となる可能性があります。専門投資者として該当するためには基準がありますが、その中には、就中、少なくとも100,000米ドル又はその他の通貨による同等の額を投資している者であることが含まれます。ファンドにかかる許可の申請のための承認手続は、合理化されており、申請の公式な提出から3日間以内にその設立が許可されます。

投資管理者は、OECD加盟国である国によって規制される、又は、委員会との間での了解取り決めに服している、若しくは、委員会によって承認された国によって規制されなければなりません。

専門ファンドは、専門投資者のみ利用可能です。

専門ファンドの売り付けの申込みにかかる文書は、一定の内容に関する規制上の要請を遵守しなければなりません。

ファンド会社、無限責任パートナー、又は、受託者には、少なくとも二のジャージーに居住する取締役が必要とされます。また、ファンド自体は、ジャージーの会社ジャージーの無限責任パートナー(有限責任パートナーシップである場合には)、又はジャージーの受託者(ユニット型投資信託である場合には)でなければなりません。

専門ファンドには、ジャージーの管理者又は運営者であるジャージーの「監理担当機関」がいなくてはなりません。

5.3 上場ファンド

委員会の上場ファンド規準書においては、認定株式取引所又は市場に上場されている会社型クローズド・エンド型ファンドの設立にかかる迅速化された手続が規定されています。上場ファンド規準書は、ユニット型投資信託又は有限責任パートナーシップには適用ありません。

上場ファンドの投資管理者は、OECD加盟国である国において設立されている、又は、委員会との間での了解取り決めに服している、若しくは、委員会によって承認された地域によって設立されていなければなりません。

上場ファンドは、少なくとも、二のジャージーに居住する取締役、又は、上場ファンド規準書の遵守を確保するための監理担当機関がいなくてはなりません。

上場ファンドにかかる現在の取り扱いにおいては、クローズド・エンド型のジャージーの会社に対してのみ、上場ファンドとなり得ます。

上場ファンドについては、専門ファンドに倣った迅速化された承認手続が利用可能となっており、承認まで申請書の正式の提出から3日間を要します。

上場ファンドについては、引受に係る最少額はなく、いかなる種類の投資者にも利用可能です。

5.4 非分類ファンド

ファンドが、50よりも多い投資者に対して売り付けの申込みがなされる、又は、上場されており、かつ、当該ファンドが非規制ファンドとしての種類のファンドとなることが可能であり、又は、専門ファンド規準書若しくは上場ファンド規準書の下における迅速化された規制アプローチの適用がない場合にあっては、共同投資ファンドは、非分類ファンドとして規制されることとなります。この場合にあっては、委員会は、その規制方針に従って、ファンドの規制を行うことになり、当該ファンドのプロモーターは委員会のプロモーターにかかる規制方針を遵守することが必要となります。この中には、所有権の分散、及び、金融資産といった事柄だけでなく、プロモーターとしての、その過去の遵守の状況、評価、及び、経験についても、適合していると判断することが含まれます。委員会は、目録書、設立関係文書、及び重要な契約を調査します。ファンドの運営及び投資、並びに、借入れ制限は、委員会が当該種類のファンドを評価する際に適用する確立された基準を遵守している必要があります。

規制にかかる規準について遵守が求められる程度は、投資額の最低水準、及び、ファンドがオープン・エンド型（より厳格な規制が行われます。）であるかクローズド・エンド型であるかに依存します。

非分類ファンドのストラクチャーについては、オープン・エンド型の場合には、ジャージーに居住する管理者及びカストディアンが必要となります。クローズド・エンド型のファンドについては、別個のカストディアンは必要ありません。

最低投資額が低ければ低いほど、委員会は、当該種類のファンドをより緊密に規制します。

1995年共同投資ファンド（非分類ファンド）目論見書令（ジャージー）（Collective Investment Funds (Unclassified Funds) (Prospectus) (Jersey) Order 1995、以下「非分類ファンド令」といいます。）では、非分類ファンドによる目論見書の市場への持ち込みにかかる一定の制限、目論見書における虚偽又は誤解を招く記述にかかる担当機関の義務、及び、目論見書に含有されるべき情報について規定しています。委員会は、CIF法に基づく同意に対する申請の調査に当たっては、非分類ファンド令の遵守が確保されるよう求めます。

5.5 認定ファンド

認定ファンドは、別個に指示された規制を遵守している共同投資ファンドとして承認されています。この種類のファンドは、英国の2000年金融サービス市場法に基づき、ジャージーが当該法における指定地域としての地位を取得していることを利用して、英国のリテール公衆へ直接販売することが可能となります。認定ファンドは、より高度に規制されており、また、投資者は法定補償制度の適用を受けることとなります。認定ファンドは、オーストラリア、ベルギー、ドバイ、

香港、オランダ、及び南アフリカ等の多数のその他の地域の公衆に対しても販売が可能です。認定ファンドの担当機関は、CIF法に基づき規制されます。

2003年共同投資ファンド(認定ファンド)(ジャージー)令(規則)(Collective Investment Funds (Recognized Funds) (Rules) (Jersey) Order, 2003、以下「認定ファンド令」といいます。)は、認定ファンドについて一定の一般的及び特定の要件を規定しています。その中には、担当機関の所有者及び義務、目論見書、証券の設定及び解約、並びに、投資及び借入権限に関するものが含まれます。委員会は、CIF法に基づく同意に対する申請の調査に当たっては、認定ファンド令の遵守が確保されるよう求めます。

6. 税制

ジャージーにおいては、税制中立性が確保されており、投資ファンドは、いかなる所得、法人、譲渡益税も支払いません。ジャージーのファンドの証券の譲渡について印紙税は課されません。

7. ファンドのストラクチャー

ジャージーに所在する投資ファンドは、会社、有限責任パートナーシップ、又は、ユニット型投資信託として組成されます。オープン・エンド型又はクローズド・エンド型のいずれも可能です。ジャージーは、最近、保護セル会社及び設立セル会社にかかる立法を行い、会社の範囲の拡大を行いました。

7.1 会社

ジャージー会社法(以下「会社法」といいます。)は、ジャージーにおける会社の設立及び運営に関する全ての側面を規律する包括的、現代的法律です。

ジャージーにおいて会社を設立することによって、別個の法人格、出資者の有限責任、所有権及び課税にかかる地位の移転の容易性等の利点が享受できます。会社法によって、資本金は、いかなる通貨によっても、償還可能出資証券を含めた種類出資証券による額面又は無額面の出資による出資金とすることができます。会社法では、保証会社、無限責任会社、及び保護セル会社が許容されています(特に後者は投資業務について特定の柔軟性を提供するものです。)

定款には、当該会社の規約、並びに、就中、会社の名称、その法人としての権能、及び以下の詳細(適用のある場合には)が規定されます。

- (a) 承認された資本の額(額面出資証券の会社について)
- (b) 会社の発行が承認された各々の種類の出資証券の数(無額面出資証券の会社について)
- (c) 清算の際に各社員が会社資産に拠出する額(保証会社について)、又は、
- (d) 会社の社員の義務には制限がないこと(無限責任会社について)

設立と同時に、基本定款及び付属定款は、会社及びその出資者を拘束する契約となります。

基本定款及び付属定款は、少なくとも会社の出資者となることに同意している一の応募者によって、承諾される必要があります。当然のことながら、一よりも多い応募者が存在することは可能であり、通常は、基本定款は、二の応募者によって承諾されます。

出資証券は、無記名式は許されておらず、記名式により発行されなければなりません。しかし、無記式預託証書を用いることで、授与による移転と同様の効果を達成することが可能となっています。無議決権出資証券は、許容されており、比例議決権制度は、加重議決権を利用することによって達成することができます。

資本は、異なる出資証券に対して異なる権利を付与することにより、構成することができます。例えば、

- (a) 普通出資証券 - 異なった種類に更に細分化して、そのそれぞれが異なった種類の権利を有することとすることができます。
- (b) 優先出資証券 - 普通出資証券よりも清算に際しての配分につき優先的権利に加えて、配当に関して優先的かつ累積的優先権を有するものとして発行することができます。

(c) 償還可能出資証券 - 出資者又会社の選択により、現金により償還が可能なものとして発行することができます。普通出資証券は、非償還可能な種類の出資証券が発行され続けている限りにおいて、償還可能出資証券への転換ができます。

ジャージーの会社は、自身の出資証券を金庫出資証券として保有することが許容されており、かかる出資証券の保有者として社員とは扱われないことになっています。かかる出資証券を保有することは、ファンド管理者がファンドの出資証券が投資者に短期間の通知で利用可能とすることができるようにしたいと考えている投資ファンドにあっては、特別に価値のあることとなります。

会社の取締役は、通常、その業務を管理し、また、基本定款及び付属定款の規定に従って、会社の権能を行使する権限を付与されています。新たに成立された会社は、無制限の法人としての権利能力を有します。取締役は会社に対して信任義務を負い、正直に、かつ、誠意をもって、会社に最大の利益をもたらすよう行動しなければなりません。取締役は、会社を契約上の義務に拘束する権限を表見上、有していますが、会社の利益と相反する取引にかかる利害を会社に開示することが求められます。取締役がそのようにしない場合にあっては、会社又は投資者の求めに応じて、取引が無効となる可能性があります。

会社は、略式清算として知られている支払の能力を有したままの(自発的な)清算手続、又は、債権者清算として知られている債務不履行による(非自発的な)清算手続のいずれかに従うことができます。

略式清算は、会社の投資者によって採択された特別決議によって開始されます。取締役又は清算人のいずれかが、清算を実施し、清算手続の最初と最後に、取締役は、支払能力があることについての供述書に署名しなければなりません。

債権者清算は、投資者によって採択された特別決議によって開始されますが、清算は、取締役によってではなく清算人によって実施されます。債権者集会在、清算人の任命並びに最終決算及び債権者への配分の承認のために開催されなければなりません。

7.2 セル会社

(a) 概説

セル会社は、一又はそれより多いセルを設立し、その資産及び負債を、他のセルの資産及び負債、並びに、セル会社自身の資産及び負債から区分する権能を有する会社です。このセルは、異なった、また、別個の業務を実施するために利用することができます。

二の種類のセル会社が、ジャージー法の下では利用可能です。

・設立セル会社(Incorporated Cell Company、以下「ICC」といいます。)

・保護セル会社(Protected Cell Company、以下「PCC」といいます。)

(b) 主要な相違点

設立セルは、個別の法人となります。保護セルは、異なった法人であるかのように取り扱われることが要求されます。

設立セルの債務は、ストラクチャーにより限定されています(異なった法人格となります。)。保護セルの債務は、手続規則によって限定されています。セルの債権者が、非セル資産に対して請求を行うことを防ぐ規定により、保護が強化されています。

設立セルは、異なった法人格であるために、契約締結権能を有しています。特別な規定によって、保護セルは契約締結が許容されています。

設立セルは、別個の法人であって、当該設立セルの資産に対する請求権は、法律上の重要事項として、制限されています。取締役は、適正に、保護セルのセルにかかる資産を区分し、保護セルのために契約を締結する際には、通知及び記録するよう義務付けられています。

セル会社は、一又はそれより多いセルを設立し、その資産及び負債を、他のセルの資産及び負債、並びに、セル会社自身の資産及び負債から区分する権能を有する会社です。このセルは、異なった、また、別個の業務を実施するために利用することができます。各々のセルに

は、別個の基本定款及び付属定款、並びに、社員が存在します。セル会社の社員は、必ずしも、あるセルの社員である訳ではありません。

セル会社は、公開会社でも私会社でも、額面投資証券会社でも非額面投資証券会社でも、又は、保証会社でも、有限責任会社若しくは無限責任会社でも、可能となっています。一定の事象の場合におけるセルの解散又は清算にかかる規定を置くことができます。

ジャージー法制の特徴は、ICCの設立セル、PCCの保護セルのいずれもが、セルとしての依存性のためだけによって、セル会社の子会社となる訳ではないことです。付属定款に従って、あるセルは、会社のいかなるその他のセルに投資することができます。但し、セルは、セル会社そのものに投資することはできません。

ICCは、そのセルに対して基本的に異なった方法を採用します。ICCは、セル会社が関連するセルに対して投資者としての関係を有することなく、各セルを異なった法人として設立することができます。

従って、ICCの設立セルは、異なった会社として取り扱われる一方で、PCCの保護セルは、会社ではなく、異なった法人格を有しないことが、主要な差異となります。

セルの最初の取締役は、セル会社によって任命されます。しかし、セル及びセル会社が同一の取締役となっているにもかかわらず、セルは、セル会社と同一の取締役会を共有しなければならないという要請はなく、また、セルの取締役は、セルの付属定款に規定された方法により、解任され、また、入れ替えられます。

セルの取締役は、セルの取締役であるということだけで、セル会社又は他のセルにかかるいかなる義務も、また、債務を負うことはなく、また、セル会社又はその他のいかなるセルにかかる情報を得る権限も有していません。

7.3 1994年有限責任パートナーシップ法(ジャージー)

(a) 概説

1994年有限責任パートナーシップ法(ジャージー)(Jersey Limited Partnerships (Jersey) Law 1994、以下「有限責任パートナーシップ法」といいます。)は、有限責任パートナーシップの設立及び運営にかかる現代的かつ包括的なフレームワークを規定しています。有限責任パートナーシップには、少なくとも一の無限責任パートナーと一の有限責任パートナーがいなければなりません。

無限責任パートナーは、有限責任パートナーシップの債務につき、無制限の債務を負いますが、他方で、有限責任パートナーの債務は、その拠出に合意した金額に限定されています(以下の注意が必要となります。)

(b) 経営への参加

有限責任パートナーシップ法は、明示的に、有限責任パートナーに対して、有限責任の保護を失うことなく、有限責任パートナーシップの経営への参加を認めています。その中には、有限責任パートナーシップの資産の購入及び売却、有限責任パートナーシップの義務の設定、有限責任パートナーシップの代理人としての行為、並びに、無限責任パートナーにかかる取締役としての行為が含まれます。従って、有限責任パートナーは、投資委員会の一員として、投資勧告を承認することができます。

(c) 無限責任パートナーの取り分

無限責任パートナーが、利益のなにがしかについて配分を受けることについての何らの必要性もありません。

(d) 出資

パートナーシップが、その配分の際に債務超過でない限り、有限責任パートナーは、出資を返済する債務を負わない、また、その際にパートナーシップが債務超過であったとしても、出資の返済義務は6月の間のみ存続します。

(e) 債権者としての順位

パートナーシップに対して貸付を行っている、又は、その他のパートナーシップに対する請求権を有する有限責任パートナーは、当該請求権に関して、第三者である債権者と、パートナーシップに対する債権者として、同順位となります。

(f) その他の情報

ジャージーにおける有限責任パートナーシップは、別個の法人格を有しません。ジャージーの有限責任パートナーシップは、税法上、存在しているものとはなりません。

有限責任パートナーシップは、その解散を完結させる規定に従って、清算及び解散されます。解散の供述書は、ジャージー有限責任パートナーシップ登記所に記録されます。

8. ユニット型信託

ジャージーにおける信託の運営は、現代化された包括的な法律である1984年信託(ジャージー)法(Trusts (Jersey) Law 1984、以下「信託法」といいます。)によって規律されています。信託法は、受託者が、受益者のために、資産を保有する、又は、資産を授与された場合において、それが確定したものであるか、若しくは未だ確定していないか、存在しているか否か、又は、特定の目的のためであるか否かを問わず、信託が存在し、また、ジャージーの裁判所によって執行されると規定しています。当信託としてのユニット型信託の場合にあっては、投資者は、委託者としての地位を取得し、その利益を表象するユニットが発行され、信託財産に対するその受益権の証拠となります。

信託法第54条により、信託財産は、別個の資産を構成し、そして、受託者の個人財産のいかなる部分ともなり得ないことが確認されています。また、信託法では、受託者に信託義務を課し、信託の管理が規制され、及び、受益者の権利が規定されています。他の一定のオフショアの管轄区域とは異なり、ジャージーにおける信託は、無限定の期間のものとすることができます。

ジャージーにおける信託は、受託者のみが署名した文書による宣誓書により設定することができ、委託者が契約書の相手方として掲載される必要はありません。しかし、投資管理者等のその他の相手方も、信託証書の相手方となることができます。

第2【参考情報】

発行体は、当期中及びその後本書提出日までに以下の書類を関東財務局長に提出しています。

提出日	提出書類
2025年6月30日	有価証券報告書
2025年9月30日	半期報告書

【総経費率】

	管理報酬	ライセンス料	スワップ手数料	合計
WisdomTree農産物上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeアルミニウム上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeブロード上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree銅上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeとうもろこし上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeエネルギー上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeガソリン上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree穀物上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree産業用金属上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree天然ガス上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTreeニッケル上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree大豆上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree小麦上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%
WisdomTree WTI原油上場投資信託	0.49%	0.05%	0.45%	0.99%

(別添)

以下の語句は、以下の原語を翻訳したものであり、その定義は、以下の通りです。

語句	原語	定義
CIP	CIP	ハンドブックにおいて、適時に定義されている「商品指数にかかるパーセンテージ(Commodity IndexPercentage)」を意味します。
FCA	FCA	英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority of the United Kingdom)を意味します。
FCA ハンドブック	FCA Handbook	FCAの規則及びガイダンスにかかるハンドブック(その後の改正を含みます。)を意味します。
FCA用語集	FCA Glossary	FCAハンドブックにおいて用いられている定義された表現の意味を示した用語集を意味します。
FSMA	FSMA	英国2000年金融サービス及び市場法(その後の改正を含みます。)を意味します。
RIS	RIS	発行体が適時に選択する(上場規則により定義されているところの)規制情報提供サービス(Regulatory Information Service)を意味します。
営業日	Business Day	商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日で、かつロンドン及びニューヨークにおいて通常業務(外国為替及び外貨預金の取扱いを含みます。)のため営業している日(土曜日又は日曜日を除きます。)を意味します。
終値	Settlement Price	いかなる値付け日に関しても、また、関連する取引所において取引されている先物契約に関して、関連する取引所の規則に従って決定される当該先物契約にかかる当該日における関連する取引所における公式の終値を意味します。
元本	Principal Amount	マイクロ上場投資信託及び単一上場投資信託に関し、これらについて目論見書に記載される特定の金額をいい、商品指数上場投資信託に関し、リバランスによる調整に服し、目論見書に記載される特定の金額を意味します。
元本金額	Principal Amount	各商品上場投資信託に関し英文目論見書に記載された金額を意味します。
管理・運用報酬	Management Fee	発行体が管理事務代行会社に対して支払う管理・運用報酬を意味し、プログラムに関して管理事務代行会社が提供する一定の管理・事務代行業務の対価として支払われ、その金額は随時調整されます。
運用会社 又は ManJer	ManJer	ジャージーにおいて設立され、登録番号106921で登録されたウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド(WisdomTree Management Jersey Limited)を意味します。

管理事務代行契約	Administration Agreement	2025年2月4日付けの管理契約(随時修正および再制定)を意味します。同契約は、Apex Financial Services (Alternative Funds) Limitedと発行会社の間で締結され、Apex Financial Services (Alternative Funds) Limitedが発行会社に提供する特定の管理、会社秘書業務及び登録サービスについて規定しています。
関連する者	Affiliate	いかなる者に関しても、当該者によって、直接的若しくは間接的に支配されているあらゆる団体、当該者を直接的若しくは間接的に支配しているあらゆる団体、又は、直接的若しくは間接的に当該者との共同支配の下にあるあらゆる団体を意味します。ここでは、団体又は者による「支配」とは、当該団体又は者の議決権の過半数の所有を意味します。
関連する取引所	Relevant Exchange	各単一商品指数について、当該単一商品指数が算定された価格を参照して先物契約が取引される先物取引所を意味します。
クレスト	Crest	ユーロクリアーUK・アンド・アイルランド(Euroclear UK & Ireland)によって運営されている、証券の譲渡にかかる決済及び保管を非証書形態で電子的に行う制度を意味します。
計算代理人	Calculation Agent	発行体により、任命され、信託約款に基づく条件「計算代理人」に従って、諸事項を決定する者を意味します。
合意価格	Agreed Pricing	商品契約カウンターパーティと認定参加者である上場投資信託保有者との合意により決定される、価格に関する条件に基づく価額を意味し、その手続は、信託約款に基づく条件「合意価格」によります。
公式上場表	Official List	FSMAパートVIに従って維持されている英国上場機関による公式上場表を意味します。
合同管理資金 (プール)	Pool	特定の種類のマイクロ上場投資信託(及び、当該種類のマイクロ上場投資信託から構成されている限りにおいて商品上場投資信託)が帰属する個別の基金又は合同管理資金を意味します。

市場混乱事象	Market DisruptionEvent	特定の単一商品指数に関して、以下のいずれかの事象を意味します。 a.) 関連する取引所において、関連する終値の決定、発表、又は、公表を行ない得ない、又は b.) 単一商品指数の算出に用いられる期近先物契約又は次期近先物契約のいずれかの取引が停止され、若しくは、延期され、又は、重大な制約、若しくは、中断が生じている、又は、 c.) 単一商品指数の算出に用いられる期近先物契約又は次期近先物契約の終値が、前日の終値からの(関連する取引所が期近先物契約又は次期近先物契約について設定する) 値幅制限の制約を受けています。
市場混乱日	Market DisruptionDay	単一商品指数に関して、当該単一商品指数に関連する取引所の関連する市場において、市場混乱事象の発生している、又は、継続している取引日を意味します。
指数監視委員会	Index Oversight Committee	ブルームバーク商品指数に関し、ハンドブック及び毎年修正される指数の目標構成銘柄を検討し、承認する委員会を意味します。
ジャージー	Jersey	チャンネル諸島ジャージーを意味します。
受託者	Trustee	英国、EC2V 7EX、ロンドン、ウッド通り100番、5階 (Fifth Floor, 100 Wood Street, London EC2V 7EX, England) に住所を有するザ・ロー・ディベンチャー・コーポレーション・ピーエルシー (The Law DebentureTrust Corporation p.l.c.) 及び信託約款の下での後任受託者を意味します。
種類	class	マイクロ上場投資信託若しくは単一商品上場投資信託の種類を意味し、それに基づき特定の単一商品上場投資信託指数、マイクロ上場投資信託若しくは単一商品上場投資信託を参照して発行体の支払義務が決定されるもの、及び対応する商品契約の種類を意味し、それに基づき商品契約(特定の個別商品指数に帰することができるものの、異なる戦略が各種類に用いられているもの)の相手方当事者の支払義務が決定されるものをいいます。
償還	Redemption	発行体による、信託約款に基づく条件に則ったマイクロ・商品上場投資信託の償還を意味します(「償還する」も同様に解釈されます。)
償還金額	Redemption Amount	マイクロ・商品上場投資信託の償還に際して、発行体により上場投資信託保有者に支払われるべき金額を意味し、信託約款に基づく条件に従い、税の源泉徴収又は徴収により減少することがあり得ます。

償還支払日	Redemption Payment Date	<p>以下のいずれかの日を意味します。</p> <p>a.) 決済償還請求書に基づく償還の場合、関連する値付け日の翌々ロンドンにおける営業日（但し、当該営業日及び直前のロンドンにおける営業日がニューヨークにおける営業日でない場合、本但書きがなければ償還支払日であった日の翌営業日とします。）</p> <p>b.) 合意償還請求書に基づく償還の場合、支払いについて当該請求書に定めるロンドンにおける営業日（但し、当該請求書に定める日は、当該請求書が発行体により受領されたとみなされた日の翌ロンドンにおける営業日より早く到来してはならないものとします。）</p> <p>c.) 上場廃止に基づく償還の場合、かかる上場廃止日の翌々ロンドンにおける営業日（但し、当該営業日及び直前のロンドンにおける営業日がニューヨークにおける営業日でない場合、本但書きがなければ償還支払日であった日の翌営業日とします。）又は関連する商品契約カウンターパーティ及び関連する償還様式を提出した認定参加者が合意したその他の営業日</p> <p>d.) 強制償還日の指定を受けた償還の場合、最終値付け日の翌々ロンドンにおける営業日であるロンドンにおける営業日（但し、当該営業日及び直前のロンドンにおける営業日がニューヨークにおける営業日でない場合、本但書きがなければ償還支払日であった日の翌営業日とします。）</p>
償還請求書	Redemption Form	発行体によって随時指定され、信託約款の記載に従った合意償還請求書若しくは決済償還請求書を意味します。
償還手数料	Redemption Fee	上場投資信託保有者が、マイクロ・商品上場投資信託の償還の際に支払うべき金額を意味します。
上場	Listing	上場規則に基づく公式上場表への特定の種類のマイクロ・商品上場投資信託の承認及び特定の種類のマイクロ・商品上場投資信託のロンドン証券取引所における取引の承認を意味し、それによって、ロンドン証券取引所市場（若しくは、ロンドン証券取引所が市場を複数有している場合には、当該市場のいずれか）において上場証券として取引が有効となります。
上場規則	Listing Rules	英国2000年金融サービス及び市場法第73A条の下で、随時策定される英国上場審査機関の上場規則を意味します。
商品契約	Classic Commodity Contract	特定のクラスのマイクロ上場投資信託（又は当該クラスのマイクロ上場投資信託を構成する場合における商品上場投資信託）に関して、ファシリティ契約に従い作成され、当該マイクロ上場投資信託に対する対応する権利及び義務を発生させる、発行体と商品契約カウンターパーティとの間の契約を意味します。

商品契約カウンターパーティの債務不履行事象	Counterparty Event of Default	<p>以下を意味します。</p> <p>a.) 関連するファシリティ契約に基づく商品契約の解約に関連して、商品契約カウンターパーティが、義務を負っている支払いを行い得ないこと、その場合には、そうした支払いの不履行が、商品契約カウンターパーティが発行体により送付された支払不履行にかかる通知を受領してから5営業日以内に是正されないこと、又は、ファシリティ契約の違反であって、(その是正が可能である場合にあっては)商品契約カウンターパーティが当該違反にかかる発行体からの通知を受領してより5営業日以内に、当該違反が是正されないこと</p> <p>b.) 保証者が、関連する保証契約の下で支払うべき金額の支払いが行い得ないこと</p> <p>c.) 商品契約カウンターパーティ、又は、保証者が、破産に該当することとなったこと</p> <p>d.) 保証(但し、当該既存の保証に代えて、発行体及び受託者にとって、その独自の裁量により、受け入れ可能である代替保証(又はその他の形態での信用補完)が発行体に対して当該既存の保証の失効又は解約以前に提供されている以外の場合を除く)の失効又は解約、又は、当該保証が、関連するファシリティ契約との関係で、当該ファシリティ契約の下である商品契約の相手方全ての義務の履行前に、保証として完全な機能を有しなくなった場合(但し、いずれの場合でも当該ファシリティ契約の条項に従う場合を除く。)であって、且つ、発行体の書面による同意のない場合(なお、本(d)項は全ての代替保証(若しくはその他の信用補完)に必要な変更を加えた上で適用される)</p> <p>e.) シティグループに関しては、シティグループ債務不履行事由(シティグループ・ショート・レバレッジド・ファシリティ契約中に定義される)。また、MLIに関しては、MLI債務不履行事由(MLI・ショート・レバレッジド・ファシリティ契約中に定義される。)</p> <p>f.) シティグループ及びMLIの場合、担保契約において債務不履行事由として定められている事由が生じた場合。そのような事由には以下が含まれる。(i) 期限が到来したときに担保を担保口座に振り替えることができない商品契約カウンターパーティであった場合、(ii) 該当するファシリティ契約及び関連するショート・レバレッジド・ファシリティ契約が失効又はそのような担保契約上の義務の履行に先立って有効性を失った場合、又は(iii) そのような商品契約のカウンターパーティが、適用される担保契約の有効性を棄却し、抗弁し、拒絶した場合</p>
商品上場投資信託	Classic Commodity Securities	単一商品上場投資信託とクラス商品指数上場投資信託を意味します。

商品指数	Commodity Indices	ブルームバーグ商品指数及びブルームバーグ3ヶ月期先物商品指数を意味し、その他の関連する指数及びサブ指数を含みます。また、「商品指数(Commodity Index)」もこれに従って解釈されます。
長期商品契約	Longer Dated Commodity Contract	特定のクラスの長期マイクロ上場投資信託(又は当該種類の長期マイクロ上場投資信託を構成する場合における長期商品上場投資信託)に関して、ファシリティ契約に従い作成され、当該長期マイクロ上場投資信託に対する対応する権利及び義務を発生させる、発行体と商品契約カウンターパーティとの間の契約を意味します。
長期商品上場投資信託	Longer Dated Commodity Securities	長期単一商品上場投資信託及び長期商品指数上場投資信託を意味します。

投資口保有会社	HoldCo	ジャージーにおいて設立され、登録番号106817で登録されたウィズダムツリー・ホールディングス(ジャージー)リミテッド(WisdomTree Holdings (Jersey) Limited)を意味します。
登録	Registers	各々の類型の上場投資信託保有者について、登録名義書換事務代行会社によって行われ、また、維持されている登録を意味します。単数形の「登録」も同様に解釈されます。現在、信託約款に従って設定されることが予定されている104の異なる類型のマイクロ・商品上場投資信託それぞれについて各1個、合計104の登録があります。
登録名義書換事務代行会社	Registrar	ジャージー、JE1 1ES、セント・ハリアー、キャッスルストリート13(13 Castle Street, St. Helier, Jersey JE1 1 ES)に住所を有するコンピューターシェア・インベスター・サービシーズ(ジャージー)リミテッド(Computershare InvestorServices (Jersey) Limited)又は登録を維持し、マイクロ・商品上場投資信託にかかる申込書及び償還請求を受領し、処理するために発行体が随時選任するその他の者を意味します。
登録名義書換事務代行契約	Registrar Agreement	登録名義書換事務代行会社、発行体及び受託者との間で2012年12月14日に締結された登録名義書換事務代行契約を意味します。
取締役会	Board	発行体の取締役会を意味します。

認定参加者	Authorized Participant	認定参加者と当該商品契約の認定参加者に関する保証条件が満たされなければ、また、満たされるまでの間は、いかなる者であっても認定参加者とはなり得ないことを前提とし、更に、ある者は、一つの商品契約の契約カウンターパーティに関して認定参加者となり得るがそれ以外の契約カウンターパーティに関して認定参加者とはなり得ないことを前提として、発行体との間で、商品上場投資信託に関して認定参加者契約を締結するとともに、少なくとも、一の商品契約の契約カウンターパーティとの間で対応した直接契約を締結しており、当該商品契約の契約カウンターパーティに関して、受入れ不能認定参加者ではない者を、意味します。
認定参加者契約	Authorized Participant Agreement	発行体及びその他の者の間の文書による契約であって、それに基づき認定参加者、販売代理人、又は、マイクロ上場投資信託及び若しくは特にマイクロ上場投資信託を構成する商品上場投資信託に関して実質的に同様の機能を果たす者が選任され、当該契約が前提条件に従うことが必要とされている場合には、当該前提条件が満たされている場合を意味します。
認定受領者	Authorised Person	FSMAの目的のために承認された者を意味します。

認定免除者	Exempt Person	認定参加者契約を締結し、又は、その条項を履行するに際して、FSMAの条項又は付随する下位の法律により、認定参加者となる必要を免除されている規制された行為を構成する業務を行う者を意味します。
値付け日	Pricing Day	各々の種類のマイクロ上場投資信託に関して、当該種類のマイクロ上場投資信託に適用される単一商品指数にかかる取引日であって、当該単一商品指数にかかる(計算代理人によりファシリティ契約の規定に従って当該単一商品指数にかかる代替値が決定されている市場混乱日以外の)市場混乱日ではない日を意味します。
発行体	Issuer	ジャージーにおいて、登録番号90959をもって、設立され、登録された会社であるウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド (WisdomTree Commodity Securities Limited) を意味します。
ファシリティ契約	Facility Agreement	発行体と様々な商品契約の相手方との間で締結される契約で、商品契約の締結及び解約を規定しており、シティグループとの間のファシリティ契約及びMLIとの間のファシリティ契約を含みます。
ブルームバーグ3ヶ月期先物商品指数	Bloomberg Commodity Index 3 Month forwards SM	ブルームバーグが計算し、公表するブルームバーグ3ヶ月先物商品指数(旧称は、DJ-UBSCI-F3商品指数)を意味します。
ブルームバーグ商品指数	Bloomberg Commodity Index SM	ブルームバーグが計算し、公表するブルームバーグ商品指数(旧称は、DJ-UBSCI商品指数)を意味します。

プログラム	Programme	商品上場投資信託の発行のためのプログラムを意味します。
マイクロ上場投資信託	Micro Securities	マイクロ商品上場投資信託及びマイクロ長期商品上場投資信託の総称を意味します。
マイクロ先物・商品上場投資信託	Forward Micro and Commodity Securities ” or Forward Securities ”	マイクロ先物商品上場投資信託、先物商品指数上場投資信託及び先物単一商品上場投資信託を意味し、マイクロ先物/商品上場投資信託とはこれらのいずれかを指します。
マイクロ・商品上場投資信託	“ Classic Micro and Commodity Securities ” or “ Classic Securities ”	マイクロ商品上場投資信託、商品指数上場投資信託、及び単一商品上場投資信託の総称を意味し、マイクロ/商品上場投資信託はこれらのいずれかを指します。
申込み	Application	申込者による発行体に対する商品上場投資信託の購入にかかる申込みを意味し、申込みの条件は、申込請求書、目論見書に記載されており、また、関連する認定参加者契約に従ったものでなければなりません。
申込者	Applicant	商品上場投資信託についての申込みを行う認定参加者を意味します。

申込請求書	Application Form	プログラムに関連して用いられる申込請求書を意味します。
申込みにかかる支払い	Application Moneys	申込みにおいて、申込みに関して申込者によって、発行体に対して支払われた、若しくは、支払われることとなっている、又は、発行体の要望に応じた全ての金銭を意味します。
ライセンス料	License Allowance	ライセンス契約に基づき、シーエムイー・インデックス(CME Index)に対する報酬に充てるために発行体が管理事務代行会社に対して支払う金額で、その金額は随時調整されます。
リバランス	Rebalancing	目論見書に従った、商品指数上場投資信託を構成するマイクロ上場投資信託の数(及び該当する場合にはクラス)の調整並びに商品指数上場投資信託の元本の調整を意味します。
類型	category	商品指数上場投資信託について、商品指数上場投資信託を構成する様々な種類のマイクロ上場投資信託の混合によって決定される商品指数上場投資信託の類型を意味します。
ロンドン証券取引所	London StockExchange	文脈上の必要に応じて、ロンドン証券取引所ピーエルシー、又はその上場証券の市場(若しくは、ロンドン証券取引所が市場を複数有している場合には、当該市場のいずれか)を意味します。
ロンドンにおける営業日	London Business Day	銀行がロンドンにおいて通常業務取引のために営業している日(英国における土曜日又は日曜日を除きます。)を意味します。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

意見

私たちは、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド（以下「会社」という。）の財務諸表、すなわち2024年12月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の損益計算書及びその他の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む関連する注記（注記1から注記15を含む）について監査を行った。財務諸表の作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法令及び国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）である。

添付の財務諸表に対する私たちの意見は以下の通りである。

2024年12月31日現在の会社の財政状態並びに同日に終了した年度の会社の経営成績及びキャッシュ・フローは適正に表示しているものと認める；

IFRSに準拠して適切に作成されており、かつ

1991年会社法（ジャージー）の要求事項に準拠して適切に作成されている。

意見の根拠

私たちは、国際監査基準（英国）（ISAの英国版、以下「ISA(UK)」という。）及び適用法令に準拠して監査を行った。当該基準における私たちの責任は、当報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」に記載されている。私たちは、財務諸表監査に関する倫理規定（上場している社会的影響度の高い事業体に適用される英国財務報告評議会（UK FRC）の倫理基準を含む。）に基づき会社から独立しており、またこれらの要求事項に従いその他の倫理的責任も果たしている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関連する結論

財務諸表の監査にあたり、私たちは、取締役による継続企業を前提とした財務諸表の作成は適切であると結論付けている。会社が継続企業を前提とした会計処理を継続することに関する取締役の評価について私たちが実施した検討には、以下の事項が含まれる。

私たちは、経営者が継続企業を前提とした会計処理を行う根拠について理解するとともに、経営者による継続企業の評価プロセス（当該評価におけるすべての重要な要素の把握を目的として経営者が採用するプロセスを含む。）に関する私たちの理解を確かめた。

財務諸表署名日から2026年4月30日までを評価期間とした、取締役会承認後の経営者による継続企業に関する評価を入手した。経営者による継続企業の評価は以下を中心に複合的に行われた。

コモディティ契約の取引相手先及び指定参加者の継続的参加による会社の継続的存続能力について評価

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位**

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド（以下「ManJer」という。）の管理事務代行会社としての義務の履行及び会社の費用全額の支払を続ける継続的能力について評価。これには、会社も含めたManJerが管理しているすべての発行事業体（以下「発行体プラットフォーム」という。）の運用資産に関する検討が含まれる。この能力の評価にあたり、変動する発行体プラットフォームの総運用資産を裏付けとする固定及び変動の運営コストについて検討を実施

事業に関する理解を基に、経営者が継続企業の評価にあたり実施した考察及び手法の適切性について検討した。

私たちはリバースストレステストを実施し、業績悪化シナリオ（特にプラットフォームの運用資産の減少）がどの程度深刻であればプラットフォームの運営コストを賄えない程の管理・運用報酬の不足をもたらすかについて理解した。現在の運用資産（AUM）の水準では、管理・運用報酬は固定費を十分に上回る余力があることが観察された。これは、高まっているAUMのボラティリティ水準を発行体プラットフォームが吸収し得るとする経営者の仮定を裏付けるものであった。

私たちは、経営者が年次報告書及び財務諸表に行った開示が、継続企業の前提を適用した場合に要求される情報を十分かつ適切に開示しているかについて、開示に関する基準の検討により確かめた。

私たちは、実施した作業に基づき、2026年4月30日までの期間にわたり、単独でまたは複合して会社の継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性は識別していない。

継続企業の前提に関する私たちの責任及び取締役の責任は、本報告書の該当セクションに記載している。但し、将来のすべての事象や状況の予測はできないことから、この記載は会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

私たちの監査手法の概要

監査上の主要な検討事項	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価 - コモディティ取引 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の評価 - コモディティ証券
重要性の基準値	財務諸表全体の重要性の基準値：42.4百万米ドル（総資産の1%）

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちの監査範囲の概要

範囲の決定方法

私たちは、監査リスクの評価、重要性の判断、及び手続実施上の重要性の配分を行うことにより、会社の監査範囲を決定している。これにより、財務諸表に対する監査意見の形成が可能となる。私たちは、実施すべき監査作業の水準を判断するにあたり、会社の規模、リスク特性及び組織、並びに内部統制の有効性、事業環境の変化、気候変動の潜在的な影響などを考慮している。当監査チームは、全ての監査作業を直接実施している。

前事業年度からの変更点

前事業年度と比較して私たちの監査範囲に変更はない。

気候変動

気候変動が企業に与える影響について、ステークホルダーの関心が高まっている。会社および事業の性質上、気候変動が事業に及ぼす直接的な影響はないと会社は判断している。このことは、監査済み財務諸表ではなく、「その他の情報」の一部を構成する企業の社会的責任のセクションで5ページ（訳者注：原文のページ）に説明されている。したがって、当該開示に関する私たちの手続は、あくまでも、当該開示と会社の財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することである。

気候変動に関する私たちの監査の労力は、気候変動リスク、物理的及び移行的影響に関する経営者の評価、注記2に記載されている財務諸表における会社の開示の適切性、及び重要な資産及び負債がIFRSで要求されている市場価格に基づいて評価されているため、気候変動によるさらなる考慮すべき影響はないという結論に焦点を当てた。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私たちの職業的専門家としての判断によって、私たちの当事業年度の財務諸表監査において最も重要であると決定された事項であり、私たちによって識別された最も重要な虚偽表示リスク（不正によるものかどうかを問わない）も含まれている。これらの中には、全体的な監査戦略やリソース配分、監査チームの労力の掛け方に最も大きな影響を及ぼした事項も含まれている。これらは財務諸表全体に対する私たちの監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であって、私たちが当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - コモディティ契約	私たちの監査上の対応は以下の通りである。	コモディティ契約の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。
2024年度：4,205,844,628米ドル (2023年度：5,982,333,244米ドル)	コモディティ契約の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施	私たちは、テストを実施した結果、コモディティ契約の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。
会計方針(27-28ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記7(31ページ(訳者注：原文のページ))を参照	コモディティ契約の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価	
コモディティ契約の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないリスク	監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用	
保有されているコモディティ契約は、発行済証券の保有者に商品先物の価格に連動するよう設計されたエクスポージャーを提供する、会社が利用する多様なコモディティ・デリバティブから構成されている。	報告日現在のコモディティ契約の契約上の価値について、契約相手先から独自に確認状を入手	
コモディティ契約は金融資産に公正価値で計上されている。	適用されている評価手法が目論見書に記載の定義と一致していることを確認、またコモディティ契約の価値の算定に使用されている主要なインプットの妥当性を検証。これには、2024年12月31日現在の参照コモディティまたはコモディティ指数の価格と外部の価格算定ソースとの一致の確認が含まれる。	
このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスク(評価手法が該目論見書の条件に従い決定されたものではないリスクを含む。)から構成されている。	2024年12月31日現在保有されているコモディティ契約の価値につきサンプルベースで再計算(保有されているコモディティ契約の総額の93%に相当)	
コモディティ契約の残高は、会社の2024年12月31日現在の総資産の99%(2023年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。		
このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。		

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 - コモディティ証券の評価	私たちの監査上の対応は以下の通りである。	コモディティ証券の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。
2024年度：4,206,399,190米ドル (2023年度：5,997,681,648米ドル)	コモディティ証券の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施	私たちは、テストを実施した結果、コモディティ証券の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。
会計方針(27-28ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記8(32-33ページ(訳者注：原文のページ))を参照	コモディティ証券の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価	
発行済証券の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないうりリスク	監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用	
発行済コモディティ証券は、証券保有者にコモディティの価格変動エクスポージャーを現物の引渡なしに提供する多様な金融商品から構成されている。	適用されている評価手法(コモディティ証券の評価に証券の取引価格を使用する等)の適切性を関連IFRSの要求事項に照らし検証	
コモディティ証券は金融負債に公正価値で計上されている。	外部の価格算定ソースを利用して貸借対照表日現在の証券価格を独自に入手	
このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスクから構成されている。	2024年12月31日現在のコモディティ証券の評価について、証券価格に発行済証券の確認実施後の残数を乗じて再計算。これは発行済コモディティ証券の総額の100%となった。	
コモディティ証券の残高は、会社の2024年12月31日現在の負債合計の99%(2023年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。		
このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。		

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちが適用した重要性の基準値

私たちは、識別した虚偽表示が監査及び監査意見の形成に与える影響を評価するにあたり、監査計画上の重要性及び手続実施上の重要性の概念を適用している。

重要性の基準値

脱漏または虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性がある。重要性の基準値は、私たちの監査手続の内容及び範囲を決定する際の基礎となる。

私たちは、会社の重要性の基準値を42.4百万米ドル（2023年：60.1百万米ドル）と決定した。これは総資産の1%（2023年度：1%）である。総資産は発行済証券の保有者の原資産に対する関連エクスポージャーを反映していることから、私たちは総資産が監査上の重要性の基準値の適切な基礎を提供するものであると考えている。

前事業年度と比較して使用した重要性の基準値に関する変更はない。

手続実施上の重要性

個々の勘定または残高レベルで適用する重要性の基準値である。これは、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために設定する金額である。

リスク評価及び会社の全般的な統制環境に関する評価を基に、私たちは、手続実施上の重要性を、重要性の基準値の50%（2023年度：50%）、すなわち21.2百万米ドル（2023年度：30.05百万米ドル）とした。私たちは、財務諸表の決算手続において認識され修正された誤謬の価値に対応して、手続実施上の重要性をこの割合に設定した。

僅少許容金額

識別した虚偽表示が以下の金額を下回る場合、明らかに僅少と判断している。

私たちは、2.12百万米ドル（2023年度：3.01百万米ドル）を超える未修正の監査差異はすべて取締役会に報告することに合意している。この金額は重要性の基準値の5%に設定しており、僅少許容金額を下回る監査差異については、私たちが定性的理由により報告が必要と考える場合に行う。

私たちは、監査意見の形成にあたり、上記の重要性の基準値という定量的方法と、その他必要な定性的検討の両面から、未修正の虚偽表示について評価を行っている。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

その他の情報

その他の情報は、年次報告書の1ページから12ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている情報から構成される、財務諸表及び私たちの監査報告書以外の情報である。取締役は、年次報告書に記載されているその他の情報に対して責任を有している。

私たちの財務諸表に対する意見の対象にはその他の情報は含まれておらず、本報告書に明記している範囲を除き、私たちはいかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することにある。私たちは、そのような重要な相違または明らかな重要な虚偽表示を識別した場合には、これが財務諸表自体の重要な虚偽表示に繋がっているかどうかを判断することが求められている。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付けた場合には、その事実を報告することが求められている。

これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

例外として報告が要求されている事項に関して報告すべき事項

私たちの意見では、1991年会社法(ジャージー)によりいずれかに該当する場合に報告が要求されている以下の事項に関して、報告すべき事項はない。

会社が適切な会計記録を保持していない、または私たちが往査していない支店から私たちの監査において十分な適切な回答を得ていない。

財務諸表が会社の会計記録及び回答と一致していない。

私たちが監査に必要な全ての情報及び説明を受領していない。

取締役の責任

12ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている取締役の責任に関する記述に詳細に説明されている通り、取締役は、財務諸表の作成と、財務諸表が真実かつ公正な概観を提供するものであること、並びに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務諸表を作成するにあたり、取締役は、継続企業として存続する会社の能力を評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また取締役が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした財務諸表を作成する責任を有する。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

財務諸表監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務諸表に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行った監査が、存在する全ての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計した金額が財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査により不法行為（不正を含む。）の発見が可能と考えられる範囲に関する説明

不法行為（不正を含む。）は法令違反の一例である。私たちは、先述の通り、私たちの責任に応じた不正を発見するための手続を立案している。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクを上回るが、これは不正が、例えば偽造や意図的な虚偽の陳述、共謀により計画的に隠蔽される場合があるためである。私たちの手続により不法行為（不正を含む。）の発見が可能な範囲は、以下の通りである。

尚、不正を防止及び発見する主たる責任は、監査役及び経営者にある。

私たちは、会社に適用される法規制の枠組みを理解し、IFRS及び1991年会社法（ジャージー）から構成される財務報告の枠組みが最も重要であると判断した。また、財務諸表の表示及び開示に影響を与える可能性のある一定の重要な法規制が存在しており、それらはアイルランド中央銀行の（投資市場行動（Investment Market Conduct））規則及び英国上場管理機関の上場規則であると結論付けている。

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドが当該枠組みにどのように準拠しているかについて、取締役及び管理業務を担当する主要経営者に質問を行い理解した。また、取締役会議事録、取締役会に提出された資料、規制当局からの回答の閲覧により私たちの質問の裏付けを入手したが、矛盾を示す証拠は識別されなかった。

会社の財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性（不正を行い得る方法を含む。）について、会社の投資目的の理解及び経営者とのディスカッションを通じて評価し、財務報告のどの部分に不正が起りやすいかを理解した。リスクが相対的に高いと考えられる部分について、識別した不正リスクに対応した監査手続を実施した。これらの手続には、取引の証憑書類による検証、特定の仕訳入力テスト、及び先述の監査上の主要な検討事項のセクションに記載した重点的検証が含まれる。これらの手続の立案は、財務諸表に不正または誤謬がないことについて合理的な保証を行うことを目的としている。

このような理解を基に、当該法規制への違反を識別する監査手続を立案した。私たちの手続には、法規制への違反の識別を目的とした取締役会議事録の閲覧、法規制への準拠に関する取締役会に提出された関連する報告書の閲覧、及び管理業務担当経営者への質問が含まれる。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

監査責任者は、会社がアセットマネジメント業界で事業を行っていることを踏まえ、監査チームの経験について評価した結果、監査チームは適切な適正及び能力を有していると判断している。

財務諸表監査に対する私たちの責任についての詳細な説明は、財務報告評議会のウェブサイト（<https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>）で閲覧可能である。この説明は、私たちの監査報告書の一部を形成するものである。

対応が要求されているその他の事項

私たちは、監査役による議案の決定後、2019年12月3日に会社に任命され、2019年12月31日終了事業年度及びその後の事業年度の財務諸表監査を実施している。

連続関与期間合計(任期更新・再任を含む。)は、2019年12月31日終了事業年度から2024年12月31日終了事業年度までの6年である。

会社に対して財務報告評議会(FRC)の倫理基準で禁止されている非監査業務の提供は行っておらず、私たちは監査の実施にあたり会社からの独立性を維持している。監査意見は、監査役宛の追加報告書と一致している。

本報告書の利用

本報告書は、1991年会社法（ジャージー）第113のA条に準拠して、一団を構成する会社のメンバーのみに対して作成されている。私たちの監査業務は、会社のメンバーへの表明が要求されている事項を監査報告書で私たちが表明するために実施されたものであって、それ以外の目的のために実施されたものではない。私たちは、法令により最大限認められる範囲内において、会社及び一団を構成する会社のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、本報告書、及び私たちの形成した意見につき責任を負わない。

オーヴェ・トエネス・スヴェイストラップがアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを代表して
ジャージー、チャネル諸島

日付：2025年4月28日

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位****意見**

私たちは、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド（以下「会社」という。）の財務諸表、すなわち2025年12月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の損益計算書及びその他の包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、並びに重要な会計方針の要約を含む関連する注記（注記1から注記15を含む）について監査を行った。財務諸表の作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法令及び国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）である。

添付の財務諸表に対する私たちの意見は以下の通りである。

2025年12月31日現在の会社の財政状態並びに同日に終了した年度の会社の経営成績及びキャッシュ・フローは適正に表示しているものと認める；

IFRSに準拠して適切に作成されており、かつ

1991年会社法（ジャージー）の要求事項に準拠して適切に作成されている。

意見の根拠

私たちは、国際監査基準（英国）（ISAの英国版、以下「ISAs(UK)」という。）及び適用法令に準拠して監査を行った。当該基準における私たちの責任は、当報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」に記載されている。私たちは、財務諸表監査に関する倫理規定（上場している社会的影響度の高い事業体に適用される英国財務報告評議会（UK FRC）の倫理基準を含む。）に基づき会社から独立しており、またこれらの要求事項に従いその他の倫理的責任も果たしている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関連する結論

財務諸表の監査にあたり、私たちは、取締役による継続企業を前提とした財務諸表の作成は適切であると結論付けている。会社が継続企業を前提とした会計処理を継続することに関する取締役の評価について私たちが実施した検討には、以下の事項が含まれる。

私たちは、経営者が継続企業を前提とした会計処理を行う根拠について理解するとともに、経営者による継続企業の評価プロセス（当該評価におけるすべての重要な要素の把握を目的として経営者が採用するプロセスを含む。）に関する私たちの理解を確かめた。

財務諸表署名日から2027年4月30日までを評価期間とした、取締役会承認後の経営者による継続企業に関する評価を入手した。経営者による継続企業の評価は以下を中心に複合的に行われた。

コモディティ契約の取引相手先及び指定参加者の継続的参加による会社の継続的存続能力について評価；

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位**

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド（以下「ManJer」という。）の管理事務代行会社としての義務の履行及び会社の費用全額の支払を続ける継続的能力について評価。これには、会社も含めたManJerが管理しているすべての発行事業体（以下「発行体プラットフォーム」という。）の運用資産に関する検討が含まれる。この能力の評価にあたり、変動する発行体プラットフォームの総運用資産を裏付けとする固定及び変動の運営コストについて検討を実施。

事業に関する理解を基に、経営者が継続企業の評価にあたり実施した考察及び手法の適切性について検討した。

私たちはリバースストレステストを実施し、業績悪化シナリオ（特にプラットフォームの運用資産の減少）がどの程度深刻であればプラットフォームの運営コストを賄えない程の管理・運用報酬の不足をもたらすかについて理解した。現在の運用資産（AUM）の水準では、管理・運用報酬は固定費を十分に上回る余力があることが観察された。これは、高まっているAUMのボラティリティ水準を発行体プラットフォームが吸収し得るとする経営者の仮定を裏付けるものであった。

私たちは、経営者が年次報告書及び財務諸表に行った開示が、継続企業の前提を適用した場合に要求される情報を十分かつ適切に開示しているかについて、開示に関する基準の検討により確かめた。

私たちは、実施した作業に基づき、2027年4月30日までの期間にわたり、単独でまたは複合して会社の継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性は識別していない。

継続企業の前提に関する私たちの責任及び取締役の責任は、本報告書の該当セクションに記載している。但し、将来のすべての事象や状況の予測はできないことから、この記載は会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

私たちの監査手法の概要

監査上の主要な検討事項	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価 - コモディティ取引 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の評価 - コモディティ証券
重要性の基準値	財務諸表全体の重要性の基準値：54.7百万米ドル（総資産の1%）

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位****私たちの監査範囲の概要****監査範囲の決定方法**

私たちは、監査リスクの評価、重要性の判断、及び手続実施上の重要性の配分を行うことにより、会社の監査範囲を決定している。これにより、財務諸表に対する監査意見の形成が可能となる。私たちは、実施すべき監査作業の水準を判断するにあたり、会社の規模、リスク特性及び組織、並びに内部統制の有効性、事業環境の変化、気候変動の潜在的な影響などを考慮している。当監査チームは、全ての監査作業を直接実施している。

前事業年度からの変更点

前事業年度と比較して私たちの監査範囲に変更はない。

気候変動

気候変動が企業に与える影響について、ステークホルダーの関心が高まっている。会社および事業の性質上、気候変動が事業に及ぼす直接的な影響はないと会社は判断している。このことは、監査済み財務諸表ではなく、「その他の情報」の一部を構成する企業の社会的責任のセクションで5ページ(訳者注:原文のページ)に説明されている。したがって、当該開示に関する私たちの手続は、あくまでも、当該開示と会社の財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することである。

気候変動に関する私たちの監査の労力は、気候変動リスク、物理的及び移行的影響に関する経営者の評価、注記2に記載されている財務諸表における会社の開示の適切性、及び重要な資産及び負債がIFRSで要求されている市場価格に基づいて評価されているため、気候変動によるさらなる考慮すべき影響はないという結論に焦点を当てた。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私たちの職業的専門家としての判断によって、私たちの当事業年度の財務諸表監査において最も重要であると決定された事項であり、私たちによって識別された最も重要な虚偽表示リスク(不正によるものかどうかを問わない)も含まれている。これらの中には、全体的な監査戦略やリソース配分、監査チームの労力の掛け方に最も大きな影響を及ぼした事項も含まれている。これらは財務諸表全体に対する私たちの監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であって、私たちが当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
<p>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - コモディティ契約</p> <p>2025年度：5,418,735,641米ドル (2024年度：4,205,844,628米ドル)</p> <p>会計方針(25-26ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記7(29ページ(訳者注：原文のページ))を参照</p> <p>コモディティ契約の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないリスク</p> <p>保有されているコモディティ契約は、発行済証券の保有者に商品先物の価格に連動するよう設計されたエクスポージャーを提供する、会社が利用する多様なコモディティ・デリバティブから構成されている。</p> <p>コモディティ契約は金融資産に公正価値で計上されている。</p> <p>このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスク(評価手法が該当目論見書の条件に従い決定されたものではないリスクを含む。)から構成されている。</p> <p>コモディティ契約の残高は、会社の2025年12月31日現在の総資産の99%(2024年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。</p> <p>このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。</p>	<p>私たちの監査上の対応は以下の通りである。</p> <p>コモディティ契約の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施</p> <p>コモディティ契約の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価</p> <p>監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用</p> <p>報告日現在のコモディティ契約の契約上の価値について、契約相手先から独自に確認状を入手</p> <p>適用されている評価手法が目論見書に記載の定義と一致していることを確認、またコモディティ契約の価値の算定に使用されている主要なインプットの妥当性を検証。これには、2025年12月31日現在の参照コモディティまたはコモディティ指数の価格と外部の価格算定ソースとの一致の確認が含まれる。</p> <p>2025年12月31日現在保有されているコモディティ契約の価値につきサンプルベースで再計算(保有されているコモディティ契約の総額の100%に相当)</p> <p>具体的には、経営者による内部統制の無効化リスクに対応するため、我々は経営者のバイアスの証拠の有無についてコモディティ契約の評価を検証したほか、会社とその活動に対する我々の理解に基づき、重要な異例の取引が発生していないかを検討し、さらに、総勘定元帳に記録された仕訳帳エントリーおよび財務諸表の作成において行われたその他の調整の妥当性をテストした。</p>	<p>コモディティ契約の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。</p> <p>私たちは、テストを実施した結果、コモディティ契約の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。</p>

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

リスク	監査上の対応	取締役会に伝達した主要な見解
<p>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 - コモディティ証券の評価</p> <p>2025年度：5,489,685,088米ドル (2024年度：4,206,399,190米ドル)</p> <p>会計方針(25-26ページ(訳者注：原文のページ))及び財務諸表に対する注記8(30-31ページ(訳者注：原文のページ))を参照</p> <p>発行済証券の価値に虚偽表示がある、または評価が正確に行われないリスク</p> <p>発行済コモディティ証券は、証券保有者にコモディティの価格変動エクスポージャーを現物の引渡なしに提供する多様な金融商品から構成されている。</p> <p>コモディティ証券は金融負債に公正価値で計上されている。</p> <p>このリスクは、評価手法の適用並びに評価に使用されたインプットの情報源及び時期の双方に誤謬が生じるリスクから構成されている。</p> <p>コモディティ証券の残高は、会社の2025年12月31日現在の負債合計の99%(2024年：99%)超を占めている。このため、評価手法に誤謬が生じた場合重要となり得る。</p> <p>このリスクは前事業年度に観察されたリスクと同一である。</p>	<p>私たちの監査上の対応は以下の通りである。</p> <p>コモディティ証券の評価に関して導入されている会社のシステム、内部統制及びプロセスについてウォークスルーを実施</p> <p>コモディティ証券の評価に関して導入されている会社のシステム及び内部統制のデザインを評価</p> <p>監査戦略の実行にあたり、完全な実証アプローチを採用</p> <p>適用されている評価手法(コモディティ証券の評価に証券の取引価格を使用する等)の適切性を関連IFRSの要求事項に照らし検証</p> <p>外部の価格算定ソースを利用して貸借対照表日現在の証券価格を独自に入手</p> <p>2025年12月31日現在のコモディティ証券の評価について、証券価格に発行済証券の確認実施後の残数を乗じて再計算。これは発行済コモディティ証券の総額の100%となった。</p>	<p>コモディティ証券の評価に関して私たちが監査作業の過程で識別した、会社の取締役会の注意を喚起する事項はなかった。</p> <p>私たちは、テストを実施した結果、コモディティ証券の評価に重要な虚偽表示はないと判断している。</p>

独立監査人の監査報告書

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位

私たちが適用した重要性の基準値

私たちは、識別した虚偽表示が監査及び監査意見の形成に与える影響を評価するにあたり、監査計画上の重要性及び手続実施上の重要性の概念を適用している。

重要性の基準値

脱漏または虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性がある。重要性の基準値は、私たちの監査手続の内容及び範囲を決定する際の基礎となる。

私たちは、会社の重要性の基準値を54.7百万米ドル（2024年：42.4百万米ドル）と決定した。これは総資産の1%（2024年度：1%）である。総資産は発行済証券の保有者の原資産に対する関連エクスポージャーを反映していることから、私たちは総資産が監査上の重要性の基準値の適切な基礎を提供するものであると考えている。

前事業年度と比較して使用した重要性の基準値に関する変更はない。

手続実施上の重要性

個々の勘定または残高レベルで適用する重要性の基準値である。これは、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために設定する金額である。

リスク評価及び会社の全般的な統制環境に関する評価を基に、私たちは、手続実施上の重要性を、重要性の基準値の50%（2024年度：50%）、すなわち27.35百万米ドル（2024年度：21.2百万米ドル）とした。私たちは、財務諸表の決算手続において認識され修正された誤謬の価値に対応して、手続実施上の重要性をこの割合に設定した。

僅少許容金額

識別した虚偽表示が以下の金額を下回る場合、明らかに僅少と判断している。

私たちは、2.74百万米ドル（2024年度：2.12百万米ドル）を超える未修正の監査差異はすべて取締役会に報告することに合意している。この金額は重要性の基準値の5%に設定しており、僅少許容金額を下回る監査差異については、私たちが定性的理由により報告が必要と考える場合に行う。

私たちは、監査意見の形成にあたり、上記の重要性の基準値という定量的方法と、その他必要な定性的検討の両面から、未修正の虚偽表示について評価を行っている。

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位****その他の情報**

その他の情報は、年次報告書の1ページから10ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている情報から構成される、財務諸表及び私たちの監査報告書以外の情報である。取締役は、年次報告書に記載されているその他の情報に対して責任を有している。

私たちの財務諸表に対する意見の対象にはその他の情報は含まれておらず、本報告書に明記している範囲を除き、私たちはいかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表若しくは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することにある。私たちは、そのような重要な相違または明らかな重要な虚偽表示を識別した場合には、これが財務諸表自体の重要な虚偽表示に繋がっているかどうかを判断することが求められている。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付けた場合には、その事実を報告することが求められている。

これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

例外として報告が要求されている事項に関して報告すべき事項

私たちの意見では、1991年会社法(ジャージー)によりいずれかに該当する場合に報告が要求されている以下の事項に関して、報告すべき事項はない。

会社が適切な会計記録を保持していない、または私たちが往査していない支店から私たちの監査において十分な適切な回答を得ていない。

財務諸表が会社の会計記録及び回答と一致していない。

私たちが監査に必要な全ての情報及び説明を受領していない。

取締役の責任

10ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている取締役の責任に関する記述に詳細に説明されている通り、取締役は、財務諸表の作成と、財務諸表が真実かつ公正な概観を提供するものであること、並びに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務諸表を作成するにあたり、取締役は、継続企業として存続する会社の能力を評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また取締役が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした財務諸表を作成する責任を有する。

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位****財務諸表監査に対する監査人の責任**

私たちの目的は、全体としての財務諸表に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行った監査が、存在する全ての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計した金額が財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査により不法行為（不正を含む。）の発見が可能と考えられる範囲に関する説明

不法行為（不正を含む。）は法令違反の一例である。私たちは、先述の通り、私たちの責任に応じた不正を発見するための手続を立案している。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクを上回るが、これは不正が、例えば偽造や意図的な虚偽の陳述、共謀により計画的に隠蔽される場合があるためである。私たちの手続により不法行為（不正を含む。）の発見が可能な範囲は、以下の通りである。

尚、不正を防止及び発見する主たる責任は、監査役及び経営者にある。

私たちは、会社に適用される法規制の枠組みを理解し、IFRS及び1991年会社法（ジャージー）から構成される財務報告の枠組みが最も重要であると判断した。また、財務諸表の表示及び開示に影響を与える可能性のある一定の重要な法規制が存在しており、それらはアイルランド中央銀行の（投資市場行動（Investment Market Conduct））規則及び英国上場管理機関の上場規則であると結論付けている。

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドが当該枠組みにどのように準拠しているかについて、取締役及び管理業務を担当する主要経営者に質問を行い理解した。また、取締役会議事録、取締役会に提出された資料、規制当局からの回答の閲覧により私たちの質問の裏付けを入手したが、矛盾を示す証拠は識別されなかった。

会社の財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性（不正を行い得る方法を含む。）について、会社の投資目的の理解及び経営者とのディスカッションを通じて評価し、財務報告のどの部分に不正が起りやすいかを理解した。リスクが相対的に高いと考えられる部分について、識別した不正リスクに対応した監査手続を実施した。これらの手続には、取引の証憑書類による検証、特定の仕訳入力テスト、及び先述の監査上の主要な検討事項のセクションに記載した重点的検証が含まれる。これらの手続の立案は、財務諸表に不正または誤謬がないことについて合理的な保証を行うことを目的としている。

このような理解を基に、当該法規制への違反を識別する監査手続を立案した。私たちの手続には、法規制への違反の識別を目的とした取締役会議事録の閲覧、法規制への準拠に関する取締役会に提出された関連する報告書の閲覧、及び管理業務担当経営者への質問が含まれる。

独立監査人の監査報告書**ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドのメンバー各位**

監査責任者は、会社がアセットマネジメント業界で事業を行っていることを踏まえ、監査チームの経験について評価した結果、監査チームは適切な適正及び能力を有していると判断している。

財務諸表監査に対する私たちの責任についての詳細な説明は、財務報告評議会のウェブサイト (<https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>) で閲覧可能である。この説明は、私たちの監査報告書の一部を形成するものである。

対応が要求されているその他の事項

私たちは、監査役による議案の決定後、2019年12月3日に会社に任命され、2019年12月31日終了事業年度及びその後の事業年度の財務諸表監査を実施している。

連続関与期間合計(任期更新・再任を含む。)は、2019年12月31日終了事業年度から2025年12月31日終了事業年度までの7年である。

会社に対して財務報告評議会(FRC)の倫理基準で禁止されている非監査業務の提供は行っておらず、私たちは監査の実施にあたり会社からの独立性を維持している。監査意見は、監査役宛の追加報告書と一致している。

本報告書の利用

本報告書は、1991年会社法(ジャージー)第113のA条に準拠して、一団を構成する会社のメンバーのみに対して作成されている。私たちの監査業務は、会社のメンバーへの表明が要求されている事項を監査報告書で私たちが表明するために実施されたものであって、それ以外の目的のために実施されたものではない。私たちは、法令により最大限認められる範囲内において、会社及び一団を構成する会社のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、本報告書、及び私たちの形成した意見につき責任を負わない。

オーヴェ・トエネス・スヴェイストラップが
アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを代表して
ジャージー、チャネル諸島

日付：2026年4月24日

[次へ](#)

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED**

Opinion

We have audited the financial statements of WisdomTree Commodity Securities Limited (the “company”) for the year ended 31 December 2025 which comprise the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Changes in Equity, the Statement of Cash Flows and the related notes 1 to 15, including material accounting policy information. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS”).

In our opinion, the financial statements:

- ^{2 5}_{B A} give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2025 and of its loss for the year then ended;
- ^{2 5}_{B A} have been properly prepared in accordance with IFRS;
- ^{2 5}_{B A} have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies (Jersey) Law 1991.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, including the UK FRC's Ethical Standard as applied to listed entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Our evaluation of the directors' assessment of the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting included:

- ^{2 5}_{B A} We obtained an understanding of management's rationale for using the going concern basis of accounting and confirmed our understanding of management's Going Concern assessment process including the process they adopted to capture all key factors in their assessment;
- ^{2 5}_{B A} We obtained management's board approved going concern assessment covering the period of assessment from the date of signing to 30 April 2027. Management's assessment has focussed on a combination of:
 - ^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing viability of the company through continued involvement of its Commodity Contract Counterparties and Authorised Participants;
 - ^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing ability of WisdomTree Management Jersey Limited (“ManJer”) to continue to meet its obligations as manager and pay all expenses of the company. This includes consideration of the assets under management of all managed issuer entities (“Issuer Platform”) which includes this company. In assessing this ability management considered the fixed and variable operating costs that could be supported under varying levels of total assets under management for the Issuer Platform.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

- ^{2 5}_{B A} Using our understanding of the business, we evaluated whether the considerations and method adopted by management in assessing going concern was appropriate.
- ^{2 5}_{B A} We performed reverse stress testing on the forecasts to understand how severe the downside scenarios would have to be, and the reduction in platform assets under management, to result in the platform generating insufficient management fees to cover operating costs. We observed significant headroom in management fee income, at current Assets Under Management (“AUM”) levels, in excess of fixed and AUM based costs which supports management's assumption that the Issuer Platform is able to absorb heightened levels of volatility in AUM.
- ^{2 5}_{B A} We considered whether management's disclosures, in the Annual Report and financial statements, sufficiently and appropriately discloses information required in respect of the going concern assumption applied through consideration of relevant disclosure standards.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period to 30 April 2027.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report. However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Overview of our audit approach

Key audit matters	^{2 5} _{B A} Valuation of Financial Assets at fair value through profit and loss - Commodity Contracts
	^{2 5} _{B A} Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit and loss - Commodity Securities
Materiality	^{2 5} _{B A} Overall materiality of US\$54.7m which represents 1% of total assets.

An overview of the scope of our audit

Tailoring the scope

Our assessment of audit risk, our evaluation of materiality and our allocation of performance materiality determine our audit scope for the company. This enables us to form an opinion on the financial statements. We take into account size, risk profile, the organisation of the company and effectiveness of controls, changes in the business environment and the potential impact of climate change when assessing the level of work to be performed. All audit work was performed directly by the audit engagement team.

Changes from the prior year

There were no scoping changes compared to the prior year.

Climate change

There has been increasing interest from stakeholders as to how climate change will impact companies. The company has determined that there are no directly observed impacts of climate change on the business due to the nature of the company and its operations. This is explained on page 5 in the corporate social responsibility section, which form part of the “Other information,” rather than the audited financial statements. Our procedures on these disclosures therefore consisted solely of considering whether they are materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appear to be materially misstated.

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Our audit effort in considering climate change was focused on evaluating management's assessment of the impact of climate risk, physical and transition, the adequacy of the company's disclosures in the financial statements as set out in note 2 and conclusion that there was no further impact of climate change to be taken into account as the material assets and liabilities are valued based on market pricing as required by IFRS.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) that we identified. These matters included those which had the greatest effect on: the overall audit strategy, the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>Valuation of Financial Assets at fair value through profit and loss - Commodity Contracts</p> <p>2025: USD 5,418,735,641 (2024: USD 4,205,844,628)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (pages 25-26); and Note 7 of the Financial Statements (page 29)</i></p> <p>Risk that Commodity Contracts values are misstated or that valuations are incorrectly calculated, including as a result of management override of internal controls.</p> <p>The Commodity Contracts held comprise a range of commodity derivatives that are used by the company to provide holders of issued securities with exposure that is designed to track the price of commodity futures.</p> <p>The Commodity Contracts are carried at fair value as a Financial Asset.</p> <p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied (including the risk that the valuation methodology has not been determined in accordance with the terms of the applicable prospectus) and in the source and timing of valuation inputs utilised.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Commodity Contracts.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Commodity Contract valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We obtained independent confirmation, from the contract counterparty, of the contractual value of contracts as at the reporting date.</p> <p>We agreed the valuation methodology applied to the definition set out in the prospectus and validation of key inputs used to derive the value of the Commodity Contracts. This included agreement on a sample basis of the price of the referenced commodities or commodities indices to external pricing sources as at 31 December 2025 against relevant IFRS requirements.</p> <p>We recalculated the value of a sample of Commodity Contracts held at 31 December 2025, representing 100% of the total value of Commodity Contracts held.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Commodity Contracts that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of the Commodity Contracts is not materially misstated.</p>

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>The balance of Commodity Contracts represents 99% of the company's total assets as at 31 December 2025 (2024: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>Specifically, in addressing the risks of management override of controls, we assessed the Commodity Contracts valuation for evidence of management bias, considered whether any significant unusual transactions arose based on our understanding of the Company and its activities and tested the appropriateness of journal entries recorded in the general ledger and other adjustments made in the preparation of the financial statements.</p>	
<p>Valuation of Financial Liabilities a fair value through profit or loss - Commodity Securities</p> <p>2025: USD 5,489,685,088 (2024: USD 4,206,399,190)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (pages 25-26); and Note 8 of the Financial Statements (pages 30-31)</i></p> <p>Risk that values of securities in issue are misstated or that valuations are incorrectly captured.</p> <p>The Commodity Securities in issue comprise a range of financial instruments that provide holders of issued securities with exposure to movements in prices of associated commodities without needing to take physical delivery.</p> <p>The Commodity Securities are carried at fair value as a Financial Liability.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Commodity Securities.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Commodity Securities valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We assessed the appropriateness of the valuation methodology applied, comprising the use of traded security prices to value the Commodity Securities, against relevant IFRS requirements.</p> <p>We independently obtained security prices using external pricing sources at the balance sheet date.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Commodity Securities that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of Commodity Securities is not materially misstated.</p>

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied and, in the source, and timing of valuation inputs utilised.</p> <p>The balance of Commodity Securities represents 99% of the company's total liabilities as at 31 December 2025 (2024: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>We recalculated the value of Commodity Securities held at 31 December 2025, by multiplying the security price by the confirmed security balance in issue. This represented 100% of the total value of Commodity Securities in issue.</p>	

Our application of materiality

We apply the concept of materiality in planning and performing the audit, in evaluating the effect of identified misstatements on the audit and in forming our audit opinion.

Materiality

The magnitude of an omission or misstatement that, individually or in the aggregate, could reasonably be expected to influence the economic decisions of the users of the financial statements. Materiality provides a basis for determining the nature and extent of our audit procedures.

We determined materiality for the company to be US\$54.7 million (2024: US\$42.4 million), which is 1% (2024: 1%) of Total Assets. We believe that Total Assets provides us with an appropriate basis for audit materiality as Total Assets reflects the relevant exposure of holders of issued securities to the underlying asset base,

There has been no change in the basis of materiality used compared to the prior year.

Performance materiality

The application of materiality at the individual account or balance level. It is set at an amount to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements exceeds materiality.

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

On the basis of our risk assessments, together with our assessment of the company's overall control environment, our judgement was that performance materiality was 50% (2024: 50%) of our planning materiality, namely US\$27.35m (2024: US\$21.2m). We have set performance materiality in both periods at this percentage in response to the value of errors identified and corrected in the financial statement close process.

Reporting threshold

An amount below which identified misstatements are considered as being clearly trivial.

We agreed with the Board that we would report to them all uncorrected audit differences in excess of US\$2.74m (2024: US\$2.12m), which is set at 5% of materiality, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds.

We evaluate any uncorrected misstatements against both the quantitative measures of materiality discussed above and in light of other relevant qualitative considerations in forming our opinion.

Other information

The other information comprises the information included in the annual report set out on pages 1 to 10, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the annual report.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which the Companies (Jersey) Law 1991 requires us to report to you if, in our opinion:

- 25
B A proper accounting records have not been kept by the company, or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- 25
B A the financial statements are not in agreement with the company's accounting records and returns; or
- 25
B A we have not received all the information and explanations we require for our audit

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Responsibilities of directors

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 10, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Explanation as to what extent the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect irregularities, including fraud. The risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

However, the primary responsibility for the prevention and detection of fraud rests with both those charged with governance of the company and management.

^{2 5}_{B A} We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that are applicable to the company and determined that the most significant are those that relate to the reporting framework, comprising IFRS and the Companies (Jersey) Law 1991. In addition, we concluded that there are certain significant laws and regulations that may have an effect on the presentation and disclosure of the financial statements being the applicable Listing Rules of the Central Bank of Ireland (Investment Market Conduct) and UK Listing Authority Rules;

^{2 5}_{B A} We understood how WisdomTree Commodity Securities Limited is complying with those frameworks by making enquiries of the directors and key management of the administrative service provider. We corroborated our enquiries through our review of minutes of Board meetings, papers provided to the board and correspondence received from regulatory bodies and noted no contradictory evidence;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

^{2 5}_{B A} We assessed the susceptibility of the company's financial statements to material misstatement, including how fraud might occur by understanding the investment objectives of the Company and discussing with management to understand where reporting was considered susceptible to fraud. Where this risk was considered to be higher, we performed audit procedures in response to the identified fraud risk. These procedures included testing of transactions to supporting documentation, testing of specific accounting journal entries, and focused testing, including that

^{2 5}_{B A} referred to in the key audit matters section above. These procedures were designed to provide reasonable assurance that the financial statements were free from fraud or error;

^{2 5}_{B A} Based on this understanding we designed our audit procedures to identify non-compliance with such laws and regulations. Our procedures involved reading board minutes to identify any non-compliance with laws and regulations, a review of any associated reporting submitted to the board on compliance with laws and regulations and enquiries of members of management of the appointed administrative service provider;

As the Company operates in the asset management industry the Audit Partner assessed the experience of the engagement team and concluded that the team had the appropriate competence and capabilities.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Financial Reporting Council's website at <https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>. This description forms part of our auditor's report.

Other matters we are required to address

^{2 5}_{B A} Following the recommendation from those charged with governance, we were appointed by the company on 3 December 2019 to audit the financial statements for the year ending 31 December 2019 and subsequent financial periods.

The period of total uninterrupted engagement including previous renewals and reappointments is 7 years, covering the years ending 31 December 2019 to 31 December 2025.

The non-audit services prohibited by the FRC's Ethical Standard were not provided to the company and we remain independent of the company in conducting the audit. The audit opinion is consistent with the additional report to those charged with governance.

Use of our report

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Ove Toennes Svejstrup
for and on behalf of Ernst & Young LLP
Jersey, Channel Islands
Date: 24 April 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED**

Opinion

We have audited the financial statements of WisdomTree Commodity Securities Limited (the “company”) for the year ended 31 December 2024 which comprise the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Cash Flows, the Statement of Changes in Equity and the related notes 1 to 15, including material accounting policy information. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS”).

In our opinion, the financial statements:

- ^{2 5}_{B A} give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2024 and of its profit for the year then ended;
- ^{2 5}_{B A} have been properly prepared in accordance with IFRS;
- ^{2 5}_{B A} have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies (Jersey) Law 1991.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, including the UK FRC's Ethical Standard as applied to listed public interest entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Our evaluation of the directors' assessment of the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting included:

- ^{2 5}_{B A} We obtained an understanding of management's rationale for using the going concern basis of accounting and confirmed our understanding of management's Going Concern assessment process including the process they adopted to capture all key factors in their assessment;
- ^{2 5}_{B A} We obtained management's board approved going concern assessment covering the period of assessment from the date of signing to 30 April 2026. Management's assessment has focussed on a combination of:
 - ^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing viability of the company through continued involvement of its Commodity Contract Counterparties and Authorised Participants;
 - ^{2 5}_{B A} Assessing the ongoing ability of WisdomTree Management Jersey Limited (“ManJer”) to continue to meet its obligations as manager and pay all expenses of the company. This includes consideration of the assets under management of all managed issuer entities (“Issuer Platform”) which includes this company. In assessing this ability management considered the fixed and variable operating costs that could be supported under varying levels of total assets under management for the Issuer Platform.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

- ^{2 5}_{B A} Using our understanding of the business, we evaluated whether the considerations and method adopted by management in assessing going concern was appropriate.
- ^{2 5}_{B A} We performed reverse stress testing on the forecasts to understand how severe the downside scenarios would have to be, and the reduction in platform assets under management, to result in the platform generating insufficient management fees to cover operating costs. We observed significant headroom in management fee income, at current Assets Under Management (“AUM”) levels, in excess of fixed and AUM based costs which supports management's assumption that the Issuer Platform is able to absorb heightened levels of volatility in AUM.
- ^{2 5}_{B A} We considered whether management's disclosures, in the Annual Report and financial statements, sufficiently and appropriately discloses information required in respect of the going concern assumption applied through consideration of relevant disclosure standards.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period to 30 April 2026.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report. However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Overview of our audit approach

Key audit matters	^{2 5} _{B A} Valuation of Financial Assets at fair value through profit and loss – Commodity Contracts
	^{2 5} _{B A} Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit and loss – Commodity Securities
Materiality	^{2 5} _{B A} Overall materiality of US\$42.4m which represents 1% of total assets.

An overview of the scope of our audit

Tailoring the scope

Our assessment of audit risk, our evaluation of materiality and our allocation of performance materiality determine our audit scope for the company. This enables us to form an opinion on the financial statements. We take into account size, risk profile, the organisation of the company and effectiveness of controls, changes in the business environment and the potential impact of climate change when assessing the level of work to be performed. All audit work was performed directly by the audit engagement team.

Changes from the prior year

There were no scoping changes compared to the prior year.

Climate change

There has been increasing interest from stakeholders as to how climate change will impact companies. The company has determined that there are no directly observed impacts of climate change on the business due to the nature of the company and its operations. This is explained on page 5 in the corporate social responsibility section, which form part of the “Other information,” rather than the audited financial statements. Our procedures on these disclosures therefore consisted solely of considering whether they are materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appear to be materially misstated.

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Our audit effort in considering climate change was focused on evaluating management's assessment of the impact of climate risk, physical and transition, the adequacy of the company's disclosures in the financial statements as set out in note 2 and conclusion that there was no further impact of climate change to be taken into account as the material assets and liabilities are valued based on market pricing as required by IFRS.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) that we identified. These matters included those which had the greatest effect on the overall audit strategy, the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>Valuation of Financial Assets at fair value through profit and loss – Commodity Contracts</p> <p>2024 USD 4,205,844,628 (2023: USD 5,982,333,244)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (pages 27-28); and Note 7 of the Financial Statements (page 31)</i></p> <p>Risk that Commodity Contracts values are misstated or that valuations are incorrectly calculated, including as a result of management override of internal controls.</p> <p>The Commodity Contracts held comprise a range of commodity derivatives that are used by the company to provide holders of issued securities with exposure that is designed to track the price of commodity futures.</p> <p>The Commodity Contracts are carried at fair value as a Financial Asset.</p> <p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied (including the risk that the valuation methodology has not been determined in accordance with the terms of the applicable prospectus) and in the source and timing of valuation inputs utilised.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Commodity Contracts.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Commodity Contract valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We obtained independent confirmation, from the contract counterparty, of the contractual value of contracts as at the reporting date.</p> <p>We agreed the valuation methodology applied to the definition set out in the prospectus and validation of key inputs used to derive the value of the Commodity Contracts. This included agreement on a sample basis of the price of the referenced commodities or commodities indices to external pricing sources as at 31 December 2024 against relevant IFRS requirements.</p> <p>We recalculated the value of a sample of Commodity Contracts held at 31 December 2024, representing 93% of the total value of Commodity Contracts held.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Commodity Contracts that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of the Commodity Contracts is not materially misstated.</p>

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>The balance of Commodity Contracts represents in excess of 99% of the company's total assets as at 31 December 2024 (2023: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>Specifically, in addressing the risks of management override of controls, we assessed the Commodity Contracts valuation for evidence of management bias, considered whether any significant unusual transactions arose based on our understanding of the Company and its activities and tested the appropriateness of journal entries recorded in the general ledger and other adjustments made in the preparation of the financial statements.</p>	
<p>Valuation of Financial Liabilities at fair value through profit or loss – Commodity Securities</p> <p>2024 USD 4,206,399,190 (2023: USD 5,997,681,648)</p> <p><i>Refer to the Accounting policies (pages 27-28); and Note 8 of the Financial Statements (pages 32-33)</i></p> <p>Risk that values of securities in issue are misstated or that valuations are incorrectly captured.</p> <p>The Commodity Securities in issue comprise a range of financial instruments that provide holders of issued securities with exposure to movements in prices of associated commodities without needing to take physical delivery.</p> <p>The Commodity Securities are carried at fair value as a Financial Liability.</p>	<p>Our response to the risk comprised:</p> <p>We walked through the company's systems, controls and process implemented in respect of the valuation of Commodity Securities.</p> <p>We assessed the design of the company's systems and controls implemented in respect of Commodity Securities valuation.</p> <p>In executing our strategy, we adopted a fully substantive approach.</p> <p>We assessed the appropriateness of the valuation methodology applied, comprising the use of traded security prices to value the Commodity Securities, against relevant IFRS requirements.</p> <p>We independently obtained security prices using external pricing sources at the balance sheet date.</p>	<p>There were no matters identified during our audit work on valuation of Commodity Securities that we brought to the attention of the Board of Directors of the company.</p> <p>Based on our testing we are satisfied that the valuation of Commodity Securities is not materially misstated.</p>

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Risk	Our response to the risk	Key observations communicated to the Board
<p>The risk comprises the risk of errors in both the valuation methodology applied and, in the source, and timing of valuation inputs utilised.</p> <p>The balance of Commodity Securities represents in excess of 99% of the company's total liabilities as at 31 December 2024 (2023: 99%) and therefore any error in valuation approach could be significant.</p> <p>The risk has remained consistent with that observed in the prior year.</p>	<p>We recalculated the value of Commodity Securities held at 31 December 2024, by multiplying the security price by the confirmed security balance in issue. This represented 100% of the total value of Commodity Securities in issue.</p>	

Our application of materiality

We apply the concept of materiality in planning and performing the audit, in evaluating the effect of identified misstatements on the audit and in forming our audit opinion.

Materiality

The magnitude of an omission or misstatement that, individually or in the aggregate, could reasonably be expected to influence the economic decisions of the users of the financial statements. Materiality provides a basis for determining the nature and extent of our audit procedures.

We determined materiality for the company to be US\$42.4 million (2023: US\$60.1 million), which is 1% (2023: 1%) of Total .Assets. We believe that Total Assets provides us with an appropriate basis for audit materiality as Total Assets reflects the relevant exposure of holders of issued securities to the underlying asset base,

There has been no change in the basis of materiality used compared to the prior year.

Performance materiality

The application of materiality at the individual account or balance level. It is set at an amount to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements exceeds materiality.

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

On the basis of our risk assessments, together with our assessment of the company's overall control environment, our judgement was that performance materiality was 50% (2023: 50%) of our planning materiality, namely US\$21.2m (2023: US\$30.05m). We have set performance materiality in both periods at this percentage in response to the value of errors identified and corrected in the financial statement close process.

Reporting threshold

An amount below which identified misstatements are considered as being clearly trivial.

We agreed with the Board that we would report to them all uncorrected audit differences in excess of US\$2.12m (2023: US\$3.01m), which is set at 5% of materiality, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds.

We evaluate any uncorrected misstatements against both the quantitative measures of materiality discussed above and in light of other relevant qualitative considerations in forming our opinion.

Other information

The other information comprises the information included in the annual report set out on pages 1 to 12, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the annual report.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which the Companies (Jersey) Law 1991 requires us to report to you if, in our opinion:

- 2
5
B
A proper accounting records have not been kept by the company, or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- 2
5
B
A the financial statements are not in agreement with the company's accounting records and returns; or
- 2
5
B
A we have not received all the information and explanations we require for our audit

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)**

Responsibilities of directors

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 12, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Explanation as to what extent the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect irregularities, including fraud. The risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

However, the primary responsibility for the prevention and detection of fraud rests with both those charged with governance of the company and management.

We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that are applicable to the company and determined that the most significant are those that relate to the reporting framework, comprising IFRS and the Companies (Jersey) Law 1991. In addition, we concluded that there are certain significant laws and regulations that may have an effect on the presentation and disclosure of the financial statements being the applicable Listing Rules of the Central Bank of Ireland (Investment Market Conduct) and UK Listing Authority Rules;

We understood how WisdomTree Commodity Securities Limited is complying with those frameworks by making enquiries of the directors and key management of the administrative service provider. We corroborated our enquiries through our review of minutes of Board meetings, papers provided to the board and correspondence received from regulatory bodies and noted no contradictory evidence;

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF WISDOMTREE COMMODITY SECURITIES LIMITED (continued)

We assessed the susceptibility of the company's financial statements to material misstatement, including how fraud might occur by understanding the investment objectives of the Company and discussing with management to understand where reporting was considered susceptible to fraud. Where this risk was considered to be higher, we performed audit procedures in response to the identified fraud risk. These procedures included testing of transactions to supporting documentation, testing of specific accounting journal entries, and focused testing, including that referred to in the key audit matters section above. These procedures were designed to provide reasonable assurance that the financial statements were free from fraud or error;

Based on this understanding we designed our audit procedures to identify non-compliance with such laws and regulations. Our procedures involved reading board minutes to identify any non-compliance with laws and regulations, a review of any associated reporting submitted to the board on compliance with laws and regulations and enquiries of members of management of the appointed administrative service provider;

²⁵_{BA} As the Company operates in the asset management industry the Audit Partner assessed the experience of the engagement team and concluded that the team had the appropriate competence and capabilities.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Financial Reporting Council's website at <https://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities>. This description forms part of our auditor's report.

Other matters we are required to address

²⁵_{BA} Following the recommendation from those charged with governance, we were appointed by the company on 3 December 2019 to audit the financial statements for the year ending 31 December 2019 and subsequent financial periods.

The period of total uninterrupted engagement including previous renewals and reappointments is 6 years, covering the years ending 31 December 2019 to 31 December 2024.

The non-audit services prohibited by the FRC's Ethical Standard were not provided to the company and we remain independent of the company in conducting the audit. The audit opinion is consistent with the additional report to those charged with governance.

Use of our report

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Ove Toennes Svejstrup
for and on behalf of Ernst & Young LLP
Guernsey, Channel Islands
Date: 28 April 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。